

令和6年12月

指宿市議会会議録

第4回定例会

指宿市議会会議録目次

令和6年第4回市議会定例会

会期日程	1
11月27日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	5
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第100号～議案第107号（決算特別委員長報告，質疑，討論，表決）	6
議案第131号～議案第150号一括上程	19
提案理由説明	19
議案第131号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	30
議案第132号（質疑，委員会付託省略，表決）	31
議案第133号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	31
議案第134号～議案第150号（質疑，委員会付託）	32
散 会	34
12月13日	
議事日程	35
本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
地方自治法第121条の規定による出席者	35
職務のため出席した事務局職員	36
開 議	37
会議録署名議員の指名	37
一般質問	37
新川床 金 春 議員	37

1. 財政改革について	
2. 指宿温泉まちづくり公社への関与について	
松 下 知 恵 議員	55
1. 女性が活躍できる町づくりについて	
2. 投票率の向上について	
3. 高齢者等の福祉について	
東 伸 行 議員	72
1. 山川港の機能強化と港を中心とした地域活性化について	
2. 特別支援学級について	
田 中 健 一 議員	84
1. 畠久保畜産団地への道路について	
2. 国民宿舎かいもん荘跡について	
3. 投票率向上について	
東 勝 義 議員	91
1. 学校部活動の地域クラブへの移行について	
2. ヘルシーランドの管理運営について	
3. 稼げるまちづくりについて	
延 会	104

12月16日

議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
地方自治法第121条の規定による出席者	105
職務のため出席した事務局職員	106
開 議	107
会議録署名議員の指名	107
一般質問	107
高 田 チヨ子 議員	107
1. 子育て支援について	
2. ゴミのポイ捨てについて	
3. 帯状疱疹ワクチンについて	
4. 投票率について	

山本敏勝議員	120
1. 市民の安心安全について	
2. 道路の安全管理について	
3. 観光について	
吉村重則議員	132
1. 公共施設について	
2. 農業問題について	
3. マイナ保険証について	
下川床泉議員	145
1. 人口減少対策について	
2. 中学校部活動の地域移行について	
新宮領実議員	157
1. 防犯対策について	
2. 土木施策について	
3. 温泉配湯について	
4. 観光施設の維持管理について	
議案第151号上程	174
提案理由説明	174
議案第151号（質疑，委員会付託）	175
散会	175

12月20日

議事日程	177
本日の会議に付した事件	178
出席議員	179
欠席議員	179
地方自治法第121条の規定による出席者	179
職務のため出席した事務局職員	180
開議	181
会議録署名議員の指名	181
市長発言の申出	181
新川床金春議員の発言取消申出の件	182
議案第140号～議案第142号（委員長報告，質疑，討論，表決）	182
議案第139号，議案第143号及び議案第144号（委員長報告，質疑，討論，表決）	183

議案第134号～議案第138号及び議案第145号（委員長報告，質疑，討論，表決）	188
議案第146号（委員長報告，質疑，討論，表決）	196
議案第149号～議案第151号（委員長報告，質疑，討論，表決）	201
議案第147号及び議案第148号（委員長報告，質疑，討論，表決）	202
議案第152号～議案第158号一括上程	203
提案理由説明	204
議案第152号～議案第158号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	207
議員派遣の件	209
市長挨拶	209
閉議及び閉会	210
参考資料	
議員派遣書	211

第 4 回 定 例 会

令和 6 年 12 月 議 会

令和6年第4回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 24日間（11月27日～12月20日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
11月27日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・議案第100号～議案第107号 (決算特別委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・議案第131号～議案第150号一括上程 (議案説明) ・議案第131号及び議案第133号 (質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・議案第132号 (質疑, 委員会付託省略, 表決) ・議案第134号～議案第150号 (質疑, 委員会付託)
28日	木	休 会	一般質問の通告限 (12時)
29日	金	〃	
30日	土	〃	
12月1日	日	〃	
2日	月	〃	総務水道委員会 (10時開会)
3日	火	〃	文教厚生委員会 (10時開会)
4日	水	〃	産業建設委員会 (10時開会)
5日	木	〃	
6日	金	〃	
7日	土	〃	
8日	日	〃	
9日	月	〃	
10日	火	〃	
11日	水	〃	
12日	木	〃	
13日	金	本会議	・一般質問
14日	土	休 会	
15日	日	〃	
16日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・議案第151号上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託) 総務水道委員会
17日	火	休 会	
18日	水	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限 (12時)

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
19日	木	休 会	
20日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新川床金春議員の発言取消申出の件 ・ 議案第134号～議案第151号 (委員長報告, 質疑, 討論, 表決) ・ 議案第152号～議案第158号一括上程 (議案説明, 質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決) ・ 議員派遣の件

第 4 回 定 例 会

令和6年11月27日

(第1日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和6年11月27日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第100号 令和5年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第101号 令和5年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第102号 令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第103号 令和5年度指宿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第104号 令和5年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第105号 令和5年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第9 議案第106号 令和5年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第10 議案第107号 令和5年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について
- 日程第11 議案第131号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 議案第132号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第133号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合同規約の変更について
- 日程第14 議案第134号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第15 議案第135号 町の区域の変更について
- 日程第16 議案第136号 いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第137号 池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第138号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第139号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について

- 日程第20 議案第140号 指宿市部設置条例の一部改正について
- 日程第21 議案第141号 指宿市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第22 議案第142号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理  
に関する条例の制定について
- 日程第23 議案第143号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第24 議案第144号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正  
について
- 日程第25 議案第145号 指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について
- 日程第26 議案第146号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第27 議案第147号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3  
号）について
- 日程第28 議案第148号 令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）に  
ついて
- 日程第29 議案第149号 令和6年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）につい  
て
- 日程第30 議案第150号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）  
について

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 2 番 議 員 松 下 知 恵  | 3 番 議 員 山 本 敏 勝  |
| 4 番 議 員 前 原 五 男  | 5 番 議 員 東 勝 義    |
| 6 番 議 員 西 田 義 哲  | 7 番 議 員 新宮領 實    |
| 8 番 議 員 恒 吉 太 吾  | 9 番 議 員 田 中 健 一  |
| 10 番 議 員 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 福 永 徳 郎 | 15 番 議 員 高 田 チヨ子 |
| 16 番 議 員 前之園 正 和 | 17 番 議 員 下川床 泉   |
| 18 番 議 員 西 森 三 義 |                  |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 黒 永 英 樹 |
| 教 育 長   | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長 | 渡 部 徹 也 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 鴨 崎 一 郎 | 農 政 部 長 | 内 村 喜代志 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長 | 紺 屋 聖 一 |
| 総 務 課 長 | 濱 上 和 也 | 人事秘書課長  | 木 下 英 城 |
| 企画政策課長  | 東 忠 孝   | 財 政 課 長 | 上 村 圭一郎 |
| 水 道 課 長 | 湯ノ口 繁 生 |         |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 池 水 拓 也 | 主幹兼調査管理係長 | 下 川 裕 一 |
| 主幹兼議事係長 | 川 畑 裕 二 | 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 |

**△ 開会及び開議**

午前10時00分

**○議長（西森三義）** ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、令和6年第4回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

**△ 会議録署名議員の指名**

**○議長（西森三義）** まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、東伸行議員及び井元伸明議員を指名いたします。

**△ 会期の決定**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの24日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの24日間と決定いたしました。

**△ 議案第100号～議案第107号（決算特別委員長報告、質疑、討論、表決）**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第3、議案第100号、令和5年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、から、日程第10、議案第107号、令和5年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

8議案は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしてありましたので、決算特別委員長の報告を求めます。

**○決算特別委員長（下川床泉）** 皆さん、おはようございます。決算特別委員会に付託されました、議案第100号から議案第107号までの8議案について、10月11日、15日、21日から23日の延べ5日間の日程で、関係課職員の出席を求め慎重に審査いたしましたので、その経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、審査に当たり、議決の目的に沿って執行されたものかどうか、執行効果が上がり、住民の福祉向上に寄与したかどうかなどの観点から審査を行い、また、指宿市営野球場1塁側防球ネット設置工事、指宿港海岸整備事業の2か所の現地調査も行い、慎重に審査いたしました。

その結果、議案第101号から議案第107号までの7議案については、いずれも全員一致をも

って認定すべきものと決しました。

また、議案第105号から議案第107号までの3議案のうち、剰余金処分については、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、議案第100号については、反対討論として、委託事業で不用額の精算がされていない金額があり、令和5年度分を事前調査した結果、作業員が2名以上欠になっても満額払っていた。作業員がいない金額を積算すると1,200万円。指宿市に返納してもらう金額がありましたけれど、それを支払っていますので反対するというものがあり、起立採決の結果、起立多数により認定すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました決算に関する主な質疑、主な意見について、議案ごとに申し上げます。

まず、議案第100号について、申し上げます。

まず、健幸・協働のまちづくり課所管分について。

ゆるやかにつながる小さなまち・むらづくりという事業について、どのような取組をして、どのような成果があったのかとの質疑に対し、事業費は集落支援員の人件費が主なものになっており、自治会長がパソコンを使って資料を作成する際の補助などを行っているとの答弁でした。

意見として、ころばん体操やS I B事業は、市民の健幸づくりに大変寄与していると思いますので、参加者をどんどん募るような努力をしていただきたいというものがありました。

次に、人事秘書課所管分について。

職員の不調の原因としては、どのようなものが多いのかとの質疑に対し、多いのはメンタルによるものになる。健康相談や心の悩みは、産業医等を活用して対策に努めているとの答弁でした。

意見として、市職員の約7割の方が何らかの健康被害や障害があるという結果が出されたことに関しては、重く受け止めるべきであるというものと、いぶすき観光デザインは、設立当初、4・5年したら独り立ちすると聞いていた。今でも5,400万円の補助を出してますから、独り立ちできるように、早急な取り組みをしていただきたいというものがありました。

次に、企画政策課所管分について。

お試し滞在サポート事業を活用して、定住された方々が何名いるのかとの質疑に対し、お試し滞在サポート事業を利用された方は延べ75人で、そのうち移住に結びついたのは、定住準備金を活用された方で13世帯24名である。また、指宿市ウェルカム移住支援金を5世帯12名の方が利用されたほか、新築や住宅を購入された方々は15世帯32名となっているとの答弁でした。

次に、危機管理課所管分について。

防犯灯について、見回りなどの点検はされているのかとの質疑に対し、定期的な確認を年

1回、10月から3月の暗くなるのが早くなる時期に実施しているとの答弁でした。

意見として、防犯灯が古くなって、まだLED化されていないものがある。しっかりと点検し、早急に更新するような手続を取っていただきたいというものがありました。

次に、選挙管理委員会事務局所管分について。

投票所のスロープは完備されているのか、市民のために投票所がしっかりとしているのかとの質疑に対し、段差解消のスロープ等については、簡易なものは需用費の中で支出させていただいているとの答弁でした。

意見として、車いすの方が投票に行くときに困難だという声を聞いたことがある。1票はその人の権利なので、しっかり行使できるような対策をしていただきたいというものがありました。

次に、長寿支援課所管分について。

緊急通報装置の新規給付台数が17台というのは少ないように感じるが、周知活動はされているのかとの質疑に対し、見守りグループの方々や民生委員の方々に、ひとり暮らしで不安な方がいらっしゃれば、こういう緊急通報装置があるので、是非、検討するように説明してくださいということで周知をさせていただいている。そういった方々が気付いた家庭には説明をされて、増えているという地域も見られるところであるとの答弁でした。

意見として、緊急通報装置により、命が救われることもあるので、1人でも多くこの装置を使っただけのように取り組んでいただきたいというものがありました。

次に、地域福祉課所管分について。

保育環境改善等事業の安全対策事業で、送迎バスへの子供の置き去り防止を支援する安全装置の装備に必要な経費の支援を行っているが、どのような装置なのかとの質疑に対し、バスの置き去り防止のブザーが主なもので、降りるときに運転手の所と最後部に付いているブザーを押さないとドアが閉まらないようにするなどの装置になっているとの答弁でした。

次に、健康増進課所管分について。

指宿医療センターで産科医の寄附講座をしているが、分娩件数はどうなっているのかとの質疑に対し、令和5年度は105件となっているとの答弁でした。

次に、生涯学習課所管分について。

地域学校協働活動推進事業は、令和5年度は前年度と比べてどうだったのかとの質疑に対し、学校応援団活動として、各学校行事等の支援に入らせていただいている。活動参加の延べ実績が1,980件、ボランティア参加者数が5,319人、ボランティア登録者数が448人となっているとの答弁でした。

意見として、郷土芸能の保存会においては、数百年の伝統を有する団体もあると聞く。指宿市の文化財としての貴重な団体が解散の危機にある。危機感を持って継承に向けて早急な対応策を講じていただきたいというものがありました。

次に、学校給食センター所管分について。

地元の生産品を使って給食を作るという取組は行っているのかとの質疑に対し、毎月19日の食育の日に合わせて、指宿旬野菜の日を設けており、指宿産の野菜を使った給食の提供を行っているとの答弁でした。

意見として、指宿市は農業、漁業、畜産業が盛んに行われている。できる限り地元産にこだわり、学校給食の食材に使っていただきたいというものがありました。

次に、指宿商業高校所管分について。

スクールカウンセラー配置事業において、どういう相談が多いのかとの質疑に対し、スクールカウンセラーについては、生徒、保護者、教員を対象に相談を受けている。友人関係や成績の不振などについて、相談や助言を行っているとの答弁でした。

次に、教育総務課所管分について。

教職員住宅について、何戸の住宅に教職員の方が住まわれているのかとの質疑に対し、教職員住宅につきましては、元々は校長住宅等であったが、老朽化が進んでおり、随時処分を行っているところである。令和5年度は、12戸に入居していたとの答弁でした。

次に、学校教育課所管分について。

タブレットの活用がほかの県と比べたら少ないと思うが、どのような状況かとの質疑に対し、導入したタブレットをしっかりと先生方に使っていただいて、子供たちにタブレットの良さ、学習することの良さを伝えていこうということで研修に取り組んでいるとの答弁でした。

教育支援センターの登録児童が増えているが、なぜ増えているのかとの質疑に対し、開聞・山川地区にツマベニ教室ができて、開聞中、山川中校区の児童たちが通いやすくなったということや、教育支援センターの意図などが保護者、学校、地域にも周知がなされて、気軽に通級できる、気軽に相談できるということで、利用者が増えているところであるとの答弁でした。

意見として、タブレットをうまく使って、予習復習もできるような体制にするためには、先生方の教育も必要だと思うので、やっていただきたいというものがありました。

次に、市民課所管分について。

コンビニ交付の利用状況は、全体の何%ぐらいなのかとの質疑に対し、コンビニ交付の利用状況については、住民票の写しは1,982件で利用割合は14.3%、印鑑登録証明書は1,406件で利用割合は15.9%となっているとの答弁でした。

マイナンバーカードの令和5年度末の保有率はどれぐらいかとの質疑に対し、保有率は76.5%となっているとの答弁でした。

意見として、マイナンバーカードの保有率が76.5%ということなので、コンビニで住民票や印鑑証明が取れるということを周知して、事務事業をスムーズにできるようにしていただ

きたいというものがありました。

次に、税務課所管分について。

令和5年度分の市税の徴収率がすごく上がっているが、何か努力されたことがあるのかとの質疑に対し、地方税法第739条の5に基づく県への徴取引継ぎを実施したことや、指宿市滞納整理基本方針に基づき、現年度分の新規滞納の早期解消、積極的な財産調査、差押えの強化などを図ったことが徴収率が向上した要因と考えているとの答弁でした。

次に、スポーツ振興課所管分について。

いぶすきフットボールパークの維持管理は、幾ら掛かっているのかとの質疑に対し、2,002万8,476円となっているとの答弁でした。

意見として、フットボールパークの照明の明るさと陸上競技場の明るさが違い過ぎると指摘があり、陸上競技場を明るくしてほしいという声がある。市民の健康づくり、そして、スポーツの振興のために取り組んで頂きたいというものがありました。

次に、商工水産課所管分について。

道の駅いぶすき事業について、令和4年度と比べると、入場者数と売上げが増えているのに、いぶすき観光デザインからの納付金が減っている理由は何かとの質疑に対し、キャッシュレス決済の増加により手数料が増えたことや、第2駐車場の借上料96万円を道の駅いぶすきで負担をしているということ、そして、令和6年2月から、店頭販売商品でアルカリ電解水の仕入れを開始し、仕入れに200万円を支出したが、その収入が令和5年度中に入っていないことが減った理由となるとの答弁でした。

つくり育て管理する漁業推進事業で、ヒラメやマダイの放流などをやっているが、これの効果を調査しているのかとの質疑に対し、放流するマダイやヒラメの稚魚を生産しているかごしま豊かな海づくり協会が毎年度、水揚げされるマダイやヒラメを調査して、放流した個体が一定数含まれているということが確認をされているとの答弁でした。

意見として、イッシーバスがなくなって乗り合いタクシーの運行で病院などに行ってる方がいるが、帰りの便が早過ぎて対応ができないという方もいるので、地域間でそういう相談がありましたら、適時対応していただきたいというものがありました。

次に、観光課所管分について。

インバウンド周遊滞在推進事業は、どのような事業をされて、どのような成果があるのかとの質疑に対し、指宿駅に観光コンシェルジュを2名配置して、中国語と英語で案内をしている。そのことによって、外国人に対するスムーズな案内ができているとの答弁でした。

新しい観光素材創出事業ということで、池田湖でボートを使ったりいろいろなことをしているようだが、成果をどのように捉えているのかとの質疑に対し、指宿大好き体験ということで、NPO法人に実施をしていただいている。その中でも、池田湖のマリンスポーツ等は人気があり、令和5年度においても、前年度を超える参加者の実績があるので、成果は出てい

るものと考えているとの答弁でした。

意見として、指宿大好き体験事業に39メニューがあるということだが、それらを精査しながらマンネリ化することなく、新しいものなど充実したものにしていきたいというものがありませんでした。

次に、観光施設管理課所管分について。

観光施設管理事業のレイクグリーンパーク及び指宿市池田湖畔艇庫の926万円は、指定管理料と艇庫と分けた場合、幾らずつになるかとの質疑に対し、金額については、合算で指定管理料とさせていただいているとの答弁でした。

公園管理事業で、セントラルパークや池田湖遊園地、魚見岳などの草刈り作業は、年何回ぐらいするようになってきているのかとの質疑に対し、セントラルパークについては、観光協会を指定管理者として指定しており、草刈り業務として年8回程度、除草作業として年5回程度、魚見岳自然公園については、土木課からまちづくり公社に業務を委託しているとの答弁でした。

意見として、観光地として、観光施設はきれいにしてくださいというものがありませんでした。

次に、環境政策課所管分について。

河川、海域の水質検査を毎年行っているが、その中で問題があるところがあるのかとの質疑に対し、河川では、湊川、新川、新田川、逆瀬川、清水川、無瀬川でBODの基準値を超えていた。海域では、宮ヶ浜海岸、吹越海岸、山王川河口、山川地域の無瀬川河口でCODが基準値を上回っている状況であったとの答弁でした。

鰻池の水質改善対策事業は、これまでの機械を続けてリースされていて、その効果はどうかとの質疑に対し、水質改善装置については、現在も継続して使用しており、令和4年度から令和11年度までの8年間のリース契約を締結している。水質については、安定した状況が続いているとの答弁でした。

意見として、河川、海域の水質検査において、観光指宿を標榜するに足る水質を図るべきであるので、これまで以上に厳格に行うようにしていきたいというものがありませんでした。

次に、建設監理課所管分について。

地籍調査の進捗率は何かとの質疑に対し、全体の面積124.52km<sup>2</sup>に対して、令和5年度で96.38%を終了しているとの答弁でした。

次に、土木課所管分について。

市内19か所の普通公園等の維持管理を指宿温泉まちづくり公社に委託しているが、年何回草払いをするようになってきているのかとの質疑に対し、年に4回から6回ということで指示しているとの答弁でした。

市道で草が生い茂っているところがあるが、公園と同じように委託事業者が確認を行っているのか、市の職員が行くのかとの質疑に対し、まちづくり公社に委託しているが、我々管理

者としてもパトロールをしながら確認をしている。また、市民や利用者、通行者の方々からの電話等で報告を受けた場合も確認に行っているとの答弁でした。

意見として、普通公園や道路をまちづくり公社に委託しており、作業員が足りなくて3か月、半年遅れているが、そこに満額支給をしている。作業員がいないということで、道路の草刈りが先送りされている現状を打破するためには、造園業や建設業に委託をして、しっかりと計画どおりできるようにしていただきたいというものがありました。

次に、都市・海岸整備課所管分について。

秋元川の災害防除事業の進捗率は幾らになっているのかとの質疑に対し、全体延長505mのうち、令和5年度末で318m完成し、62%の進捗率となっているとの答弁でした。

指宿港海岸整備事業の進捗率はどうなっているのかとの質疑に対し、令和5年度の事業費ベースでの進捗率は75%となっているとの答弁でした。

次に、建築課所管分について。

魚見団地平屋のトイレ簡易水洗化工事は、全てが終わったということかとの質疑に対し、平成29年度から工事を行っており、54戸のうち、5年度末で43戸の整備が終わっている。令和6年度に残りの11戸を整備して、事業完了する予定であるとの答弁でした。

意見として、住宅の収入未済額が1,800万円程度あるということなので、減らしていけるような対策を取ってほしいというものがありました。

次に、農業委員会事務局所管分について。

機構集積支援事業の中で農地の利用状況調査や利用意向調査をされているが、その結果はどうだったのかとの質疑に対し、毎年、利用状況調査をした結果、新規で発生した遊休地に関しては、地権者等に今後の農地の利用意向について調査をするようになっており、その件数が令和5年度は12件であった。農地中間管理事業を活用して、農地として再生したいという回答が5件、自ら耕作を再開したいというのが3件、残りの4件は未回答であったとの答弁でした。

意見として、タブレットを導入して、会議の中で現地調査をした場所の画像が見られて、全ての人が、その現状を見ながら審査できるようにしていただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について。

産業連携推進費で270万円支出しているが、どのような事業を行っているのかとの質疑に対し、地域活性化起業人制度を活用した取組の3年目に当たり、連携企業である株式会社アグリゲートから派遣をいただいた人材を中心に、山川高校においてパッションフルーツの規格外品を活用したジャム作りなど、首都圏で売れるような商品づくりを中心に活動していただいたとの答弁でした。

意見として、農業施設管理費で、山川多目的研修館、開聞農業構造改善センター、開聞営

農研修センター，開闢加工センターがあるが，これの稼働の状況を見て統合するようなことも検討していただきたいというものがありました。

次に，耕地林務課所管分について。

有害鳥獣捕獲事業費について，令和4年度と比べて令和5年度の決算額が増えている要因は何かとの質疑に対し，令和4年度との比較において，イノシシの頭数が100頭ほど増えているのが大きな要因であるとの答弁でした。

意見として，農家の作物を守るために，ヒヨドリへの対策として，防鳥ネットの予算もつけていただきたいというものがありました。

次に，ふるさと納税課所管分について。

令和4年度と比べて，令和5年度の寄附金額が減った原因は何かとの質疑に対し，マンゴーの実の付きが非常に悪く，4月の中旬頃から寄附受付ができなくなり，マンゴーだけで9,000万円ほど寄附額が落ちてしまったのが一番の原因であるとの答弁でした。

意見として，ふるさと納税を増やすために，いろいろなところを勉強して商品開発をしていただきたいというものがありました。

次は，議案第101号について，申し上げます。

特定健診や人間ドックの受診率がなかなか上がらないということで苦労していると思うが，どのような対策を行ったのかとの質疑に対し，広報紙等での周知や，医療機関等へのポスター掲示をお願いし，AIを活用した受診勧奨として，一律の同じ内容ではなく，個別にその方の既往歴等を基に，AIがこういう文章にしたら受診してくれるだろうというようなことを判定して，それぞれに通知を出す事業を行っているとの答弁でした。

意見として，特定健診を受けることによって病気を未然に防ぐことができるので，受診率が上がるように努力してもらいたいというものがありました。

次は，議案第102号について，申し上げます。

体力測定を延べ73会場で772人，栄養・口腔教育を110回以上ということで活動されていますが，参加されなくなった方々についての対応はしているかとの質疑に対し，公民館長や民生委員，様々なボランティアをしている方などから情報をもらい，状態があまり思わしくないというような状況があった場合には，自宅に行ったり，極力会う場を設けて状況を確認したりというようなことも行っているとの答弁でした。

次は，議案第103号について，申し上げます。

ころぼん体操の会場や地域が増えているが，70歳になった人たちが入りづらいということを知ったことがあるが，その対策はどうしているかとの質疑に対し，特に取組は行っていないが，事業を推進していくためには，若い方々の参加が必要になるので，今後，協議しなければならないと考えているとの答弁でした。

意見として，地域でころぼん体操というすばらしい取組をしているので，いろんな方が健

康づくりに参加できるような取組をしていただきたいというものがありました。

次は、議案第104号について、申し上げます。

値上げの料金改定をしたが、利用者の数が約18万人と極端に増えているのはどういう理由があるかとの質疑に対し、この利用者数には、前売り券販売の人数も含まれている。料金改定をする際、旧料金で前売り券を販売していたので、そのときに駆け込みで前売り券を購入した方も多数いたということで、利用者数が多くなっているとの答弁でした。

エレベーターが老朽化しているが、どのような検討をされたのかとの質疑に対し、エレベーターは毎月定期点検を行っているが、建築後年数がかなり経っている。現在、総合的に駐車場整備やエレベーターの在り方等について検討しないといけないと思っており、関係課と協議しているところであるとの答弁でした。

意見として、エレベーターが怖いということで、唐船峡に行けないと障害者の方が言っている。障害者の方が唐船峡に来られるようにしていただきたいというものがありました。

次は、議案第105号について、申し上げます。

有収率が少し改善されたということだが、管の更新はしっかり進んでいるのかとの質疑に対し、古い管を随時更新しているが、まだ大きな送水管などが進んでない状態なので、そちらを随時進めているところであるとの答弁でした。

意見として、指宿市水道事業経営戦略を基に、しっかりとした経営戦略を立てていただきたいというものがありました。

次は、議案第106号について、申し上げます。

下水道事業の令和5年度末での進捗率はどれぐらいかとの質疑に対し、545haを計画しており、整備済み面積が481.53ha、未整備面積が63.47haとなっているとの答弁でした。

意見として、下水道事業の接続率の向上を是非図っていただきたいというものがありました。

次は、議案第107号について、申し上げます。

給湯戸数が12戸減とあるのは、どういう理由で減になっているのかとの質疑に対し、最近、若い方々でお風呂の釜が汚れたりということで、あまり温泉を好まない方々がいて、その方々が貸家に入ったときに使わないという傾向があるとの答弁でした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時44分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、前之園正和議員。

**○16番議員(前之園正和)** 議案第100号、議案第101号、議案第102号について、それぞれ反対討論を行います。

決算認定においては、単に予算どおりの執行であるかどうかということだけでなく、地方自治体の本旨である住民福祉の向上、増進を図ることが基本とされているかどうか、市民の願いがかなえられているかどうかも重要な判断指標となります。市民、特に子育て世代の保護者にとって、今、切実な願いは18歳までの子供の医療費無料化と学校給食費の無償化が筆頭に挙げられると思います。この願いは切実であり、県内を見ても多くの自治体で実現しており、今や指宿市は遅れた自治体と言わざるを得ない状況です。令和5年度決算においても、取り残されたままとなって執行されております。負担が大きくなって支払いに苦慮している国保税を抑えるための法定外繰入もやられていません。自衛隊の名簿提供については、義務でないにも関わらず、個人情報勝手に流出させていますが、関連する何がしかの支出もあります。形だけと言わざるを得ない除外申請でなく、本人の了解を得ることを基本とすべきであります。市民の願いに添った予算であり、執行であるかという視点からすれば、問題を含んでおりますので、反対をいたします。

次に、議案第101号であります。国保の特別会計決算であります。国保税条例が改正をされ、所得割、均等割、平等割がそれぞれ引き上げられ、予算時における試算において、4人家族所得115万の場合で、国保税額は17万9,200円から3万2千円上がって21万1,400円になるとのことでした。本国保特別会計は、国保税値上げがなされての予算であり、執行であります。国保税値上げは市民被保険者の願いに逆行するものです。一般会計からの繰入れを含めて、被保険者の願いに添った予算を組み執行すべきです。そのような立場から、本議案に反対をいたします。

議案第102号、後期高齢者医療特別会計決算であります。令和5年度の前年10月から病院等の窓口負担が1割から2割に引き上げられ、令和5年度は当初からその影響を受けております。物価高騰の影響などもあり、窓口負担増は高齢者の生活をますます苦しみ、受診控えにもつながる事態となっています。そもそも後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保などの健康保険から切り離し、別立てしている制度です。後期高齢者の後期高齢者医療制度の廃止を求める立場から、本会計の予算及び決算に反対をいたします。

**○議長(西森三義)** 次に、新川床金春議員。

**○13番議員(新川床金春)** 議案第100号について、反対の立場で討論します。議案第100号の

中に、市民の税金が無駄に支出されていると、2年前から担当部に改善をお願いしてきましたが、いまだに改善されていません。新型コロナウイルスのまん延により観光客が激減し、砂むし会館施設事業は、市は4年間で約2億5,000万円赤字出しています。指定管理者は、市が2億5,000万円の赤字を出している中、令和5年度2,217万円、令和2年から4年間で7,410万円、正味財産を増やしています。令和5年度の指定管理者の正味財産は1億9,102万円になります。第三セクターで正味財産が1億9,000万ある第三セクターは、県内県外にありますか。私が調べて中では、第三セクターは赤字で困っているところが多いんです。そのような状況下で1億9,000万持っている、この1億9,000万が出借金がありますので、約1億、仮に市民に還元できたら、市民の負担を軽減できると思います。

そして、決算委員長報告でもありました委託事業の中の道路公園管理で作業員が不足し、作業が3か月から半年遅れているのに、委託料を満額支払っている。市道は草が生い茂っています。あれで満額払っていいのかなという思いがします。私が積算した中では、1,000万は令和5年度で無駄な事業を市として出していると思います。これは、市として指定管理者と、指定管理料と委託料を適正に管理できていないということがあると私は思います。市民の負託を受けて行政運営しているのであれば、市民のために働いていただきたい。指定管理料を、指定管理者や委託事業者のために、無駄な税金を出してはいけないと思います。適正な管理をしていただきたいという思いから、今回は決算に反対します。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第103号及び議案第104号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、認定であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第103号及び議案第104号の2議案は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第100号、令和5年度指宿市一般会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、議案第100号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第101号、令和5年度指宿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第101号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第102号、令和5年度指宿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第102号は、認定することに決定いたしました。

次に、議案第105号、令和5年度指宿市水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、

のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第105号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第105号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第106号、令和5年度指宿市公共下水道事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

次に、議案第106号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第106号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号、令和5年度指宿市温泉供給事業会計決算の認定及び剰余金処分について、のうち、決算の認定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号のうち、決算の認定については、認定することに決定いたしました。

た。

次に、議案第107号のうち、剰余金処分について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号のうち、剰余金処分については、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第131号～議案第150号一括上程

**○議長（西森三義）** 次は、日程第11、議案第131号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、から、日程第30、議案第150号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、までの20議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

#### △ 提案理由説明

**○市長（打越明司）** おはようございます。私が市長に就任してから12回目の本会議の初日を迎えますが、初めて雨が降っておりませんでした。非常にうれしい気持ちでありました。前回は台風と重なって、本会議がずれたものですから、今度から晴れになるかもねと思っていたんですが、おかげ様で今日は雨が降りませんでした。

それでは、余計なことを言わずに、提案理由の説明をしたいと思うんですが、その前に、先の定例会以降に実施しました主な行事等について、報告させていただきます。

まず、9月25日に株式会社東条設計、9月30日に三光機械株式会社へ、企業版ふるさと納税感謝状の贈呈を行いました。株式会社東条設計は、令和4年10月にオープンしたIKEDAKOPAXの設計をされており、これまで多くの市民や観光客が訪れるなど、本市の賑わい創出や地域活性化にも大いに貢献をいただいています。また、三光機械株式会社は、創業者の今村光雄氏が山川出身という御縁もあり、旧山川町の時代から多くの寄附をいただいております。これまでサッカー場整備や山川小学校の緞帳の購入、福祉・教育、図書購入、防犯灯設置など、多くの事業に活用させていただいています。今回いただいた寄附は、市の地方創生に関する取組として、たまたま箱温泉一帯リニューアル事業や子供たちへの支援・育成に向けた未来の宝応援プロジェクトに活用させていただきます。地域づくりの推進、地方創生をはじめとした様々な政策を実現するため、今後も引き続き、市政へのお力添えをいただきながら、「将来が楽しみになる町、指宿」創りに取り組んでまいります。

次に、温泉の恵みに感謝する第77回指宿温泉祭を9月28日、29日に開催しました。昨年同様、ハンヤ踊りに多くの市民や姉妹都市の人吉市・千歳市の市長をはじめとした訪問団が参加くださったことに加え、今年度は千歳市との姉妹都市盟約締結30周年を迎えたことを記念し、公立千歳科学技術大学「光一天」にお越しいただき、YOSAKOIソーランの演舞で祭りに更なる活気を与えていただいたところでもあります。ハンヤ踊りをはじめ、各イベントや湯権現祭典、神輿の渡御、花火大会など、2日間を通して多くの方に御来場いただき、大盛況のうちに終えることができました。

次に、居住人口や交流人口の減少が進む中、人口維持に向け地域全体で持続可能な集落づくりに取り組むことを目的として、10月1日に地域おこし協力隊の委嘱を行いました。今回委嘱した柳田優美さんは、山川支所を拠点として、鰻地区の集落づくりを目指したうなぎの里再生プロジェクトを担当していただきます。まずは地域を知り、地域に溶け込んでいただきながら、これまでの技能や経験を生かして、新たな角度、切り口から集落づくりに取り組んでいただくことを期待しております。

次に、全国で生産されている鰻節類水産加工品の品質向上を図り、鰻節類加工業者の生産、技術、販売についての意欲向上を目的とした全国鰻節類品評会及び全国鰻節類業者大会が10月16日、17日に開催されました。この大会は、農林水産祭の一環として、かつおぶしの三大産地である静岡県焼津市・枕崎市・本市において4年ごとに交代で開催されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、本市では16年ぶりの開催となったところでもあります。

かつおぶしの産地である本市は、古くから琉球貿易や遠洋漁業の基地として長く栄えてきました。その中でも、かつおぶしの最高級品である本枯本節は、日本一の生産量を誇っております。今後も指宿鰻節の優位性を生かしながら産地や商品のブランド化を進め、地域内外での水産業の活性化や消費量の増加に取り組んでまいります。

次に、10月20日に第18回スポーツフェスタいぶすきを開催しました。これまで市民体育祭として開催してきましたが、今回から名称を変更し、2年ぶりの開催となりました。また、スポーツフェスタに合わせて、会場周辺でマルシェも同日開催をし、競技の参加者や応援に訪れた家族連れなど、多くの方々が買い物を楽しむ姿も見られたところでもあります。第2部として午後から開催されたスポーツ体験会でも、各競技を楽しむ参加者の様子が見られ、スポーツのすばらしさを感じるイベントとなりました。

次に、ころばん体操を始めてから今年で10年目を迎えたことを記念し、10月30日に指宿市民会館において、指宿市ころばん体操10年目記念式典を開催しました。式典では、平成27年から取り組んでいる23地区の表彰のほか、特別講師によるころばん体操の取組効果に関する講演なども行われたところでもあります。

現在は、地域住民が主体となり72会場で取り組まれており、交流の場になっています。今

後も活動等を通して、介護予防の取組を進めてまいります。

来月7日、8日には、なのはな館において、いぶすき産業まつりを開催します。また、1月12日にはいぶすき菜の花マラソン、25日、26日にはいぶすき菜の花マーチを開催予定であり、現在、鋭意準備を進めているところであります。市といたしましては、様々なイベントを市民と一緒に盛上げて、多くの方々に楽しんでいただき、まちを元気づけてまいりたいと考えておりますので、これからも皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

今次、第4回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、補正予算の専決処分の承認を求める案件が1件、人事に関する案件1件、一部事務組合に関する案件1件、新たに生じた土地の確認に関する案件1件、町の区域の変更に関する案件が1件、指定管理者の指定に関する案件が4件、条例に関する案件が6件、補正予算に関する案件5件の計20件であります。

補正予算に関する5件につきましては、各会計の歳入歳出予算の総額について、一般会計に4億4,741万9千円を、国民健康保険特別会計に12万3千円を、介護保険特別会計に21万2千円をそれぞれ追加し、あわせて、公営企業会計のうち、水道事業会計において、収益的支出に10万7千円を、公共下水道事業会計において、収益的支出に18万8千円を、資本的収入に600万円を、資本的支出に840万円を追加しようとするものであります。

それでは、議案の提案理由につきまして、まず、議案第131号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

この補正予算は、10月9日に衆議院が解散したことに伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙費1,885万4千円であります。急を要しましたことから、令和6年10月9日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第132号、教育委員会委員の任命について、であります。

本案は、教育委員会委員中村みゆき氏が、令和7年2月22日をもって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条に規定する4年間の任期満了を迎えることから、同氏を引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、同氏の住所、生年月日につきましては、お示しのとおりであります。

何とぞ、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第136号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、議案第137号、池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について、議案第138号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、及び議案第139号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、の4議案であります。

これらの案は、各施設における、令和7年4月1日からの指定管理者の指定について、地方

自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第140号、指宿市部設置条例の一部改正について、であります。

本案は、全国的に人口減少とそれに対応する組織の簡素化が進む中で、本市の将来像を見据えた人口規模等の実情に見合った組織体制の構築に向けて、効率的・効果的な行政運営を行うための組織の整備を行いたいことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第143号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、これまで議会のほうでも議論を重ねていただいておりますが、子供に係る医療費の助成について、必要な財源等の検討を行った結果、来年度から、非課税世帯の子供たちに加えて、課税世帯の中学生までの子供についても、自動償還払い方式から現物給付方式に変更しようとするものであります。子育て期の家庭への支援を拡充する方向で、必要になる条例の改正をしようとするものであります。

このほかの議案や詳細な事業内容等につきましては、関係部長等に説明させていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○総務部長（渡部徹也）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページを御覧ください。

まず、議案第131号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,885万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を282億7,005万1千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費1,885万4千円の補正につきましては、去る10月27日に執り行われた、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費を計上したものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款16県支出金1,885万1千円の補正につきましては、説明欄にお示しの選挙費委託金であります。

款21諸収入3千円の補正につきましては、説明欄にお示しの雇用保険料被保険者負担金であります。

次は、提出議案の4ページを御覧ください。

議案第133号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組

合規約の変更について、であります。

本案は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいことから、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、令和7年3月31日限りで大口地方卸売市場管理組合が解散することに伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から大口地方卸売市場管理組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更を行うものであります。

なお、変更後の規約は、令和7年4月1日から施行しようとするものであります。

次は、提出議案の12ページを御覧ください。

議案第140号、指宿市部設置条例の一部改正について、であります。

本案は、経営改善計画に基づき、効率的・効果的な行政運営を行うための組織の整備をりたいことから、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、市民生活部と健康福祉部を統合して名称を市民福祉部とし、産業振興部と農政部を統合して名称を産業振興部とするものであります。

また、部の再編に伴い、各部の所掌する事務についての整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及びこの条例の一部改正に伴い改正が必要となる関係条例の一部改正について、規定しているところであります。

次は、提出議案の16ページを御覧ください。

議案第141号、指宿市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、であります。

本案は、指宿市固定資産評価審査委員会に置く書記の人数を増員するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、指宿市固定資産評価審査委員会の委員長が市長の同意を得て市職員から1人を任命している同委員会の書記について、事故や急病等の不測の事態が発生し書記が欠けた場合、委員会運営に大きく支障を来すことから、書記の人数を1人から2人に改正するものであります。

なお、附則において、公布の日から施行するものとしております。

次は、提出議案の18ページを御覧ください。

議案第142号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、であります。

本案は、刑法等の一部を改正する法律、及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が公布されたことから、関係する条例の所要の改正をするため、この条例を制定しようとするものであります。

改正の主な内容は、令和7年6月1日から禁錮及び懲役を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、改正が必要となる市条例の規定中、禁錮又は懲役を拘禁刑に改めるも

のであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところでありませぬ。

次は、提出議案の31ページを御覧ください。

議案第146号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億4,741万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を287億1,747万円にしようとするものであります。

第2条で、繰越明許費を設定するものであります。内容につきましては、8ページの第2表繰越明許費でお示しの事業について、繰越明許費を設定するものであります。

第3条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、8ページの第3表債務負担行為補正でお示しの事項について、債務負担行為の追加をするものであります。

第4条で、地方債の補正をするものであります。内容につきましては、9ページの第4表地方債補正でお示しの事業債について、限度額を変更するものであります。

今回の補正予算の各目に人件費を計上しております。これにつきましては、職員の育児休業や10月1日付けの人事異動による予算の整理及び鹿児島県最低賃金の引上げに伴う会計年度任用職員の報酬等を計上するものであります。

なお、人件費につきましては、31ページからの給与費明細書を参照していただきますようお願い申し上げます、以後の説明は割愛させていただきます。

なお、今回の補正予算の概要につきましては、別冊の提出議案の概要16ページから18ページに記載しておりますので、併せて御参照いただき、以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の21ページを御覧ください。

議案第143号、指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について、であります。

本案は、子供に係る医療費の助成について、窓口負担を必要としない現物給付方式とする対象者の範囲を拡大するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、条例の名称を改めるとともに、現物給付方式とする対象者を、課税世帯の15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供へ拡大するものであります。

また、自動償還払い方式から、原則、現物給付方式へ変更することに伴い、医療費給付に

係る条項及び字句の整理を行うものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日、経過措置、準備行為及びこの条例の一部改正に伴い改正が必要となる関係条例の一部改正について規定しているところであります。

次は、提出議案の25ページを御覧ください。

議案第144号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、児童扶養手当法施行令が一部改正されたことに伴い、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、ひとり親家庭等の医療費助成を受けることができる対象者に係る規定について、引用条項の整理を行うものであります。

なお、附則において、公布の日から施行するものとしております。

なお、提出議案32ページの議案第147号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、及び33ページの議案第148号、令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の2議案につきましては、鹿児島県最低賃金の引上げに伴う会計年度任用職員の報酬等のみの補正となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**産業振興部長（鴨崎一郎）** それでは、命によりまして、産業振興部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の8ページを御覧ください。

議案第136号、いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について、であります。

本案は、いぶすき山川港特産市場の指定管理者として、株式会社芙蓉商事を指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年7月1日から8月30日までを応募期間として公募を行いましたところ、1団体の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。

株式会社芙蓉商事を選定した理由につきましては、第1に、平成24年度から3期約13年間にわたり、指定管理者として適切な施設運営を行ってきた実績があり、コロナ禍においても堅実な経営に努め、令和5年度においては、過去最高の入館者数と利益額を上げるなど、運営状況は良好であるということ。第2に、候補者の基幹業務である清掃・ビルメンテナンスのノウハウを活かした安定的かつ効率的な施設の維持管理が期待できること。第3に、定期的な特産品PRイベントの開催や地元食材を目玉としたレストランのメニュー展開が計画されており、また、従業員の雇用についても地元を優先した積極的な人材確保に努める計画となっ

ており、多方面において地域への波及効果が期待できること。第4に、指定管理料を0円とし、利益の25%を市への納付金として納付することが計画されており、また、新たに道の駅の機能強化として、防災支援用品の確保や福祉・子育て支援に関する取組も計画されていることなど、地域貢献への取組が大いに評価できることから、いぶすき山川港特産市場の指定管理者候補者として適任であると判断し、選定したところであります。

なお、指定の期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものであります。

次は、提出議案の9ページを御覧ください。

議案第137号、池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について、であります。

本案は、池田湖観光施設公園の指定管理者として、株式会社d a n k e nを指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年7月1日から8月30日までを応募期間として公募を行いましたところ、1団体の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。

株式会社d a n k e nを選定した理由につきましては、第1期指定管理者として適切な施設運営・管理に努め、定期的にマルシェやライブイベント等を開催し誘客を図っていること。観光案内業務等について、ノウハウを十分に有し、従業員が研修を行うための体制も整備されており、適切な管理運営が図られることが期待できること。候補者の財務状況から、安定した財政運営が期待できること。厨房等を活用した自主事業として、引き続きカフェ業態の営業を計画しており、これまで同様に本市への来訪者の確保に大いに寄与することが期待できることなどから、池田湖観光施設公園の指定管理者候補者としてふさわしいと判断し、選定したところであります。

なお、指定の期間については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものであります。

次は、提出議案の10ページを御覧ください。

議案第138号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者として、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社を指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

一般財団法人指宿温泉まちづくり公社につきましては、市の施策の円滑な推進を図る上で、施設の設置目的と密接に関連する目的の第三セクターとして設置された団体であり、平成18年9月より約18年余り指定管理者として、同施設の安定的な管理・運営を行っており、利用客の確保に努めております。

また、利用者ニーズに応じた改善実績があり、管理運営に必要なノウハウや人材を保有し

ていることに加え、地域と連携したイベント等も積極的に実施しているため、今後も利用者増加、サービス向上、地域活性化が期待できます。

さらに今回、使用料制から利用料金制へ変更することから、これまで実績のある公社において経営改善を図りつつ、その効果を検証し、次回以降の公募や今回新たに導入する納付金制度の在り方を検討していく必要があることから、指定管理者候補者の選定につきましては、公募によらず、指宿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第9条第1項の規定を適用させていただき、候補者を選定したものであります。

なお、指定の期間については、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間とするものであります。

次は、提出議案の27ページを御覧ください。

議案第145号、指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について、であります。

本案は、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容は、ヘルシーランド温泉保養館、多目的広場及び露天風呂の使用料を改定するとともに、露天風呂において、天然砂むし温泉施設及び山川砂むし保養施設と同様に、新たに、ゴールデンウィーク期間等の特別期間において、上限額の範囲内で使用料を設定できるようにするものであります。

なお、附則において、改正条例の施行期日及び経過措置を規定しているところでありませぬ。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（高田博憲）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の6ページを御覧ください。

議案第134号、新たに生じた土地の確認について、であります。

本案は、国土交通省が工事を施工した指宿港海岸公有水面埋立（湯の浜地区）が竣工したことから、本市の区域内に新たに生じた土地の確認をするため、地方自治法第9条の5第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

新たに生じた土地につきまして御説明申し上げますので、参考資料の1ページの埋立竣工区域平面図を併せて御覧ください。

御確認いただく土地は、湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面埋立地で、竣工面積は2,124.53㎡であります。

次は、提出議案の7ページを御覧ください。

議案第135号、町の区域の変更について、であります。

本案は、国土交通省が工事を施工した指宿港海岸公有水面埋立（湯の浜地区）が竣功したことから、前議案第134号の確認により、新たに生じた土地を湯の浜二丁目に包括し、本市の町の区域を変更しようとすることから、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容につきまして御説明申し上げますので、参考資料の1ページを御覧ください。

新たに生じた土地は、湯の浜二丁目の地先に位置することから、今回この区域を湯の浜二丁目に包括変更しようとするものであります。

湯の浜二丁目に包括される区域は、湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番に至る間の土地に接する道路に接する護岸の地先公有水面埋立地であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○教育部長（紺屋聖一）** それでは、命によりまして、教育部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

提出議案の11ページを御覧ください。

議案第139号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、であります。

本案は、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者として、そらまめの会パートナーズを指定したいことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年7月1日から8月30日までを応募期間として公募を行いましたところ、1団体の応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定したものであります。

そらまめの会パートナーズとは、現在指宿図書館及び山川図書館を運営している特定非営利活動法人本と人をつなぐそらまめの会と、全国で書籍・雑誌の販売や図書館管理運営業務の受託及び代行業を行う株式会社図書館流通センターとの共同企業体であります。

そらまめの会パートナーズを選定した理由につきましては、第1に、特定非営利活動法人本と人をつなぐそらまめの会が4期約18年にわたり指宿図書館及び山川図書館を運営してきた地域密着型の運営実績と、全国にネットワークを広げる株式会社図書館流通センターの図書館経営基盤という両者の強みを活かした地域の課題解決型図書館として、市民力の向上に寄与することや、各種団体との連携・協働を図ることなどが提案されていることから、人づくり・つながりづくり・地域づくりへの貢献が今後も期待できること。第2に、図書館の管理運営上、必要な有資格者を配置し、職員研修を計画するなど、利用者へのサービス向上及び職員の資質向上への対応が図られている。また、現在の指定管理者の従業員の継続雇用及び新たに従業員を採用する際は、地元雇用を優先するなど、地域貢献に努める計画が評価できることから、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者候補者として適任であると判断

し、選定したところであります。

なお、指定の期間については、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（湯ノ口繁生）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案につきまして、御説明申し上げます。

提出議案の34ページを御覧ください。

議案第149号、令和6年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市公営企業会計補正予算書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款水道事業費用の第1項営業費用を10万7千円追加し、水道事業費用を6億8,852万3千円に、営業費用を6億4,907万5千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、人事異動に伴う職員給料等の人件費及び会計年度任用職員の報酬単価改定に伴う給料及び手当等の増額であります。

第3条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を10万7千円追加し、1億520万7千円にしようとするものであります。

なお、7ページ以降に補正予算実施計画などの説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、提出議案の35ページを御覧ください。

議案第150号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市公営企業会計補正予算書の21ページを御覧ください。

補正の内容は、第2条におきまして、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出に係る第1款公共下水道事業費用の第1項営業費用を18万8千円追加し、公共下水道事業費用を7億5,746万6千円に、営業費用を7億2,092万3千円にしようとするものであります。

内訳につきましては、人事異動に伴う職員給料等の人件費及び会計年度任用職員の報酬単価改定に伴う給料及び手当等の増額であります。

第3条におきまして、予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち、収入に係る第1款公共下水道事業資本的収入の第7項工事負担金を600万円追加し、公共下水道事業資本的収入を3億7,933万5千円に、工事負担金を823万5千円に、支出に係る第1款公共下水道事業資本的支出の第1項建設改良費に640万円、第7項予備費に200万円追加し、公共下水道事業資本的支出を5億3,034万1千円に、建設改良費を1億7,974万7千円に、予備費を300万円にしようとするものであります。

内訳につきましては、収入が令和6年度実績見込みに伴う受益者負担金の増額、支出は十町土地区画整理事業取付管布設に伴う委託料の増額、污水管渠建設費の委託料に充用したことから、今後の不測の事態に備えるため予備費の増額であります。

第4条におきまして、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を18万8千円追加し、3,083万9千円にしようとするものであります。

なお、25ページ以降に補正予算実施計画などの説明書を添付してありますので、参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時46分  
再開 午後 0時03分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第131号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

まず、議案第131号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第131号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第131号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第131号を採決いたします。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第131号は、承認することに決定いたしました。

**△ 議案第132号（質疑，委員会付託省略，表決）**

○議長（西森三義） 次に、議案第132号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第132号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第132号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、議案第132号を採決いたします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第132号は、同意することに決定いたしました。

**△ 議案第133号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

○議長（西森三義） 次に、議案第133号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第133号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第133号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第133号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第133号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第134号～議案第150号(質疑, 委員会付託)

**○議長(西森三義)** 次は、議案第134号から議案第150号までの17議案について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

**○13番議員(新川床金春)** 議案第138号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、質疑させていただきます。

1番目に、利用料金制にするということだが、私は自主事業品のタオル、バスタオルの販売が市の歳入に入れればいいなと思っていましたが、今回利用料金制にすることで、市のほうに利用料金として幾ら納入されるのか、納入額についてお願いします。

2番目に、先ほどの討論でもしました、正味財産が1億9,100万あります。利用料金制にすると、そのお金がそのまま残るのではないかと危惧します。全ては市民の税金から出たお金ではないかなと思います。その1億9,000万の取扱いはどのようにされるのか、質疑します。よろしくをお願いします。

**○産業振興部長(鴨崎一郎)** まず、利用料金制に関する市への納付額ということの御質疑でございますが、今回、指定管理の利用料金制に変えるということで、仕様書の内容が大分変わっております。その中で、ここの納付額については、仕様書を読み上げますが、「指定管理者は指定管理業務による売上の原則「1億円以上の額」を市に納付金として納付することとします。ただし、著しい社会情勢の変化や運営管理上の特別な事情が発生した場合などには、市・指定管理者の双方が納付金の変更について協議し決定することができる」ということになってございます。具体的な手続については、この仕様書に記載してございますので、そういった取扱いになろうかと思っております。

それから、2つ目にありました正味財産の件についてですが、まちづくり公社自体は御承知のとおり一般財団法人であり、第三セクターであるということになります。そういった法人のその事業活動の中で適切に使っていくということになるのではないだろうかというふ

うに考えております。

**○13番議員（新川床金春）** ただいま、利用料金が市のほうに1億円以上の納付ということで答弁をもらいましたが、これまでは使用料金の歳出と収入の差は幾らあったのか。そして、正味財産は一般財団法人だから、そして第三セクターだからって、何かあやふやなんですよ。12年前に公益財団法人から一般財団法人に変更したことで、県の監査はなく、担当、まちづくり公社の監査員だけが監査することで、見えないところがたくさんありました。この1億9,000万が妥当なのかどうか、どうするべきか、私は外部監査をして適正な処理をしてほしいと思いますが、そういうことをする考えはないのか、お願いします。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 0時19分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** まず、収支の差額というところなんですが、細かい数字は、今、手元にはないんですが、おおよそ3,000万円程度ということになります。使用料のほうも3,000万円あります。年によって、先ほどコロナ禍の話もありましたけど、差額については、例えばとんとんであったりとか、同額であったりとか、同額に近い額であったりということもございますので、おしなべて3,000万円程度ということでございます。

それから、もう一つ、先ほど来あります、その正味財産の関係ですが、ここについては再三申し上げていますが、一般財団法人指宿温泉まちづくり公社のほうで理事会等を経て、その辺の運営はされるものというふうに考えております。詳細につきましては、また委員会等でも不足する質疑等についてお答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○13番議員（新川床金春）** 昨年の決算書の収入と比べればですよ、3,000万か4,000万だったと思うんですよ。それが一挙に5,000万増えるというのは、どういうことなのかなと。1億になるわけですから、すごいなと、良かったなと思えますけれども、やっぱり適正なですね、やり取りがほしかったなというのと、私が今まで追いかけてきたのは、正味財産が増えているのはどういうことかという市民の声からこの問題を追及してきております。実際、指宿市が2億5,000万の赤字をやっているときに、一般財団法人だからといって12年間で1億円積み立てたんですよ。中にはまだ見えないものが、県の外部監査がないおかげで、見えないものがいっぱい出てきて、指宿市と市民が泣いていると私は思います。この1億9,000万の中の1億円は、どうにかして市民生活を豊かにするようにやっていただきたいと思いますと思う気持ちがあるので、この問題をどう今後していくのか。まちづくり公社に任せたって、自分たちのお金は出しませんよ。第三セクターだったら、行政としてそれだけの指導はできないのか、市民のためにしっかりと指導していただきたいと思いますので、答弁を求めます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） お答えいたします。まちづくり公社に関してということでございますと、なかなか私のほうからということの答弁はできないところなんです、指定管理者のその指定管理の在り方等々については、今回もこの指定議案にもございますとおり、中身をしっかりと見ていくと。利用料金制に変わったことで、その状況等について、しっかりと把握ができるということになりますので、今後のその指定管理者、これまでの指定管理者というところでの問題については、ある程度確認をしていくことは可能かというふうに思っております。

○議長（西森三義） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第146号を除く16議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第146号については、各常任委員会の所管に従い分割付託いたします。

いずれも、休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

○議長（西森三義） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 0時24分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 東 伸 行

議 員 井 元 伸 明

# 第 4 回 定 例 会

令和6年12月13日

(第2日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和6年12月13日 午前10時01分 開議



1. 議事日程

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|          |         |          |         |
|----------|---------|----------|---------|
| 2 番 議 員  | 松 下 知 恵 | 3 番 議 員  | 山 本 敏 勝 |
| 4 番 議 員  | 前 原 五 男 | 5 番 議 員  | 東 勝 義   |
| 6 番 議 員  | 西 田 義 哲 | 7 番 議 員  | 新宮領 實   |
| 8 番 議 員  | 恒 吉 太 吾 | 9 番 議 員  | 田 中 健 一 |
| 10 番 議 員 | 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 | 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 | 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 | 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 | 福 永 徳 郎 | 15 番 議 員 | 高 田 ちよ子 |
| 17 番 議 員 | 下川床 泉   | 18 番 議 員 | 西 森 三 義 |

---

1. 欠席議員

16 番 議 員 前之園 正 和

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|                  |         |             |         |
|------------------|---------|-------------|---------|
| 市 長              | 打 越 明 司 | 副 市 長       | 黒 永 英 樹 |
| 教 育 長            | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長     | 渡 部 徹 也 |
| 市民生活部長           | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長      | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長           | 鴨 崎 一 郎 | 農 政 部 長     | 内 村 喜代志 |
| 建 設 部 長          | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長     | 紺 屋 聖 一 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 濱 上 和 也 | 人 事 秘 書 課 長 | 木 下 英 城 |

|                |         |           |         |
|----------------|---------|-----------|---------|
| 企画政策課長         | 東 忠 孝   | デジタル戦略課長  | 大岩本 幸 司 |
| 危機管理課長         | 打 越 貴 人 | 財 政 課 長   | 上 村 圭一郎 |
| 長寿支援課長         | 上川床 聡   | 商工水産課長    | 宮 地 主 税 |
| 観 光 課 長        | 山 下 浩 二 | 観光施設管理課長  | 園 田 浩一郎 |
| スポーツ振興課長       | 竹 山 修 一 | 農地林務課長    | 村 元 重 夫 |
| 土 木 課 長        | 東 恵 一   | 学校教育課長    | 船 間 秀 仁 |
| 学校給食センター所長     | 水 流 弘 樹 | 農業委員会事務局長 | 小 吉 建 治 |
| 山川支所長          | 岩 林 茂 樹 | 開 聞 支 所 長 | 七 夕 勝 彦 |
| 健康・協働のまちづくり課主幹 | 高 杉 ゆみ子 | 学校教育課指導主事 | 西 山 泰 佑 |

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 池 水 拓 也 | 主幹兼議事係長   | 川 畑 裕 二 |
| 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 | 議 事 係 主 任 | 鮎 川 富 男 |

## △ 開 議

午前10時01分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び福永徳郎議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○13番議員（新川床金春） 皆さん、おはようございます。13番、新川床。

議会は、市民の代表者の集まりとして、市政の監視、評価して、市民福祉の向上や地方自治の真の目的を果たすために活動するのが当たり前であります。議員は、議会活動を行い、その職務の遂行にあたり、公共利益を優先し、良心に従ってその職務を誠実に遂行する義務があります。私は、日本税制学会協議会会員として、子供につけを回さない。そのために、る一般質問しますので、答弁は簡潔で的確にお願いします。

1番目の財政改革について、財政改革の進捗について、①事務事業の見直しによる効果として、令和4年の市長選挙で、市の財政状況は火の車であると、市民に財政改革の必要性を強く訴え、1万1,618名の市民から市の財政再建の負託を受けた打越市政が誕生しました。令和4年2月から令和6年11月までに、どのような事務事業の見直しを実施したのか、伺います。あわせて、事務事業の見直しで市民生活が豊かになったのか。市民の生活を脅かす税金等の負担はどうなったのか、答弁を求めます。

2番目の指宿温泉まちづくり公社への関与について、（1）市道・公園の委託事業について、①市道・公園の管理状況と草払い作業の進捗状況について、市民から市道沿いの草払いが定期的に実施されていないので、市道に草が生い茂り、最悪の場所は沿道ではなく、道路の中心まではみ出しているところがあり、交通事故が発生しないか心配であると苦情いただいています。担当課には、市道の草払い作業に対する苦情や要望が年間どれだけ来ているのか、答弁を求めます。

以上で、1回目の質問終わります。

○市長（打越明司） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

答弁に先立って、御報告をさせていただきたいと思いますが、御案内のとおり、12月の5

日に、おかげさまで山川の砂むしの砂湯里がリニューアルオープン、リスタートを切ったところではありますが、併せてその前に、11月の後半に、ここでも随分いろいろ御心配いただき、議論をいたしましたがおかげ様で、御支援によりまして、非常に豊かな蒸気、湯量を持った温泉を獲得することができました。是非とも現場に行って、その状況を、またつぶさに見ていただきたいと思いますが、このことによって非常に指宿は、将来にわたって、この豊かな蒸気や蒸気泉又は湯量が指宿の大きな財産になって、将来に大きな楽しみを作ってくれたなということに非常に感謝をしているところでもあります。また、ちょうどリニューアルオープンの翌日、12月の6日に5省庁が後援をしております全国温泉総選挙におきまして、その湯治ウェルネス部門において第1位と、優勝の座を勝ち取ったということで表彰をしていただいたところでありました。非常に、この間、様々な全国ネットを含めたテレビや新聞等で数々取り上げていますので、皆さんも、もう十分に御存じだと思いますけれども、これもまた、指宿の武器であります。温泉、更には砂むし温泉、これが非常に全国的に改めて評価をいただいているというようなことを実感した瞬間でありまして、今後の指宿にとっては非常に大きな財産を作っていけるなというふうに感じているところでもあります。

御報告とさせていただきたいと思いますが、新川床議員のほうから、財政改革についての進捗に関する御質問をいただきました。御案内とおおり、財政再建は非常に、将来にわたって、議員も言うておりますように、子供につけを残さないという言葉を使っていますが、我々は将来に負担を先送りしない、そういう言い方をしますけれども、そういう同じ方向性を持って、今、取り組んで、3年目を迎えたところでもあります。就任1年目については、各地の情報、いろんな町の財政的な数字、そういったものを収集をしながら、指宿の今の財政の状況、組織の状況、事業の在り方について非常に分析をさせていただきました。2年目に、皆様御案内のとおり、それを基にした経営改善計画を発表させていただいて、その経営改善計画にのっかって、これから令和12年を目標にしながら、これを進めていくということで、皆さんにお示ししたところでもあります。今、その計画が発表されてからちょうど丸1年ちょっと経ちまして、決算が出たのは令和5年度の決算1回でありますけれども、市長に就任してからは4年度の決算と5年度の決算、2回の数字が報告されているところでもあります。この財政に関わるいろんな指標というのは、皆さんがよく、人間ドックや検診に行ったときにいろんな数値を目にするわけですが、その数値を見ながら、どこが悪くなってきたな、どこを注視しなきゃいけないなということが非常に分かりやすい数値として出るわけですが、同じように財政も、やっぱり毎年の決算の中身を見ながら、その中で自分たちの町の今の位置というのが分かりやすいわけです。これを全国の中でどうだろうか、鹿児島県の中ではどうだろうかということによく見ながら、そして、経営改善計画という我々が持っている手法を基にして、そこに向かってやっていく。その行き着く先は、やはり、今、新川床議員のほうから話が出たように、将来に大きな負担を残してはならないということで、それが正に、

私が訴えてきた将来が楽しみなまちづくりということであります。そういう中から、一つ、今、ここまでの取り組みを少しお話をしたいと思いますが、この基本は、やはり入るを量りて出ざるを制すという言葉がありますが、財政の運営の1番大事な指針だと。これはもう全国の方々がよく使われる言葉ですが、入るを量りて出ざるを制すというのは、一体どれくらいの収入があるのか、あるいはどれくらいの収入を求めていかなければならないのか、ということがまずは大事だと。それにのっとった上で出ていくものを決めていくということになります。これを基本に考えながら、この運営に当たってきたということであります。御案内のとおり、令和5年に経営改善計画を策定しました。そして、この経営の目標達成の中の基本原則としては、これも再三述べておりますが、収入の範囲内で支出を抑えるということが大原則。そしてもう一つは、借金はこれ以上増やさないということで、返したお金よりも多くは借りないと、この二つを守っていくことを旨として、今、財政運営に当たっているという状況であります。現実としては、それまでのこの財政運営の中で収入よりもたくさんの支出が繰り返されていた時代がありますので、非常に経常的な、毎年、出ていくお金を本当にその収入どおりにやっていくのは誠に難しいということはありません。ですから、実はお詫びに、今年の春にも書かせてもらいましたが、なかなかこれを十分に達成できていないという状況は反省点の1つだと思います。ただ、一気に財政で、歳出を歳入にびたっと合わせてやり始めると、相当な血を流すことになる。言い方を変えれば、市民の方々が急激な変化に耐えられないというようなこともありますので、少しずつ少しずつ、そこは入りと出を見ながら、さじ加減を大事にしていかなければいけないというのは皆さんも感じておられることだと思います。そういう中で、収入の確保をしていこう、あるいは、今、できることから事務事業の見直しなど様々な取組をしていこうということで、この間、一生懸命、それについては心を砕いてきたというような状況であります。一つだけ、この令和5年度の決算に様々な順位がついていますが、その中で、我々の手法の一つとしております経常収支比率、毎年入ってくる収入、毎年出ていかざるを得ない支出、これの比率が指宿は非常に高いということで、県内19位、18位というところをずっと、要するに最下位に近いところは低迷をしてきたわけでありまして、5年度の決算で、前年度19市で18位であったものが、13位に上がってきました。13位というのは、県下一周駅伝で言うとCクラス優勝ぐらいの状態、あるいはBクラス入りが狙えるところまで、今、来ていると。しかし、実はそのすぐ下の、我々は今91.9%が経常収支比率なんですけれども、92%、我々よりも1%財政状況が苦しいところが3市並んでおまして、ちょっと油断をすともう直ちにもう1回、17位か18位に落ちてしまうというぐらい、今、ここの部分では争っているわけではないんですけれども、財政状況はなかなかシビアなところに、今、いるという状況で、下位グループから少しずつ脱却しつつあるというのが正しい姿かなというふうに思います。これ以外の詳しい内容につきましては、担当課長のほうから説明をさせたいと思いますので、ちょっと冒頭の答

弁が2回に分けられて行いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、それ以外の質問につきましては、担当部長、課長のほうから説明をいたします。

**○財政課長（上村圭一郎）** 財政改革について、という御質問いただきました。財政改革につきましては、先ほど市長からもございましたとおり、入りを量りて出づるを制す。この方針の下、進めているところでございます。まず、入りの部分につきましては、収益的な施設について、民間的な発想も導入しながら、施設における課題解決や、自らの施設は自らの経費で運営するといった、市民に余分な負担をさせないという考えの下、施設使用料の見直しを行い、収入を増やすなど改善を図ってきたところであります。出づるの部分につきましては、経費の削減について努力してきておりますが、大きな削減はかえって市民の負担になることから、事務事業の見直しを行いながら、先送りできるものは翌年度以降に送るなど、少しずつ削減を繰り返し、市の財政の範囲の中でできる限りの調整を行ってきたところでございます。今年度の当初に、職員に対し、市長自ら、最高のサービスを最小のコストでという言葉をも市役所の大原則として示していただきました。この言葉を400名を超える職員と会計年度任用職員まで、市役所で働く全ての職員が理解し、徹底させるにはまだまだ時間が必要であると考えております。このことを職員全員が理解し、徹底して考えるようになることで、健全な財政運営が図られ、適切な組織体制が作られることとなり、ひいては市民サービスのクオリティが上がり、コストが下がっていくものと考えております。令和5年9月に策定しました経営改善計画において、基本原則として償還元金の範囲内で市債の借入れを行うと掲げております。主な財政指標の一つである将来負担比率については、令和3年度決算で46.5%であったものが、令和5年度決算では18.1%に改善することができました。起債残高についても、令和3年度末に約314億8,000万円であったものが、令和5年度末では約308億3,000万円になったところであります。また、基金残高については、令和3年度と比較すると、減債基金に約2億円を積み立てることができ、また、本市を応援したいという方たちや市の特産品などのPR効果により寄附をいただいたふるさと納税をふるさと応援基金に約4億円を積み立てることができました。基金全体では、令和3年度と比較しますと約7億円を増額することができ、将来に備えた準備が進んでいるところでございます。これらのことは、先ほど議員もおっしゃられていました、子供につけを回さないという、次世代を担う子供たちのために財政改革が着実に進み、また、財政基盤を強くしつつあることを示しているものと考えております。経営改善計画を策定し1年数箇月が経過しましたが、将来につけを回さないよう経営改善計画に掲げる目標を達成するため、これからも努力してまいりたいと考えております。

**○建設部長（高田博憲）** 道路に関する要望の件数についてのお尋ねでございました。令和5年度の実績でお答えをさせていただきますが、道路に関する要望、これにつきましては、草刈りであったり陥没等の補修、様々な案件が含まれるものでございますが、令和5年度において95件の御要望をいただいているところであります。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。指宿は莫大な借金があり、市長が財政改革を推進していることについて、全ての職員が把握し、財政改革に取り組んでいると信じていますが、あえて確認させていただきます。財政改革について、事務事業の見直しによる効果として、ただいま答弁いただきました。事務事業の見直しで無駄な事業を見直すのが指宿の財政改革であります。市民が安心して生活できる環境を作るため、そして住みやすい指宿にするため、市民の税負担を軽減する政策はどのようなものがあるのか答弁を求めます。

**○財政課長（上村圭一郎）** 無駄な経費をとということで歳出削減を行いました。令和4年度当初予算の見直しにより、歳出面において約7,400万円を削減し、令和4年度と令和5年度においては、事務事業の見直しにより約3,800万円の削減を行いました。この見直しを行ったことによる財源を基に、移住支援金交付事業や空き家活用の補助事業、そして、小中学校の給食費に係る物価高騰分の補助の拡充や、子育て世代のために子ども医療費の現物支給を拡大するなど、市民のために利活用しているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 令和6年12月現在の財政改革の進捗状況は、当初計画と比べてどの程度になっているのか、答弁を求めます。

**○財政課長（上村圭一郎）** 令和5年度決算に基づきますと、先ほど申し上げたとおり3,800万円ですが、そのほか、経営改善計画を策定しておりまして、すでに着実に進もうとしておりますが、起債残高等については、先ほど申し上げたとおり削減しております。また、基金についても増額しており、その他、普段の執行の中でそれぞれ削減を行ってきておりますが、事業費が予算でさほど変わらない場合もございますけれども、それぞれ、今、やっている無駄な事業をその都度見直しをして、毎年度、削減に向けて努力していっているところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。削減をしているということですが、指定管理者や委託事業者の業務の進捗や効果について、予算査定を実施するのは財政課だと思っております。先ほど、入りを量りて出ざるを制するという言葉がありますが、逆に指定管理者に出したお金が適正に管理しているか。そして、職員、賃金を適正に払っているかという精査は主管課がするようですが、主管課からどのような説明を受け、財政課は次の年度の予算しているのか。私が見る中ではされていないと思います。いい言葉を先ほど言いましたが、逆に財政の支出が適正だったかということは、財政課はしないのか、答弁求めます。

**○財政課長（上村圭一郎）** 委託料などの予算につきましては、業務内容やそれに沿った予算要求が担当課のほうからされて、それを精査し、予算化しております。また、予算を執行する際にも、執行理由や予算額を確認しまして、契約内容等に不備がないかの審査はしております。ただ、業務における検査については、予算を執行し、業務内容を熟知している担当部署が行っており、決算額や業務実績を基に翌年度以降の予算が適正なものとなるよう努めているところでございます。

○13番議員（新川床金春） 市長の公約である財政改革を実現するために私は聞いています。各事業の実績を基に余剰金が出たら、それはなぜこの余剰金が出るのか精査するのが私は財政課だと思っています。担当課はいろんな仕事があります。市の財政を司るの財政課しかないんですよ。実際、余剰金が出たところは、どのようなチェックを財政課ではしてるのか、答弁を求めます。

○財政課長（上村圭一郎） それぞれ各年度の事業におきましては、担当課が検査まで行っており、仕様書に基づいた業務がされているかどうかの確認をしております。その際、業務に余剰金が出た場合、当該年度についてはもうそのままの契約ですが、翌年度以降の予算の際、そこが反映されたりするものと考えております。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。第三セクターで市の指定管理や委託事業を実施している会社で、正味財産を1億以上持つてる会社は全国に何件あるのか、答弁を求めます。

○財政課長（上村圭一郎） 総務省の令和5年3月31日時点の第三セクターの状況に関する調査によりますと、正味財産ということで申し上げますと、一般財団法人が842法人ございますが、その中で1億円以上の正味財産を保有しているのは372法人でございます。

○13番議員（新川床金春） ただいま答弁いただきました。県内で1億以上正味財産持つてる企業は何件あるのか、答弁を求めます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（上村圭一郎） 県内では、四つの法人が1億円以上保有してございます。

○13番議員（新川床金春） それでは、2億以上保有している、約2億円に近い金額を保有している第三セクターは何件あるか、お願いします。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時29分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○財政課長（上村圭一郎） 県内4法人のうち、3法人でございます。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、令和2年度から令和5年度にかけて、市は約2億5,000万円の赤字が出ていますが、間違いないか、答弁を求めます。

○財政課長（上村圭一郎） 反問権を行使させてください。

○議長（西森三義） 反問権を許可いたします。

○財政課長（上村圭一郎） 今の御質問で、市の財政の赤字ということ……

（発言する者あり）

○財政課長（上村圭一郎） 砂楽のことですね。

○13番議員（新川床金春） 指定管理と委託のことで言って、その2億5,000万っていうのは砂むし会館砂楽のことですので、そこの答弁を求めます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

反問権がありますので、産業振興部長。

○産業振興部長（鴨崎一郎） ただいまお尋ねの指定管理ということではありますが、再度、お伺いします。その令和2年度から令和5年度の決算ベースでということではよろしいでしょうか。

○13番議員（新川床金春） 令和2年から5年にかけて、私が聞いたのは5年だったので、もしかしたら4年度の決算ベースかもしれませんが、実際は5年度でもいいです。2億5,000じゃなくて2億でもいいので、そこの数字をお願いします。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの反問権については、執行部も質問者もいいですか、理解できましたか。よろしいですか。

○財政課長（上村圭一郎） 令和2年度から令和5年度につきまして、令和2年度、3年度、4年度については、指定管理料が使用料を上回っておりまして、この4年間で総額しますと約2億3,000万円のマイナスという形になっております。

○13番議員（新川床金春） ありがとうございます。第三セクターで指定管理を受託している法人の正味財産の推移っていうのも、財政課は確認していると思いますので、どのようになっているのか、答弁を求めます。

○財政課長（上村圭一郎） 令和2年度のまちづくり公社の決算書を見させていただいたところ、令和2年度では約1億1,600万円あったものが、令和5年度決算では約1億9,100万円になっているところがございます。

○13番議員（新川床金春） コロナ禍で7千、数千万、利益が、数百万利益が出る指定管理者が指宿にあります。今度、利用料金制にする。その利用料金制の積算根拠について、答弁求めます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） まず、令和5年度ベースの数字からちょっと申し上げますが、利

用者数が約23万1千人という実績がございます。今回、本年度の料金改定によりまして、大幅な改定をしておりますが、そちらでこの25年度ベースの来訪者数で試算をいたしますと、使用料収入として入ってくる金額として3億4,600万円ほどを想定ができるところです。ここについては、現行で砂楽の指定管理料、管理費として2億5,000万円ほど掛かっておりますので、その差額がおおよそ9,400万円ということになります。さらに、この23万人というのが、コロナ禍前の来訪者数、約25万人の来場者を目指すというか、目標にしたときに試算をいたしますと、これが収入としては3億8,000万円ほどということになります。当然、来訪者が増えればそれだけ経費が掛かるんですが、そういったものの経費率等も試算をいたしまして、おおよそ、単純計算でいきますと、先ほど3億6,000万円から25年度ベースで比較をした1億2,800万円という数字になりますが、このうち、先ほど申し上げたその管理経費等々を差し引くと、おおよそ1億1,000万円程度の納付が可能かなという積算になっております。

**○13番議員（新川床金春）** 今、指定管理料の話が出たので、平成29年、30年の指定管理料は幾らになっていきますか。私が見た中では、コロナ前は2億1,000万できていたんですよ。コロナ禍で2億4,000万って上がっていつているんですよ。その差額が3,000万あるんですよ。その差額はどうなっているのかということを知りたいので、分からないのであれば元年だけでもいいですので、答弁は。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 砂楽の指定管理ということで、中には砂むしの里の管理、それからシャワー室の管理等々入っておりますが、ここの28年度の金額につきましては、約2億1,500万円で、29年度が約2億3,600万円、それから30年度が同じく約2億3,600万円。それから、令和元年度が2億5,000万円というふうになっております。

**○13番議員（新川床金春）** すいません。砂むし会館と先ほど言われたものは別々に決算書は載っています。だから、合わせると金額は上がってくるんですよ。砂むし、浴場とかいろんな管理は別です。砂むし会館砂楽だけの金額をお願いします。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 砂楽、施設管理だけで申し上げますが、平成29年度が2億900万円ほど、それから、30年度が2億1,000万円程度になります。それから、令和元年度が2億1,600万円程度というふうになっております。

**○13番議員（新川床金春）** もうタブレットには令和2年からしかないのかもしれませんが、私が今まで保有しているデータで見れば、2億1,000万ぐらいで指定管理を出して、それで赤字を出しているんですよ。なぜかという、公益の金を取り崩すためにやってきました。実際、これで当たり前なのかなという思いがしますがけれども。部長の答弁をいただきましたのであれですけど、私はですね、この会社は、令和6年度末に正味財産が、今年の水準を上回ると約2億2000万、令和7年度には今の説明でいくと2億5,000万から6,000万になる。指宿市民の税金でできた建物で一般財団法人が正味財産をどんどん増やしていく。これはいかななものかなと、もう1回検証しなければいけないなと思います。私は、市長にもお願いしまし

た。市民の宝である砂むし会館の利益を市民に還元するためには、競争原理が働く入札をしていただきたい。なぜ市民が納得するような競争入札をしなかったのか、理由について答弁を求めます。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 今回非公募にした理由ということでございます。今回、使用料・手数料の見直しということで、5段階の評価を各施設しながら、受益者の負担の在り方というものも方針に掲げたところではありますが、そういった中で、これまで観光施設として受益に応じたその負担をいただくというようなことで大幅な改定をいたしました。それに併せまして、先ほど来御説明申し上げている納付金制度に改正をするというようなことで、そういったことと、あと、先ほど市長のほうからもあったかと思うんですが、全国の温泉選挙、湯治ウェルネス部門で全国1位、環境大臣賞も受賞されたというようなこと、そういった全国的にもすばらしい温泉施設を運用していただいたという実績は、これは非常に客観的にすばらしいものだというふうに考えておりますが、一つは、まずこの団体自体が一般財団法人、第三セクターとして施設の設置目的と密接に関係する目的で設置された団体であるというようなこと。それから、先ほど来申し上げている施設の運営、そういったものに熟練を極めていくというようなこと等々含めまして、これまでの実績を多分に評価をした上で、更に今後、利用料金を徴収していく。公募に当たっては、その辺が市として稼げる施設というか、安定的な財源確保というところも含めながら、どういった施設運営をしているのかというようなところで、現在2か年ということで、ここの試行的な取り扱いをさせていただくということで、今回、非公募にということで御提案を差し上げたところでございます。

**○13番議員（新川床金春）** これまで、指定管理者が変わっても、ヘルシーランドは従業員の雇用を継続され、ヘルシーランドで指定管理者は問題なくやっているといます。ヘルシーランドでどのような弊害が発生したのか。先ほどの答弁では、適正な管理をできる職員はそのまま残るんですよ。事務方のトップだけ変わるんですよ。何も作業員の内容は変わりません。指宿市民に少しでも利益が出るようにするのが私は行政の仕事だと思っています。ヘルシーランドでどんな問題が発生したのか、詳細に答弁を求めます。

**○議長（西森三義）** 答弁ができますか。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** ヘルシーランドでどういったことがということですが、今回、御承知のとおり大規模改修等をしてございますが、施設形態、それから、施設のその効率性等を鑑みながら、それと更に、その崩落があった施設等の改修ということで、大掛かりなそういった諸々の状況が変化をするというようなことから、ヘルシーランドについては直営に変えたというような経緯がございます。

**○13番議員（新川床金春）** それでは、競争入札を実施することで、指宿天然砂むし温泉施設の運営ができなくなる根拠について答弁を求めます。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 先ほども説明いたしました、今回、新たな料金体制というところ

ろでの納付金制度，ここが1番，我々としても公募する際の一つの大きな取り決めの目安になっていくというところがあります。

**○13番議員（新川床金春）** その問題は後でします。

以前ですね，指宿市は，資源ごみの収集運搬業務の随契をずっとやっていて，競争入札をお願いし，競争入札することで委託料が5割から6割減ったんですよ。ですから，今度，砂楽をするところも自分たちの仕事だと思えば，いろんなものをしっかりと削減してくるんですよ。そうすると，利益がどんどん上がっていくんですよ。2年間で，もう，私は莫大なお金が突っ込みに行くなと思うと，市民にとって，私たち議員は何しているかと思うような結果が出ると思います。やっぱりですね，平成18年に莫大な金額を投じた施設で市民に還元できればいいんですけど，先ほど産業振興部長が言いました。第三セクターで一般財団法人なんですよ。一般企業ですよ。一般企業に何を儲からしてんですか。市民になぜ還元できないのか，そこのところ答弁求めます。

**○産業振興部長（鴨崎一郎）** 議員が御指摘をされているのは，正味財産というか資産の部分非常に問題であろうというふうな認識かと思っておりますが，実際にこれまでのサービス向上に当たりまして，そういった部分に充当するというようなこと。それから，法人法で改正になった経緯の中で，砂楽の運営の中にそれを投じていくというようなこともされております。ですので，一概にその公社内部で留保しているということではなくて，そういったサービス向上のために充当しているということで運営されているものというふうに理解しております。

**○13番議員（新川床金春）** . . . . .

. . . . .市民が納めた税金でできたところで市民には何も関係ない。逆に一般財団法人は令和3年度か4年度は3,000万の売り上げがあつて，法人税を翌年度は1,300万出しているんですよ。4,300万，コロナ禍でお金が出るのに担当課や財政課はメスを入れないんですよ。令和2年度はコロナ禍のときに利用者が減ったからと言って修正してますよね。だったら，令和3年度，4年度，5年度と2,000万ぐらいのお金がずっと溜まっていくんですよ。それはどうなのかと。それは自主事業で儲けたものはいいんですよ。指定管理料で差額が出たものはしっかりと市に返納してもらうのが契約の中にあります。一般財団法人は，市民の税金を濡れ手の粟のごとく正味財産として蓄えております。そこをですね，私は改善しなければ，指宿の財政改革は一切進まないと思います。そこのところですね，メス入れるためには，私がこれまでの，何回も言っていますけれども，外部監査して領収書をつぶさにチェックしなければできません。私の持っている資料では，公会計の先生も税務署職員OBもできないということでした。指宿市民のためになる施設にするために，そしていろんな問題を表に出していけばですね，泣く人もいるかもしれません。それには，国政で，今，やっているような裏金に関与した人たちはそれなりの処分があつて当たり前。市

民が喜ぶために僕はやるべきだと思いますが、市長、外部監査をやる考えないかと求めます。

**○市長（打越明司）** 今の一連のお話を伺っていて、・・・・・・・・・・・・・・・・

・という非常に聞き捨てならない言葉も出てまいりましたので、答弁を求められなくても答弁をしようと思っておりましたが、砂むしの指宿に対する貢献というのは、砂むし会館が儲かるか儲からないかという話ではありません。指宿に来る最大の理由の一つが、是非、天然の砂むしに入りたいということ願って、多くの方々が、遠くは外国からもやってきている。そういう方々が、現在、コロナ禍以前に比べても負けないぐらいの状況で魅力をアップしながら、そして今年日本第1位という栄冠を勝ち取りながら、我々にとっては、この砂むし会館の最大の役割というのは、指宿市の魅力を日本中にあまねく発信することであって、そこに集まってくる多くの方々が指宿で砂むしを楽しむとともに、そのために指宿で泊まり、食べ、そして、買い物を楽しみ、いろんな形でいろんな産業をいろんな地域にあまねくその効果を発揮していると、これが一番望ましい姿であるというふうに私は思っております。そのためにできる限り、砂楽のみならず、山川の3施設も含めて、指宿の魅力を最大限届けるために、できる限りその施設の在り方、サービスの在り方、様々なものにできる限り使うお金はちゃんと使って、そして、クオリティを上げて、いいホスピタリティのまちを作っていくと、そのことが実は市民への最大の貢献であるというふうに思っております。それは、指宿市への収入とか砂楽への収入という形ではなくて、指宿全体への利益になるということを考えながら運営をしているところであります。今、議員がいろいろとコロナ以前のことも含めて議論を展開しておりますけれども、そういったことを含めて、令和2年からこのコロナ禍の間に2億円ぐらいの、我々の市のほうからの指定管理と、それから収入との差額が2億円あまり、こちらからの持ち出しがあったということは、もちろんそれは事実であります。そのことを受け止めて、そして、今、使用料制度のやはり弱点というのは、使用料収入を中心として行うということは、入ってくる収入は指宿市、そして、そのこととは別に管理者に指定管理料を払うと。指定管理料を払っているところは、その指定管理料の中で運営をすることを第一としますので、どれぐらいの収入が指宿になければならないのか、そうあってほしいのかということにはどうしても関心が薄くなっていくわけでありまして。そこで、利用料金制度を今回から導入しようよということにいたしました。ただ、利用料金制度を入れて、直ちに自分たちで入札をして、いろんな方を入れ替えてやるということについては、実は施設改修も含めて様々に条件が整っていない面もありましたので、2年間試行期間を作らせていただいて、そして、今までは少なくとも良かったときでも2,000万円から3,000万円ぐらいのプラスであった施設で、皆さんも御存じのとおり、今年の指定管理の約束は、最低1年間に1億円以上納付してくださいということになっているわけです。3・4年でマイナス2億3,000万円であったものが、これから2年間の間に少なくとも2億円以上を市に納付をし

てくるということを約束すると、そういう契約を結んだ、結ぼうとしている。それを、今、皆さんに判断をしていただくというふうになっているわけです。ここで明らかにこれまでとは方針が転換しているということでもあります。値上げの部分については、それを儲けにそのまま使うというふうな状況にはならないというふうに判断しています。値上げをした理由については、職員の福利厚生を上げていきますよ。全国から来る方々のお迎えのクオリティをもっともっと上げていきますよ。そういったことをしっかりと約束をしながら、運営されているものだというふうに思っておりますし、現場の皆さんが、今、言ったような、このもう裏金議員と同様の思いで現場に立っている方々がいるということは、私は何度も現場に行っている。恐らく今年に入ってからでも、もう砂むし会館には200回ぐらい行っていると思います。その中で、自分の肌で感じるのは、やっぱり砂かけする一人ひとりの従業員ですら、お客さんにどうやったら喜んでもらえるか、もうそのことに一生懸命苦心をしている姿を本当に受け止めております。だからこそ、値上げをしたときには、そういう方々にはできるだけ報いるような賃金制度にしてくれないかといったようなことを現場でお願いをしたりして、それをまた、今、まちづくり公社のほうも実行しようと、あるいは実行しているという状況ではないかなと見ているところでありまして、これは指宿市の願いと、それをできる限りいいパフォーマンスをしながら、指宿の魅力をアップするために努力をしている方々にあまり失礼な言い方をしてはいけないというふうに思います。過去にいろいろとあったことは私も十分に踏まえた上で、それが今もズルズル続いているということでは一切ないということとはここで明言をさせていただいて、方針も明らかに、明確になってきているということでもありますので、議員、職員の皆さんも、是非、御理解をいただきたいというふうに思うところであります。以上です。

**○13番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。これはですね、砂むし会館砂楽の現業職員の賃金の予算と決算書の推移です。市は8,500万払いながら、決算書では6,800万しか払ってない。残余金が1,600万、ずっと賃金が赤で表示されている状態です。私が平成27年の横領事件を発覚する前に、当時の専務理事がなぜ1,000万も人件費が浮くのと、これっておかしいよねという指摘しました。事務方の担当者は、職員人件費も企業努力で削減、貯めましたと言いました。私は、今、市長が言ったように、利益が出たら職員にやってほしい。そして、私は前々市長からも職員待遇が悪いから改善してくれと言われております。これが収入、予算よりも決算書が少ないけれども、指宿市はその余ったお金、一切回収していません。それがどんどん砂楽の中に流れている。まちづくり公社に流れてる。私は、職員待遇を改善してほしいから、今回、この問題しているんですけれども、実際、払ったお金が職員に行かない企業でいいんですかと、皆さんに知ってもらうために、今、やっております。市長、決算書をずっと見ればですね、差額が出てきますよ。このデータを私は産業振興部長にもう渡してあります。平成18年から決算書も渡してありますよ。実際、職員の賃金が払われ

てないということに、決算書で出ていますよね。答弁を求めます。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 今の資料は私も初めて今日お見受けしたので少し戸惑っておりますが、今、その差額の試算というところについては、そうですね、試算をした経緯等については今のところ決算書でしか判断ができないところですので、御指摘のとおりかなというふうに思います。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○13番議員（新川床金春） モニターをお願いします。また大きくしますね。実際、先ほど市長の答弁では、福利厚生と。その前の賃金が抜かれているんですよ。これを改善しないといけない、これを改善してくれという職員が私に5年前から来て、これをずっと調査してきました。実際、この下のほう見ますとね、予算は上がっているけど、皆さんの賃金は上がっていません。平成29年度は賃金が15万7千円上がるようになっている。だけど、あるところでは逆にマイナス14万7千円なるときがあります。ここは指宿市の一般職の賃金表を使っている、実際、支給していると思いますが、まちづくり公社の現業職員の賃金はどうなっているか、答弁を求めます。あの、そのものは、財政、誰かにか、僕は電話で言いましたよ。すいません。私が言ったのは、一般職のやつでこうですよということを、平成29年6月、当時の産業振興部長が公式見解として議場で言ったことを答弁してくださいと伝え、担当課に伝えてありますので、できないことはありません。私は、頼んだものをここに持ってきています。言えないんだったら私が渡しましょうか。読み上げると時間がかかるのでお願いしていますってことを言っているんですよ。

○産業振興部長（鴨崎一郎） その件については、昨日、お話があったということで、一応準備をさせていただいていますが、議員が御指摘のあります、平成29年6月の時点でということで、当時の議事録によりますと、まず、まちづくり公社の賃金というところで、まちづくり公社は公園係とかいろいろあるので、一緒にしたいと言いながら、砂楽は単体で指定管理を受け入れているんですよ。そういったことで、給与体系は違うと。実際、公園係は旧態依然、指宿の賃金体制じゃないのかなと思いますが、どうなっているのかというようなお尋ねだったというふうに思います。それに対しまして、当時の産業振興部長のほうから、当時、砂楽の賃金体系は時給であったというようなこと。それから、公園係等については日給ということもあって、公社内部でその取扱いに差があったということ。それを、砂楽の一連の事件等もあり、新たに事務局職員が市から派遣されたというようなことから、それを機会に就業規則と合わせて給与規程も制定しておりますと。その中で、公社の賃金についても、それぞれの時給、日給の給料表を使って、市の一般職の1級から5級の給与規定を作っているとい

うような発言をしております。現業職については1級のところで使用するということで、1級の中で、当時はその時の時給、日給を1週間に換算したものを給料表に当てはめ、公社の中の給与規定、それぞれ格付けを運用しているというような答弁をし、公社自体の給料は統一しているというようなお答えを差し上げたという記録になっております。

**○13番議員（新川床金春）** 指定管理者を決めるときは、財政課が中に入ってやっていると思いますよ。担当課ではできないと思います。先ほども言いました、今、部長が答弁あったのは、現業職員は1級で1号級しか上がらないんですよ。上がっても月1千円から、号によっては2,700円上がる人もいます。2,700円としても、12回か15倍、ボーナス入れて15倍すればですね、5万ぐらいなんですよ。だけど、皆さん、モニターお願いします。15万7千円、17万8千円と。時には17万4千円減額なるとか。令和5年度は3万1千円減額。指宿の職員の給与が減額することがあります。職員給与を準用してる会社で増減がべらぼうなんですよ。だからおかしいんですよ。だから私は、このような賃金が余るからくりは、領収書から全部見ないといけないんですよ。市長は、職員の福利厚生まで考えてくださるんだったらこれをおかしいよと思って、外部監査して、職員が観光客をおもてなしをする、あの雰囲気、僕を何回も見ています。ありがとうねって言って帰ります。あの人たちが喜んで作業できるように僕はしたいんですよ。砂楽の方、道路維持公園係の人達も面談していろいろ聞きました。給料上がらんでな。私は10何年いますけれども、新しく入った人とそんなに給料は変わりませんと言われました。1号級ずつ上がるのに賃金がそんな変わらない。そのような会社がどこにありますか。これは砂楽が観光施設で宝だって言いました。だから大事にしないといけない。働く人を守る。だけど、経営者が変わっても働く人は変わらない。この人たちが一生懸命する素地を私は支援したいと思っております。公園の方が、私が機械化を言ったときに、私達を辞めさせるんだねって言いました。私は、機械化は現業職員が重労働しないように、夏場過労しないように、冬場は寒い中で一生懸命やってくれるこの人達をどうにかしてあげたいという思いがあって、この、今は砂楽、出していますが、道路、公園もこの中にあります。ただ、市長が福利厚生を言ったので、もうここで出すことにしました。この会社は、従業員を大事にしてない。それを明らかにするために外部監査が必要なんですよ。外部監査して、職員の今までもらってなかった賃金をですね、遡及して支払う、そのくらいしないとけない会社かなと私は思います。市長の御発言をお願いします。

**○市長（打越明司）** ちょっと先ほど答弁漏れもあったようでありますので、併せて答弁をさせていただきますが、ちょうど私は就任して2年目。昨年、今、人手不足は非常に地域の深刻な問題になっています。その中で、特にまちづくり公社についても、同じように人手不足の問題で非常に悩んでおりました。私は、指導をする、口出しをする立場ではないかもしれませんが、まちづくり公社の皆さんと意見交換をさせていただいて、今の給与体系では十分に人が集まらないと。ハローワークの方々と御相談をしても、もう少しやっぱり底上げしないと

いけないねということで、今年は特に人件費を、全国的に、公務員も民間も、特に若い人たちの給料を上げるということをやっておりますけれども、まちづくり公社では昨年の9月に、おおむね1人2万円ぐらいの給与アップをしようということで、採用段階からアップすることを判断をして、実施をしているというのはもう御存じのとおりであります。そして、そのときの約束というのは、5年間の指定管理契約を結んでいるわけですから、来年の3月末日まで、6年度まではもう契約事項なので、この間のまちづくり公社の砂むし部分については、指定管理費の中からその人件費アップの分についても、私たちのほうで支払いますということで、アップ分についてもまちづくり公社のほうが負担をしているということであります。もう一つのほうの道路・公園をはじめとする業務委託については、単年度で委託しておりますので、これについては2年目以降、ベースアップをしたという前提でそれをしてほしいということで、今年度からはそのベースアップを中心とした人件費にしているということであります。その上で、先ほど監査の問題も出ましたけれども、既にまちづくり公社においては、これまで通常、公会計、公務員の会計というのは、御案内のとおり、単式簿記でシングルアカウントでやるというのが普通ですけれども、やはりまちづくり公社みたいなところ、あるいは唐船峡そうめん流しのようなところについては、やはりこの設備投資をしていくという面もありますので、複式簿記に切り替えていったほうがいいのではないかとというふうに、私自身がそう思っておりましたので、そのような提案もさせていただいて、既に民間の会計事務所が入って、複式簿記へ移行するための様々な準備をし、ほぼほぼ民間と同じような会計のやり方に切り替えていっているという状態でありまして、既に地元のきちんとした公認会計士事務所がそこに入って、もうチェックを、今、しているという状態であります。さらには、皆さんも御存じのとおり、きちっとこれについては、市の監査委員も含めて監査をし、その中には議会代表の皆さんも入っているという状態でありますから、更にこれに加えて外部監査をなさいたいということになりますと、これは、今、進めている様々な取組を、もう頭から信用していないということにもなりかねないので、今の段階において、外部の監査を入れて、いろんなことをしていこうというふうには、今の段階では考えておりません。今、御指摘のある平成28年、29年、今から7年ぐらい前の話のことがいろいろ出ているわけですが、そのことについて遡ってどうこうという立場には私はないと思っています。就任以来、そういった改革を確実に進めた方がいいと。今までであった中で、その過去のいろんな資料も見させてもらっています。その上で、やっぱり改めた方がいいなというところを少しずつ改めながら、そして、いつも僕は口にはしているのは、指宿で観光関係の仕事に就くんだったら、1番就きたいのは砂楽だと言ってもらえるような職場にしようじゃないかということ合言葉にして、最も働きやすい場所、そして、その働きにちゃんと応じた給与体系ということを目指して、現場は、今、奮闘中であるという理解をしておりますので、今、それについて直ちにどうしなさい、こうしなさいという形では考えていない。大いに、今

後、いい形に変わっていくことを期待をしているという状態であることを申し上げておきたいと思います。

**○13番議員（新川床金春）** るる、まだ質問したいんですけど、こういう答弁もらうとまだ突っ込まないといけないところが出てくるので。実際ですね、私は、昨年1月にある人から職員待遇は悪いよと、改善してくれと言われたときに、僕はもう5年前からやっていますよと。5年前からこの問題をしていると。これは遡れば横領事件があったときからこの会計はおかしかったんですよ。事務員がお金を簡単に抜ける、この構図が悪かったんですよ。この構図を表に出ないためには、実際2・3か月で終息させたんですよ。なぜ事務員が、今日入った事務員が、次、何箇月か後に横領はできますかい。1,600万ですよ、1,600万、お金がなくなった、その経緯を議会は追及したけど、いや、これで納めてくださいということで納めました。もう何かおかしいなと思って、ずっと資料、集めたり、開示請求したりして分析した結果がこの数字が出て、市民が泣いているんですよ。3万7,000の市民が泣いていて、昔のことは御破算ねって。これは、業務横領とかいろんな問題は、民法といろいろあります。5年時効とか7年とか10年、20年とあります。指宿市民が請求する権利を指宿市長はもう目をつむるということでいいですね。答弁求めます。

**○市長（打越明司）** そんなふうには受け止めていることが心外であります。そういうことを言っているのではありません。今、確実にまちづくり公社の件については改革を進めていますよと。その改革の一步一步をちゃんと見てくださいと。議員がどういふ方々と話をしているのか分かりませんが、私も頻りに職員の皆さんとは意見交換をしています。ありがとうございますという言葉もたくさんいただいています。もっとこうしたいという提案もたくさんいただいています。できることから一つでも着手をしようというふうに思っています。今、申し上げた話は、何年前なのかな。10年ぐらい前の話でしょ。だから、その時の状態が今も続いていると言うんだったら大変な問題ですよ。しかし、今、そういう体制にはないという認識を私は持っていますし、議員も僕に1度アドバイスをしたように、できるだけそのキャッシュに触れないような体制が必要だよねということで、それはいい提案だなということで、できる限りお金を直接触らないということ、あるいは長く手持ちをさせないという状態、そういうことについては、もう逐次、今、改善をしながら、しかも御案内のとおり、どんどんどんどん世はキャッシュレス化に向かっておりまして、現在、まちづくり公社と指宿の観光施設においては、毎年確実にキャッシュレスが進んでおりますので、そういった過去の様々な経験を基にして、絶対にあってはならないことについてはいろんな対策を取りながらやっていると。今の体制について不十分ではないのかと、こういうやり方があるのではないのかということについては、謙虚に御指摘を受け止めたいと思いますけれども、もう過去のことについては、一旦、何度も申し上げているように、そのことを踏まえて改善をしてきているんだと、そのことを踏まえていい経営をしていこうという努力をしているということ、是非、皆さ

ん御理解いただきたいと思います。

**○13番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・だから私は、あの機械化をして、南九州は1台が1,300万からするトラクターにアタッチメントをつけて機械化して、1日2名で1キロ草払いができる機械が穎娃・知覧・川辺の3か所にあります。それで職員の重労働を削減します。それも私は市長にもお願いしました。だけど、まちづくり公社は職員の待遇改善はしていません。市長は福利厚生って言いましたから、そこを何もしてないんですよ。私は、改善すべきはいっぱいあると思いますよ。なぜ機械化ができないのか。部長、なぜできないのか。

**○建設部長（高田博憲）** 今、議員の指摘の機械化にございましては、開聞・山川、それぞれ入れた実績がございます。そして、先ほど南九州のお話ございましたけれども、私どもとしましては、まちづくり公社の職員等と協議をした上で、指宿のこの地形に合う機械化ということを標榜して、現状進めているところでございますので、御理解をいただきたいと思ます。

**○市長（打越明司）** 今のお話の中で、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
という、今、発言がありましたけど、このことについては後でしっかりとチェックをして、もしそうであったとすれば、現にそれは修正をしたいというふうに思っておりますので、  
・・・・・・・・・・があったのかどうかというのは改めて皆さんには報告をさせていただきたいというふうに思ます。

**○13番議員（新川床金春）** ありがとうございます。やっとその言葉が聞きました。  
それでは次に、I T C等を活用した事務事業の見直しということで、決算委員会で、農業委員会ではタブレットを推進員が持っていて農業委員は持たない。なぜ農業委員が持たないのか、答弁求めます。

**○農業委員会事務局長（小吉建治）** 農業委員会会長から委任を受けましたので、答弁させていただきます。

農業委員会が所有するタブレットは、令和3年度、国の情報収集と業務効率化支援事業を財源に購入しました。当初、国の方針は、農地の利用状況調査や農地の利用調整など、主に現場活動を行う農地利用最適化推進委員の2人に1台を配布する計画でありましたが、本市は、農業委員会会長と農地利用最適化推進委員19名分を合わせた20台を要望したところ、要望どおりの配分があったところでは、現在、タブレットは農業委員会会長と農地利用最適化推進委員19名に配布していますが、本市の委員会活動は、農業委員と推進委員が二人三脚で

活動できる体制となっていることから、タブレットは農業委員と推進委員で共有し、活用することにしております。このため、委員全員への配布については、他市の導入状況や利用状況も含め、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

**○13番議員（新川床金春）** 以前ですね、農地の申請で農業委員会が不許可したのが許可になった経緯があります。やっぱり現地、知らないんですよ、現地調査した人たちは現場を見ています。ほかの委員は持たないんですよ。全ての農業委員に推進委員がタブレット持って、農業委員会の会議の中で賛否を問うべきだと思いますよ。そうしないと間違った判断をすることがありますが、残りの農業委員にタブレットを配布したとき、幾ら掛かるのか、答弁求めます。

**○農業委員会事務局長（小吉建治）** 配布を受けていない農業委員18名にタブレットを配布するには、前回の導入費用を基に試算した場合、タブレット導入に係る本体費用と保守費用が約113万円、導入後の通信費と維持管理費等の年間約45万円を合わせて約158万円掛かる見込みでございます。

**○13番議員（新川床金春）** 購入すれば1回だけですよ。あとは40万しかいらんんですよ。取り入れていただきたいと要望しておきます。

次に、指宿の建築課には、地跡調査のためにドローンがあります。ドローンは補助事業で買っていますが、使用制限というのはどういうのがあるのか、答弁を求めます。

**○建設部長（高田博憲）** ドローンにおきましては、地籍調査事業の補助事業で購入をさせていただいておりますので、その地籍調査事業に関わるものだけにドローンの利用が認められるものと思っております。

**○13番議員（新川床金春）** ドローンを年間何回使って、もし委託したら1回は幾らぐらい掛かるとか、そういうのを試算したことがありますか。答弁を求めます。

**○建設部長（高田博憲）** ドローンの利用実績につきましては、令和4年7月の購入以降、14回の利用実績がございます。委託をした時との金額の比較につきましては、申し訳ございません、試算をしたことがございません。

**○13番議員（新川床金春）** ドローンはですね、災害現場や農地の確認、そして森林の確認、いろんなことができます。ドローンの効果を、今、使っているのは建設監理課なので、部長に効果はどのように捉えているか、お願いします。

**○建設部長（高田博憲）** ただいま地籍調査を進めておりますのは山間部でございますので、なかなか立ち入ることが困難な場所が多くございます。その場所においてドローン使用し、撮影した画像によりまして土地の位置、形状を説明する際の使用等に利用してございまして、現地に立ち入ることが困難な土地所有者にも現場を確認していただくことができ、境界設定への理解を得ることができていると考えております。

**○13番議員（新川床金春）** モニターお願いします。これは、私がドローンで撮った、池田湖

の遊歩道の決壊現場です。この現場、これだけの被害だったのかどうか、答弁求めます。

○**土木課長（東恵一）** 現場のほうを早速確認いたしまして、今現在、潜水夫の調査にも入っているところなんですけれども、あの表面で見えますとおり、だいぶ吸出しが起こりまして、路盤自体が落ちている状況でございました。

○**13番議員（新川床金春）** それだけですか。答弁求めます。

○**土木課長（東恵一）** 見えるところにつきましては、一応そのような状況でございましたが、ただいま調査中でございますので、また、成果物をまとめたいと思っているところでございます。

○**13番議員（新川床金春）** モニターをお願いします。これは、今、出るやつは、決壊した遊歩道の隣にある、決壊してないところの遊歩道の、見てください。あれはヒビが入っていますが、あれを早くしなければ崩れていきます。これを知っていますか。答弁求めます。

○**土木課長（東恵一）** そこも含めまして、今、調査中でございます。

（発言する者あり）

○**土木課長（東恵一）** 池田湖側からの状況も確認しているところですので、そこも含めまして、現在、調査中でございます。

○**13番議員（新川床金春）** あのドローンは、職員が危ないところに……

○**議長（西森三義）** 時間が来ましたので簡潔に。

○**13番議員（新川床金春）** 行かなくても撮影が、空撮ができます。そして、地籍調査も簡単にできます。今、建築課があり、建設部にあるやつは28倍です。58倍というすばらしいものもあって、人間、職員がけがをしないように、そして、適正な画像が撮れるものがあります。これもですね、今後、検討して、導入していただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○**議長（西森三義）** 残時休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 0時58分

○**議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、松下知恵議員。

○**2番議員（松下知恵）** 皆さん、こんにちは。午前中の先輩議員の熱い熱い熱い一般質問。私も、もうお昼ご飯を食べてちょっと皆さん眠くなるようですので、もうそれを、眠気を覚ますように熱く熱く頑張りますので、よろしく願いいたします。2番、幸福実現党 松下知恵です。

早速質問に入らせていただきます。

日経新聞によりますと、2024年の日本人の出生数は、前年比5.8%減の68.5万人になり、1人の女性が生涯に産む子供の数を示す合計特殊出生率も1.15を割り込むそうです。9年連続

で過去最少を更新し、前年と比べた減少率は過去5年間の平均4.6%を1.2ポイント上回り、少子化のペースが加速しているそうです。また、2024年4月に、2020年から2050年までに20歳から39歳の若年女性人口の減少率が50%を超えると予想される消滅可能性自治体が全国で744自治体あり、全体の約4割に相当するという報告がありました。この段階では、かろうじて指宿市は該当しておりませんでした。2055年、2060年にはどうでしょうか。市長は常々、将来が楽しみになる指宿とおっしゃっておりますが、その指宿市が消滅してしまっただけで元も子もないと考えております。少子化対策については、令和5年第1回定例会でも第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って様々に質問させていただきましたが、今回は、消滅可能性自治体でも伺えるように、少子化に歯止めをかけるカギは若い女性だと考えます。女性がこの指宿で活躍できるような町にするにはと思います、女性が活躍できるまちづくりについて、質問いたします。

1回目の質問として、人口動態について。出生数の推移をお伺いいたします。

二つ目の質問は、投票率の向上についてです。10月27日の衆議院選挙の全国平均の投票率は53.85%で、前回、3年前の選挙を2.08ポイント下回り、戦後3番目に低かったそうです。

そこで、1回目の質問といたしまして、投票率を上げる対策について、令和4年2月の市長、市議選以降、直近の選挙の投票率について、お伺いいたします。

最後、三つ目の質問は、高齢者等の福祉についてです。

まず、1回目の質問といたしまして、高齢者の交通支援について、お伺いいたします。はじめに、65歳以上高齢者の過去3年の免許証返納の状況について、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問といたします。

**○市長（打越明司）** 松下議員から幾つかの質問をいただきましたが、私のほうからは出生数の推移について、御報告をしたいと思います。本市における令和元年から令和5年までの過去5年間の各年の出生数につきましては、令和元年が246人、令和2年は226人、令和3年が243人、令和4年は182人、令和5年が190人というふうになっております。

残余の質問につきましては、担当のほうから答弁させます。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので、答弁をさせていただきます。

直近の選挙の投票率についてでございますが、令和4年2月執行の市長選挙が66.32%、同じく市議会議員選挙が66.31%、令和4年7月執行の参議院議員通常選挙が49.23%、令和5年4月執行の鹿児島県議会議員選挙が52.86%、今年7月執行の鹿児島県知事選挙が45.84%、同じく今年10月執行の衆議院議員総選挙が56.20%となっております。

**○危機管理課長（打越貴人）** 免許返納の状況についてでございますが、本市における65歳以上の高齢者の運転免許証自主返納件数は、鹿児島県交通安全センターに確認したところ、令和3年は122件、令和4年は160件、令和5年は115件と伺っております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。では、2回目以降の質問に入らせていただきます。ただいまの答弁で、出生数はこの5年間で60人減少し、令和4年度、5年度に至っては200人を切っております。それでは、若年女性の令和2年から令和6年まで、過去5年間の1月1日現在の人口及び令和2年1月1日現在の人口と令和6年1月1日現在の人口を比較した場合、どのようなになっているか、教えていただきたいと思います。

○企画政策課長（東忠孝） 本市の住民基本台帳における令和2年から令和5年までの各年の1月1日現在の20歳から39歳までの女性の人口は、令和2年1月1日現在は3,409人、令和3年1月1日現在は3,324人、令和4年1月1日現在は3,134人、令和5年1月1日現在は3,034人、令和6年1月1日現在は2,957人となっております。令和2年1月1日現在と令和6年1月1日現在で比較すると、5年間で452人の減少となっております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。やはり若年女性の人口も500人弱減少しているのですね。私は、決して戦時中のように産めよ増やせよと言っているのではありません。若い女性が結婚するか子供を産むかは自由であって、この指宿で結婚して子供を産んで育てたいと思えるような政策を考えるべきだと思っております。

では、次に、若者の流出について、お伺いいたします。市として、若者が流出しないための取組はどのようなことをしているのでしょうか、お伺いいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 市では、若者の指宿市内の事業所等への就職を促進するため、高校生を対象にした地元企業ガイダンスといぶすき魅力発見！J o b ツアーの二つの事業に取り組んでおります。地元企業ガイダンスでは、学年末となる3月に、指宿商業高等学校、山川高等学校、指宿特別支援学校、穎娃高等学校の2年生全員を一堂に会し、市内参加企業が仕事の内容や求める人材について直接説明する機会を設けております。また、いぶすき魅力発見！J o b ツアーでは、3月のガイダンスに参加した生徒が、3年生となり進路選択を迫られる6月に、実際に事業所を訪問し、施設や職場の雰囲気を見て感じていただくことで、市内の事業所で働くことをイメージしやすくなるような機会を設けております。いずれの取組も、若者が指宿市内で就職し、指宿市内で暮らしていくことと、また、事業所が抱える人手不足対策になることを期待して取り組んでいるところでございます。

○2番議員（松下知恵） 地道な施策ですが、この間、決算特別委員会でもその成果をお伺いいたしました。僅かではありますが、成果が上がっていることを本当に嬉しく思います。

なぜ都会に行くのか。地元に残らない理由は。子供たちの声を反映して、女性に限らず、若者に選んでもらえるようなまちづくりをと思いますが、まず、子供たちの指宿を愛する心は、小中学生の頃から家庭や学校で育てていくことが大事と考えます。そこで、現在、本市の小中学校において、指宿市の魅力に気付かせるような学習が行われているのでしょうか、教えていただきたいと思います。

**○教育部長（紺屋聖一）** ふるさと指宿に誇りを持ち、未来の指宿を担う子供たちを育成するため、市内の小中学校では、指宿の歴史や、伝統文化、自然等について学ぶ、いぶ好きふるさと学を総合的な学習の時間などで行ったり、特別の教科、道徳の中で郷土を愛する態度を育成する内容を取り扱ったりしております。いぶ好きふるさと学の授業では、地域住民や各種団体の協力を得ながら、開聞岳登山や漁業体験、伝統芸能の継承活動など、各校区の特色を生かした学習が行われており、それらの学習を通して、子供たちに本市の魅力を体感させるとともに、地域の方々と様々な関係を持ち、協働することで、地域社会の一員としての公共性を身に付けることもできると考えております。また、社会教育の一環として、児童生徒に子供の頃から本市の魅力を体感できる活動に参加してもらうことで、将来的に本市を自慢できる成人の育成を目指すことを目的として、指宿を自慢できる子供づくり実行委員会を設立し、令和5年度は市内の小中学生、高校生を対象として開聞登山を実施しております。

**○2番議員（松下知恵）** すばらしいですね。そのような学習を通して学んだ郷土愛で、指宿大好きと言える子どもたちが、1人でも多く、この指宿の未来を担ってくれる大人へと育ってくれることを願っております。

それでは、女性が働きやすい環境整備について、お伺いいたします。指宿にも様々な企業があり、たくさんの方々が働いております。地元企業における女性の採用や管理職登用を促進するためにはどうしたらよいのだろうと考えたときに、まず、女性が働きやすい環境を指宿市全体に広めるには、指宿市役所にそのモデルを作っていただきたいと思い、今回は、市役所における工夫や取組など質問させていただきます。女性が働きやすい職場ということで、一般的にフレックスタイム制、テレワーク、産休、育休が挙げられますが、例えば子供が小さい場合、保育園への子供の送迎などで朝は時間が足りない職員もいらっしゃると思いますが、市役所では出勤時間を遅らせるような対応などできるのでしょうか、お伺いいたします。

**○人事秘書課長（木下英城）** 私ども職員の労働環境について関心をお寄せいただいていることにつきまして、まずもって、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

答弁を申し上げます。働きやすい職場づくりについてでございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律において、小学校就学前の子供を養育するための制度の一つとして、部分休業という制度がございます。この法律に基づきまして、本市におきましても条例で定めており、一例を申し上げますと、保育所に子供を預けるため30分遅く出勤をし、また、子供の迎えのために30分早めて帰宅をするなど、活用している職員もおります。仕事と育児の両立のため、女性職員に限らず、小学校就学前の子育てしやすい、職員にとって働きやすい職場環境となるように努めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** そうなんですね。それは、子育て中に限らず、介護をされている方、また、男性職員の方にもありがたい制度と言えますね。

それでは、ある統計によりますと、女性の管理職の比率が高いほど女性の働きやすい職場と言われているそうですが、市役所において、女性管理職の人数と割合はどうなっているのでしょうか。また、職員全体の女性の人数と割合はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○人事秘書課長（木下英城）** 令和6年4月1日現在の本市の管理職は45名おまして、そのうち女性管理職の人数は4名となっております。管理職全体に対する女性の割合は8.9%となっております。ところでございます。

それから、もう一つ、同じく令和6年4月1日現在の本市の職員数は414名おまして、そのうち女性職員は165名でございます。職員全体に対する女性の割合は39.9%となっております。ところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。国は、自らの意思によって職業生活を営み、また、営もうとする女性が、その個性と能力を十分発揮して、職業生活において、活躍することを進めています。女性管理職及び女性採用の推移はどうなっているのでしょうか、教えてください。

**○人事秘書課長（木下英城）** 管理職の数につきましては、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、令和6年4月1日現在の女性管理職の人数は4名ということでございまして、先ほど申し上げましたように、女性管理職の割合は8.9%ということでございます。過去5年の女性管理職は3名から5名といったような形で推移しておまして、管理職に占める割合というのは6%から9%台で推移をしております。

また、採用の推移について申し上げますと、令和2年度の新規採用者19名のうち女性が13名で68.4%、令和3年度の新規採用者18名のうち女性が12名で66.7%、令和4年度が29名のうち15名で51.7%、令和5年度が18名のうち12名で66.7%、令和6年度が15名のうち6名で40%となっております。ところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 女性の採用が増えてきていることは嬉しく思います。私が今回、女性が活躍できるまちづくりについて質問しますと通告したら、健幸・協働のまちづくり課、商工水産課、地域福祉課、学校教育課、人事秘書課の方々が取材に来ていただきました。ありがとうございます。でも、本気で女性が活躍できるまちづくりを考えるなら、例えば危機管理課は何ができますか。建築課は全く関係ないですか。女性が1人夜道を歩いて安全ですか。街灯や防犯灯の整備はされていますか。道路は子連れのお母さんが歩くのに安全ですか。公共の施設の駐車場は、子供の乗り降りや荷物の積み下ろしのしやすいようなスペースがありますか。女性の活躍するまちづくりには、女性の視点や発想は欠かせないと考えます。女性職員の採用も増えてきているのであるならば、是非、各部署へ1人でも多くの女性職員の配置をお願いいたします。

それでは、女性が働きやすい職場として女性管理職を増やす考えはないのでしょうか、お

伺いたします。

**○人事秘書課長（木下英城）** 職員が仕事と家庭の両立をしながら管理職を目指す意欲が持てるような職場環境や意識づくり、こういったことが大切であり、それに伴いまして、様々な職務経験を重ねていくことが必要だと、こういうふうを考えております。これらの取組を通じて女性管理職の登用に努めてまいりたいと、こういうふうを考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** この管理職は、男女関係なく、また、年齢関係なく、才能や能力に合わせて登用していただけたらと思います。適材適所という言葉があります。私はこの言葉を使うと、ノコギリ、カンナ、ノミの例えを思い出します。ノコギリもカンナもノミも、それぞれがその仕事が尊く、どれもなくてはならないものです。それぞれの持ち場で働いているからこそ役に立ち、世の中が良くなり、そして、喜びもあるというお話です。市役所職員の皆様も、持ち場持ち場で市民のために喜んで働いていける中で、是非、女性の管理職も多く登用していただけるようお願いいたします。

それでは、子育て支援の充実について、伺いたします。女性は、結婚、出産を機に大きく生活のスタイルが変わります。これまで以上に他の人たちとの関わりに感謝の思いも増えるものです。子育てしながら働く女性にとって、保育園はとてありがたい施設です。そこで、指宿市は保育所等の待機児童がゼロとのことですが、そのためにどういった取組をしているのでしょうか、伺いたします。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 本市におきましては、現在のところ、市民のニーズに対応できる利用定員が確保できており、特定の園への入所を希望している場合を除きまして、待機児童は発生をしていないところでございます。また、入所判定時に希望する園に入所ができなかった場合には、入所が可能なほかの園を紹介するなどとともに、定員の弾力化を活用するなどし、利用調整に努めているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。働く女性にとって、子供が病気になったときほど困ることはありません。そこで、病児保育について、伺いたします。病児保育の利用者はどのくらいいるのでしょうか。また、その利用方法はどのようなものなのでしょうか、伺いたします。

**○健康福祉部長（出島雅彦）** 病児・病後児保育事業の令和5年度の実績といたしましては、延べ182人の利用となっております。利用方法につきましては、まず、市に登録申請を行っていただき、利用したい日が決まりましたら、この事業の委託先であります指宿医療センターに予約をしていただき、かかりつけ医等で受診後、病児・病後児保育が利用できるところでございます。登録申請につきましては、利用日当日に医療センターに提出することもできますので、急な発病の際にも御利用いただけます。なお、保護者負担分の利用料につきましては、1日当たり1,500円としております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。次に、ファミリーサポートセンターについて、お伺いいたします。令和5年第1回定例会でも質問させていただきましたが、その答弁で、登録者数の増加を図ることと効果的な周知方法が課題との回答でした。その後、周知は広がったのでしょうか。また、登録者数は増加したのでしょうか。利用者数についてどうだったのでしょうか、お伺いいたします。

○健康福祉部長（出島雅彦） 昨年度から、会員登録者増加のための新たな取組といたしまして、シルバー人材センター会員の方へチラシを配布いたしました。また、乳幼児検診の際に、ファミリーサポートセンターの職員が事業の案内を行い、周知に努めたところがございます。登録者数につきましては、令和6年10月末時点で、依頼、提供会員合わせて94人となっており、ここ数年横ばいの状況でございます。利用者数につきましては、令和4年度が延べ90人、令和5年度が延べ72人、令和6年度が10月末時点で延べ121人となっており、今年度は多くの方に利用していただいているところでございます。今後も、様々な方法で周知を行い、登録者並びに利用者の増加を図ってまいりたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） 子育て中の方々にとってはとても良い取組だと考えます。周知を徹底して、たくさんの方に利用していただきたいです。

では、女性が活躍できるまちづくりについて、最後の質問に入ります。女性向けのキャリアアップ教育について、お伺いいたします。結婚や出産により仕事を辞めた女性が資格を取るなど、スキルアップや再就職のために市として何らかの支援を行っているのでしょうか、お伺いいたします。

○健幸・協働のまちづくり課主幹（高杉ゆみ子） 市では、女性活躍推進計画を包括した市の第3次男女共同参画基本計画に掲げた重点目標の達成に向け、毎年、関係各課で実施計画を作成しています。令和5年度の女性の能力開発や再就職・起業等に対する支援実績としては、県等が主催する女性活躍関連セミナーの市ホームページでの紹介をはじめ、女性のスキルアップに関してのハローワークとの協議、地域の女性農業者に対する国・県が実施する女性農業者活躍のための各種支援事業の情報提供、女性を含む新規就農者に対する必要な技術指導による円滑な就農の手助け等の実施があります。また、男女共同参画社会の推進として出前講座を実施しており、女性のスキルアップのための職場やグループ等での実施も可能です。出前講座に係る講師の謝礼金は市から支払われます。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。ただいまの答弁で、出前講座は職場やグループ等での実施も可能とのことでしたが、何か実績があるのでしょうか、教えてください。

○健幸・協働のまちづくり課主幹（高杉ゆみ子） 昨年度は、男女共同参画のボランティアグループから申請があり、出前講座を1回実施したところです。

○2番議員（松下知恵） そのほか、女性を対象にした何らかの支援は行っているのでしょうか。女性のスキルアップのために実施している取組があれば教えてください。

**○健幸・協働のまちづくり課主幹（高杉ゆみ子）** 働く女性やこれから働こうとする女性を対象とした市独自の取組はありませんが、県や商工会議所、女性農業者の団体等において、女性に特化したセミナー等は開催されているようです。市では、これから社会に巣立っていく女子中学生、高校生等が、理工系分野にも興味・関心を持ち、将来の自分をしっかりとイメージした進路選択を応援するため、理工チャレンジ、通称リコチャレを令和4年度及び5年度の夏休み期間に実施しているところです。市内に会場を設け、企業の研究所とオンラインでつなぎ、洗剤で汚れを落とす実験や、参加者と女性研究員の交流などを行っています。

**○2番議員（松下知恵）** リコチャレはとてもすばらしい取組だと思います。女子中高生の皆さんが新たな可能性を発見できる大きなチャンスですね。今後は、指宿市内の理工系分野の企業の方と、実際、学んだことがどのように仕事として生かしていけるかなど、お話を聞ける場を設けていただけるといいですね。そのような企画をお願いして、女性の活躍できるまちづくりについての質問を終わります。

では、投票率の向上について、2回目以降の質問に入らせていただきます。ただいま答弁いただいた直近の投票率の平均が56.13%となり、かろうじて50%は超えておりますが、まだまだ低いのではと思います。それでは、投票率を上げる工夫を何かしているのでしょうか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 投票率を上げるための対策としまして、現在、選挙広報の南薩しろばらの発行、20歳を祝う式でのパンフレットの配布、大型店舗での選挙時啓発パレード、学校への出前授業を行うなど、啓発活動を行っているところでございます。市といたしましては、引き続き、このような啓発活動を通じまして、有権者の投票への意識向上を図り、投票率向上に向けた取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** よろしくお願ひします。それでは、期日前投票について、お伺いいたします。期日前投票所は何箇所あるのでしょうか。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 期日前投票所につきましては、市役所の指宿庁舎、山川庁舎及び開聞庁舎の3か所に加えまして、今年7月執行の鹿児島県知事選挙から移動期日前投票所も開設しているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。それでは、各期日前投票所ごとの投票率はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 各期日前投票所ごとの投票率についてでございますが、期日前投票の場合は、指宿・山川・開聞地域全ての有権者がどの投票所でも投票できることから、一概に期日前投票所ごとの投票率を比較するのは難しいところでございます。投票者数とその割合で答弁をさせていただきたいと思ひます。先般の衆議院議員総選挙における期日前投票につきましては、指宿庁舎が6,926人、山川庁舎が883人、開聞庁舎が997人、移動期日前投票所が42人の計8,849人が行っており、これを割合にお示ししますと、指宿庁

舎が78.27%，山川庁舎が9.98%，開聞庁舎が11.27%，移動期日前投票所が0.48%となっているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。なんとか投票率を上げるために、スーパーなど大型店舗で期日前投票所を開設すれば、投票率の向上につながるのではないのでしょうか。いかがでしょうか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 多くの方が来店するスーパーなどの大型店舗で期日前投票所を開設すれば、買い物のついでに投票をしたり、選挙啓発にもつながることから、投票率向上に効果があると考えているところでございます。大型店舗への期日前投票所の設置につきましては、今後、先進地への聞き取り調査をはじめ、施設への意向調査などを行いながら検討してまいりたいと思っております。

**○2番議員（松下知恵）** よろしくお伺いいたします。それでは、期日前投票所にもなかなか行けない方もいらっしゃると思います。そこで、移動投票所について、お伺いいたします。どのような方法で実施しているのでしょうか、教えてください。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 移動期日前投票所につきましては、ワンボックスカーの公用車に投票箱と投票記載台を積みまして、公民館等の前に車を止め、車の横に簡易テントを立てて、テントの中で受付、名簿対照を行った後に投票をしていただくという方法で実施をしているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** では、その移動投票所の広告など、住民への周知はどうされたのでしょうか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 対象地区の住民の皆様に対しましては、事前に投票日や時間帯を掲載しましたチラシを全戸配布いたしまして、各地区の放送でも呼び掛けをいただいたところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 移動投票所での投票率は上がっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 実施をしました4地区の中で、昨年まで投票所で行いました新永吉、鰻、尾下の3地区の平均投票率につきましては、同一選挙で比較をいたしますと、移動期日前投票所を設置する前の令和3年執行の衆議院議員総選挙におきましては51.69%でございましたが、今回が62.75%であったことから、投票率については上がっていると思っております。

**○2番議員（松下知恵）** 11%以上も投票率が上がったんですね。素晴らしいですね。では、更に投票率を上げる方法はないのでしょうか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 住民への周知を更に徹底させる、集落放送などを増やしていただくなどして、その地区に最も適した期日や時間帯など、地域の方々の声も聴きながら、より効果的な運用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○2番議員（松下知恵） よろしくお願いいたします。先ほども申し上げましたが、投票所まで歩いていけない高齢者が増えています。移動期日前投票所を更に増やす考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（濱上和也） 投票率につきましては、若年層が他の世代と比べて低く、40代からだんだんと上昇していき、80歳以上になると再び低下するという傾向がございます。投票所への移動手段や健康上の問題を抱えやすい高齢者層が投票に行きやすい環境を作ることは、投票率を上げる観点からも大変重要な課題であると考えているところでございます。今後につきましては、地域の実情や高齢化率などを勘案し、状況に応じて各地域の方々とも連携を図りながら、追加や見直しなどの検討を進めてまいりたいと思っております。

○2番議員（松下知恵） では、足の悪い高齢者などについて、郵便による投票はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（濱上和也） 身体障害者手帳か戦傷病者手帳を保持し、国が定める基準に該当する方又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方につきましては、在宅での郵便投票ができるところでございます。

○2番議員（松下知恵） そうなんですね。では、病院に入院している人についてはどうするのでしょうか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（濱上和也） 県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設などに入院又は入所している方につきましては、その施設内で不在者投票ができることとなっております。

○2番議員（松下知恵） ありがとうございます。指宿市内には三つの高等学校がありますが、高等学校での移動期日前投票所はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（濱上和也） 投票率向上のためには、有権者が投票しやすい環境を作ることが最も重要な課題の一つであると認識はしております。高等学校において移動期日前投票所を開設することは、18歳になり、初めて有権者となった方が投票しやすい環境を作る上で効果的な方法だと考えているところでございます。高等学校での移動期日前投票所の設置につきましては、今後、先進地の聞き取り調査をはじめ、学校への意向調査などを実施しながら検討してまいりたいと考えております。

○2番議員（松下知恵） 是非、前向きな検討をお願いいたします。

では、以前、新聞等でも報道されましたが、18歳の高校生に期日前投票所の投票立会人になってもらう、そういう記事もありました。指宿市としてそのような考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（濱上和也） 立会人に18歳になった高校生を起用するということは、若い世代に政治や選挙に関心を持ってもらうために大変効果的な方法だと考えていると

ころでございます。高校生を投票立会人に起用するとなると、学校側の理解と協力が不可欠であるとともに、募集方法や報酬の問題などもあります。今後、先進地の事例を調査研究してまいりたいと考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 是非、御検討ください。若い世代の投票率について、お伺いいたします。若い世代、特に高校生の投票率を上げるために二つほど提案させていただきましたが、選挙権が18歳に引き下げられてから全体の投票率は上がっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 若者の政治への参加を促し、若い世代の様々な意見を政治に反映させることなどを目的に、平成27年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたところでございます。投票率を比較する場合は、国・県選挙においては、そのときの状況で投票にばらつきがあるため、市長選挙で比較させていただきますと、改正法が施行される前の平成22年及び平成26年執行の市長選挙の平均投票率が72.75%、改正法が施行された後の平成30年及び令和4年執行の市長選挙の平均投票率が66.60%となっており、選挙権が18歳に引き下げられてからのほうが6.15ポイント低くなっているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ちょっと残念な結果ですね。18歳ぐらいの子供たちにとっては、政治を自分事と捉えてないのでしょうか。

では、若い世代にもっと政治や選挙に関して関心を持ってもらうために、学校に出向いて模擬投票など行えば効果があると思いますが、指宿市の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 模擬投票については、選挙啓発出前授業の中で選挙の仕組み等について話をしたあと、実際の投票箱や投票記載台などを用いて取り組んでおります。出前授業につきましては、昨年度は今和泉小学校と指宿特別支援学校で実施をいたしまして、今年度は5月に山川高等学校において、来年2月以降にも指宿特別支援学校などで実施予定であるところでございます。若年層の投票率向上に重点を置いた啓発活動を行っているところでございます。今後は、有権者が在籍する高等学校等を中心とした出前授業の機会を更に増やすなど、取組を強化してまいりたいと考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** 若い世代の投票率を高めるためには、子供たちに早い段階から政治への関心を持たせることも大切だと思いますが、各小中学校で、政治への関心を高め、主権者としての資質を身に付けさせるための教育が行われているのか、教えていただきたいと思えます。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより、小中学校においても主権者としての知識や判断力等を育む教育が重要となっております。そのため、小学校社会科の学習では、自分たちの生活が政治の働きによって支えられていることに気付かせ、中学校

社会科の公民的分野では、一人ひとりが主権者として民主政治に参加することの大切さ等を理解させています。また、一部の中学校では、生徒会役員選挙の投票の際に、指宿市から投票箱等の機材を借りて、実際の投票と同じような形で行っております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。7月に市内の高校生と穎娃高校の高校生と議会と語る会を開催させていただきました。指宿市の発展を真剣に願い、どうしたら良いか考えている高校生と、実際、この議場で質疑応答させていただき、なんと頼もしいことと感動いたしました。私たち議会としても、このような場をどんどん増やして行って、子供たちの政治への関心を引き出していかなければならないと思います。

では、20代、30代に向けた投票率向上の対策はないのでしょうか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 20代、30代の若い世代については、政治や選挙への関心を高めるための施策が重要であると認識しております。先ほど、期日前投票の投票立会人に高校生を起用するというお話がございましたが、大学生や20代、30代の若い世代に対しても募集をかけて、実際、立会人をやっていただくことで、選挙への関心も高まるのではないかと考えているところでございます。また、長期的な展望で考えれば、現在行っている学校での出前授業をより充実させていくことも重要であると考えているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。私は、四女が小学生の頃、「母さん、選挙に行こうよ」と言われて、何度か一緒に投票に行ったことがあります。投票所内への子供の同伴はいつから可能になったのでしょうか。また、その効果はあると考えられますか、お伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 公職選挙法の一部改正により、平成28年から、投票所に入ることができる子供の範囲が、選挙人の同伴する幼児から選挙人の同伴する18歳未満の方に拡大されたところでございます。先般の衆議院議員総選挙においては、投票日当日、子供を連れて投票に来られた方は193人で、子供の数は260人でございました。親と一緒に投票所に行くことで子供にとって貴重な体験となり、大きくなったら投票に行きたいという子供の将来の投票につながり、投票率の向上にも寄与するものではないかと思っているところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。今、日本は、政治不信、また、政治家への信頼もあまり感じられていないような状況です。政治家が尊敬されない国は、本当にその国は良くなるのではないかと思います。私たち議員も政治家の端くれではあります。指宿市の投票率を上げるためにも、今まで以上に17人の議員が襟を正し、議員としての質を高め、真摯に市政に向き合っていかなければならないと感じております。以前、高齢の女性の方が、「私は80を超えたから指宿のために何もできんけど、選挙に行って1票を入れることで指宿のためになる」とおっしゃっていました。市民の方にも、是非、この女性のような気持ちを持っていただいて、自分の住んでいる町を、国を良くしていきたいと、1票を投じてい

ただけたらと思います。これからも投票率向上に向けての取組をよろしく願いいたします。

では、最後の質問、高齢者等の福祉について、に入ります。

1回目の質問の答弁をお聞きして、やっぱり高齢者の免許証返納をされる方も多いのですね。免許証を返納しての交通手段としては、路線バス、そしてイッシーバス、乗合タクシーだと思います。そこで、イッシーバス、乗合タクシーの運行状況について、お伺いいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** イッシーバスは、現在、2路線で運行しておりますが、令和5年度の利用者数につきましては、小牧ーニシムタ指宿店線が月曜日、水曜日、金曜日の週3日運行で2,312人、川尻ーなのはな館線が火曜日、木曜日、土曜日の週3日運行で3,404人、全路線合計で5,716人、1便当たり3.2人の乗車人数でした。また、今年度の利用者数につきましては、4月から10月までの7か月間で、小牧ーニシムタ指宿店線が1,215人、川尻ーなのはな館線が2,608人、全路線合計で3,823人、1便あたり3.7人の乗車人数となっております。前年度比で同時期で0.5人増えております。

次に、予約型乗合タクシーの利用状況についてですが、令和5年度、利用者並びに運行回数は、市内6路線合計で利用者2,783人、運行回数1,843回、1便当たり1.5人の乗車人数でした。また、今年度の利用状況につきましては、4月から10月までの7か月間で、市内6路線合計で利用者1,682人、運行回数1,086回、1便当たり1.5人の乗車人数となっております。

**○2番議員（松下知恵）** 令和5年第3回定例会において、地域公共交通計画の策定について説明をしていただきましたが、策定に当たり、どのような調査を行ったのでしょうか、お伺いいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** 令和5年度に指宿市地域公共交通計画を策定するに当たりましては、自治会長や市民、また、学生を含めた高等学校へのアンケート、バス利用者や乗合タクシーの利用者、そして、交通事業者へのヒアリングを令和5年7月から9月にかけて行ったところです。アンケート等の結果でございますけれども、利用者である市民や学生、自治会長からの主な意見といたしましては、待合い環境が悪い。停留所までの距離が遠い。便数が少なく、乗りたい時間に運行していないなどの意見が多く寄せられたところでございます。また、交通事業者からは、乗務員不足が大きな課題であり、このことについては、行政、地域住民と一緒に考えていただきたいというような声が寄せられたところでございます。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。地域公共交通計画の策定内容は、アンケートの結果をどのように反映して、どのような形になったのでしょうか、お伺いいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** 指宿市地域公共交通計画は、指宿市地域公共交通活性化協議会において、令和5年度に行った調査を基に、本市地域公共交通の課題を整理し、課題解決するための目標と達成するための施策を定めたところです。施策の柱としましては、アンケート

や聞き取りを基に、利用者のニーズにお応えできるよう、日常生活を支える移動手段の確保、人口減少、高齢化の進行を考慮した効率的かつまちづくりと一体となった公共交通体系の再構築に重点を置きながら、地域公共交通の維持に努めるよう計画には盛り込んでいるところです。具体的な改善策といたしましては、学生の通学に配慮したバス時刻表の調整。バス停留所を増やしたり、分かりやすい名称への変更。乗合タクシーの時刻表変更及び停留所の追加などを行ってまいりたいと考えております。また、バスやタクシー事業者においては、乗務員の高齢化等による人手不足が最大かつ喫緊の課題であることから、地域公共交通維持のため、交通事業者と意見交換を行いながら早急な対応・対策を図り、課題解消に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

**○2番議員（松下知恵）** ありがとうございます。現在のイッシーバスを含めた公共交通体系について、市民への周知はどのように行っているのでしょうか、お伺いいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** 市では、これまで、交通体系の大幅な見直しに合わせて、路線バスやイッシーバス、また、予約型乗合タクシーの導入など、住民説明会や意見交換会などを行ってまいりました。また、乗り物ガイドを広く公民館や医療機関を中心に配布したり、市のホームページで公開したりすることで市民への情報発信を行っております。さらには、市民や市民からの電話や窓口等における日常的な問い合わせに対しまして、市職員がそれぞれの移動ニーズに合わせた最適な移動手段も案内をしてございます。今後も、公共交通体系の見直しが行われたり、また、地域からの要望があれば様々な集会等を訪問するなどして市民の意見を聞き取ったり、公共交通の使い方の説明を行っていきたいというふうに考えております。

**○2番議員（松下知恵）** この高齢者等の交通手段について、毎年、イッシーバス、乗合タクシーについては質問させていただいております。路線バスとの兼ね合いもあり、イッシーバス、乗合タクシーの路線のない地域もある。2路線運行しているイッシーバスの利用者も少ない。交通手段がなく困っている方はたくさんいらっしゃる。執行部の方々は、どうしたらよいかを考え、工夫し、努力されていることもよく分かります。でも、市民のニーズと噛み合っていないジレンマにいつも歯がゆい思いをしております。一つだけ言わせていただきますと、毎年イッシーバス3人前後、乗合タクシーも1.5人の利用者です。これは民間だったら赤字で倒産レベルの経営状態です。民間は倒産しないように必死に利用者を増やすにはと、夜も寝ないで考えると思うのです。市民の税金を投じて運行を維持しているイッシーバス、乗合タクシーをなんとか改善できないのでしょうか。今後、イッシーバスや乗合タクシーの見直しをする予定はないのでしょうか、お伺いいたします。

**○商工水産課長（宮地主税）** 地域の公共交通網につきましては、市民や観光客、交通事業者からの様々な意見に対応するため、昨年度、策定した地域公共交通計画を基に、地域公共交通活性化協議会において関係者と協議、調整を行いながら必要な見直しをしてまいりたいと考

えております。そのように進めてまいりたいと思っている状況の中ではございますが、去る10月に、イッシーバスの運行を委託している交通事業者から、乗務員不足を理由に早期のイッシーバスの減便の要望と将来的にイッシーバスの運行受託は困難であるという申出がございました。急な要望ではございましたが、市としては、昨今の全国的な乗務員不足の状況を鑑みまして、来年2月1日付けで市バスの運行日を一部減便することを了承することといたしました。一方で、現にイッシーバスを利用されている方がいらっしゃいますので、そういった方が困らないように、減便する日に代替交通手段としてジャンボタクシーを活用して2月1日以降に運行する方向で検討しておりまして、来週開催する地域公共交通活性化協議会で協議していただく予定としております。この協議会を経まして、九州運輸局の許可が下り次第、市として改めて利用者や関係する地域に周知をするため、チラシの配布やバス停での掲示を行ったり、必要に応じて説明に伺ったりしたいというふうに考えてございます。深刻な乗務員不足が本市の公共交通にも影響が及んでおりますが、市としましては、市民や観光客の移動手段の確保のため、他自治体の事例も参考に調査研究を継続しておりまして、早急に対応策を検討し、必要に応じて公共交通網の見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 地方自治体はどこも少子高齢化が進み、人手不足、運転手不足で交通難民と呼ばれる方も多いと思われれます。でも、その中でもきつと色々な知恵を出し合い、工夫して成功している自治体もあると思いますので、どうぞそういう自治体の事例を参考に、指宿らしい新しい交通手段を作り出していきたいとお願ひいたします。

それでは、高齢者等福祉チケット（仮称）について、お伺ひいたします。砂むし温泉入浴事業や路線バス回数券事業など、市が実施している事業の中には、移動や外出先での費用を助成する事業で、高齢者でも利用できるものもあります。ほかに高齢者が利用できる事業はあるのでしょうか、お伺ひいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 議員の御質問に相当する事業といたしまして、本市が実施しているものは、砂むし温泉入浴事業や路線バス回数券事業のほか、温泉入浴事業、それから、予約型乗合タクシー運行事業、福祉はり・きゅう等施術料助成事業というような事業がございます。

**○2番議員（松下知恵）** それらの事業に係る予算の合計額は幾らでしょうか。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 先ほど申しあげました五つの事業でございますけれども、この令和6年度の予算における市の負担又は助成等を行っている額の合計といたしまして、2,754万2千円となっております。

**○2番議員（松下知恵）** 利便性の向上を図るために、これらの事業と予算をまとめて、例えば新たに高齢者福祉チケット事業を創設することはできないのでしょうか、お伺ひいたします。

**○長寿支援課長（上川床聡）** 議員御提案のとおり、これらの事業をまとめれば様々な事業で共通チケットを利用することができます。しかしながら、本来、それぞれの事業には目的がございまして、事業の性質や背景を勘案した上で助成額や助成券1枚の額を決定をしております。現在、額面50円と100円で発行している路線バス回数券事業と、1枚900円の福祉はり・きゅう等施術料助成事業、これを共通チケットにした場合、鍼灸院で50円チケットを18枚使用するということになりますので、そうすれば利便性は下がりますし、1回当たりの使用枚数を決めなければ、今度は事業者側の精算という部分で混乱が予想されます。また、砂楽では、利用状況管理をリライト式と言って、カード式なんですけど、書き換えができるカードがございましてけれども、このカードで管理を行っております、共通チケットにした場合、事務作業の煩雑化というものが予想されます。このようなことから、現時点では、現状のまま事業を実施していきたいというふうに考えております。

**○2番議員（松下知恵）** 丁寧な答弁をありがとうございます。勉強になりました。理想どおりにはいかないんだと、毎回、この高齢者等の交通手段について質問していくたびに思い知らされます。できない理由はもちろんあると思います。その中で、執行部の皆様も努力されていらっしゃることも本当によく分かります。でも、だからできなかった、仕方がないと言ってしまうのは、結局何もしなかったのと同じだと思います。現状維持は停滞と同じです。これをこうしたらできたかもしれないということを考え抜いて、私もまた提案させていただくことを諦めませんので、よろしくお願いいたします。

自・公・国が、103万円の壁は、178万円を目指し、来年から引上げで合意との報道がありました。私は、女性が活躍できるまちづくりという観点から、女性が生き生きと働き、豊かな生活を送るためにも、一般の労働者に対して幅広い減税措置となることを踏まえても、103万円の壁を引き上げるのは賛成です。でも、このままだと、国も自治体も税収が減り、あらゆる政策が頭打ちになるのは目に見えています。今、できることは、政府の仕事の減量を行うことだと思います。いらぬ省庁は削る。社会保障費を見直す。異次元の少子化対策と称して何兆円もの税金を投じていますが、冒頭でも申し上げたとおり、少子化のペースは加速しています。先の衆議院選挙のとき、街頭でインタビューを受けていた若いお母さんのニュースを見ました。共稼ぎで子育て真っ最中、お腹には2人目の赤ちゃんも。そのお母さんが、いろいろお金をいただけるのは嬉しいけれども、引かれるのも多くてと、お金はいらぬので引かれないようにしてほしいと切実に言っていました。本当に困っている人を助けるということは大事なことで私も思います。でも、何もかも無償化、無償化というのはどうかと疑問です。無償、ただではなく、全て税金です。無償化ではなく税負担化です。私たちの税金によって負担するということです。松下幸之助先生は、「行政が肥大化し、いろいろな点に無駄が見られる姿のままでは、年々国費が増大して、幾ら税金を払っても足りなくなってしまう」とおっしゃっていました。正しく現代ではありませんか。五公五民、江

戸時代なら一揆が起きているような状態が現在の私たちです。このような社会保障費などの歳出を見直すことなくして、壁の見直しは更に国民負担を上昇させる懸念もあると思われます。また、実際にこのまま壁の見直しがあり税収が減った場合、女性が活躍できるまちづくりにしても、高齢者等の交通手段にしても、この税金の問題は大きく関わってまいります。そこで、今後、指宿の財政をどのようにしていくお考えかを最後に市長にお伺いいたしまして、私の一般質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 最後に質問いただきました。現在、政府、国会で検討しております103万円の壁の問題につきましては、これはもう、もっぱらその仕事だと、その制度設計を含めて、今、我々も関心を持って見守っている最中ではありますけれども、地方自治を預かる立場としてここに対しての意見を申し上げるとすれば、一つは、103万円から178万円、つまり75万円分の減税を行うということになるわけですけれども、これは、今、対象にしている働き控えを解消するということであれば、全ての方々に同じように75万円の控除が与えられるというのが今のルールですから、今のルールどおりで、私も指宿市はどのような影響が出るのかということを試算してみたところ、おおむね住民税収入が5億3,000万円程度は減、収入減ということになる。今、我々が悪戦苦闘している500万円、1,000万円の事業費についても、大変な状況なのに、5億円を超える減収になるということになれば、非常に大きな影響があるということでもあります。そのことを前提に申し上げれば、今の議論については、一つは、減税でありますので歳入が減ります。歳入が減るということであれば、それに代わる恒久的な歳入策というのがあるのかどうか、使った分についてはその分をしっかりと求めるということで、恒久的な歳入の見通しの立った設計をしてほしいということと、もう一つは、できる限り、今、103万円、106万円、130万円、150万円、いろんな壁だと、あるいは絶壁だと、いろんな言い方をしておりますけれども、できるだけ、税制の基本というのは簡素であること。納税者が極めて分かりやすいこと。この二つが非常に大きな原則だと思っていますので、そのような方向で議論していただきたいと。最後に、先ほど申し上げたように、地方財政を巻き込まないような形のしっかりとした組み立てをしていただければなということ強く念願しているところであります。その上で、地方財政、指宿市の財政を預かる立場とすれば、今、議員の中でもいろいろと議論がありましたように、市が負担をするか、個人が負担をするかという議論ではなくて、受益者が負担をするか、それ以外の人たちが負担をするかという議論が正しい姿だというふうに思いますので、そういった意味で、例えば地域交通を支えるために、利用している方々はどれくらい負担をし、そして、その地域交通を将来的に支えるために、市民の皆さんがどれだけ負担をしていくのか。この線引きが1番政治の肝要なところであろうと思いますので、そこを間違えないように、しっかりと議論をしていきながら、ルールをきちんと守っていきたいというふうに考えているところであります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時19分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東伸行議員。

○11番議員（東伸行） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

まず、1問目の山川港の機能強化と港を中心とした地域活性化について、であります。山川港については、これまでも幾度となく取り上げてまいりました。旧山川町時代から、山川港の発展なくして地域の発展はないというのが私の強い信念でありました。水産業だけではなく、農業、観光についても港の発展は不可欠だと思っております。しかしながら、昭和30年代から40年代をピークに港の衰退が始まり、昔のにぎわいはなくなりました。関係者の皆さんの努力でなんとか港としての形を守ってまいりましたが、その間、いろいろな港の活用法を考えたり、開港をすることにより外国船の入港ができるようにする、現在は無線開港には指定されておりますが、いろいろな外国船籍の船舶が山川港で税関の検疫を受け入港できる本開港には指定されておられません。近年、山川町漁協、山川水産加工組合等の努力により、港の整備、かつおぶし加工団地の整備などが進められ、港としての形が整いつつあります。そこで、更なる港の発展のために、指宿市内の主な団体の方々及び市当局の協力もいただき、山川港整備促進協議会を正式に立ち上げ、山川港の活用を考えていくことになりました。今後は、市内のいろいろな事業をされているの方々、ここにおられる議員の皆様、市民の方々、県外におられる個人、企業の方々で、協議会の趣旨に賛同いただけていただける方々にも呼び掛けていきたいと考えております。協議会が正式に立ち上がったことについては、地元有志でなんとかしたいと話を始めてから、コロナで4年近く中断はありましたが、足かけ10年近く、やっとみんなで目標に向かっていける体制ができたことは感無量であります。また、この度、市の広報紙12月号で、2面全てのページを割いて市長に山川港のことを書いていただきました。その原稿を書いた頃には、私が今回このような一般質問をすることは知らなかったと思いますが、非常にタイムリーだったと思います。決して打ち合わせをしておりませんので。

前置きが長くなりましたが、ここで質問事項に入ります。

(1) であります。先の協議会として、まずは多目的岸壁の整備を進めることとなり、それに向けた市としての協議会への財政的支援及び国・県への積極的働き掛けについて伺います。

(2) のクルーズ船の初寄港についてであります。来春4月、商船三井クルーズ船の新船三井オーシャンフジ、3万2千t、全長約200m、全幅25mが寄港いたします。どのような受入体制を取るのか、伺います。

次に、2問目の特別支援学級についてであります。今回、私がこの質問をしたのは、近

年、児童生徒数は激減しているのに、特別支援学級は増加している。以前は数校に1学級しかなかった特別支援学級が、今では多くの学校に作られています。指宿市もそのような状況が見られるようです。その理由としては、近年よく聞かれるようになった発達障害によるものだと見られます。発達障害者支援法が整備され、その認知が広まったことにより、良いこともたくさん起き、この法で何の支援も受けられなかった子供たちを支援につなげるという意味では画期的なものであったようです。その結果が特別支援学級の増加につながっているとも思われます。指宿市でも14小中学校で合わせて45学級あるようですが、現在の数について、またあとでお聞かせ願います。今回は、その状況と、教育委員会としての特別支援学級に対する考え方と取組をお聞きします。7つの項目についてお答えください。

これで1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 東議員の御質問にお答えしたいと思います。東議員が、今、述べておりましたように、山川町時代からこの地域、とりわけ山川漁港を中心とした様々なまちづくりについて、執念ともいえる思いでいろんな活動をしてきたことについては、私も十分に存じております。また、敬意を表しているところであります。あわせて、この今後の山川漁港の整備、方向性について、山川港整備促進協議会の発足にまでようやくたどり着いたということも、また、議員の並々ならぬ活動の賜物であるというふうに理解をしているところであります。私も、ちょうど今月号で「いぶすきわっぜー その式」ということで、農産物や観光に続いて水産業あるいは加工品の将来についていろんな期待、思いを市民の方々に知っていただくということで書かせていただき、そのまた期待は非常に私自身も大きなものがあります。今年度、久しぶりに、16年振りに山川港、山川地域において全国のかつお業者が一堂に会しての品評会、即売会等々も開催をされ、いよいよ来年度には全国カツオまつりサミットがこの指宿で開催されるという運びになっておりますので、いよいよこの産業あるいはこの地域の役割というのは市民からも期待が大きくなっていくのではというふうに思っているところであります。その上で答弁させていただきますが、山川漁港は、歴史と文化の香りが高く、近年は多くのカツオが水揚げされる全国屈指の漁港であり、本市の基幹産業であるかつおぶし製造業とともに発展をしてまいっているところであります。そういったことから、市といたしましても、山川漁港を重要な港であると位置付け、管理者である鹿児島県と連携の上、これまでも必要な施設整備、機能保全などを行ってきているところであります。一方で、山川港整備促進協議会は、多目的岸壁の整備など、山川漁港の今後の在り方について話し合うことを目的に、今年9月に設立されたところであります。今後、構成員である市内の各関係団体の皆さんとともに、山川漁港のこれからのいろいろな可能性について考える機会が増え、活動が進んでいくものと大いに期待しているところであります。また、来年度にかけての事業については、市民の方々についても、そういった機運を醸成するためのポールであったりとか、そういったものを設置していこうという事業がそれぞれ決められていったと

いうふうに承知をしているところでもあります。市といたしましても、この協議会を中心に様々な活動が地域や市民全体に広がっていき、山川漁港の将来像、あるいは整備の必要性の機運が高まっていき、今後の活動につながっていくことを大いに期待をしているところでもあります。

残余の質問については、教育長及び関係課長に答弁させたいと思います。

**○教育長（田之上典昭）** 東議員の質問にお答えいたします。議員からありましたように、今、特別支援学級は年々増加傾向にあります。全国的にも増加傾向ですが、県内、指宿市内でも同様です。平成19年の改正学校教育法の施行において、特殊教育から、発達障害の子供たちも含めて一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育への発展的な転換が行われました。県の教育庁特別支援教育課では、発達障害などに対する保護者の理解が深まったことや、医学の進歩で診断が進んだこと、それから、就学前の手厚い療育の広がりがこの増加に影響しているのではないかというふうに分析をしているところでございます。

市内の小学校及び中学校の特別支援学級の学級数について、お答えいたします。小学校で、令和4年度が25学級、令和5年度が32学級、令和6年度が34学級です。中学校は、令和4年度が12学級、令和5年度が13学級、令和6年度が13学級となっております。令和6年度の各学校別の特別支援学級の学級数と在籍人数につきましては、指宿小学校が4学級26人、魚見小学校が3学級12人、柳田小学校が7学級39人、丹波小学校が5学級31人、今和泉小学校が3学級12人、池田小学校が2学級4人、山川小学校が6学級37人、開聞小学校が2学級6人、川尻小学校が2学級4人、北指宿中学校が3学級17人、南指宿中学校が3学級16人、西指宿中学校が2学級4人、山川中学校が3学級14人、開聞中学校が2学級11人でございます。

**○商工水産課長（宮地主税）** 山川港整備促進協議会に対する市の支援ということについてですが、まだこの協議会は発足して間もない団体でございます。多くの市民をはじめ、地域全体の機運醸成が図られていない段階だと考えておりますので、負担金の支出は難しいものと考えております。しかしながら、山川漁港を、今後、どのように発展させていくべきか、この協議会で議論を深めていくことは大変すばらしいことだと思っておりますので、この協議会の活動が円滑に、軌道に乗って前進していけるよう、どのような支援ができるか、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

**○観光課長（山下浩二）** クルーズ船の寄港に伴う受入体制について、寄港の日程等についてお答えいたします。今回、山川港に寄港します商船三井が保有する三井オーシャンフジは、全長198.15m、総トン数3万2,477 t、乗客定員458人のクルーズ船で、令和6年12月1日から運航を開始しております。本市には、令和7年4月10日に横浜港を出港し、4月17日までの8日間のクルーズにおいて、韓国の麗水、長崎に寄港した後、令和7年4月15日に山川港に寄港することが決まっております。

○11番議員（東伸行） 2回目以降の質問に入ります。質問の都合上、2問目の特別支援学級についてを先にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それぞれの項目について答えていただきました。その上で、まずお聞きしますが、先ほど教育長のほうからも答弁はあったように思われますが、再度確認いたしますが、特別支援学級が増加してきた理由は、やはり発達障害が認知されてきたことが大きいという考えでよろしいでしょうか。

○学校教育課長（船間秀仁） 平成19年の改正学校教育法の施行において、障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う特殊教育から、発達障害の子供たちを含めて一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育への発展的な転換が行われました。現在、特別学級数は全国的に増加傾向であり、県内でも同様の傾向です。県教育庁特別支援教育課では、発達障害などに対する保護者の理解が深まったことや、医学の進歩で診断が進んだことに加え、就学前の手厚い療育の広がりも影響しているのではないかと分析しています。本市の特別支援学級数も増加傾向にあります。同様の要因が当てはまるものでないかと考えております。

○11番議員（東伸行） よく分かりました。障害というのが、昨今、非常に言われてきておりますけれども、やはりこの支援学級の中には身体的な障害の方も同じように含まれていると思うんですが、当指宿市だけの結果で結構なんです。この身体的障害と、要は俗に言われる、発達障害と言われる人たちの割合というのはどの程度なものなのか、お分かりになったらお答え願いたいと思います。

○学校教育課長（船間秀仁） 指宿市内の特別支援学級の種類に応じた学級数を見ますと、小学校で、知的障害学級が14学級、自閉症・情緒障害学級が18学級、視覚障害が1学級、病弱・身体虚弱学級が1学級、計34学級です。中学校では、知的障害学級が7学級、自閉症・情緒障害が6学級となっております。

○11番議員（東伸行） ありがとうございます。先ほど教育長からも答弁がありましたけれども、数字だけを見ると、この発達障害が、いろんな文献によっても多少は違いますが、ここ15年ぐらいの間に15倍以上増えたというデータも示されているようです。専門家の中には、本当に発達障害と診断される子供はそこまで多いわけではない。発達障害ではなく発達障害もどきかもしれないとの見解を述べておられている専門家の先生方もいらっしゃるようですが、この発達障害もどきというのは、その方々の文献によると、医学用語ではなく、そういう研究者の間で使われている造語であるというふうになっておりますが、新1年生に関しては、保育園とか幼稚園とかからの報告で特別支援学級を選ぶかどうかの判断をしているというふう聞いておりますけれども、本当に先ほど申し上げたように、発達障害なのかどうかということは、突然言われた親御さんなんかからしてみると非常にショックと言いますか、そういう中で、非常に困惑されているということもよく聞きます。そういう中で、その辺

の、本当にその発達障害というものが正確なのかどうかというようなことを、教育委員会として関係者から、その医学関係の専門の方々とか、そういう方を交えて精査、検討をしたことがあるか、お聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 特別支援学級への入級は、学校教育法や文部科学省通知に示されている障害の種類及び程度の児童生徒のうち、障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況などを勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認められた場合、入級の判断がなされることとなっております。また、判断に当たっては、障害のある児童生徒への教育の経験がある教員等による観察や検査、専門医による診断等に基づき、総合的かつ慎重に行うこととされております。そのようなことから、本市では、特別支援学級への入級を検討している場合、対象の子供の保護者や在籍する園及び学校から、検査結果等を含めた詳細な情報について記載した相談票を提出していただいております。その後、相談票を基にしながら、対象の子供及びその保護者に対して1人ずつ面談を実施しています。さらに、一人ひとりの望ましい就学先について検討する際は、市教育支援委員会を開催し、様々な意見を聴取する機会を設け、総合的な判断を行えるようにしております。最終的には、本人及び保護者と合意形成が図られたあと、就学先を決定することになります。

**○11番議員（東伸行）** ありがとうございます。私もいろいろちょっと、この支援学級について現場の方々や保護者の方々や、いろいろ聞いてみたんですが、やはり非常にそういうところでの教育としてはありがたいというお話もありましたけども、例えば他の通常クラスの子供たちとトラブルがあったりとか、極端に言えばいじめの対象になったりとか、そういうこともないか非常に心配であるというようなこともおっしゃっている親御さんもいらっしゃるんですけども、その辺については、教育現場としてはどのような施策をとっておられるのか、お聞きします。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 特別支援学級に在籍していることが要因となったいじめの事案については、令和4年度から今年度までの間に報告はございませんが、特別支援学級に在籍する子供たちが通常の学級の子供たちと共に学ぶ場合においては、それぞれの担任が事前に十分に情報共有を行い、連携した取組を行うことが重要だと考えております。各学校では、全ての学級において、児童生徒の発達の段階に応じて、多様性を認め合い、お互いに尊重することの大切さを理解する学習を計画的に行っております。また、特別支援学級に在籍する子供たちと通常の学級の子供たちがともに学ぶ場面においては、それぞれの学級担任による共同授業を行ったり、通常の学級において学習支援や生活支援を行っている特別支援教育支援員と連携を図ったりしながら、お互いが認め合い、安心して過ごすことができる環境作りに努めているところです。

**○11番議員（東伸行）** それぞれの児童生徒のためにいろんなことをやっていらっしゃるこ

はよく分かりました。いろいろと聞いてまいりましたが、こういう場でこの特別支援学級についての質問として、現状や内容等の答弁をもらうということは、今までちょっとなかったのかなという思いがあって、今回、こうやって質問をさせていただきました。どうしても支援学級でなければならない児童生徒の皆さんについては、きっちりと支援をしていくことはもちろんですが、通常学級でもいいのではと思われるような子供たちについては、私個人としては極力通常学級でという方向にできないものかという、そういうふうに思っているところではありますが、教育長、その辺の見解はどうでしょうか。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 文部科学省は、就学時に、小学校6年間、中学校3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではなく、子供の育ちを見通しながら、小学校6年間、中学校3年間の中で、就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しをしていくことが必要であるとしております。本市においても、毎年度、子供たち一人ひとりの発達程度、適応の状況、各教科等の学習の状況などを把握し、市教育支援委員会での総合的な判断を基に、特別支援学級から通常の学級へ学びの場を変更する児童生徒がおります。令和5年度は、特別支援学級から通常の学級へ学びの場を変更した児童生徒が15人いるところです。

**○11番議員（東伸行）** 状況はよく分かりました。先ほど教育長の答弁にありましたように、小中学校合わせて45学級があって、そこに必ず担任の先生がいらっしゃる。その先生方もやはりまあ言えば普通の教職員の先生方と同じように一担任としてやっていらっしゃる。今、いろんな新聞紙上やなんやで教員不足であると。先生方が足りなくて、定年で1回退職された先生方もまた再雇用して教育現場に就いてもらっているというような話もよく出ておりますけども、例えばこの指宿地区で45名の先生がやはりその学級のために増えているという状況でありますよね。そういう状況を、もうこれ、教育長にお聞きしたいんですが、そういう状況の中で、多分、県とかその辺のところからですね、要は、その教員不足の中でそれはどんどん増えていくってことがどうだろうと。だから、先ほどちょっと説明がありましたけども、そういう学級でしたら、できるだけそういう専門の知識を持った、資格を持った先生方が就いていくことが、いい支援学級ができる状況だろうと思うんですが、その辺のところについては、今後、教育長としてはどういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

**○教育長（田之上典昭）** 今現在、特別支援学級が増えているということで、初めて特別支援学級の担任になったりされる先生方もおられるところですけども、県内でも初めて特別支援学級の担任をする教員の方々には、県教育庁特別支援教育課で特別支援教育に関する研修会の充実を図ったり、授業づくりや学級経営に関するリーフレットを新たに作成するなどして、特別支援学級の担任の支援を行っているところです。市教育委員会といたしましては、県の取組を活用することに加えて、特別支援学級の担当者向けの研修会を増やし、十分な研修を積む機会を設けているところです。また、幼稚園、保育園、福祉関係事業所と合同で行う特別支援教育に関する研修会も開催し、早い段階から子供たちの支援体制が構築できるよ

う連携を図っているところでもあります。令和4年度からは、特別支援教育指導員を任用し、学校現場に定期的に訪問するなど、現状の把握に努めたり、特別支援学級の担任や特別支援教育支援員などとの面談を行ったりして、課題の早期発見、早期解決につながるよう取り組んでいるところでございます。

**○11番議員（東伸行）** ありがとうございます。この件についてちょっと市長にも一言お伺いしたいと思うんですが、今、るるお話を聞かれていた中で、特別支援学級がやはり全国的にもどんどん増えていっていると、こういう状況の中で、市としてもやはり学級が増えていくことは、それだけ経費と言いますか、そういうものも増えていかなきゃならないわけですので、その辺のところについて、市長としてはこういう昨今の傾向をどのように捉えているか、お聞きしたいと思います。

**○市長（打越明司）** 特別支援学級の状況についての御質問でありますけれども、昨年も歳出の中でどういったものが最も増えているのかということ、私もいろいろ分析してみると、やはりその要支援の子供たちが非常に増えていまして、その療育の御支援のための費用というのが約1億円程度伸びておりまして、非常にその歳出が増えていっているということはもう間違いのない現実であります。その上で、現在、少子化によって学齢期の児童生徒数が減少しているにもかかわらず、特別支援学級の在籍者数が増加しているということについては、特別支援学級に対する保護者などの理解が深まったことや就学前の療育環境の充実がなされてきた、それによって早期の支援につながるケースが増加したということなどが要因として挙げられると私も考えております。指宿市で1番早いケースで言えば、他の市に先駆けて産後1か月からの健診ということも始めておりますし、1か月健診あるいは5歳児健診といったような、他市に先駆けて行っているような健診もありまして、やはり就学前で早めに、今、もどきというお話もありましたけども、そういう疑いのある、可能性のある子供たちについては、早めに療育体制をとっていただくということを進めているという状況でもあります。本市においては、今、申し上げたように、他市と同様、特別支援学級での在籍者数は増加傾向にありますけれども、まずは、多様な子供たちが在籍する学校においては、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育というものをできるだけ追求するとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるなどして、全ての子供たちにとって、できるだけ過ごしやすい環境、分かりやすい授業というものを作り上げていくということが大切だというふうに思います。その上で、支援を必要とする子供たちの状況を把握しながら、必要な環境整備を、特別支援教育支援員などの配置、さらには、関係機関との連携など、子供たちの学びが充実していくよう、納得できうる方策をできるだけ検討していくことが大切であると考えています。今後も、子供たち一人ひとりの教育的ニーズに応える指導や支援を提供できるよう、支援体制の更なる充実に努めてまいりたいという覚悟でございます。

○11 番議員（東伸行） ありがとうございます。支援学級については、今後もまた、いろいろと、現場の方々とか親御さんとか、その辺の意見も聴きながらも、私なりに、また、皆さんと一緒に支援学級の充実を図っていきけるようにやっていきたいと思っております。この質問についてはこれで終わりたいと思っております。

続いて、1問目の山川港の機能強化と港を中心とした地域活性化についての2回目以降の質問に入ります。1回目の市長の答弁で、ちょっと私としては物足りないところもあったんですが、前向きな考えであるところは多少感じたところでもありますけれども、ここで山川港促進協議会について述べさせていただきます。協議会は、先ほど市長も申しあげましたように、令和6年9月6日に設立総会を開き、正式に設立されました。発足時の会員としては、山川町漁協さん、それから、水産加工組合、菜の花商工会、いぶすき農業協同組合、指宿建設業組合、それから、鹿児島国際交流協同組合、指宿市産業振興部の部長も一員として加わっていただき、商工会議所会頭、それから、指宿市観光協会会長、指宿観光デザイン理事長、それから、山川地区の町、福元両区長の計12名を役員として選出し、顧問・相談役として、指宿市長、鹿児島県議会議員、前山川町漁業協同組合長外若干名の方々を選出してスタートしました。活動計画、協議会会則等も承認され、当初の活動として、関係機関への協議会発足の周知及び要望活動、看板、のぼり旗の制作、設置を進めることとしました。第1の目標として、以前から掲げております多目的岸壁の整備を推進することとし、これを早期に実現させることが指宿市全体の発展につながると確信しております。モニターをお願いします。これが私どもがその多目的岸壁をやらうとしております岸壁であります。山川港のスイカ公園、スイカトイレがあるところの運動公園の前であります。これが、その岸壁を水揚げ場側から見た、これが全長約、今の状況で300mぐらいありますので、かなりの広さであります。それから、これが、山川港に多目的岸壁をと、我々協議会のほうでパンフレットとして作ったものであります。今、地図上で示してありますその地点が、希望としてはそこが多目的岸壁として利用できればいいという状況の中で表示しているものであります。そこまですると、海側の距離としては約500m近くの岸壁になります。それから、その岸壁の護岸と言いますか、その広さとして4万㎡ぐらいの土地もできるということで、できればそこまですればなという思いでおります。これがその一つの、今年度には実質的な行事としては、この、こういう岸壁の近くから、できれば山川駅か指宿のこの庁舎周りか、その辺はまだ確定しておりませんが、看板を作っていきたいということで、今、もう現在、制作中であります。先ほど市長には前向きな考えをしていただいたと申しあげましたが、もうちょっと気合のこもった答弁がいただけないかなと思っております。この協議会は、単に山川港のことだけを考えているわけではなく、港を多目的に活用することにより、指宿全体の活性化につながるの思いで取り組んでまいりました。そのため、農協、商工関係、観光、建設業などあらゆる業界の方々に呼び掛け、理解をいただき、設立に至った経緯があります。

そのため、幾度となくこの一般質問の場でも取り上げてまいりました。もちろん、先ほど市長も申しあげましたように、港の管轄は県であります。そのことは重々承知しております。しかし、これまで県の関係者の方々とも話をする中で、最後に必ず言われるのが、市は、市長はどのようなお考えですかと言われてきました。その都度、いや、一生懸命やっていたいておりますと答えてはおりますけども、なかなかその辺のところはそういう関係者に伝わっていない部分もあるように思います。そのためにも、正式な協議会を作り、市を、市長を先頭に活動を進めていきたいと思っております。その形がやっと出来上がったのです。その思いが市長、市職員の皆様にどの程度届いているのか、その辺のところはまだ未知数でありますけれども。その中で、質問に戻りますけれども、答弁の中に、協議会が円滑に運営されるよう側面的に支援するということがありました。具体的にどのようなことを考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。新年度予算のこともありますでしょうから、そのものも含めて答弁を願います。

**○商工水産課長（宮地主税）** 私もこの協議会に、最近再開するというので、そのときから参加をさせていただいております。いろいろな話をこの協議会の中で聞いております。多目的岸壁を整備することで大型クルーズ船やコンテナ船による物資運送、山川漁港は、今、既に防災拠点としての位置付けもありますので、そういったことで、漁港の機能強化に加えて新たな港の機能、そういった部分についても、今後、その可能性が大きく話し合われるんじゃないのかなと思っておりますけれども、一方で、大きな施設を整備するということに関しては、地元負担金ということで、市としての多額の負担金を求められることとなります。そういう場合には、市としてもその事業の効果というものもあらかじめ図らなければならないと思っております。まずは、この各団体の方々が集まって話をしている状況ではございますけれども、地域住民の思い、それから地元の盛り上がり、そういった市全体の機運の醸成が図られることが重要であるというふうに考えておりますので、市としてはその活動を下からサポートしていく、そういったことがまず必要だと考えておりますので、そういった部分で協議会の活動をサポートしてまいりたいというふうに考えているところです。

**○11番議員（東伸行）** ただいま課長のほうからお話いただきました。もちろん、もう我々としても、今、発足した協議会のメンバーだけではなく、今後も市内全体に、いろんな、個人も含めて、いろんなところにお話しに行き、この輪をどんどん広げていくと。市全体としての盛り上がりということをやりたいということは、もう全然考えておりますので、それに関して市としていろんな協力、はっきり言いまして、あるいはいろんなことをやっていくの中にも資金が必要でございます。それについてなかなか、今、各団体をお願いして、来年度予算についても、各団体の来年度予算に向けたいろんな役員会、協議会等で検討していただいて、来年、我々協議会としての新年度の資金が揃うということです。それからいろんな、当初はやはりいろんな講演を聞いて勉強したりとか、いろんな先進地に視察に行った

りとか、そういうことから始まるだろうと思いますので、それに向けた資金の造成というの  
もやっていきたいと。そういう面についても極力、我々努力することはするんですけど  
も、市当局としても御協力いただきたいと、そのように思っているところであります。

(2) とも関連がありますので、クルーズ船について何点か質問してから、またこの (1)  
と合わせて質問させていただきたいと思います。モニターをお願いします。これがクルーズ  
船三井オーシャンフジ、先ほど課長のほうから答弁がありましたように、総トン数3万2千 t  
余り。それから全長が200m弱あります。乗客が450名ぐらいのかなり大きな船であります。  
山川港の沖にこれが4月15日の朝、早朝だろうと思いますけども参りまして、港の沖合に停  
泊しているということであります。私ども港の周辺の者にとっては、すばらしい光景だろ  
うなというふうに思って、今から胸を躍らせているところではありますけども、また、是非、  
皆様にも来ていただきたいなというふうに思っているところであります。先ほど、寄港の日  
程については課長のほうから説明がありましたけれども、その辺の、何時に来て、下船が何  
時頃から始まって、夕方帰っていかれるわけですけども、その辺の行程についてはまだはっ  
きり分かってないのでしょうか。分かっていたら、一つお願いしたいと思うんですけど  
も。

**○観光課長（山下浩二）** 今回の三井オーシャンフジにつきましては、今、聞いている状況で  
は、午前8時に入港し、午後5時に出港するというのを聞いております。下船時間等に30分  
程度掛かりますので、午前9時から午後4時までの7時間程度は滞在できるものと考えており  
ます。

**○11番議員（東伸行）** 7時間程度は滞在しているということでもあります。先ほどちょっと話  
がありましたようにですね、この船ができれば港に横付けして、そこから下船をして乗客の  
皆さんがタラップを降りてくるというのが理想で、鹿児島で言えばマリポートですかね、  
あの辺のところはそういう光景が見られるわけですが、なんせ山川港については、先ほど  
からお願いしているその岸壁がないという状況がありますので、要するにテンドーボートと  
言われる、言ってみれば避難用の船ですね、各船に積んで、先ほども出ましたよね、大きな  
船ですので、かなり大きなそのボートを積んでいるというふうに思うところではあります  
が、それに乗り移って、山川港の内港にある栈橋に入ってくるというようなことであるよう  
です。モニターをお願いします。これがその乗り移る浮き栈橋です。皆さん御存じの方も大勢  
いらっしゃると思うんですが、ここにそのテンドーボートって言われるもので、まだはっ  
きりはしてないと思いますが、400名近くの方が分散して降りてくるというようなこと  
のようです。これが岸壁側から見た浮き栈橋の状況です。その下船方法については、今、これに  
乗り移ってというような話ですが、そのどのくらいの人数が乗れるのか。それと、その安全  
性と言いますか、その辺のところについては、そういう船会社さんとかその辺のところと  
どういう協議がなされているのか聞かせていただきたいと思います。

**○観光課長（山下浩二）** 下船の方法でございますが、山川港は水深が浅く、クルーズ船が直接接岸できないため、クルーズ船を山川港の沖合に停泊させ、クルーズ船に備え付けの、先ほど紹介ありましたテンダーボートと言われるボート、こちらは定員80名になります。これが4隻付いておりますが、このうちの2隻を使用し、山川港の浮棧橋まで移動し、下船する予定となっております。テンダーボートを使用した下船は、その時の天候はもちろん、様々な現場の状況から乗客の安全性が確保されていることを確認した上で通例的に行われており、安全性に問題はないと伺っております。なお、商船三井が所有するにっぽん丸が甕島に寄港した際もテンダーボートによる下船を行っており、問題はなかったと伺っております。

**○11番議員（東伸行）** せっかくの我々、念願のクルーズ船からの下船ということで、以前からずっと希望しておりました、クルーズ船を着けたいねという思いはやっとな、ちょっと形が違いますけども、叶ったという部分でありますので、ここで何か事故でも起きると、もうやっぱりということになると、もう次は来れないということになりますので、そういうところは、是非、きっちりした安全対策を取ってやっていただきたいと思っております。

次に、その歓迎のセレモニーと言いますか、その辺のところについてお聞きしたいと思っております。モニターをお願いします。ここの、そのちょうど屋根のあるところの先、内側のほうが先ほどの浮き棧橋があるところであります。それから、その隣の取付けの道路の部分、ここもかなり広い部分で、出初式等もここでやることになると思いますが、そういう場所があります。この辺も利用して歓迎のセレモニー等についてはお考えなんだろうと思っておりますが、その辺のところはまだはっきりは決まってないのでしょうか。大体決まっていれば、お答えください。

**○観光課長（山下浩二）** まだ詳細については決まっておりませんが、クルーズ船寄港に伴う様々な取組については、令和6年8月19日に、関係自治体の首長をはじめ、山川町漁業協同組合、指宿漁業協同組合、ツアー造成に関わる民間企業、商船三井関係者が一堂に会し、寄港に伴うツアー造成等に関し、地域全体の活性化につながるよう、各団体が連携して取り組むことを確認したところでございます。その後、担当者会議を開催し、セレモニー会場に関する案や記念品贈呈、出航前のおもてなし内容等について協議を行っており、引き続き、関係機関と連携しながら具体的な内容等を決定したいと考えております。

**○11番議員（東伸行）** しっかりとした受入準備をしていただき、この初寄港がスムーズに遂行され、乗客に喜んでいただき、また、商船三井や旅行関係者の方々からも評価を得るようなものにしていただくことを願っております。

2013年、山川港が無線検疫港に指定され、いずれは国内外のクルーズ船が来るような港にしたいという願いがやっとな一歩、いや半歩前進したという思いであります。そのためにも多目的岸壁は絶対必要です。その辺のところは御考慮を願いたいと思っております。モニターをお願いします。この写真は、漁港設備の有効利用をする海業の推進に取り組む地区ということ

で、水産庁より今年の3月に決定を受け、今後、取り組むことになりました。全国54の漁港が指定を受け、鹿児島県からは日置市の江口漁港と山川漁港の2港が指定を受けたところで、概要としては、水産業、農業、観光業と地域一帯の海業に取り込み、観光客等を当地域に呼び込み、かつ、観光地指宿の更なる集客力向上を目指すという既に取り組んでいるものであります。このように、いろんなことに取り組んでいる山川港です。市長、広報いぶすき12月号のわっぜえ一港、ますます成長が期待できる山川港の掲載は大きな反響を呼んでいます。市としては、いろんな難題を抱え、福祉、少子高齢化、財政難と問題が山積みの中、大変であることは十分理解しているつもりです。しかし、待ちの体制では何も変わりません。山川港の整備促進は、指宿市を変えると私は思っております。大変な難問であることは百も承知していますが、まずは多目的岸壁の整備、これに向けて協議会の先頭に立っていく考えはないか、市長、答弁を願います。

**○市長（打越明司）** 先頭に立ってというか、今年9月に発足した時点で中心になるメンバー12名で、この方々を中心にしながら、それを支えて、例えば要望、陳情などに行くときには、国会議員、県議会議員、関係市議会議員、そして私ども一緒になって活動していくこととなりますので、地域としての要望は私ももちろん先頭に立たなければなりませんし、また、協議会の方も同じように民間の代表として先頭に立たなければならないというふうに思います。例に挙げるならば、指宿港海岸の、今、推進の体制は、民間を中心に推進協議会を作り、そして、その総会や情報交換会には、主たる、あそこは国を中心にして直轄でやっている事業でありますので、国の担当者やそういった方々も一緒にそこには参加をし、昨年から今年にかけて、あるいは来年にかけての情報交換をしという形でありますので、今、一番欠けているとすれば、この山川漁港の持ち主は鹿児島県になりますから、この鹿児島県も一緒にここにまず座ることが必要になってくるだろうなというふうに思いますし、結果的には国の支援も受けなければならない。ここでは想定する事業については触れませんが、指宿港海岸の直轄180億円というものに匹敵するような規模の事業になる可能性も高いです。片や直轄ですので、市の負担金はないわけですが、一方では、漁港の場合には負担金も明確に明示されておりますので、そのようなことも考えますれば、まず、県の皆さんと一緒に志を持っていただくということが非常に大事だろう。そして、水産庁の方が、今、海業の指定港にしたということで、非常に水産庁は、今、漁港区域の再活用について非常に熱心に取り組もうとしているところであります。これは、やはり各地の漁港が、どうしても少し右肩下がりになってきつつあるということの中で、港の使い方、利活用の仕方というのは地域振興とともにいろんな多面的な活用があるであろうと。そういったものを幅広く研究をし、進めていきたいと思いますというところに山川漁港がチェンジをしていった、手を挙げ、指定を受けたということでもあります。また、海のゆりかごとと言われるように、この環境を守るという意味でも積極的に取り組み、全国に発信をしている地域でありますので、山川の港、

あるいは山川のこの周辺の地域というのは、様々な面から見て、できることがある、取り組めるものがあるというふうに思っておりますので、今、発足したばかりの中で、せっかく顧問になれと言って、はいと言ってなったところでもありますので、皆さんと一緒に、会員としては産業振興部長が会員として、今、入って、みんなと一緒に活動していこうということでもありますので、そこを十分に自分自身は守りながら共々に前に進んでいこうというふうに思っているところであります。御理解いただきたいと思えます。

**○11番議員（東伸行）** ありがとうございます。今、市長が申し上げたとおりに進んでいけばという思いでありますので、よろしくお願ひします。我々は、この協議会を全市的なものにしていくために活動を進めていきたいと、先ほど申し上げましたように、その思いでいっぱいあります。この港から農水産物の搬出入、災害時の人や物資の輸送の拠点、クルーズ船の寄港による観光、ホテル業界の発展、そして、それに伴う建設業界にも好影響があると確信しています。市民、行政が一体となって指宿市の発展のために頑張っていきたいと、そのように思っております。

これで質問終わります。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時19分

再開 午後 3時30分

**○議長（西森三義）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健一議員。

**○9番議員（田中健一）** 皆さん、こんにちは。議席番号9番、田中です。12月定例会に一般質問を議長より許可をいただきましたので、3点について質問させていただきます。

その前に、議会報告会で、今年度、市内3校、また、市内の生徒が通う隣の穎娃高校との模擬議会の開催を行わせていただきました。生徒の皆さんの活発な意見を聴けて、大変安堵しております。実のある議会をできたのではないかと思います。指宿市議会だより第80号の2面、3面に掲載をさせていただいておりますので、それぞれ御世帯にお送りしておりますので、お読みいただければありがたいです。この指宿で育った子供たちが、いかにこの指宿を考えていらっしゃるか、よく読んでいただきたいと思えます。生徒の皆さんには、大変お忙しい中、御案内を受け、参加していただいたことについては感謝を申し上げます。また、校長先生や教職員の皆様にも感謝申し上げさせていただきます。

さて、本題に入りたいと思えます。

一つ目に、畠久保畜産団地への道路整備について、現状はどのようになっているのか。現状、道路の状態は、残念ながら農場の方々に大変御苦勞をお掛けしていると思っております。飼育頭数も増え続けている中で、運ぶ車も大変大きく、車両によっては30t近い重量の車が曲がりくねった、舗装が荒れた道を無理して運んでいるようであります。指宿の農業生

産額の半分以上が畜産であると思っております。どうか農場の方々に手を差し伸べていただきたい。

次に、本日、傍聴にも来ていただいておりますが、国民宿舎かいもん荘の跡地の問題であります。一向に進まぬ現状について、私もですが、地域の方々がやきもきされております。また、同僚議員もこれまで何回となくお願いをしていただいておりますが、何か進展があったのか、お伺いをいたします。

三つ目に、今回執行の衆議院議員選挙の実情であります。10月に執行された選挙において、全体の投票率と年代別の投票率について伺い、1回目の質問を終わります。

**○市長（打越明司）** 田中議員から、3点について質問をいただきました。

その、まず1点目であります。畠久保畜産団地への道路について、であります。この畠久保畜産団地への道路につきまして、県道飯山喜入線の入り口から畜産団地の奥へと農道畠久保線及び農道前之谷線が20年以上前に整備されているところであります。この畜産団地は、かつて畜産農家の皆さんが山地を切り開いて畜産業を始めていったという歴史だと考えておりますが、その当時に比べますと、生産の規模拡大がどんどん進んで、畜舎への飼料や飼育牛の運搬車など、どんどん大型化をいたしまして、往来も多くなっておりますけれども、道路幅員が4mに満たない箇所があり、離合も困難な状況になっている現状であります。また、通行に支障を来すなど道路の損傷が激しくなっており、市では定期的に点検を行い、常温合材などでの応急的な補修をしてくれているところであります。このことから、令和5年度に測量設計を行い、県道飯山喜入山線の入り口から約1.1kmの区間において、今年度から複数年度かけ道路改良工事を実施することとしたところであります。

残余の質問については、担当の課長から答弁させたいと思います。

**○観光課長（山下浩二）** 国民宿舎かいもん荘跡地について、現状について答弁させていただきます。国民宿舎かいもん荘跡地については、平成30年6月27日付けで、着工期限を令和2年5月28日とする土地売買契約書を岩崎産業株式会社と締結しております。その後、新型コロナウイルス感染症が拡大し、令和2年3月13日付けで、岩崎産業株式会社から、世界的規模の経済状況の深刻な悪化等を理由に着工期限の延期を求める要望があったことから、当時の社会情勢、経済状況を踏まえ、着工期限を3年間延長し、令和5年5月28日とする覚書を締結したところでございます。令和5年5月になって岩崎産業株式会社が土地の造成工事に着工し、令和5年8月末までに作業が一旦完了しているところでございます。現在も、岩崎産業株式会社に対して定期的に進捗状況の確認を担当者間でっており、岩崎産業株式会社からは、国民宿舎かいもん荘跡地に隣接する霧島錦江湾国立公園特別地域を含む一体的な整備を踏まえた関係機関との協議や、その結果を踏まえた設計の見直しと社内での検討を進めていると伺っているところでございます。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので、答

弁をさせていただきます。

今年10月に執行されました衆議院議員総選挙における投票率についてでございますが、まず、全体の投票率は小選挙区ベースで56.20%で、年代別の投票率については、18歳及び19歳の10代が46.82%、20代が34.54%、30代が41.71%、40代が50.55%、50代が57.67%、60代が67.69%、70代が70.93%、80歳以上が45.76%という結果になっているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** 2回目の質問に入りたいと思います。

まず、畠久保畜産団地への進入路の現状については御報告をいただきました。令和5年、設計をしていただいて、地域の畜産農家さん方は大変喜んではいたんですが、ある日、畜産農家さんと会うことがありまして、田中君、一向に進まんが、どうなっているのかって脅しをかけられました。設計後のそういう進め方について、お伺いをいたします。

**○耕地林務課長（村元重夫）** この道路につきましては、今年度の当初から、県単補助事業である鹿児島県の農業未来創造支援事業というのを活用して、整備を行いたい旨の申請を行っておりましたが、11月中旬に県の南薩地域振興局農地整備課から事業を採択するという連絡がございまして、これを受けまして、現在、発注の準備に入っているところでございます。また、畜産農家の中には、農道沿いに面している土地を寄附してくださった方もおられましたので、今回、新たに2か所の離合箇所を設けた上で、道路改良工事を行う予定でございます。なお、工事期間中は、飼料及び飼育牛運搬車の運行にできるだけ支障のないよう、沿線の畜産農家の方々と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

**○9番議員（田中健一）** 答弁をいただきましたが、正直、完了年度、複数年かけて整備をしていく方針は分かったんですが、やはりこれまでも表層だけの舗装というもので大変傷みも早く、先ほども質問の中で説明をさせていただきましたが、総トン数30tっていう車が曲がりくねった道を運行すればかなり舗装も傷むので、そういうところも含めて、完了年度は何年になるのか。今、物価高騰の時でもあります。聞くところによれば、正直、牛も万頭ぐらい、それに養豚農家さんもかなりの頭数を抱えておることを考慮すれば、夜間工事もやむを得ないかなとは思いますが、夜間工事をした場合と昼間だけの工事の場合、何年ぐらい差が出てくるんでしょうか。答えていただければありがたいですが。

**○耕地林務課長（村元重夫）** 今、完了年度は何年ぐらい掛かるんだというようなお話も含めて、あと、その夜間工事もやむを得ないといったような話もありましたけれども、今のところ、できれば3年以内にはという思いもございまして、今、議員が御指摘いただきましたように、現在、非常に材料費、それから人件費もどンドンどンドンうなぎのぼりに上がっているといったような状況もございまして、ですので、その完了年度を明示するのはなかなかちょっと難しい状況にはあるというふうには思っているんですけども、夜間工事というお話もありましたが、そうすると、当然、その昼間行う工事と比べれば人件費も高くなるという問

題もありますので、できる限り早めに済ませたいという思いはありますけれども、予算あるいは起債の関係もいろいろありますので、今のところは、早く済ませたいというふうには考えているというふうに答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

**○9番議員（田中健一）** もう何年というのはもう了解しました。それ以上は求めませんので、1日も早い——あと、私も畜産農家でありますので、運送ストレスというものが、いかに商品である成牛が出荷をされたときのストレスが、お肉に打ち身が出たり、あと、肉色が濃くなったら販売価格が自ずと下がっていきますので、そういうところも踏まえて、工事期間だけでなく、これまで一生懸命管理していただいていたことを引き続き頑張っただけであればありがたいです。畠久保地区の質問については、以上で終わります。

続きまして、国民宿舎かいもん荘。本当に私も開聞の人間として、以前、いろんな方々が御利用していただいて、あの東シナ海が眺められる、あと、正しく富士山に似たり寄ったり、富士市で富士山の何か会議があったんですが、日本全国から3か所選ばれて、この開聞岳も選ばれて、開聞町長が行ったような記憶がございます。そういうオーシャンビューのすばらしいあの観光資源を1日でも全国の皆さん、また、今、インバウンドで外国の方々も多く来られておりますが、本当に1人でも2人でも多くの方々に体験していただきたい。開聞岳、東シナ海だけでなく、この指宿の観光を満喫できる材料は、私はこの指宿にはいっぱいあると思っております。そういうことで、宿泊施設の建設について期限は設けていなかったのか、お伺いをいたします。

**○観光課長（山下浩二）** 宿泊施設の建設に際しての期限につきましては、土地売買契約書第12条第2項において、土地利用の用途及び事業内容の指定等に関する事項を定めており、「引渡しを受けた日から10年を経過する日までの間は、売買物件を指定用途に供さなければならない」とうたっております。同条文の解釈としましては、引渡日である平成30年11月28日から令和10年11月28日までは、事業計画に基づく宿泊事業等へ活用しなければならないということでございます。

**○9番議員（田中健一）** もう令和6年であります。あと今年も数えられます。ということは、7・8・9・10、あと4年しかないんです。私は、立派なところに、それこそ立派な宿泊所ができるのに、1年なんて建設は無理かなって思っております。であれば、本当、タイムリミット、僅かではないかなということを感じておりますが、スケジュールが遅れていると思いますが、期限に本当に間に合うのか。私だけじゃなくて傍聴席にも大きく心配をされている方もおりますが、川尻地区に聞こえるように、要望に応えられるような答弁をできたらお願いしたいんですが、よろしくお願いいたします。

**○観光課長（山下浩二）** 先ほども申し上げましたとおり、現在の土地売買契約の中では10年ということで定めてはおります。岩崎産業株式会社との担当者間でのやり取りにおいては、建設に向けての設計見直し等を積極的に進めており、建設に向けて引き続き連携を図りたいと

考えております。また、岩崎産業株式会社から具体的なスケジュール案が示された際には、川尻地区の方々に対し説明会等も開催したいと考えております。

**○9番議員（田中健一）** 契約会社の相手方、私もいろんな方々と話をする中で、現在、様々な噂が立っております。川尻の建設予定地ではないんですが、指宿のほう、なんか閉鎖をするとか縮小するとかという噂だけが飛び交っております。そういう地域住民が心配をしているようでありますが、1日も早い宿泊所の完了を待ちたいと思いますが、今後、約束事の完了を早急にできないか、お伺いいたしたいと思っております。

**○観光課長（山下浩二）** 国民宿舎かいもん荘跡地の活用については、地元住民からの期待も大きく、これまでも川尻区長や菜の花商工会から現状に対する問い合わせや早期建設に向けての要望があり、その際に、岩崎産業株式会社から具体的な設計や工事スケジュールの連絡があった場合は、川尻地区への住民説明会等も行いたいとお伝えしているところでございます。市といたしましては、1日も早く約束が果たされるように、指宿市の地域振興に大きく貢献をしてほしいということを前提にしながら、引き続き、岩崎産業株式会社と連絡を密にし、早期建設に向けた働き掛けを行ってまいりたいと考えております。

**○9番議員（田中健一）** 本当に地域住民の思いがもう伝わっていることが重々分かりましたので、またこれからも力強く御支援いただければありがたいです。ということで、2番目は終わりたいと思っております。後ろから市長にも聞けということではありますが、3番目でちょっと、聞いていきたいと思っておりますので、三つ目に、投票率の向上を、質問をやりたいと思っておりましたが、今回、同僚議員、私も含め3名が投票率の向上。正しく10月の衆議院議員総選挙の前の東京都知事選から、ちょっと私も、公職選挙法に触れないいろんなやり方があることも重々分られました。正直、選挙管理委員会のお答えが法に触れていない旨の発言を聞いて、一般常識と違うんだなっていうことをもうつくづく感じるところであります。衆議院選挙の各年代別の投票率、10代は46.82%。私は、これは18歳、19歳しかいないのにありがたい数字かな。できたら100%っていうものが1番嬉しいのは嬉しいんですが。その次の20代。やはりいろんなことを思うのは、頑張れる20代がちょっと、34.54%。もうちょっと興味をそそるような、我々の活動も必要ではないかなと感じるところの数字を突きつけられて、大変心苦しく思うところであります。そういう結果を踏まえて、投票率の低い年代についてどのように考えるか。また、投票率をどのように上げるための工夫が必要か。どのように市の選挙管理委員会として考えているか、お伺いをいたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 投票率につきましては、全国的に低下傾向が続いており、特に若い世代の投票率が低いことから、本市におきましても投票率の向上は喫緊の課題となっているところでございます。特に若い世代については、政治や選挙への関心を高めるための政策が重要であるということは認識しております。長期的な展望で考えれば、現在、行っている学校での出前授業をより充実させていくことが重要であろうかなと考えていると

ころでございます。いずれにしても、若い世代の投票率の向上については重要な課題でありますので、南薩4市で構成する県明るい選挙推進協議会南薩支会の担当者会や研修会等において、情報収集や調査研究を行い、若い世代の投票率向上を目指してまいりたいと思っております。

**○9番議員（田中健一）** よろしくお願いたします。

3番目に、投票率向上対策については、同僚議員がもう詳しく聞いていただきましたので、割愛をいたします。日本に比べて、海外の投票率、びっくりするような投票率であります。この日本とどこが違うのか、何が違うのか。私も海外の選挙に行ったことがございませんので分かりませんので、そういうところをお教えいただければありがたいです。幼少期からの教育が日本とどう違うのか、お伺いたします。

**○選挙管理委員会事務局長（濱上和也）** 報道によりますと、世界各国の議会選挙の投票率ランキングでは、194の国と地域の中で日本は139位という結果が出ているようでございます。スウェーデンでは、12歳から実際の選挙と同じ日に模擬投票を実施するなど、欧米諸国では普段から親子で政治の話をしている家庭が多いと言われております。また、幼少期から知識の習得だけでなく、実際に社会のいろいろな活動に参加し、体験することで、社会の一員として自覚を持つことが重要視されているようでございます。

**○9番議員（田中健一）** ありがとうございます。やはり我々の環境と海外の国の環境とはかなり違うことを歴然と感じました。やはりここは教育の場面ということであれば、教育長、この指宿で、この鹿児島で、この日本で、何が必要で、何をやったら投票率が上がる取組をできるか。私は、やはり幼少期の子から、こういう政治の教をひも解いていただくところを司る教育委員会に、教育長に一言いただきたいと思いますが、お伺いたします。

**○教育長（田之上典昭）** 先ほど松下議員からの御質問もありましたけれども、児童生徒の政治への関心というのを上げる手段として、授業の中でというのはもちろんあるんですけども、私、個人的には、例えばアメリカで有名な歌手とか俳優が特定の政治家の応援をすることか、そういうことがよくありますけども、そういうのは若者についてはすごく刺激というか、影響を与えるのかなというふうにも思っているところです。あわせて、先ほど田中議員からも松下議員からもありましたけども、議会議員と語る会という中で、高校生が地域の課題を実際に議員の方々に当事者として質問をするというような機会がありましたけれども、あれこそ主権者教育ではないかなというふうに思っているところです。学校は児童生徒にとっては小さな社会ということが言えるので、その中で、最近よくあるのは、校則の改正をしたりとかということに児童生徒が直接関わったりするというようなことが聞かれます。そういう中で、自分たちが生活をする学校とか地域をより良くしようという子供たちが増えることは政治に関心を持つことにつながって、そのことが投票行動につながっていくのかなというふうに思っているところでございます。

**○9番議員（田中健一）** すいません。急に御指名をして申し訳ないです。また、答弁のほうも本当にありがとうございます。田之上教育長の思いも、十分、この指宿の子供たちにも伝わっているものと思います。

市長。我々が20代の頃、こういう人が国会議員になって、我々の声を届けていただける人なんだなっていうのを20代の頃に思いました。ですが、旧開聞町青年団事務所に、覚えていらっしゃると思うんですが、市郡の青年会長に出たいから応援をしてくれということで御挨拶に来ていただきました。そのときにちょっと、市長の言葉が引っ掛かっているのがありますので、いい機会だと思うので。僕は松下政経塾を出て、こんな指宿に埋もれるわけにいかないっていうことを開聞の方々に語られたことがあったんですが、あれは、こんなというのは悪い意味で言ったわけではないですよと私は信じたいです。市長、どうですか。

**○市長（打越明司）** いやいや、予想もしない質問でありますけれども。指宿市郡の青年団の協議会に立候補しようというふうに決めたのは、まだ政経塾の在塾中だったと思います。25歳になるかならないかぐらいの頃だったと思いますが、当時はまだ各町から一人ずつ代表が出て協議会を作っている時代。その時代に開聞町のほうにもお邪魔をして、それぞれの地域の代表者の方々に、是非、頑張ってみたいのという、そのようなお話をしたというふうに思います。当時、あれは、五つの1市4町の青年団の代表がそれぞれ地域で会長をして、団長をしている方々の中で互選をして選ばれるという形でありましたので、こんな指宿がと言った記憶はあまりないんですけれども、皆さんに意欲を示して、今、青年団がその当時も、今は特にそうですけれども、少し右肩下がりで活動が少し減り始めているとき、団員数が減り始めているときでしたので、そういう状況を打開したいということも含めて意欲をお話したという記憶はあります。それは、その後、地域の代表として走り回らせていただいて、また、青年団の中で婚活もいたしまして、当時の役員同士で多くの皆さんがそれぞれパートナーを見つけて結婚していったと。当時の青年団活動というのは非常に職業を持つ青年にとっては出会いの場所にもなっていて、いろんな意味でたくさんの役割を担っていたなというふうに思っているところでもあります。もしそういう記憶があるのであれば、この機会に修正をしておいていただければなというふうに思っております。

**○9番議員（田中健一）** ありがとうございます。もう本当、答弁に困るような質問をしてしまって、代弁者がおりました。なぜ市長に、今、確認をしたかと言えば、やはり今の若い方々と比較するのは間違いかもしれませんが、我々の若い頃は本当いろんな出会いもあり、マッチング行動もいっぱいあったように市長も感じられているようです。私もそう思います。やはりこういうことも、少子化対策にも私はつながっていくことを、市長の昔のあの熱い思いを冷めぬうちに使っていただきたいと考えております。本当に、投票率向上について、このことについては、やはり行政任せでも私はいけないと。我々、バッジを着けさせていただいている、この17名がしっかりと市民の負託を受け、声を届けていくことこそ投票率向上に私

はつながっていくのではないかということを経験して、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 4時21分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、東勝義議員。

○5番議員（東勝義） 皆さんお疲れのところ、お付き合い願います。5番、東勝義です。本日5人目でお疲れと思いますが、最後までお付き合いくださいますようお願いいたします。

早速、3つの項目に沿って質問させていただきます。

まず、学校部活動の地域移行について。中学校の部活動は、学校教育の一環として長い間行われてきましたが、近年、生徒数の減少や教員の負担軽減、地域社会との連携、地域資源の活用を通じて部活動の形を変えることを推奨する動きが、令和4年度から令和7年度までの4か年を改革推進期間として始まりました。11月12日、13日にかけて、山口県的美祢市に文教厚生委員会として行政視察に伺いました。美祢市では、国からの補助金を活用して部活動移行に取り組んでおり、進め方や課題、問題点、進捗状況などを伺ってきましたので、本市の学校部活動移行の参考になればと思い、質問させていただきます。まず、指宿市地域部活動推進協議会として、移行についてなど多岐にわたり話し合われているようですが、これまで何回開催され、どのような内容が話し合われて、決まったことや方針について御答弁をお願いします。

次に、ヘルシーランドの管理運営についてであります。今回、合併特例債を活用して、現在、改修、替掘が行われておりますが、市が直接経営に携わってからの管理運営について、コロナ禍前の収支状況とコロナ禍後の収支状況がどのような状況なのか、御答弁ください。

3項目めに、市長が掲げている稼げるまちづくりについて。稼げるまちづくりといっても多岐にわたると思いますので、今回は、市役所としての取組の一つであるネーミングライツ及び公営車広告の取組の状況について、詳しく御答弁ください。

以上で、各項目の1回目の質問といたします。よろしくお願いたします。

○市長（打越明司） 東議員のほうからは、3点の質問をいただきました。その中で、稼げるまちづくりについて、答弁をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、歳入の改革の柱として、自ら歳入を広げることができるものについては、様々な方面から知恵を出していく、それに取り組んでいくということは非常に大事であります。その中の一つとして、昨年のちょうど今頃、稼げる市役所についての、市役所のメンバーの皆さんからの様々な提案を受けて、250件余りの提案を受けた中から、稼げる市役所のいい提案についての表彰も行ったところではありますが、さらには、それ以外にもいろん

な分野で取り組めるものがたくさんあります。その一つとして、ネーミングライツがあります。このネーミングライツにつきましては、令和5年度において、いぶすきフットボールパークと指宿市営野球場の二つの施設について、市がネーミングライツ料の希望金額を設定して募集する施設特定型の募集として募集を行いました。その結果、市営野球場に応募いただきました。ネーミングライツパートナーとして決定をし、愛称を「新川床マリン球場」としたところであります。契約には、令和6年度から令和10年度までの5か年で年間80万円のネーミングライツ料をいただいているということでございます。

残余の質問につきましては、担当の部課長等から答弁させていただきます。

**○教育長（田之上典昭）** 学校部活動の地域クラブへの移行について、指宿市地域部活動推進協議会のこれまでの経緯についてお答えいたします。本市におきましては、令和5年度に、少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ、文化・芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的として、市地域部活動推進協議会を設置し、これまで合計3回の協議を行っております。その中で話し合われた内容については、国及び県のガイドラインや先行実施している自治体の取組事例の確認、市内中学校部活動の状況確認、本市の生徒、保護者、教職員、地域の指導者に対する意向確認やその結果の共有、国や県の補助事業の活用方法の在り方、市内の地域クラブや地域人材の把握、県中学校体育連盟における地域クラブの登録基準や登録方法などです。市教育委員会といたしましては、協議を通して活動場所への移動の負担が少ない地域移行や、現在、各学校において外部指導者として部活動を指導してくださっている方や、地域のスポーツ団体、文化団体の指導者と連携を図りながら人材確保を進めていくことを方針として掲げ、協議を進めているところでございます。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** ヘルシーランドの管理運営について、収支はどのように推移しているかという御質問でございます。ヘルシーランドにつきましては、令和4年度まで指定管理者による運営をしておりましたが、令和5年度からは市直営で運営をしております。露天風呂たまたま箱温泉を含むヘルシーランドに係る収支につきましては、コロナ禍前の平成30年度で、収入が1億1,613万6,380円、支出1億2,097万29円、収支といたしましてマイナス483万3,649円となっており、直近の令和5年度で、収入は6,116万8,329円、支出は1億696万9,639円、収支でマイナス4,580万1,310円となっているところでございます。

**○総務課長（濱上和也）** 私のほうからは、公用車の広告について御答弁をさせていただきたいと思っております。公用車の広告については、指宿庁舎で共用で使用している車両のうち、利用頻度が高く走行距離の多い6台を選定し、広告の募集を行っているところでございます。令和6年度は3台に広告を掲載しております。広告収入は年間18万円の見込みとなっているところでございます。

**○学校給食センター所長（水流弘樹）** 学校給食センターで管理する学校給食配送車への広告料収入についてでございますけれども、令和6年度において広告を掲載している車両は5台中2

台となっております。広告料は、11か月の掲載期間で年間10万円としておりますので、20万円の収入となっております。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。まず1項目め、学校部活動の移行について、2回目の質問をさせていただきます。1回目の協議会の開催ですが、私もクラブの指導をしていますが、この協議会がどういうメンバーで行われているのか、ちょっと質問させていただきます。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 市地域部活動推進協議会の委員は、13人で構成されております。役職等につきましては、市スポーツ協会、市スポーツ少年団本部、市スポーツ推進委員会、いぶすきスポーツクラブ、市文化協会、市PTA連合会、南薩地区中学校体育連盟、市中学校文化部の代表者や各中学校長となっております。

**○5番議員（東勝義）** これ13名で協議された、お偉いさん方が主であるんですが、直接、この部活動に関わっていない方々の話し合いで、どういう話し合いがなされたのか、詳しく御説明願います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 本市におきましては、令和4年度に市地域部活動準備委員会を設置し、令和5年度途中までに計3回協議を行いました。令和5年度途中からは、市地域部活動推進協議会及び市地域部活動推進部会を設置し、合わせて5回協議を行っております。協議会で決まったこととして、生徒、保護者及び教職員向けのアンケート調査の実施や、現在、各中学校において外部指導者として活動して下さっている方々との意見交換会の実施等があり、これらについて令和6年10月までに実施し、その結果を踏まえた協議を引き続き進めているところであります。今後につきましては、現在、各中学校で指導して下さっている外部指導者を部活動指導員として任用し、顧問という立場で各中学校に配置することができるよう体制を整えることを目標としております。部活動指導員を任用することは、部活動に対する指導体制の充実につながり、学校の小規模化の中にあっても、部活動の専門性と持続性の向上を保持することに貢献すると考えています。また、教員の長時間勤務の緩和の実現にもつながると考えているところであります。

**○5番議員（東勝義）** 学校の教職員の長時間労働に対する緩和ということで理解します。

現在、サッカーやバレーボールなど、試合に参加するためには最低限の人数を必要とする部活動があるんですが、市内において合同で活動している部活動の数と、それから、外部指導員の人数など把握していれば、お知らせください。よろしく願います。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 令和6年11月現在におきまして、部員数の減少に伴い出場最低人数に足りずチーム編成ができない場合の地域連携として、合同部活動を実施している部が、北指宿中学校と顛娃中学校のサッカー部、西指宿中学校と北指宿中学校の女子バレーボール部、南指宿中学校と北指宿中学校の男子バレーボール部、山川中学校と南指宿中学校の軟式野球部、西指宿中学校と川辺中学校の軟式野球部、開聞中学校と顛娃中学校の男子バレーボ

ール部など、合計で6組あります。また、市内中学校では12人の外部指導者が部活動の指導をしております。

**○5番議員（東勝義）** 現在、この合同部活動で活動されているというわけですが、これは各学校でそれぞれ活動して、それでいつ合同でしているかということ把握していらっしゃいますでしょうか。よろしくお願いします。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 平日は、各学校で顧問がついて練習等して実施しております。合同で行う練習等は、週末を中心に会場を借りて実施しているという状況であります。

**○5番議員（東勝義）** この合同でやっているところが一緒に週末やるということですが、その送り迎えは保護者がやっているのか、それとも指導員、外部指導員とか部活の先生方がやっているのか、そこを調べていらっしゃいますでしょうか。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 生徒の送迎につきましては、保護者が中心となって行っていると思います。

**○5番議員（東勝義）** そういうことになると思います。保護者の負担が大きいわけですが、我々が視察に行った美祢市は20台相当のバスがあつて、それで送迎しているということで、ここは恵まれた環境の中でやっているの、我々の指宿には参考にならないなと思ったところでした。

今、外部指導員が12名ということですが、これから外部指導の方々との協議というか、地域によってはその方々との協議とか、クラブの方々との協議をしなければいけないと思いますが、この外部指導員の方々の名前と住所、それから連絡先というのは把握されておりますか。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 外部指導員の方のお名前につきましては、学校を通じて教育委員会も把握しております。住所まではちょっと把握してないところあります。

**○5番議員（東勝義）** これにちょっと伴って、関連となりますが、今現在、本市で活動している地域クラブの種目数と団体数を把握していれば、運動部、文化部に分けてちょっと教えてもらえれば助かりますが、よろしくお願いします。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 現在、市地域部活動推進協議会として把握している市内のスポーツ団体は、総数として44団体、種目数としては17種目を確認しております。種目別の団体数は、陸上が3団体、サッカーが4団体、ソフトボールが7団体、軟式野球が1団体、フットサルが1団体、バドミントンが3団体、バレーボールが7団体、バスケットボールが1団体、卓球が2団体、ダンスが1団体、新体操が1団体、トランポリンが1団体、水泳が1団体、剣道が3団体、柔道が2団体、少林寺拳法が1団体、空手道が5団体となります。また、市内の文化団体は、市文化協会に登録してある総数として、指宿支部が34団体、山川支部が29団体、開聞支部が18団体あり、全部で81団体を確認しております。種類としては、美術、音楽、書道、華道、文芸、芸能等、非常に多岐に渡った種類が確認されております。

**○5番議員（東勝義）** 一応私の参考資料としてちょっと調べてもらったんですが、この地域クラブが全て学校の部活動に移行するわけではありませんけれども、こういう44団体とか81団体あるとは、もう、私もびっくりするところであります。今、我々がやろうとしているのは、我々っていうか、今、地域クラブ移行としているのは、学校の、中学校の部活動移行です。中学校の今現在、部活動の数と部員数を把握していらっしゃればお知らせください。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 現在、市内の中学校には、運動部が33部、文化部が7部、合計で40部が活動を行っております。その種目別の部活動数と部員数の内訳につきましては、軟式野球部が4部活動で54人、サッカー部が3部活動で48人、男子バレーボール部が3部活動で38人、女子バレーボール部が5部活動で46人、男子バスケットボール部が3部活動で44人、女子バスケットボール部が3部活動で28人、男子ソフトテニス部が3部活動で31人、女子ソフトテニス部が3部活動で36人、男女一緒に活動しているソフトテニス部が1部活動で9人、卓球部が2部活動で34人、弓道部が2部活動で48人、バドミントン部が1部活動で39人、吹奏楽部が4部活動で59人、美術部が3部活動で42人となっております。このほか、部活動ではありませんが、西指宿中学校には音楽同好会があり、10人が所属しております。

**○5番議員（東勝義）** 本当に調べていただいてありがとうございます。運動部で455人になります。文化部で101人の中学生が、現在、活動しているようですが、この人数全てを一括して地域移行するということは非常に容易ではないと考えます、指宿市においては。現在部活動で指導している先生方と、それから、今、クラブで指導している方々との協議や協力が必要ではないかと思うのですが、今後、どのように進めていく考えか。この方々の合同の話し合いをしたいとか、どういった進め方をするとか、そういうことを考えてらっしゃるでしょうか、お答えください。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 学校部活動を地域連携、地域移行を実施していく場合、運営団体や指導者の確保については、必ず解決しなければならない課題の一つだと考えております。本市においても、地域のスポーツ・文化団体と連携を図りながら、学校部活動の受け皿となり得る運営団体や地域の人材について、市地域部活動推進協議会などで協議を進める必要があると考えております。また、既に活動している地域クラブの指導者の方々にも、部活動地域連携、地域移行に関する情報を周知していく必要があると考えております。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。私としても、是非、そういう——今からです、あと1年ちょっと、2年ぐらいあると思いますけれども、そういう方々と連携していただきたいと思います。

現在、学校で指導している先生方が、兼業、兼職として指導に携わりたいと思う方がいらっしゃると思うんですが、そういう方々に対して教育委員会としては、今後、どういった対処を取る予定であるか。もし対処する方法が現在のところ分かっていたらお答えください

い。

○**学校教育課長（船間秀仁）** 報酬を得て地域クラブ活動での指導を希望する教員については、教育委員会による兼職、兼業の許可を得ることにより指導に携わることが可能になります。また、教員が自校や他校の部活動指導員となり報酬を得ることについては、給与面や勤務形態、職責の整理などが困難であることから、基本的には想定されておらず、十分慎重に判断することが必要だと考えております。

○**5番議員（東勝義）** ありがとうございます。質問事項にないことをすらすら答えてくださって、ありがとうございます。今、美祢市では、1時間1,228円という1時間当たりの報酬が決まっているみたいです。これは国のガイドラインに沿ったやつだと思うんですけど、そういうことまでは、指宿市ではまだ検討事項には入っていないんでしょうか、入っているんでしょうか。

○**学校教育課長（船間秀仁）** 部活動指導員の報酬等につきましては、今後、また検討していくことになると思います。

○**5番議員（東勝義）** 私は項目を言わずに淡々と進んでますけど、申し訳ないです。今、私が今やっているのは、大体進捗からクラブの数まで、3番までいってます。申し訳ございません。

今度4番です。指導するに当たり、陸上の場合は今まで無資格でも指導ができたわけです。それで県大会にも参加できたわけですが、来年度から資格が必要となってきます。それで、中体連に参加するのも資格が必要となってきます。今、中体連の主催する大会などにクラブとして参加することができるための資格取得が条件になっていることがあると思うんですが、そういうことも把握しているのでしょうか。何種目あるかお答えください。

○**学校教育課長（船間秀仁）** 令和6年度県中学校体育連盟の地域クラブ活動の参加特例における各競技細則によりますと、地域クラブが県中学校体育連盟が主催する大会に参加が認められている種目は、陸上、駅伝、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、空手道、テニスの合計19種目となっております。県中学校体育連盟の地域クラブ活動の参加特例における競技細則において、令和6年度の大会出場に当たり、地域クラブ指導者に対して資格の有無を条件としている種目は、軟式野球、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、柔道、空手道の8種目となっております。必要な資格については、競技により異なりますが、日本スポーツ協会公認コーチや日本体操協会への指導者登録、全柔連公認指導者資格、全日本空手道連盟へ会員登録などとなっております。

○**5番議員（東勝義）** 本当に資格が必要な部活動、それだけ多分、スポーツ庁が子供たちの健康とか増進のためにもやっぱり資格が必要だということ認めて決定していると思うんです

けど、この学校の部活の先生方は、こういう資格を持っている方がいらっしゃらなくても、今、指導していると思うんですが、そういった、今、中体連も資格がなくても参加できるようになっているみたいなんですが、これ、何か教育委員会に来ているのかな。そういう7年度、8年度からは参加できないってことまで来ているのでしょうか、スポーツ庁から。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 特にその件につきましては、教育委員会のほうといたしましては聞いておりません。

**○5番議員（東勝義）** るる、本当、質問しましたが、中体連、今から中体連との慣例も本当に必要になってきます。部活動移行については、本当に7年度までに取りまとめなければならぬと思いますが、是非、担当者、美祢市では1の方が担当して、全て12の部活動の方々と連携を取ってやっていると。今、学校教育課のほうで担当を決めてやっているのか、それとも皆さんで分けてやっているのか、その部分をちょっと教えてもらえれば助かります。

**○学校教育課長（船間秀仁）** 教育委員会で担当一つという形では決めておりませんが、事務局につきましては、学校教育課、生涯学習課、それから、スポーツ振興課となっております。

**○5番議員（東勝義）** この部活動移行は本当に難しい部分があって、私もですが、クラブの指導者はクラブの指導が主であって、学校の平日の指導まではなかなか手を出せない。4時から6時って言ったら、もう本当に仕事している部分があって、美祢市でもなかなか移行にできなかったと。自営業の方とかそういう方々しかいないってことで、非常に苦労しています。早めに対処していったら、令和7年度までに完了はできないでしょうけれども、できるように皆さんで協力していただければ助かります。この進捗状況については、あともって、今から私がずっと追っかけていきますので、よろしくお願いします。

次に行きます。ヘルシーランドの管理運営についてであります。今、収支について、マイナスの収支ということで、私としては、ヘルシーランドについてはマイナスになっても、この山川の保養施設としての役割があるので何ら問題ないと思っているんですが、今回、議案が出されている条例改正によって、この収支がどのようになっていくとお考えか、そういうのがあればよろしくお願いします。

**○議長（西森三義）** お知らせいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** ヘルシーランドの3施設の利用料金の設定につきましてでございます。先ほども平成30年度と令和5年度の収支の状況をお伝えさせていただきました。平成30年度でいくとマイナス483万円の収支ということでありましたが、この当時でいくと、砂湯里のほうでは640万円ほどの黒字となっております。ということで、3施設合わせると黒字になっているという状況もございます。今後、利用料金を改定することにより、今、シミュレーションをしているところではございますが、利用料金を変えることで、おおよそ、3施設合わせて大体20年間ぐらいで、今回の大規模改修に係る経費などを返していけ

るものではないかというふうに考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** ありがとうございます。できればヘルシーランドは安く、市民の方には入ってもらいたいと思うんですが、先日、改修中のヘルシーランドの様子を見に来ました。市長、本当におめでとうございます。いい泉源が出たらしくて、どうしても喋りたいでしようから、ちょっとお待ちくださいね。

開業に向けて進捗状況。今、改修、中のほうを大々的にやっていますが、来年の何月までということで、一応5月でしたかね、予定では。そういうのに間に合うか間に合わないか、今の状況をお知らせください。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 大規模改修工事につきましては、温泉保養館の進捗率が約30%でございます。露天風呂が約8%、管理棟・レストラン棟分が約6%の進捗となっております。露天風呂第2泉源の替掘につきましては、予定の掘削深度に達しまして、坑内状況も良好であったことから、11月27日から12月2日にかけて、坑内に圧力をかけて噴気誘導を実施し、想定をはるかに超える温泉水及び蒸気の噴出を確認したところでございます。また、各施設の開館はいつになるのかというところでございますが、ヘルシーランドにつきましては、当初は令和7年のゴールデンウィークまでの開館を目指しておりましたけれども、今現在の現場の状況から、工事内容等が変更となり、再開の時期が遅れる可能性が出てきております。また、露天風呂、たまた温泉につきましても同様に、当初は令和7年のゴールデンウィークまでの開館を目指しておりましたが、露天風呂第2泉源から想定を上回る温泉や蒸気量が自噴したことから工事内容が変更となり、再開の時期が遅れる可能性があるというところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 噴気によって工事内容が変わるとのことですが、実際、どういう工事を予定しているのか、現在、分かっているでしょうか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 現在の状況、第2泉源につきましては、替掘前の出力、大体毎分1200の自噴の量に対しての設計をしておりました。それが、今回自噴した蒸気量、熱水量がその想定をはるかに超える量であったことから、現在、設計している配管の大きさ、材質、そういったものを見直す必要があるという可能性が出てきましたので、年内に詳細な噴気試験を行いまして、それに基づいて、それに合わせた設計をする必要が出てくる可能性があるというところでございます。

**○5番議員（東勝義）** それは本当、嬉しいことだと思いますね。ヘルシーランドは、元々山川町時代は保養施設として造られて、逆に言えばもう町民のための保養施設ということでやられております。この、今回、料金改定が行われるわけですが、私としては、ヘルシーランドってというのは保養施設として、それでたまた箱、それから、砂湯里ってというのは、これは外貨じゃなくても、外部の方々の外貨を、金額を稼ぐ、言えば市の財政に影響ある、その収入を目的とするのであって、今からヘルシーランドとそれからたまた箱、それから砂湯里、こ

れを経営を別として単体で分けるという考えはないんでしょうかねと思うんですが、どうでしょうか。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** ヘルシーランドの温泉保養館につきましては、健康増進施設ということで考えておまして、かつ、市民の憩いの場であるとも考えております。議員が今おっしゃったとおり、たまたま箱温泉と砂湯里につきましては、収益性の高い施設ということから、この2施設で利益を上げ、温泉保養館の運営費を補いながら、将来リニューアルをするときに市民の皆様の負担がなるべく生じないような形で、この3施設が一体となった効率的な運営をしていきたいというふうに考えているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** よろしくお祈いします。今回の替掘によって、この得た泉源は指宿市の救世的役割を果たすのではないかと本当に思っております。このポテンシャルを有効利用するためには、やはり私としては、是非、市初の地熱発電ということを検討してはどうかと考えるんですが、市長はどのように思っているのでしょうか。もし思いがあればお伝えください。よろしくお祈いします。

**○観光施設管理課長（園田浩一郎）** 現在、観光施設管理課のほうでは、たまたま箱温泉の再開を第一義的に考えておりますので、まだ、そこまで考えは至っていないところでございます。

**○5番議員（東勝義）** それはそうでしょう。それはそうでしょうけど、将来にわたってそういう考えは、もしあればです、あれば我々としては、本当に、今、この指宿市っていうのは本当に、今、言われたとおり借金が大きいところです。地熱発電というタービンを回す、それは賛否両論あるでしょうけれども、私としては、是非、あそこの土地を本当に他のメーカーに渡さなくてよかったなと思っておるところで、これで、こうして泉源が出たっていうことで、やはりこれは本当に市長、本当に首の皮が1枚つながったような気にもなっています。だから、是非、ポテンシャルを生かした開発を進めていってもらえればと思います。市長はどう思うのでしょうか。市長、考えがあればよろしくお祈いします。

**○市長（打越明司）** この山川は、3施設一体となってこの指宿地区の魅力を本当に内外に発信できる、そういう施設であるというふうに思っています。今、担当課のほうからもお話がありましたように、従来であれば、山川町時代には、保養館についてはその地域の方々の健康増進、あるいは癒しの場ということで、そして、残り2つの施設は外貨を稼ぐ施設という位置付けで、料金体系等々も含めて検討されてきた。また、その当時、過去にいた職員の方々からはそのように聞いているところではありますが、その役割はますます明確になってきているのではないかとこのように思いますし、東議員が語る述べたのと全く同感であります。ただ、これまでの方針として違うのは、投資をしてきた、改修をしたり、大型改修をして、今回は10億円余り、あるいは、本来であれば、その土砂災害、地滑りによるその復旧まで含めれば14・5億円ぐらいの投資をすることになるわけですけども、これまでの公会計というのは、やはり1度投資したものについては、もうそこで終わりということで、単年度の収支

がいいか悪いかということを検討するという形にこれまではなっておりましたがけれども、それでは、午前中にも議論がありましたように、本当に市民の負担を軽くしていくということであれば、また10年後、20年後、30年後に再び老朽化した施設を改修をする際、これ以上の金額を更に掛けなければならないと。それはまた市民の皆さんからの税によるものということではよろしくないということで、ここにも、既に投資をしてきたものを民間と同じように減価償却の考え方を取り入れて、一定の期間の間に老朽化が進んで改修をまたしなければならなくなったときには、それに係る必要な経費は個々に積み立てられているということが最も望ましい。そういうビジネスモデルをやはり作らなければならないということで、担当課のほうでもそういう思いで、今、何人ぐらい利用してもらえればいいのか、どのくらいの料金で利用してもらえればいいのかということもきっちり目標として掲げながら、最後には市民にはできるだけ負担は求めないというような経営をしていこうという方針であります。そのことについては、本当に、今後、いろんな形で努力していかなくちゃいけないと思いますし、また、先ほど出ました予定を相当に上回る温泉プラス蒸気と、いわゆる蒸気泉と呼ばれるものですけれども、これが相当量になりますので、できる限り活用しようということで、例えば、現地でスメを再現したり、場合によっては、今後、展望所ができてきますけれども、その展望所に可能ならば足湯を通したり、いろんなところで使っていきたいとは思いますが、あるいは見てもらう、蒸気の状態を見るっていうのは非常に観光客にとってはエキサイティングな景色ですから、そういったものも演出をしていく。それでも非常にまだ大きなエネルギーが残る可能性は非常に高いので、今後、専門家の方々にも現地を見ていただきながら、その余剰の、これ全部自噴なので、結果的にはもし使わないだったらもう捨てちゃうしかないという状況になりますので、それを十分に利活用できる方法があれば、是非、利活用した方がいいよねという思いはありますので、そういったものを利活用できるプロの方々の調査や意見も聴きながら、最もいい方法で、この非常に思いがけない大きな力を持った蒸気泉、温泉を最大限、市のために活用していきたいものだというふうに思っているところであります。

**○5番議員（東勝義）** よろしくお願ひします。山川のヘルシーランドは、本当に保養の施設だということで位置付けていていっていただければ助かります。

次です。稼げるまちづくりについてです。市長が述べたネーミングライツや公用車広告について、市役所職員の方々は、今、何件でしたっけ、3件と2件でしたっけ、各種の企業とか宿泊施設、自営業者、施設などを回って営業等かけた結果はこれでしょうか、それとも営業をかけてないのでしょうか。

**○財政課長（上村圭一郎）** 前回、ネーミングライツを募集した際には、企業版ふるさと納税の寄附者の方にもお声掛けするなどの募集、応募のお願いをして回っているところでございます。

**○5番議員（東勝義）** 指宿市にある企業を回ったということでよろしいんですか。営業に回ったってことでよろしいですか。

**○財政課長（上村圭一郎）** 前回はそのように、企業版ふるさと納税の納税者で、今回、また募集をしているところですが、10月からスポーツ・レクリエーション施設と公園の10施設についてホームページで通年募集を行っております。それにつきましては、各郷土会、指宿商工会議所、菜の花商工会と市との連携協定などの23社に営業を行ってきております。

**○5番議員（東勝義）** 営業を行った結果が、公用車が今3台でしたかね、公用車が3台。公用車って何台ありましたっけ。200台ぐらいありますよね、

**○総務課長（濱上和也）** 公用車の募集につきましては、ホームページを主にやっております、企業のほうは回っていないところでございます。それと、公用車の台数でございますけれども、全体で217台でございます。

**○5番議員（東勝義）** 市長、思うんですが、我々、私なんかも、市議の方々も、大体、自営業というか経営者、価値観でものを動く。経営者っていうのは、やはり自分たちで動いて稼ごうとしている。それなのになかなか営業が進まないっていうのは、やっぱりいつも思うんですけれども、市役所の方々、職員ですが、一生懸命働いても給料は変わらないんですよ。だから、変わらない中で営業かけて褒めてもらおうとかいうことも大事なんでしょうけど、私、ちょっと1回、企業っていうのはなかなか歩合制があります。市長、この職員に対して歩合制っていうのは活用できないんでしょうか。もし歩合制でも、皆さん等級があります。1人100円から、それから市長に至っては1千円とか毎月積み立てた場合、平均500円で、月600人として30万。そういうのをプールして、いろんな企業、言えば、業績があった方々に市長が声を掛けておめでとうっていう、各課の職員に対して。そういうのをすればまだ稼げるまちづくりっていうのが進むんじゃないかと思うんですが、こういうことは、指宿市内というか、この公共の市役所職員に対しては無理なんでしょうか。どうでしょうか。

**○市長（打越明司）** 今、議員のほうから、例え話でしょうけれども、インセンティブを付けて頑張ってもらえればどうかというお話がありましたが、それも一つの方法だなというふうには感じましたけれども、いずれにしても、今、指宿の財政状況はこのような状況にあると。その節約をすることだけではなくて、やっぱり自ら稼いでいくということについては、全職員が意欲を持たなければならないという状況でありますので、その担当課だけがいたずらに焦っているということではダメで、やっぱりその市の職員全体がいいところがあるよということで紹介をしてくる。あるいは、この施設だったらこういうところがネーミングライツをすれば非常に企業の好感度アップにつながるのではないかなとか、そういった提案ができれば、どんどんなされるべきというふうに私は感じているところであります。市の職員の皆さんにも、今の状況を十分に分かった上で、一人ひとりがまず、インセンティブが別になくても積極的にやっぱり働き掛けていくということをやさるべきだろうし、他の町でいろんなもの

を作る際にこうやっている活動を見ますと、積極的に市の職員も声を掛けられるところを見つけて、郷土会、あるいはいろんなところで事業を営んでいる皆さんはたくさんおりますので、そういう方々のところにただ手紙を出すとかだけではなくて、本当にその企業のやっている仕事、中身、決算、分かるのであれば、そういったものを把握しながら、1件でもたくさんやっぴり営業に行くと。あるいは少し行きにくいなと思ったら、もう1番営業を一生懸命できるのは私だと思いますので、もうトップセールスで一緒に行って説明をして、もう是非、一つやってほしいと、協力してほしいということでやっていかなければいけないだろうというふうに思っています。今、話題に上がった企業版のふるさと納税等々についても、郷土会の中で、なかなか事業が順調に行っているよというお話を聞いたら、早速、住所と企業名と尋ねて、機会があれば訪ねて行って説明をさせていただいているということで、大体訪ねて行って一生懸命お願いすれば、何らかの形で市への協力をしてくれる方々が多いという感触は持っておりますので、市の職員も、恐らくそういったことをしたことがないという職員は随分いると思いますけれども、そこをどれくらいの思いであるかということを考えれば、ホームページに載せてありますよ、こうしてありますよで待っていたって絶対に僕は答えは出てこないというふうに思っていますので、できれば皆さんが一生懸命、職員も一方では営業マン、セールスマンということで、稼ぐ市役所を実現できるように、ワンチームで頑張っていければなというふうに感じております。

**〇5番議員（東勝義）** そうです。私もなんですが、やはり市長だけ一人で走ったってなんもならないと。みんなでワンチームしてやっていかなきゃいけないと。稼ぐまちづくりについて、私も持論がありまして、やはり稼ぐんだったら稼ぐ施設を市が直営したほうがいいと私は思っています。体育施設、それとか温泉施設もですが、図書館もそうです。今回、図書館って言ったらちょっと私も引っ掛かっていますが、その前の、私の個人の意見として、そらまめの会っていうことが、今まで4期にわたってやっていました。今回、パートナーズということで、そらまめの会じゃなくて、東京の方が主になると。これ一つ引っ掛かっています、月600万上げてね、5年間で約3,000万、そういうことを上げながら、なぜ東京の方のパートナーズになるのかなと。できれば、パートナーとして、図書館管理センターがもしそのノウハウをするのであれば、主はやっぱりそらまめの会でしょうと。指宿の方が主になって、それで初めて指定管理として認めてあげるべきじゃないかなということも思っています。ただ、この指定管理制度について、市長、もう1回この整理してほしいんですよ。なんでかと言ったら、体育施設、市は赤字でいいと思うんです。市民の文化・運動のための施設です。それで、温泉施設も市民の保養の施設、図書館は市民の文化向上の施設。こういうところは市が揃えなきゃいけない部分であって、収支にこだわる必要はないと思うんです。そこを指定管理としてやって、そこの企業、企業って言ってもスポーツクラブは市が作った団体です。まちづくり公社も市が作った会社です。いぶすき観光デザインも市が作った会社で

す。そういうところに任すんじゃないで、そういうところは市が管理をする。そしてしっかりと収支をしていくと。それで儲かる施設、砂楽とか、ここも砂楽も自分たちでやれば、砂楽の話も、今、同僚議員が言いましたけど、あれも全部、儲かるんじゃないかなと。全然進まない。そうめん流しのこれもずっと進まない。トイレ改修も進まない。それから、エレベーターも進まない。なぜ進まないかといった時に、こういう進まない施設を、何年も議論されていますけど、こういう施設を、儲かる施設を、今、企業に、買いたってという企業があれば譲渡するというのも一つの稼げる町、稼がす町ということでは大事なんじゃないかなと。だからもう1回、市長、この指定管理について、全部、我々は大きいところで言いますが、私は。こうして取材では多岐に渡ります。我々は多岐に渡る質問もあります。その質問を直接市長に言うのは我々の仕事だと思うんですよ。市長、もう1回、この指定管理、根本的な指定管理というものについて、やはり専門家を交えて、商売に長けている人でもいい、私は長けてないから私を雇ってくださいとは言えませんが、そういう方々を交えて、もう1回、市の在り方。それから、市直営でするところ、企業を募集するところ。もし企業が来なかった場合は市です。この前、そうめん流しについても、そうめんのめんつゆはここだから食べられる。違う、私はね、夏場はそうめん流しをして、冬場はタレを作って。なぜかって、そのタレで売上げを伸ばす。指宿市は、タレを作ったら指宿市民は買いますよ。だって、そうめん流しは、あれは流れるそうめんを食べに行くところであって、そうめんを食べたいと思ったら家で食べればいいわけですから、湯がいて。だから、やっぱりの多角経営っていうのを考えれば、やはりああいう施設は企業に任すべきじゃないかな。ほかの施設でもそうですよ。そういうことをもう1回考えてほしいなということで、今回は、市長の答弁は、もしよければ求めますが、もしなければ、一応こういう形で私はずっと今から質問していきます。市長はどういう思いでありますか。端的に答えられますかね。どうでしょう。

**○市長（打越明司）** 東議員の思いを十分に受け止めて、今後、研究、検討していきたいというふうに思います。

**○5番議員（東勝義）** よろしく申し上げます。私としては、本当に指宿市が儲かるためには、儲かるためっていうか、稼げるまちづくりというのは賛成です。これに対して、やっぱり議員もですけど、市職員の方々も一丸となってやっていきたい。それで、その歩合給というのがもしできるのであれば、これは、是非、表彰、言えば、議員提案制度もあります。提案制度に対してやはりいい意見を持った方々には表彰して、1万でも2万でもあげるっていうことがやはり必要じゃないかなと。そこについて、やはりやる気があるのはやっぱりそういう物だと思うし、現金だと思うんです、私はね。一般企業はそうですから。それをやはり取り入れていった経営を、多角経営をしてもらいたいなと思いますが、是非、よろしく申し上げます。

これで一般質問を終わります。

### △ 延 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思ひます。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会することに決定いたしました。  
なお、残余の質問は、16日に行いたいと思ひます。  
本日は、これにて延会いたします。

延会 午後 5時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 新川床 金 春

議 員 福 永 徳 郎

# 第 4 回 定 例 会

令和6年12月16日

(第3日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和6年12月16日 午前10時00分 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第151号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員

2番議員	松下知恵	3番議員	山本敏勝
4番議員	前原五男	5番議員	東勝義
6番議員	西田義哲	7番議員	新宮領實
8番議員	恒吉太吾	9番議員	田中健一
10番議員	吉村重則	11番議員	東伸行
12番議員	井元伸明	13番議員	新川床金春
14番議員	福永徳郎	15番議員	高田チヨ子
17番議員	下川床泉	18番議員	西森三義

1. 欠席議員

- 16番議員 前之園正和

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	打越明司	副市長	黒永英樹
教育長	田之上典昭	総務部長	渡部徹也
市民生活部長	富永敏尚	健康福祉部長	出島雅彦
産業振興部長	鴨崎一郎	農政部長	内村喜代志
建設部長	高田博憲	教育部長	紺屋聖一
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	濱上和也	企画政策課長	東忠孝

危機管理課長	打越 貴人	財政課長	上村 圭一郎
環境政策課長	安留 和信	国保介護課長	大牟禮 伸英
長寿支援課長	上川床 聡	健康増進課長	渡部 晃子
商工水産課長	宮地 主税	観光課長	山下 浩二
観光施設管理課長	園田 浩一郎	唐船映そうめん流し支配人	海江田 勝博
農政課長	前 菌 洋一	土木課長	東 惠一
都市・海岸整備課長	窪田 幸一郎	教育総務課長	田中 久夫
学校教育課長	船間 秀仁	学校給食センター所長	水流 弘樹
水道課長	湯ノ口 繁生		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	池水 拓也	主幹兼議事係長	川畑 裕二
議事係主査	古川 浩仁	議事係主任	鮎川 富男

△ 開 議

午前10時00分

○議長（西森三義） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

△ 会議録署名議員の指名

○議長（西森三義） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、高田チヨ子議員及び下川床泉議員を指名いたします。

△ 一般質問

○議長（西森三義） 次は、日程第2、一般質問を行います。

13日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、高田チヨ子議員。

○15番議員（高田チヨ子） 皆さん、おはようございます。公明党の高田チヨ子です。12月議会の2日目のトップバッターになりました。元気よく行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、12月は地球温暖化防止月間です。環境省は、平成9年の京都で開催された気候変動枠組条約締約国会議一COP3を契機として、翌年、平成10年度から毎月12月を地球温暖化防止月間と定め、国民、事業者、行政が一体となって様々な取組を行うことにより、地球温暖化防止を図ることとしました。地球温暖化の影響で異常気象の頻度が高まり、台風や集中豪雨、線状降水帯による災害が頻発化、また激甚化してまいりました。環境対策と経済成長を両立するグリーン社会の実現へ、二酸化炭素一CO2など温室効果ガスの排出量実質ゼロを2050年までに達成する努力が求められています。

衣・食・住における身近なチャレンジとして、衣服によって首、手首、足首の3つの首を温めると体全体が温まります。次に、食については、ショウガなど旬の食材を使った鍋料理などは部屋も体も温まります。また、住居対策では、断熱シートや厚手のカーテンで部屋の温かさをキープできます。家庭でできる節電など、身近にできることに挑戦してみてもいいでしょうか。

それでは、一般質問を行います。

指宿市民のために議員として何をするのが大切なんだろうと考えました。今、市民の皆様は、物価高騰の煽りを受けて大変な思いをしているのではないのでしょうか。私も、毎日の生活の中で少しでも家計に優しいものをと考えて、買い物をしたり、少しでも電気代を安くできるような工夫をしたり、給油や洗車も少しでも安くなる日に行ったりしています。そこで今回は、子供から高齢者まで安心して楽しく過ごせるようになったらいいなどの思いか

ら、一般質問を行わせていただきます。

まず初めに、子育て支援について。

2点目に、ごみのポイ捨てについて。

3点目に、帯状疱疹ワクチンについて。

4点目に、投票率についての4項目について質問をいたします。

それでは、1点目の子育て支援について、お伺いいたします。まず、医療費助成について、お伺いいたします。今回の予算で、非課税世帯だけでなく、課税世帯も含む全ての中学生まで医療費が現物給付になることが決まりました。お母様たちの長年の願いだったわけですが、このことに伴う効果について、お伺いいたします。

次に、ごみのポイ捨てについて、お伺いいたします。私は、毎朝、自宅付近の交差点で立哨をしています。最近、毎朝のように火ばさみを持ってビニール袋がいっぱいになるくらいのごみを捨てている男性の方を目にするようになりました。最初の頃は感心だなと思って見ていました。でも、3日ぐらい経って話を伺ったところ、散歩をしていると、道に捨てられているタバコの吸い殻などのポイ捨てごみが目に付くようになり、拾うようになったとのことでした。その方から、ポイ捨てをしないよう市で条例を作ったらどうかと意見をいただきました。それを聞いて調べてみたところ、私も知らなかったんですけれども、既に指宿市にもごみのポイ捨て防止条例があることが分かりました。せっかく条例があっても知らない人が多いのではないのでしょうか。また、同時に、市民のモラルの問題だとは思いますが、ごみを捨てても平気な人が結構いるんだと思うことでした。そういった思いからお伺いいたします。市として、ごみのポイ捨てに関する実態を把握しているのか、お伺いいたします。

3点目に、帯状疱疹ワクチンについて、お伺いいたします。最近、私の周りで帯状疱疹になったという方の話をよく聞くようになりました。そこで、お伺いいたします。指宿市の現状として、どれくらいの人がかかっているのかお分かりでしょうか。おおよそでいいんですけど、教えていただきたいと思います。

4点目に、投票率について、お伺いいたします。この投票率については、13日に行われた一般質問において、お二人の同僚議員もされていますので、おおむね理解いたしました。私からは、重ならない部分についてお伺いしたいと思います。まず、移動投票所について、実施した場所はどこでしょうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（打越明司） おはようございます。本日もよろしくお伺いいたします。

高田議員から4点にわたっての御質問をいただきました。その中で、子育て支援についての、特に今回現物給付を行うということについての効果についてのお尋ねがありました。現物給付化の効果ではありますが、まず、医療費を保護者が直接負担する必要がなくなることから、特に低所得世帯への経済的支援となることが挙げられます。家計の状況に関わらず同様

の医療を受けることができるため、世代間の医療面での不平等の解消につながるものと考えております。また、医療費負担の軽減に伴い、早期の診療や治療が可能になり、病気の重症化を防ぎ、健康の増進につながることで、さらに、突発的な受診の際に、現金の持ち合わせがなくても、別日に支払いのためだけに病院に行かなくてもよくなり、各家庭の負担が減少することなどが効果として見込まれているところであります。今回、鹿児島県のほうで小学校就学前までの現物給付化を実証するということを決定しておりましたが、そのことも併せて様々な面から協議をした結果、本市においては就学前ではなく、中学校卒業まで現物給付化を実施しようということ、この機会に決定をさせていただいたところであります。いい効果もありますけれども、一方でいわゆる懸念材料としてよく国や県のほうでも挙がる意見としては、いわゆるコンビニ受診という表現をしますけれども、わざわざ病院に行かなくてもいいぐらいのものでも、どうせタダなんだからということでもちよくちよく行ってしまおう、そういう部分が出てくるということ懸念する方々もおります。本市では一体どのような形になるのかは、今後これまでの受診の状況等とも比較をしながら推移を見守っていかねばいけないかなというふうに思っているところであります。

ほかの質問につきましては、関係部局から答弁させたいと思います。

○市民生活部長（富永敏尚） ごみのポイ捨てについての御質問でございます。市では、清潔で美しいまちづくりを推進し、市民の快適な生活に寄与するため、指宿市空き缶ポイ捨て等防止条例というものを制定しているところでございます。この条例では、空き缶、空き瓶、ペットボトル、タバコの吸殻などのポイ捨てや飼い犬のふんの放置など、禁止事項に違反した者に対して、現状回復の指導、それから勧告・命令を行いまして、命令に従わない時は5万円以下の罰金が科せられるといったような規定がなされているところでございます。また、ポイ捨てに関する実態につきましては、小さなポイ捨ての状況を把握することは難しいところではございますけれども、目につきやすい家庭ごみが袋のまま捨てられていたり、また、エアコン、洗濯機、冷蔵庫など大型家電、それから農業用ビニール、こういったものが不法投棄されている時は、市民や関係機関などから通報等がございますので、市のほうでも把握しておりまして、年にこれが20件程度でございます。通報があった場合には、内容に応じて、県の産業廃棄物適正処理監視指導員、いわゆる産廃Gメン、また、警察などと連絡を取りまして、職員が現場へ出向いて状況の把握や投棄者の特定作業を行うところでございますけれども、誰が捨てたのか、これは判明しないケースが多うございまして、こういった場合は、基本的には、土地、建物、そういった所有者の方又は管理をなさっている方、こういった方々が処分していただくというようなことになっているところでございます。しかしながら、市といたしましても、生活環境の保全に努める必要があるということでございまして、至急撤去するよう促す表示をしたりとかですね、そういった対応はしているところでございます。

○健康福祉部長（出島雅彦） 帯状疱疹の現状についての御質問でございます。帯状疱疹は、子供の頃、水疱瘡にかかって、症状は治ってもウイルスは完全にはなくなり、加齢、疲労、ストレス等による免疫の低下をきっかけとして再活性化して発症するものであります。多くの場合、ピリピリとした痛みと水ぶくれを伴う赤い発疹が神経に沿って帯状に現れます。帯状疱疹は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に基づく届出対象疾患に含まれていないことから、国や地域での発生件数を把握することはできないところであります。ただし、1997年から2020年の約20年間に宮崎県で行われた帯状疱疹患者を対象とした疫学調査によりますと、2020年の1年間には千人中6.5人となっており、調査開始当初の1997年の3.61人と比べると増加傾向にあるとのこと。なお、年代につきましては、50歳代以降で発症率が高くなり、70歳代でピークを迎え、80歳までに3人に1人が発症すると推定をされているところでございます。

○選挙管理委員会事務局長（濱上和也） 選挙管理委員会委員長から委任を受けましたので、答弁をさせていただきます。

移動期日前投票について、実施した場所はどこかという御質問をいただきました。移動期日前投票所につきましては、投票区見直しにより統合しました4投票所のうち、新永吉公民館、鰻地区避難施設、尾下公民館の3か所、それから、併せて投票所である小牧宮農研修センターからの距離が遠く、また、高齢化率も高い畠久保地区の公民館を含め、計4か所において、今年7月執行の鹿児島県知事選挙から実施いたしましたところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） それでは、2回目からの質問を行います。

県内でも学校給食費を無償化する自治体が増えてきているようですが、無償化の現状はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

○学校給食センター所長（水流弘樹） 県内自治体の学校給食費の完全無償化の状況につきましては、令和5年4月1日時点は13市町村でしたが、令和6年4月1日時点は22市町村となり、県内の51%が完全無償化となっております。

○15番議員（高田チヨ子） 今、段々増えてきて、約51%の自治体が無償化になってきているということでした。

では、指宿市で学校給食費を完全無償化するためには、どの程度の財源が必要になるのでしょうか、お伺いいたします。

○学校給食センター所長（水流弘樹） 令和6年の始業式時点での児童生徒数で現状の学校給食費に基づき試算しますと、完全無償化した場合には約1億5,242万円の費用が必要となります。

○15番議員（高田チヨ子） 完全無償化にすると約1億5,000万以上の費用が掛かるということでした。すごい高額な金額になっているようです。

では、学校給食費を払うことができず、困っている世帯があるのではないかと思います。

生活困窮が認められている世帯への支援というのではないのでしょうか、お伺いいたします。

○学校給食センター所長（水流弘樹） 生活困窮が認められる世帯につきましては、就学援助費の支給対象の世帯となり、就学援助費の中で学校給食費の保護者負担額の8割を補助することで負担軽減を図っております。学校給食費につきましては、1食当たり小学生が262円、中学生が300円で、学校給食費の一部補助により、小学生が171円、中学生が204円となり、就学援助費の支給によって、保護者負担額は、1食当たり小学生が約34円、中学生が約41円となるところです。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。就学援助費の支給があるということは、すごい助かると思います。本当にありがたいことだなと思います。市の財源が厳しいことは重々分かっております。それでも、学校給食費の無償化についてはなるべく早く実施してほしいと考えています。市では、学校給食費の無償化についてどのようにお考えなのでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（田之上典昭） 学校給食費の無償化についての御質問ですが、これまでも答弁をしておりますが、本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者の負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しており、物価高騰等に伴い、学校給食費が値上がりする場合には、市の補助金額を増額することで、これ以上新たな保護者負担は求めないという対応を行っているところでございます。学校給食費等補助金につきましては、当初、月額1,300円を1,100円に減額する予定でありましたが、最終的には月額1,300円のままいたしました。また、9月からの給食食材等の価格高騰に伴う学校給食費の値上げに伴い、補助金を、小学生は月額1,700円、中学生は月額1,800円にしたところでございます。補助金額としては、当初は約4,057万円でしたが、約724万円を増額し、現在のところ約4,781万円となっているところでございます。学校給食費の完全無償化につきましては、子供を産み、育てやすいまちを目指していく上で大事なことであると認識をしておりますが、一方で、経営改善計画に基づき健全な財政運営を目指す中において、継続的な財源の確保が課題となることから、当面は学校給食費の一部補助を継続していくという予定であります。あわせて、自治体規模や財政力による地域間格差が生じないように、国の公費負担として恒久的な財政措置を早期に講じるように、全国市長会や全国都市教育長協議会を通して継続的に国へ要望をしております。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。なかなか厳しい問題だと、そういうふうにも思っております。でも、大変な御家庭のために一部補助をしてくださり、4,781万円の助成をしているということをお聞きして、指宿も頑張っているんだなというのは思いました。でも、私としては、まだそれだけでは足りないのではないかな、そういうふうにも思っております。今の答弁の中で、それと併せて全国市長会や全国都市教育長協議会を通して国へ要望するとおっしゃいました。それでは、市長にお伺いしたいと思います。今までにも、この学

校給食費の無償化については何人もの同僚議員が質問をしてきています。学校給食費の問題は、児童生徒をお持ちのお母様たちは、1日でも早く無料にできたらいいのにな、そういうふうに思っているのではないかと考えております。市長には少しでも希望が持てるような御答弁をお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

○市長（打越明司） 無償化に向けての取組についてのお尋ねですけれども、今、るるお話をしてみましたが、どういふ世帯、どういふ保護者を支援していけばいいんだらうかというところが1番の政治の課題になってくるだらうというふうに思います。今説明があったように、多くの保護者に対しては、これ以上は負担を増やさないということ最低限のベースにして、私が就任した時が3,000万円を少し超えるぐらゐの補助でありましたが、現在4,700万円を超える補助ということで、6割近く支援を増やしてきている最中でありまして、恐らくは今年度の米の高騰、パンの高騰、様々なものを見ておりますと、関係者の方々にも時々お話を聞くんですが、どうやら米もパンも高止まりのまま年を越しそうですということで、そういうことを考えますと、更に来年の支援は上乘せになっていくということになってきますので、恐らくは5,000万を大きく上回ってくるような支援になってくるのかなというふうに思っているところであります。この問題は、実は子供たちをまち全体で支援していきましょう、つまりは子供たちの給食とか子供たちに係る費用を他の市民の方々の財布から負担をしていきましょうというお話であります。市のほうに何か別のお金があるわけではないので、この支援費というのは、ほぼほぼ市の単費で単独事業として市税から支払われるということになりますので、市民が負担すべきお金なのか、それとも保護者が負担すべきお金なのかということをしつかりと線引きをしていくということが必要であります。そういう中で言いますと、高田議員が所属しております政党もそうですけれども、この特に困っている人たち、特に苦しい人たちについてしつかりと応援していこうねというところが、やっぱり基本中の基本になるのかなというふうに思いますし、私も本当に応援が必要なところを市民全体の皆さんにお願いをして、その方々の負担で助けていくというのが我々の判断になるんだらうというふうに思っています。今御紹介したように、特別な支援が必要な人たちには支援制度があります。これは国の法律に基づくものであります。現実には、今の給食の負担というのは、いわゆる非課税の世帯、困窮世帯という条件はあるんですけれども、そういう中で、実際に負担する金額はおおむね小学校でも中学校でも12,3%ぐらい、残りの87%を市民が負担をしているという形になりますので、そういったことから考えますと、もっと苦しいの方々についてはゼロ負担というものもありますし、国のほうにそれについては負担しましょうねということにもなっておりますが、ここについては本当に正に政治の判断であるだらうというふうに思います。全てを市民の方々にお願いをするという判断にはまだ立たない。本当に困っている部分について応援をしていくんだという立場はしつかりと守りながら、ただ、再三これまでも言ってますように、地域によって、例えばこれまでの市の運営とか

様々な財政状況が理由になって、ここではすごく恵まれている、ここではすごく恵まれないといったような状況が生まれることこそがおかしいんだということで、それを僕らはナショナルミニマム—最低限の支援ということを言ってますが、それを国のほうが、これだけの部分については、やっぱり日本中のどの世帯、どの子供、親の所得がどうであれ、これだけは支援しようねということについては、国がしっかりしたほうが良いという立場で、我々もこれまでもこれからも要請をしていこうというふうに思っているところであります。できればそのような形で持っていきたいなと思いますが、今年たまたま財政が良いから今年タダにしてねと、でも来年は苦しいのでまた元に戻すねというふうにはできない性質のものなので、やっぱりここでも何度かお話してますように、恒常的に確実なやっぱり歳入の、このお金に使うためには、この収入を充てようということがしっかりと担保できた時にそのことが恒久的に行われるべきだろうなというふうに思っておりますので、これからも節約をできるだけ進めながら、効果があまり認められないもの、もう既に効果は終わったのではないか、目的を達したのではないかというような事業もありますので、そういったものを少しずつ切り替えていくという努力をこれからも続けていきたいというふうに思っているところで、是非、御理解をお願いしたいと思います。

○15番議員（高田チヨ子） 分かりました。市長のおっしゃることは当然だと思います。でも、なんとかならないものかなって。

（発言する者あり）

○15番議員（高田チヨ子） 少しずつですね。分かりました。

では次に、公園整備について、お伺いいたします。私は、この公園のことについては、これまでにも何回か質問してまいりました。今回は、公園整備について、お伺いいたします。実は、市民の方から、街中の公園でサッカーボールが公園の外に出て危ない目に遭ったんだ、また、自転車が倒されたんだよって、それとか、トイレの窓ガラスが割れたなど、様々な被害に遭ったということをお聞きしました。そういうことがどうにかできないものかなと思っています。そもそも指宿には公園という名がつくものが幾つあって、それぞれどのような役割があるのでしょうか、お伺いいたします。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 現在、市内には都市公園につきましては28か所ございます。そのほかにも、条例公園、普通公園、農村公園、県管理公園など、ほかの公園も合わせまして全部で66か所の公園がございます。それぞれの公園がそれぞれの法律や条例に基づいた基準で整備されておりますが、基本的な役割としては、市民の健康や憩いの場として利用されることを目的としております。

○15番議員（高田チヨ子） すごくたくさんの公園があるんですね。また、公園の基本的な役割は、市民の健康や憩いの場として使用されることを目的としているということでした。先ほどの市民からの要望については、現場を見に行きましたら、ちゃんと看板というか、ここ

でボールが外に出ないように遊ばしようねというのが表示してありました。窓ガラスも割れたところにはちゃんと板が打ち付けてありました。本当に要望を聴いて執行部の方が対処してくれた、本当にありがたいことだなんて、そういうふうに思うことでした。このことで、皆様が少しでも安心して公園を利用できるようになったのではないかな、担当課の方には本当に御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

それでは、別の観点から質問をいたします。鹿屋や霧島、薩摩川内とかに行くと、どこに行っても大きな公園があります。そこには幅広い年代の子が使える遊具もたくさんあって、広いところで家族が一緒になって一日中お弁当持参で遊べるというところがありました。特に、鹿屋のぼら園一帯の公園は本当にすばらしいと思いました。そのような公園が指宿にも是非欲しいなと思うところですけども、このことについてお伺いいたします。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 今議員のおっしゃった、鹿屋のぼら園一帯の公園というのは、鹿屋の霧島ヶ丘公園ですけども、そこはぼら園に併設した公園で、幅広い年代が遊べる大型遊具や、キャンプ場、ゴーカート場、ディスクゴルフ、サイクリングコースなど、広大な敷地に造られた公園でございます。このような家族で一日中遊べるような大きな公園ができれば、指宿の大きな魅力の一つとなって、市内の子育て世代の親たちや子供たちだけではなく、市外からの利用者も増えていき、これからの人口減少対策という観点からしても、生産年齢人口を維持していくことが期待できるのではないかと考えております。ただ、このような大きな公園を新たに造るには、経営面で考えると非常に厳しいことが想定されます。新たな施設を生み出せば、必ずランニングコストが発生し、それを維持し続けなければなりませんので、これからの指宿の生産年齢人口を維持していくためにも、若い世代にとってより魅力的で、かつ後世の負担にならないような規模感の公園を慎重に見極めていかなければならないと考えております。

○15番議員（高田チヨ子） 今のお話を聞いてると、指宿にもこういう公園があればいいよねって、そういうふうなお答えにも取れました。本当に気持ちの中ではそのように思っているのではないかなって、そういうふうに思うところでした。市には、地域にある小さな公園がたくさんあります。この公園も確かに大切な公園だと思います。でも、今日提案している大型の公園だと、市民の皆様だけではなく、市外の方も家族連れのお客様がお見えになるのではないかな、そういうふうに思うところです。サッカー場にも確かに公園を造ってくださってありますが、ここの公園では家族が一緒になって一日中過ごすにはちょっと物足りないかなと思うのです。鹿屋のぼら園などは、バラを見に来たついでに公園で遊んで帰る方たちが多いようです。そこで提案なんですけれども、鹿屋のぼら園のように公園で遊ぶだけではなく、何かほかの目的があって行った場所に公園があった。そうすると、家族で一緒に楽しむのではないのでしょうか。例えば、フラワーパークとか唐船峡とか、開聞山麓ふれあい公園などのそばに大型の公園を造る、そういうことは考えられないのでしょうか。そうすると、

目的があってそこに行くわけですから、家族で楽しめる公園になるのではないのでしょうか。経費ももちろん掛かることではありますけれども、なんとかこれからの子育て世代の皆様のためにも是非造っていただきたいと思っております。そこで、このことについては市長にお伺いしたいと思います。市長はこの公園についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いたします。

○市長（打越明司） 子供たちと一緒に一日遊べるような、そんな公園が指宿にも欲しいよねという、基本にはそういう願いがあるといふふうに思いますが、それは私も同じです。初めて市長選挙に臨んで、地域を歩いている時も、親たちというよりは、おじいちゃん、おばあちゃんたちから子供を預かってくれと息子に頼まれて、娘に頼まれて、だけど、なかなか孫を一日中遊んであげられる場所がなかなか少ないねと。こういう意見を実は随分あちらこちらで聞かせていただいて、子供の遊びについては少し本腰を入れんといかんという思いを持っておりました。ただ、今議員からもお話があったように、公園だけを目掛けてくるといふ親子連れっていうのは、僕はあまり多くはないと実は思っていて、それぞれのところで子連れの人たちが多い公園というの、当然それ以外に大きな目的、楽しみがあってやって来られるという方々が随分おられる。ばら園の場合には、やはりばら園を楽しみに来る人たちが併せてその周辺で子供たちと一緒に一日過ごすという状況であります。全国的に僕もいろんなところに行って、例えば我々に身近な千歳市にある道の駅ですね。この千歳市の道の駅というのは、子供たち用のスペースが非常に広く取ってあります。恐らくは道内でも子供たちが一番よく来る、もちろん市内の方々もそうですし、親子連れで来れる道の駅ではないかなと。多くのスペース、指宿市と違って、あれは市有地の中に全部造ってますので、公園法の縛りをかけられてなくて、自由に造れるというメリットはありますけれども、非常に大きな魅力だなというふうに実は感じたところです。ですから、道の駅も含めて何かで来る時に、子連れで来た時に、非常に子供たちにとっても保護者にとってもオッケーだというような工夫がこれからは本当に必要だなということを感じます。今、指宿でそうめん流しの話ですとか、ふれあい公園の話ですとかありましたけど、そのとおりだなというふうに思ってます。そういうところにはできる限り子供たちにとっても楽しめるようなものをセットで考えていかなくちゃいけないというふうに思っています。市内の公園の数、面積というのは、実は他市と比べてみても少ないほうではありません。平均以上に指宿の場合にはあるというふうに、私も調査をしてそのような結果を得ているところですが、そこに親子連れでということになってくると、まだまだ工夫が必要かなというふうに思っておりますので、今後、いろいろと議員の提案もいただきながら頑張っていきたいなというふうに思います。

○15番議員（高田チヨ子） 是非お伺いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは次に、2点目のごみのポイ捨てについて、お伺いたします。ポイ捨ての実態把

握についてはなかなか難しいとは思いますが、引き続き関係機関と連携しながら実態把握に努めていただければと思います。

それでは次に、ごみのポイ捨てへの対策として、市はこれまでどのような取組をしてきたのでしょうか、お伺いいたします。

○環境政策課長（安留和信） これまでの取組といたしまして、市環境衛生協力会と連携し、毎年、環境地区診断として不法投棄場所のパトロールと撤去作業を行うとともに、一度投棄されてしまうとごみのごみと呼び、恒常的に投棄される可能性が高いことから、不法投棄禁止看板を設置しております。今年度は、11月8日に池田校区と開聞地域の松原田地区で実施し、不法投棄ごみ430kgを回収し、それぞれ看板を設置いたしました。また、ポイ捨てをする人のモラルの問題については、子供の頃からの環境教育も大切になりますので、小学生を対象とした意識高揚のための環境美化標語コンクールやごみ処理施設見学バスツアーを実施しております。市においても、学校や公民館などへの出前講座を実施するほか、一般廃棄物監視員によるごみ出しマナーの指導や、海岸清掃作業員により市内20か所の海岸を巡回し、年間を通して清掃活動を実施してきているところでございます。そのほか、市民による共生協働の行事として長年にわたり根付いているクリーン指宿では、市民と事業者が一体となって市内の清掃に取り組んでいただいております。市民レベルの活動といたしましては、川尻校区公民館による川尻海岸の清掃活動や丹波校区自治公民館連絡協議会による指宿港周辺の海岸清掃などが実施されたとお伺いしております。また、11月には指宿市観光経済戦略会議が主催するイベントの一環として、ごみ拾いをスポーツにしたスポGOMIが実施され、70kgを超えるごみが回収されたとのこと。このように、市の取組だけでなく、市民や様々な団体においても環境美化活動に取り組んでいただいているところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。知らないところでいろんな活動をしていることがよく分かりました。ありがとうございます。市民の皆様が先ほど紹介したごみを拾う方のように環境の美化に心掛けていただければ、指宿はもっともっと綺麗なまちになるのではないかな、そういうふうに思います。指宿は観光客も多いまちです。小さいごみだったとしても捨てないように市民が心掛けないといけない、そういうふうに思います。

環境問題に関する最後の問題になりますけれども、ごみのポイ捨てに対して今後どのような取組をしようとしているのか、お聞かせください。よろしくお伺いいたします。

○環境政策課長（安留和信） 環境衛生協力会において、ごみのポイ捨て禁止啓発看板の提供や監視カメラの対応を行っておりますが、ごみ出しマナーの悪いごみステーションや不法投棄場所に監視カメラを設置したところ、改善された事例もあったところでございます。このようなことから、今後の取組といたしましては、これまでの活動を粘り強く継続することで、ごみのポイ捨て、不法投棄に対しての防止活動に取り組んでまいりますとともに、抑制効果のあった監視カメラの設置機会を増やしたり、ごみのポイ捨て条例をより効果的な方法で市

民の皆様へ周知したりしたいと考えております。市民レベル、また、事業者の清掃活動などの取組も含め、共生協働の視点から、官民一体となった指宿の環境美化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。今朝もごみを拾う方から言われました。あそこにはいっぱいごみが落ちているから、あそこにも看板を立ててねと言われましたので、今日一般質問しますので、そのことは出てくると思いますと言ったら、よかったと言っていました。なんとかよろしく願いいたします。

では、3点目の带状疱疹ワクチンについて、お伺いいたします。50歳代以降で発症率が高くなり、70歳でピークとなり、80歳までに3人に1人が発症すると推定されるということでした。国では定期接種化を考えているようですね。それでは、この带状疱疹ワクチンはどのようなものがあって、費用はどれくらい掛かるのでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 带状疱疹ワクチンの予防ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。どちらも50歳以上の方が対象ですが、不活化ワクチンは带状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の方も接種することができます。接種費用は、生ワクチンは1回接種で8千円前後、不活化ワクチンは2回接種で1回当たり2万1千円前後を2回接種しますので、合計4万2千円前後となっております。

○15番議員（高田チヨ子） ありがとうございます。この带状疱疹にかかった方に聞くと、本当にとっても痛くて、それが長く続くんのだよと言われました。中には、私の知っている方で2年ぐらい入院された方がいらっしゃいます。本当に大変な病気だなと思うところです。神経痛になることもある、また、いろんなことが起きてきて、もうその時は本当に痛いのが1番ということでした。また、できる場所についても、体全身どこにでもできるんだ、なんか聞いたら、目にもできますよと言われました。そんなところまでできるのって言ったんですけど、本当に大変な病気だと思うことです。費用がとて高いということも分かりました。それでもワクチンを打ったほうがいいのか、また、もし罹患したとしたら、がんを発症しやすくなるというようなことはないのでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） ワクチンを接種したからといって絶対に発症しないということはありませんが、带状疱疹にかかるリスクが大幅に減少し、仮に带状疱疹を発症しても、症状が軽く済んだり、神経痛の発症も少なくなるとの報告があるようです。ワクチンの接種については、現在のところ定期接種の対象ではなく、自由診療のため、接種するしないは個人の判断に委ねられます。ワクチン接種の効果や副反応を十分理解した上で検討していただきたいと思います。また、带状疱疹とがん発症の関連については、厚生労働省のホームページにも情報がないため、私どもとしては答弁いたしかねます。

○15番議員（高田チヨ子） 分かりました。接種するにはとても高価な費用が掛かるということも分かりました。市としては助成はしていないのでしょうか。また、県内で助成している

ところがあるのでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 帯状疱疹ワクチンは、現在のところ、希望する方が各自で受ける任意接種となっておりますので、市から費用の助成は行っておりません。なお、県下19市において、令和6年10月時点で助成をしているのは1市のみとなっております。

○15番議員（高田チヨ子） 助成しているのは1市だけということでした。本当にまだまだだなど思うところです。もし定期接種になるのであれば、少しでも早く接種できたほうが罹患者は少なく済むのではないかと思います。国に先立って助成を行うことはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 先ほどから議員もおっしゃっているとおり、国において、現在、帯状疱疹の予防ワクチンの定期接種化に向けた協議が進められているところでございます。今後、ワクチンの接種対象者や接種費用、補助金の額など、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

○15番議員（高田チヨ子） どうぞよろしくお伺いいたします。

それでは、4点目の投票率について、お伺いいたします。13日の質問の中でいろいろ投票率についてお話がありましたので、それ以外のことについて質問をさせていただきます。まず、その13日の質問の中であった部分なのですが、郵便投票についてお話がありました。その答弁において、郵便投票ができるのは介護度5の方と答弁されていましたが、私の勘違いだったんですけれども、私は介護度4以上の方が郵便投票できるのではと聞いていたんです、本当に確認です。介護度5の方なんです。そのこともお伺いさせてください。

あわせて、指宿にも船員さんがたくさんいらっしゃると思います。その船員さんの投票について、お伺いいたします。船員さんたちが投票するためにはどのような方法があるのでしょうか、お伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（濱上和也） 在宅での郵便等投票につきましては、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を保持しまして国が定める基準に該当する方又は介護保険の被保険者証の要介護状況区分が要介護5の方が対象となっているところでございます。このことにつきましては、全国の自治体から、基準の緩和、例えば要介護5を引き下げるなど国への要望が多いことから、現在、国においても検討しているようでございます。

それから、船員さんの投票についての御質問をいただきました。船員の場合には、長期間航海に出ることが多いなど、その職業の特徴、特殊性から、一般の選挙人と同様の期日前投票と、それから不在者投票をすることができるほかに、国が指定する市町村一大きな港を有するところがございますけれども、その選挙管理委員会や乗船する船舶内等で不在者投票ができるようになっております。このためには、選挙人名簿に登録されている市町村で、選挙人名簿登録証明書の交付を受ける必要があるところでございます。具体的に申し上げますと、指宿市で証明書の交付を受けた船員さんが、指宿市の市長・市議選の選挙期間中に仕事

で、指定港である例えば静岡県の焼津港にいたとすれば、焼津市の選挙管理委員会で不在者投票はできるということになっているところでございます。

○15番議員（高田チヨ子） 分かりました。少しでも投票率が上がればいいなと思うことから、船員さんのこともお伺いいたしました。

それでは、今、皆さんもお持ちだと思いますが、携帯を持っている方が非常に多くなってきております。ほとんどの方が携帯を持っていますよね。その中で、ネットでの投票ができるようになれば、もっともっと若者の投票率も上がってくるのではないかと思います。そのことについてお伺いいたします。

○選挙管理委員会事務局長（濱上和也） 社会のデジタル化が急速に進む中で、選挙におけるインターネット投票の実現に向け、世界各国でも模索する動きが見られているところでございます。日本でも導入を求める声があり、政府において議論が行われているところでございます。インターネットによる投票が実現すれば、いつでもどこでも自分の好きな時に投票ができることから、特に若者や投票所までの交通手段を持たない方の投票率向上につながるのではないかと考えられているところでございます。しかしながら、現行の公職選挙法では、投票立会人等が同席する投票所での投票を原則としているため、インターネット投票を行うとすると法整備が不可欠となってくるところでございます。また、本人確認をどうするか、投票立会人等の第三者の監視の目が届かない状況で、公正に自分の意思で投票しているかの確認など、様々な課題が山積しているため、なかなか議論が進んでいかないというのが現状のようでございます。

○15番議員（高田チヨ子） 今のところネットでの投票はなかなか厳しいようございます。でも、なんとかこれもできるようになっていったらいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、私たち、よく一期一会という言葉を使うことがあります。これは、茶道の精神性を説いた言葉だそうです。この茶会は、もう二度とないとの思いで、主客に誠意を尽くし、真剣に行うとの心得だそうです。それが転じて、一般にも一生の出会いといった意味で使われるようになったそうです。一度きりであったとしても、その価値は輝きを失うことなく、人生を照らし続ける。出会いはそういったものですよということでした。私もたくさんの方に出会うことがあります。この言葉のとおり、これからも市民の皆様との一人ひとりの出会いを大切に頑張っていきたいな、そういうふうに思っております。

以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、山本敏勝議員。

○3番議員（山本敏勝） 3番、山本敏勝です。よろしくお願いいたします。通告に従い、一般質問を行います。

1, 市民の安心安全について。(1) 防犯カメラの設置について、私は以前も質問しました。このことについては、今年、高校生との「議会と語る会」の中でも高校生から質問もありました。市内で発生して決して許してはいけない交通ひき逃げ事故や交差点での交通事故など、カメラがあれば事故原因などが分かるのではないかと防犯カメラの重要性を感じたからの質問だったのではないのでしょうか。また、今年、私の自宅の近くに住む男性の方が行方不明になった件も、要所に防犯カメラが設置されていれば、どういった行動をしたか、捜索に役立ったのではないかと思います。さらに、先立って福岡で女子中学生が刺され、命を落とすという大変痛ましい事件が起こりました。これに関しても、犯人の行方を防犯カメラなどを確認しながら捜索をしているということで、ニュースでも報道されております。そこで、お尋ねします。今現在、市が管理しているカメラは何箇所、どこに設置されているのか、お尋ねします。

2の道路の安全管理について。車で走行中や犬の散歩をしたりしていると、よく気になることが、垣根のせり出しです。市内の歩道は十分とは言えない幅の歩道、歩道がないところは路側帯だけの道路など道幅が狭く、人や自転車などが通る際に車道にはみ出さなくてはならない箇所が結構目に付きます。それと、道路を走行中に思うことが、民家や道路の脇の土手などから木の枝などが伸びて道路側に垂れ下がっていたり、覆いかぶさるように伸びている木の枝などが大変気になり、今回質問させていただきます。

まず、(1) 垣根のせり出しについて。垣根が境界よりはみ出しているため、歩行者や自転車が道路へはみ出し、事故等に巻き込まれるおそれがあると思うが、どのように捉えているか、お尋ねします。

3, 観光について。コロナ感染症も完全終息になったわけではないですが、入込み客も戻ってきているようです。本市の観光の目玉とも言える砂むし風呂はお客様も多く、また、12月5日に崩落事故や台風災害により営業ができなくなっていた砂湯里も営業を再開いたしました。また、嬉しいことに、温泉総選挙2024湯治ウェルネス部門で1位と、温泉総選挙2024環境大臣賞を受賞するという快挙も相まって、更なる観光客の増加が予測されると思います。それで、それ以外の観光地においても相乗効果で多くの方が指宿に来てもらえたらと思うところですが、しかし一方では、コロナ禍の影響で、人手不足により、なかなか思うようなサービスが提供できないのも事実であるなか、もっと行政と民間がしっかりとスクラムを組み、観光のまち指宿の活性化を考えることも大事なのではないのでしょうか。そこで、お尋ねします。指宿市観光・経済戦略会議についてですが、これに関しては以前も質問させていただき、確認の意味を込めて再度質問させていただきます。会議の進捗状況と、この会議

の構成メンバーはどのような方々でできているかお尋ねしまして、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 山本議員から3つの分野において質問をいただきました。私は、その中で、観光について、指宿市観光・経済戦略会議等についてのお尋ねについてお答えいたしましたと思います。指宿市観光・経済戦略会議は、令和5年3月に策定しました、指宿市観光ビジョンの実現に向けて、官民一体となって観光施策に取り組むことで、地域の稼ぐ力を高めながら持続可能な観光地を形成していくことを目的に、令和5年4月25日に設立したところがあります。この構成メンバーについては、観光あるいは経済といったところに非常に関わりの深い団体からお願いをしております、指宿市観光協会、指宿商工会議所、菜の花商工会、指宿温泉旅館事業協同組合、いぶすき農業協同組合、山川水産加工業協同組合、指宿漁業協同組合、山川町漁業協同組合、かいぬい漁業協同組合、いぶすき観光デザイン、指宿温泉まちづくり公社、そして指宿市の各団体の代表者12名で構成をしているところでもあります。また、この会議の下部組織として、幹事会18名、そしてアクションプラン検討部会49名といったようなメンバーには、構成団体が中心となり、市民の皆さんも入っていただいて、観光消費額の増加や経済活性化のための協議を行っているところでもあります。

残余の質問につきましては、担当の部局から答えさせます。

○危機管理課長（打越貴人） 本市が管理している防犯カメラについてでございますが、本市の防犯カメラは、平成30年3月より、指宿岩本交差点、田口田交差点、指宿駅前、国立病院前交差点、指宿市開闢十町交差点の5か所で運用を開始し、令和5年のリース契約等の更新に合わせ、既存の5か所のうち1か所を山川地域内の成川交差点に移設しておりますが、設置箇所数の変更はございません。

○建設部長（高田博憲） 垣根等が道路にせり出すことについての安全化についての御質問でございました。垣根等が道路にせり出した場合、議員御指摘のとおり、市道の幅員に影響を及ぼしたり、見通しが悪くなったりすることで、交通事故等が発生するおそれがあるところがあります。仮に事故が発生した場合は、その樹木の所有者に賠償請求される場合もございます。しかしながら、樹木の伐採につきましては、所有権の問題もございまして、毎年7月の広報紙等を通じまして、所有者が適切な管理をしていただくようお願いをしております。今後も、関係課と連携しながら、更なる周知の徹底に努めてまいりたいと考えております。

○3番議員（山本敏勝） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。まず、防犯カメラの設置の件ですが、5か所に設置されているということですが、カメラの設置費用とか維持管理費は幾ら掛かるのか、お尋ねいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 本市が設置している5か所の防犯カメラの設置費用等ですが、年間の設置、維持管理費につきましては、本市は防犯カメラをリースで運用しております。5

か所で年間110万8,800円となっております。

○3番議員（山本敏勝） ありがとうございます。それでは、5か所で年間110万8,800円掛かるということですが、1台当たり直すと、これを単純に5で割って22万1,760円となりますが、その解釈でよろしいでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） そのとおりでございます。

○3番議員（山本敏勝） それでは、防犯カメラの利用価値や必要性を考えると、もっと増やしてもいいのではと思うところですが、今後増やしていく考えはないですか、お尋ねします。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯カメラの増設につきましては、リースの契約の更新に合わせて、検討を行っておりますが、今後も警察署の意見も伺いながら、次の更新時期、その都度検討する考えでおります。

○3番議員（山本敏勝） カメラを設置するという事は、映し出される範囲内をカメラがそのままその場をずっと映しているわけですが、常に映ることによる問題はないのか。また、設置することによるメリットやデメリットはどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯カメラを設置するメリットとしましては、設置してあることで不審者に心理的な圧力を与え、犯罪を未然に防ぐこと。防犯カメラで記録したものを警察に提供することで、事件解決や行方不明者の発見の手掛かりとなることが期待されます。一方で、防犯カメラの映像は個人を特定できる情報を含んでいることから、プライバシーの侵害、監視社会への懸念があると一般的に言われております。また、防犯カメラは、犯罪抑止の効果は期待されますが、完全な犯罪の防止又は犯罪者の特定が必ずしも可能ではないこと。なお、防犯カメラを効果的に運用するためには、専門的、定期的なメンテナンス等の維持管理が必要となります。

○3番議員（山本敏勝） 今お答えいただいた中で、メリットとして、記録したものを警察に提供し、事件解決への手掛かりとなることが期待されるというお答えをいただきました。これまでも市では警察署などへ画像の提供を行った実例とか、そういう実績があるのでしょうか、お尋ねいたします。

○危機管理課長（打越貴人） 平成30年の防犯カメラの運用開始に合わせて、指宿市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定め、情報提供について規定を設けております。市では、この要綱に基づき、犯罪捜査などの早期解決を図ることを目的に、指宿警察署等から要請があった場合には、防犯カメラの画像データを提供しております。

○3番議員（山本敏勝） 今、市で管理する5か所は、交差点が主ということですが、事件とか事故、そういったものに、交差点だけではなくて、やっぱり市道、県道、国道沿いの商店や民家などにも設置されることによって事故や犯罪というものの抑止力となる面があると思いますが、企業や市民へ設置の協力を求めることというのは考えていないのでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 事業所や市民の皆様に対し、市としましては、指宿地区防犯協会

等の関係機関と連携しながら、事業所、個人宅での犯罪、トラブル等の防止策の一環として、二重施錠の実施などの防犯対策と併せて、防犯カメラの設置について普及啓発に努めてまいりたいと思います。

○3番議員（山本敏勝） 防犯カメラというのは、私の事務所にも4台設置しておりますが、つい最近も警察の方から協力要請がありまして、ちょっとした事件があったので防犯カメラを見せてほしいということで、どうぞ見てくださいということで見せたんですが、普通の道路、民家でもそういう要所要所に付けることで、すごく事件解決の糸口になるかと思うので、是非、市としても、今後、防犯カメラと簡単に言えば金額もそこそこしますけども、録画機能の付いたやつを普及を、市としてもパトロールをして、ここに欲しいなというようなところがあれば協力を求めているいただきたいと思いますが、今後そういう活動というのをやっていくお考えはないですか。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯対策のためには、今おっしゃられた防犯カメラの増設等もありますが、防犯対策のいろんなグッズがございますので、まずは、御家庭での防犯対策の一環を含めまして、今後も普及啓発に努めてまいりたいと思います。

○3番議員（山本敏勝） 1の市民の安心安全についてはこれで終わりますが、いきなりこの私の質問で、それに対しての助成を出してくださいとか、そういう考えはないかというのはいきなり過ぎると思いますので、今後、その辺りも含めて、防犯カメラの値段とかそういうのもあるかと思っておりますので、考えていただければありがたいなと思っておりますので、そこは要望としてお願いしときます。

次に、2番目の道路の安全管理についてです。7月の広報紙に記載しているということですが、市民への周知が徹底されていないのではないかと思います。パトロールをしていただいて、適切な管理について、危ないと思うところは出向いて行って個別の垣根のせん定などを依頼するというようなことが必要かと思っておりますが、その辺りはどうなっているか、お尋ねいたします。

○環境政策課長（安留和信） 地域住民などから垣根等に係る苦情、相談が寄せられた際は、その都度現地に出向き、現場の状況確認を行っております。その上で、隣接する道路や住宅、土地等に対して著しく支障があると確認された場合は、所有者を確認し、適切な管理に努めるよう、文書送付により指導しているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 文書送付にて指導ということですが、文書を送付して、そのお宅がちゃんとせん定とか伐採とかしてくれているかどうか、その後の確認というのはされているんですか。

○環境政策課長（安留和信） 環境政策課が文書送付により指導を行った案件のうち、市道に係るものにつきましては、道路管理者である土木課とも情報共有を図っているところでございます。

○土木課長（東恵一） 環境政策課から寄せられた情報をはじめまして、市民から相談のあった箇所につきましては、職員が行う道路パトロールの際に確認を行いながら事故等の防止に努めておるところでございます。

○3番議員（山本敏勝） どうしても、集落の中の道路は大変狭いです。狭い中で垣根のせり出しというのは非常に、特に自転車に乗ってそこを通るとどうしてもはみ出す。そうすると、そのカーブになっているところなんかは特に、いきなり飛び出しのような感じで車の目の前に現れて、どうしても間に合わなくて接触するとかいうのは本当に危ないのではないかなと。私も犬の散歩をしているところがカーブで、車が結構飛ばしてくるんですね。そうすると、私が路側帯、本当に道の端っこを歩いているにも関わらず、急ブレーキを踏まれたことが何回かあります。やっぱり垣根のせり出しの怖さっていうものを、もっと市のほうで管理していただきたいなというふうに思いますので、是非、今後ともパトロールを重視していただいて、お願いしたいなと思います。

次に、道路脇の木の枝なんですけど、垂れ下がっているのが大変見かけられるんです。車などで通行していると、枝に当たったり、また、こすったりっていうことで、車に傷を付けるということが考えられるんですけども、本市では、結構観光バスなどの車高の高い車なんかも入ってきます。市道というよりも県道とか国道などを通ってくるんですけども、そういうところでも、枝のせり出しですね、特に下のほうはよく除草作業をしているんですけども、ちょっと上のほうになった時に、道の真ん中へ垂れ下がるというよりも、ちょうど道幅のちょうど上のほうですね、いろんなところで写真を撮ってくればよかったんですが、写真を撮ることによって都合の悪いところも出てくるので、言葉だけの説明でちょっと申し訳ないんですけども、分かっていたかと思うんですけども、やっぱりそういうところ、要は大型車がセンターラインを越えて走らなければならないようなところというのが結構目に付くんですが、そういうところについての道路の管理者への伐採要請というのはされているんでしょうか、お尋ねいたします。

○土木課長（東恵一） 車や人の通行に支障があるということから、職員が行う道路パトロールや市民からの通報により現場確認を実施しているところでございます。確認後に通行上支障となっていると判断された場合は、樹木の所有者に伐採についての説明を行い、建築限界の基準の範囲内において伐採をしていただいているところでございます。先ほど議員のほうから申し上げました観光バス等の車高の高い車というものの通行する路線につきましては、道路管理者といたしまして街路樹の枝葉について注意を払っているところでございます。車両に影響がないように計画的に伐採の対応をしているところでございます。市道部分につきましてはの適宜対応はしているところでございますが、国道や県道にそのような状況を確認した際には、管轄の各道路管理者に通報し、対応を要請しているところでございます。今後とも、関係機関や関係課と連携を取りながら対応に努めてまいるところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 今お答えいただいた中で、関係各所との連携を取りというお答えをいただいたんですが、それってというのは、よく市の職員の方々も車でずっと市内を走ってて分かると思うんですけども、それは適時、気が付いたらその都度お願いをして、伐採というものをお願いしているということでしょうか。

○土木課長（東恵一） もちろん、我々市の職員であっても、通勤経路内にそのようなものがありましたら土木課のほうに連絡があったりします。また、市民の方からもそのような通報がある場合もございます。そのような場合は、随時その際に早急に対応してくださいということで連絡をいたしているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 昨日も用事があって開聞のほうまで走ったんですけども、結構、池田湖周辺で目に付きます。もし関係課と、その都度ということであれば、再度走ってみてください。結構な割合でせり出しがあります。特に観光バスなんかが通る道ですので、そういうところはやっぱり早急に対処してもらわないと、一般車両、観光バスだけ私は言ってますけども、大型のトラック、トレーラーなども道路を通りますので、是非そこは早急に、やっぱり指宿市に来ていただく方々に対して不愉快な思いをさせないように、しっかりと平日頃気に留めていただきたいと思いますのですが、その辺りについてはどう思われますか。

○土木課長（東恵一） 我々も道路管理者といたしまして同じ立場でございまして、早急に要請をしてまいりたいと思っているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 是非その辺りをしっかりとお願いをしたいと思えます。先ほどの垣根のせり出しについても、高いところにある垣根は別に問題ないんですけども、普通に歩くところを自転車、本当に子供たちの通学路に関しては、特にそこに気を付けていただきたいと思います。子供たちは、予測不能な行動を起こしたりしますので、そこにたまたま車が通りかかって垣根から道路へはみ出して接触したというようなことがないように、そこは教育委員会ともしっかりと連携を取っていただいて、学校とも連携を取っていただいて、市のほうで対応していただければということで、これも要望としてお願いしたいと思います。

次に、3の観光についてです。指宿市観光・経済戦略会議、これについて、先ほど構成メンバーなどをお答えいただきました。この会の目的や目標としているところはどこなのか、お尋ねいたします。

○観光課長（山下浩二） 指宿市観光ビジョンでは、官民一体となって観光施策に取り組むことで、地域の稼ぐ力を高めながら、市民にとって住みやすいまちを目指すとともに、訪れた観光客が本市の観光資源等の魅力を満喫し、心も体も元気になって日常の生活に戻っていただけるような持続可能な観光地を形成していくことを目指しております。この指宿市観光ビジョンの明確な目標として、計画期間の最終年となる令和9年の観光消費額を令和元年と比較して20%増加させることとしております。指宿市観光ビジョンの目標達成のためには、官民の幅広い分野で連携して進めていく必要があります、事業提案や進捗状況の管理等を行う組織と

して指宿市観光・経済戦略会議を立ち上げております。また、指宿市観光ビジョンに掲げるアクションプランの具体的事業提案を検討するアクションプラン検討部会や幹事会も組織しており、現在、各団体等が実施している事業を再度見直し、漏れ、だぶりの事業整理や新たな構成団体からの事業提案、具体的施策の絞り込み等を行うとともに、組織の垣根を越えた官民連携による事業展開を行う意思決定機関としての役割を担っております。

○3番議員（山本敏勝） この会議において、これまでどういった会合が開かれたのか。また、その事業評価は行っているのか、お尋ねいたします。

○観光課長（山下浩二） 令和6年度は、観光・経済戦略会議を2回、幹事会を3回、観光関係5者会議を4回、アクションプラン検討部会を7回、食の磨き上げに関する部会を2回開催しております。このうち、指宿市観光・経済戦略会議では、アクションプラン検討部会、幹事会を通じて、実施されている各種事業の状況報告を行うとともに、新たな事業提案や重点事項の必要性等について協議を行っているところでございます。また、令和5年度に実施した観光消費額調査の結果をもとに、令和9年までの県内外宿泊と日帰りに分けた観光消費額や、入込み観光客数の年ごとの数値目標を設定するなど、進捗管理にも努めているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 令和元年から令和9年の観光消費額を元年よりも20%の増加に向けて、どのような取組を通じ、目標を達成しようとしているのか、考えがあればお尋ねします。

○観光課長（山下浩二） 令和5年度から、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、専門家による食と体験メニューの高付加価値化、事業者へのSNS等を活用した情報発信支援、周遊観光に活用可能なデジタルマップ等のコンテンツ制作等の事業展開を図っております。また、本市は、開聞岳や池田湖、長崎鼻など恵まれた地域資源があるものの、滞在時間が短いという課題があることから、引き続き指宿ならではの資源を生かした体験や食などのメニューの磨き上げや開発による質の高いサービスの提供を行うとともに、多くの方に利用してもらえよう、情報発信の強化や利便性を向上させる受入体制の整備を行い、地域資源の高付加価値化と滞在時間の延長を図りたいと考えております。

○3番議員（山本敏勝） ありがとうございます。次に、そういった目標を掲げている中で、具体的にどのような事業をこれまで実施してきたのか、ありましたらお答えいただきたいと思っております。

○観光課長（山下浩二） 令和6年度は、周遊観光の推進を図るため、砂楽を中心とした市内東部エリアに集中している観光客を池田湖周辺や長崎鼻など市内の広域観光につなげるよう、スマートフォンの位置情報等を活用し、周遊観光を楽しむことができるデジタルマップを制作しております。また、指宿市で生産される豊かな食材やすばらしい自然を活用して更なる誘客につなげるため、専門家の協力をいただきながら、市内の事業者や関係団体とともに、

食や体験の磨き上げも進めているところでございます。そのほか、指宿市観光・経済戦略会議、アクションプラン検討部会から長崎鼻の魅力向上に向けた調査、カフェ事業等の要望があり、協議を進める中で、日本財団海と灯台プロジェクトの2024年度海と灯台利活用チャレンジ企画事業の協力金の採択を受け、令和6年11月10日に、長崎鼻通り会や鹿児島海上保安部、菜の花商工会の御協力をいただき、来訪者ニーズの把握と今後のにぎわい創出に向けたテストイベントとして、薩摩長崎鼻灯台イベントを開催しました。イベントの集客数や出店者、来場者のアンケート結果については、通り会や商工会等とも情報を共有し、今後も魅力向上に向けた協議を継続する予定であります。

○3番議員（山本敏勝） 今年度中に何か検証することをまた考えているのか。また、何かその辺りのお考えがあるとすれば、分かっているならば、許される範囲内で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○観光課長（山下浩二） 本市の代表的な観光コンテンツであります指宿砂むし温泉において、現在、筑波大学、鹿屋体育大学の協力を得て、砂むし温泉入浴時の生理応答を解明する検証を行っております。具体的には、砂むし温泉、サウナ、温浴等の体温や呼吸、発汗量等を測定し、比較し、また、温度感覚や熱的快適性も評価することとしております。本業務によりまして、砂むし温泉の安全性や健康増進効果が明らかとなることで、新たな温熱療法の確立に貢献するとともに、検証効果については、スポーツ合宿誘致等につながる新たな指宿コンテンツとしての活用ができるものと考えております。

○3番議員（山本敏勝） 今説明していたこと、それが立証されれば、今後、本当に指宿に観光だけではなく、そういった合宿なんかということに対してもすごくメリットのあることだなと思います。今後、そのようなことも含めて、来年度以降にこうやって何か取り組んでいきたいというようなお考えがありましたら、併せてそこをお尋ねしたいと思います。

○観光課長（山下浩二） 令和6年11月21日に開催した、令和6年度第2回指宿市観光・経済戦略会議において、指宿市観光ビジョンにおける6つの基本戦略ごとに令和7年度事業方針を決定したところでございます。また、アクションプラン検討部会や市内事業者ヒアリング等で改善すべき点として挙げられた二次交通や食の提供、インバウンド対応、マーケティングデータの活用等の課題につきましては、重点事項として、今後積極的に本会議において連携を図りながら協議を進めていくことを確認したところでございます。こうした課題の解決に向けては官民の連携が必須となりますので、本会議での議論を深め、解決に向けた事業展開を検討してまいりたいと考えております。

○3番議員（山本敏勝） ありがとうございます。次年度でも、この戦略会議、どんどん協議をしていただいて、指宿の観光のために動いていただきたいと思います。

ここで1つ、関連事項としてお尋ねなんですけど、今よくいろんなところで目につく、レトロピカル指宿、このネーミングについて、どうやってできたのか、お尋ねしたいと思いま

す。

○観光課長（山下浩二） レトロピカル指宿につきましては、令和5年3月に策定した指宿市観光ビジョンのコンセプト、アロハなまち「IBUSUKI」を目指す目的で、プロモーションの基軸となるキャッチコピーを制作したところでございます。これにつきましては、一般の公募を実施しまして、1,966件の応募がありました。それを経て、一次選考、二次選考、最終的には指宿市観光・経済戦略会議幹事会において決定し、指宿市観光・経済戦略会議で承認されたところでございます。なお、このレトロピカル指宿の持つ意味としましては、昔ながらのノスタルジックなまち並みが醸し出すレトロ感と、南国の雰囲気からにじみ出るトロピカル感を合わせ持つ指宿の魅力を言い表すのにぴったりなキャッチコピーということで決めさせていただいたところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 今現在、指宿市内の飲食業の方々が指宿ならではのメニューの開発、食のほうに取り組んでいると聞いておりますが、このレトロピカルというネーミングがあるがために大変苦慮しているというふうに聞いてるんですが、その辺りは聞いたことないでしょうか。

○観光課長（山下浩二） 観光ビジョンの基本戦略の2の中で、豊かな食というものがございませう。この中にアクションプランがございませうが、この中で地域の食材を生かしたご当地グルメのPRということがあります。事業アイデアを具体化するために専門部会等でいろいろと協議する中で、やはりこの出来上がったレトロピカルを何か使ったものはできないかということが1つはございませう。また、専門部の部員の中からレトロピカルをキーワードに中央通名店街も整備するというような話も聞きましたので、それに合わせたメニュー開発はできないものかと検討してございませう。その後、部会の中で、市内の各団体を巻き込みながらグルメ開発の方向性を協議するべきではないかというような意見もございませうして、市内の飲食店や山川町漁業組合等の団体の方々をお招きし、また、アドバイザー等の意見も聴きながら、食の磨き上げのことを協議してまいりませう。この協議の結果、指宿市の食材、指宿で加工した食材、指宿で購入した食材を何か1つ使って、その中でレトロ、レトロというのが指宿市民や来訪者にとってどこか懐かしいメニューであったり、トロピカル、南国感のあるメニュー、見せ方、見た目が華やかなメニュー、合わせたレトロピカルの3つのメニューを開発していくのがいいのではないかと結果に至ってございませう。現在、このレトロピカルメニューに向けまして、今月中旬に事業者募集を開始し、2月の中旬頃には試食会を行い、来年の6月、できればフラフェスタの頃には何かお披露目会ができればと考えているところでございます。

○3番議員（山本敏勝） 大変楽しみにできるような答弁をいただきました。是非、この際ですので、飲食業の方々にも、頑張っているものを作っていただくようにお伝えいただければというふうに思います。

次に、(2)の指宿の周遊観光についてですが、以前も質問させていただいております。その後、どのように進展があったのか、特に今和泉から開聞に向けて、池田湖周辺を中心とした観光周遊の施策ができてきているのか、お尋ねいたします。

○観光課長（山下浩二） 令和5年度から、内閣府のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した体験事業者への個別相談、伴走支援の取組を実施しており、令和5年度に池田湖水上アクティビティ体験事業者、令和6年度には尾下の体験事業者を訪問し、事業内容や価格設定等に関する相談や支援を専門家を交えて実施しているところでございます。また、周遊のための施策としましては、今年度新たにレンタサイクルの台数を増やすこととしており、池田湖に新たな拠点を増やして周遊観光につなげたいと考えております。

○3番議員（山本敏勝） 尾下地区で行っている稲作体験に参加するための交通手段として、池田湖をボートで尾下地区の棚田に行くこととか、そういうことは考えられないか、お尋ねいたします。

○観光課長（山下浩二） 市内の体験事業者からは、対岸からボートを使った乗入れによる農業体験の案も検討中であるといった話も伺っておりますが、船着き場等の課題もあるようでございます。近年、旅行形態は団体旅行から個人旅行に変化してきており、大型バスからレンタカー等で移動する人が増えてきております。少人数のグループ等であればボートを活用した移動も可能であると考えられますので、新たな体験メニューとして造成することができないか、来訪者データや需要状況も踏まえ、関係者と情報共有を図りながら調査研究してまいりたいと考えております。

○3番議員（山本敏勝） 以前質問させていただいた時に、池田湖という、神秘的な湖ということで、池田湖の周辺だけでもいろいろな観光のネタが結構埋まっているというふうに捉えているんですが、やっぱりこの池田湖をボートで渡って、尾下地区に渡る、その間もバードウォッチングなどを楽しむということもできるかと思っておりますので、そういう部分に関しては、観光課もだし、池田湖は歴史的な部分も結構あります。以前質問させていただきましたけども、歴史、それと観光、そういったものを併せた関係部署との連携というのはその後どうなっているのか、お答えいただきたいと思っております。

○観光課長（山下浩二） 指宿市観光ビジョンの目的達成のための事業の検討、実施に際しては、指宿市観光・経済戦略会議幹事会に所属する市役所内関係課との連携はもちろん、その他の関係部署、アクションプラン専門部会に参加の職員からの意見等も参考にしながら連携を図り、進めているところでございます。具体的には、観光庁の事業を活用して行っている多言語解説文の製作においては、生涯学習課と連携し、棚田を活用した観光振興につきましては、農政課や地域おこし協力隊、民間事業者と連携し、専門家のアドバイスをいただきながら、体験メニューの販売に向けた取組を進めているところでございます。今後も、指宿市観光・経済戦略会議に所属の部署を中心に、他部署とも横の連携を図り、事業を推進したい

と考えております。

○3 番議員（山本敏勝） 次に、指宿駅の周辺の活性化について、お尋ねしたいと思います。こちらに関しましても、以前私は、指宿の駅前通りが結構シャッターが閉まっている、ただ閉まっているだけではなくて、昼間もう営業もしていないという状況でしたので、できればこのシャッターを利用して、シャッターに南国ムード漂うような絵を描いてはどうかということをご提案させていただいたことがありました。その後どのようなようになったのか、動きがあったとすればどういうふうに動いているのか、お尋ねしたいと思います。

○商工水産課長（宮地主税） 市では以前、商店街活性化を目的として地域おこし協力隊を任用しておりましたが、その彼が、商店街に観光客を呼び込む目的とした試みの一つとしてシャッターアートの発案をしていたところでございます。市としましても、この活動をバックアップしていく考えでございましたが、コロナ禍ということもありまして、この活動自体が見合わされることになったところでございます。その後、昨年来、この中央通りに面した商店主を中心に指宿中央通り未来協議会が新たに設置をされまして、定期的な朝市の開催などに取り組むようになったところです。この協議会では、この通りを含めたまち並みを今後どのようにしていくか話し合いを重ねておりますので、市としましても、この通り会に積極的に寄り添いながら、どのような支援が必要か、改めて検討し直しているところでございます。

○3 番議員（山本敏勝） コロナというのは、もう本当にいろいろな計画していたのを全部ストップさせてくれましたけども、コロナもだんだん落ち着いてきた中で、そういった指宿中央通り未来協議会ができて、指宿駅の周辺を活性化していくということであれば、また是非、シャッターアートの部分も進めていただければ楽しいまち散歩ができるのではないかなと思いますので、よろしくお尋ねしたいと思います。

次にお尋ねしたいのが、どうも指宿駅前というのが夜がすごく暗く感じるんですが、この商店街の未来協議会の中では、駅前を明るくするための何らかの対策というのは今後行政として寄り添いながらということですが、その辺りの話というのはやっていく考えはないでしょうか、お尋ねします。

○商工水産課長（宮地主税） 市では、商店街通り会を対象とした商店街街路灯施設補助金、また、地域の自治会等を対象にした安全灯補助金などによって夜道を明るくするような支援をしております。今後、通り会、地域などから商店街街路灯や安全灯の設置について要望があった際には、地域の皆様の意見を聴いた上で、市として必要な支援をしてみたいというふうに考えているところです。

○3 番議員（山本敏勝） 安全灯という形での取組となるということですが、どうもですね、安全灯というだけでは、やっぱり観光のそういった通りというのはどうしても明るさとしては足りないような気がしますので、安全灯という捉え方ではなくて、やっぱり観光道路としての商店街の明るさというものを、ちょっと求めていただきたいと思います。特に、通称、

今スズメ通りですかね、昔はドブ川通りとか言ってましたけども、あそこが非常に暗い。駅側のほうから下のセントラルパーク側を見てもすごく暗く感じるんですが、あそこを明るくしてほしいということを以前もお願いをしたことがあると思いますが、その辺りについてはどのように捉えているのか。また、スズメ通りだけじゃなくて、その上のほうですね。以前、松元温泉がありました、あそこの通りもやっぱり暗い。要は、足元も道路がガタガタになっていてちょっと危ないというのも考えれば、明るくしたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、その辺りはどのように捉えているのか、お尋ねいたします。

○商工水産課長（宮地主税） 市としましては、先ほど御紹介いたしました2つの補助金がございます。この補助金は、主体となるのが通り会でありましたり、その地域に住む方々が主体となって取り組むのであるというふうに考えております。これらの補助金を使って市としては支援をしてみたいというふうに考えておりますが、御指摘の通り会の方々がこのような状況というのは把握をされていらっしゃるというふうに聞いておりますので、今後、私もとしましては、この通り会がすることに関しましては、ちょっと積極的に支援をしてみたいというふうに考えておりますので、話し合いを持ちながら、ここが明るくなっていくような取組をしてみたいというふうに考えております。

○3番議員（山本敏勝） 是非、行政としてもその辺りはお願いしたいと思います。

あともう1つ、完全に空き店舗になって営業していないお店というのが結構あるかと思いますが、以前質問をさせていただいた中で、コア店舗というようなことでお尋ねしたことがあったと思うんですが、その辺りについて、行政として、今後、その空き店舗に対する対策というのは何かお持ちでしょうか。

○商工水産課長（宮地主税） 市では、新規出店や店舗改装を支援する補助金として、コア店舗出店支援事業というものに取り組んでございます。令和2年度から取り組んでいるところなんですけど、これまで合計12店舗の支援を行ってきております。このうち、空き店舗を改装したケースというのが5店舗ございます。商店主の方にしても、やはり初期投資がいらぬという部分では、空き店舗を改装して事業に取り組むという方が多くいらっしゃいます。市としましては、このコア店舗出店支援事業につきましては更に磨き上げて、創業される方、そういった方々にも使いやすい補助金にしてみたいというふうに考えております。

○3番議員（山本敏勝） 大変ありがたい事業ですが、これは行政側からそういうお店を出店しませんかというような広報活動みたいなものもされているんですか。

○商工水産課長（宮地主税） 市のホームページや広報いぶすきにも掲載しておりますが、基本的には、商工会議所や商工会の経営指導員の方々と一緒に事業計画書を作りながら取り組んでもらう補助事業になっております。なので、新規出店をしたい、創業をしたいという方、改装をして取り組んでいきたいという方については、ある程度経営指導員の方々が把握しておりますので、その方に合った支援内容になりやすいのかなというふうに考えているところ

でございますので、今後も、多くの新規出店を考える方が望んでいるのであれば、もっともっと周知に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○3番議員（山本敏勝） 以前、私なんかも熊本の山鹿のほうに行った時に、そういう部分で大変賑わいを取り戻しつつありましたので、指宿もそういう賑わいを取り戻せるように、こういった事業を活用できるように頑張っていたいただければと思います。

質問はこれで終わりですが、やっぱり観光というのは、指宿にとっても、そのこの地元に住んでいる方々にとっても大切な部分かなと思います。先ほども同僚議員から、家族で一日遊べるような公園というものもありましたけども、以前、私が高校のPTA会長をしている時に、子供たちになぜ市外、県外に出ていくのという話をさせていただいた時に、休みの日に余暇を過ごす場所がないと。ですから、就職をしても余暇を過ごせる場所がないから、そういう施設があるところを目指して市外、県外に出ていくんだということを高校生から聞いたことがあります。是非、指宿に住んでいただけるには、そういった部分も含めて、観光地、それと家族が余暇を過ごす、お父さんたちがある一定のところに遊びに行くだけじゃなくて、子供と一緒に、家族と一日過ごせるような施設ができればなというふうに思います。将来的に、市長も前向きにお考えいただいているみたいですので、そういうふうになっていければなというふうに願いを込めまして、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩	午後	0時08分
再開	午後	1時08分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） 私は、日本共産党の議員の1人として、平和憲法の改憲に反対し、市民の命と暮らしを守る立場から、通告に基づいて一般質問を行います。

公共施設についての安全対策について、質問いたします。開聞のレジャーセンターで今年の4月にプールを利用し、入浴後、帰る時に倒れ、骨折した事故が起こっているが、どのような対応が行われ、今後の安全対策としてどのような改善がなされたのか。

次に、農業問題について。異常気象による農業への影響をどのように捉えているかを質問いたします。昨年は1月の冷害により大被害を受け、今年の春先は雨により被害を受け、収穫期間がかなり短期間になっているが、今年は温暖化により園芸作物に大きな影響が出ており、農家は不安を抱えながら、農業経営への影響を最小限にするため日夜努力しております。園芸作物を中心に、近年の異常気象全般の影響について、質問いたします。

次に、マイナ保険証について、質問いたします。従来型の健康保険証は、12月2日、新規発行が停止され、マイナ保険証を基本とする体制に移行しました。利用率は15%台と低調で

あります。マイナンバーカードに保険証機能を持たせたマイナ保険証への一本化を唐突に表明してから2年、代替手段をアピールするなど、政府の対応は迷走しました。情報のひも付けミスが相次いで国民の不信は根強く、利用率は低調です。乳幼児や高齢者らデジタル弱者への配慮は十分とは言えず、置き去りとの声も上がっているのが現実です。マイナ保険証の普及率と利用率は幾らか質問し、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 吉村議員の質問の中の、農業問題、異常気象に関わる影響等についてどう考えているかという御質問にお答えいたします。近年の気候変動については、様々な分野において影響を受けているところですが、特に農業分野においては影響を受けやすく、今年も春から天候不順の影響で全国的に野菜の価格が高騰したことは記憶に新しいところであります。本市においては、近年の平均気温の上昇や集中豪雨、干ばつ等により、各品目で生育障害や品質の低下など影響が見られるところでもあります。また、令和5年1月に大きな低温被害に見舞われたほか、今年6月に発生した線状降水帯の影響で、24時間雨量が400mmを超え、観測史上第1位となるなど、気象災害が激甚化、頻発化の傾向にあり、農作物や生産施設への被害だけでなく、土砂崩れや土砂流出などによる農地や農道への被害も発生している状況であります。

ほかの質問については、担当のほうから答えさせます。

○健康福祉部長（出島雅彦） マイナ保険証の普及率と利用率についての御質問でございます。令和6年11月末時点における本市のマイナンバーカード保有者数は3万195人、保有率は79.6%で、鹿児島県は81.0%、国全体では76.3%となっております。本市の国民健康保険被保険者におけるマイナ保険証の利用登録率は、令和6年9月末時点で73.90%となっております。また、外来で医療機関を受診された方のうち、マイナ保険証を利用された方は、令和6年9月診療分で受診者全体の35.76%となっております。なお、後期高齢者医療保険におけるマイナ保険証の利用登録率は、令和6年9月末時点で69.86%となっており、同月診療分の利用率は28.08%となっているところでございます。

○総務課長（濱上和也） 安全対策についてでございます。市の施設で事故が起こった場合について御説明をさせていただきます。市の施設等で事故が起きた場合の対応につきましては、個別の対応マニュアルを備えている施設も含めて、発見した職員や周囲の職員等により速やかに傷病者の状況を確認し、必要に応じて救急要請や家族等への緊急連絡を行うなど、迅速な対応に努めているところでございます。

○教育部長（紺屋聖一） 学校における安全対策につきまして答弁いたします。全ての市立学校では、学校事故や災害等の発生に備え、危機管理マニュアルを作成しております。マニュアルでは、学校で児童生徒の事故が発生した際に現場に居合わせた教職員が取るべき初動や周囲の教職員の役割分担等が示されており、各学校では、マニュアルを教職員全員に配布したり、職員室等に掲示したりして常に確認できるようにしております。なお、学校管理下での

事故は、児童生徒が加入している日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象となる場合があります。給付対象となった場合は、学校が保護者と確認しながら速やかに請求手続が行われるようにしているところでございます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） レジャーセンターにおける事故についての御質問でございました。レジャーセンターかいもんで傷病者が発生した場合は、職員による状況把握の後に、必要に応じた応急措置、家族への連絡、救急搬送要請を行うなどの対応を取っているところでございます。また、今後の安全対策というところでございますが、日頃より危険箇所等の点検を行い、その要因を取り除くとともに、注意喚起等を徹底してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） レジャーセンターにおける事故で、4月に倒れて骨折をして47日ぐらい入院されているわけですね。その方の原因はなんだったのか、その辺、結局マニュアルがあるんだったら、現場を確認したりとか本人から聞き取りをしたりとか、そういうことをされるわけですね。原因とかその辺についてはちゃんと分かっているんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 原因につきましては、出入口とすのこの段差につまずき転倒したということで、御本人様からは聞いているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 4月にそういう事故が起こっているわけですけど、これまでそういう倒れたりとか、そういうことについてはなかったんですか。これが4月に起こったのは初めてなんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 今回のような大きな転倒事故というのは、私のほうではちょっと確認はできていないところでございます。転倒事故のほか、のぼせたとか、そういった事案も今年度に入ってからありましたけれども、先ほど申し上げたような運用で対応しているところでございます。

○10番議員（吉村重則） いろんな調査をする中で、実際にこれまでも倒れているんだと。それと、ここ4、5日の間にも倒れたという話を聞くんですけど、その辺は確認はされていないんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） ここ4、5日の間の怪我等について、私のほうでは確認ができていないところでございます。

○10番議員（吉村重則） 4月の時点では骨折をして47日ぐらい入院されているわけですね。また、4、5日前にも倒れたと。怪我はしていないかもしれないんですけど、実際に入浴した人がすのこなんか足を取られて倒れているわけですよ。これの改善なんかについては、バスタオルなんか下敷いてありますよね。バスタオルにしても固定しているわけじゃないんで、それにつまずく人たちも結構いるみたいなんですよ。その辺の対策、事故が起こらないような対策については本当にされているんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 実際、今その怪我の状況は確認をできていませんでした

ので、そこについてはもう1回ちょっと確認をさせていただきたいと思います。また、その安全対策につきましては、事故が発生して以降、貼り紙を掲示したりとか、そういった形で安全対策は施しているところではございます。

○10番議員（吉村重則） 貼り紙なんかはしているということですけど、実際として入浴をする中で、どうしても高齢者は、私もそうなんですけど、足が上がっているつもりがつかずいて倒れるというものはあるわけですよね。だから、やっぱり入浴される方々が本当に安全な状態にどんどん改善していくべきだと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 安全対策につきましては、議員もおっしゃるとおりでございますので、すのこの段差、そういったものの解消については、今課内でも話をしておりますので、そういった段差の解消に向けた取組は、今後ちょっと進めていければというふうには思っております。

○10番議員（吉村重則） 施設でやっぱり多くのお客さんが来るわけですよね。そうなった場合には、どういう災害が、事故があるか分からないわけですよ。そうした時に、傷害保険って言ったらいいんですか、そういうのは施設として掛けているんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） レジャーセンターかいもんにつきましては、全国市長会の市民総合賠償補償保険に加入しているところでございます。この保険は、市有物件の瑕疵により第三者に損害を与えた場合に保険給付の対象となるという保険でございます。

○10番議員（吉村重則） 施設側に問題があった、瑕疵があった場合には対象になるという答弁だと思うんですけど、そうして、これまでも数名の方が倒れたり、ここ4、5日の間にも倒れているということについては、これは瑕疵にはならないんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 現在、すのこの段差につまずいたこの事案につきましては、市の瑕疵があるのかどうかを含めて、保険会社のほうに報告をして、精査をしているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 瑕疵があるかないかじゃなくして、多くの、以前も倒れているわけですよ。今回もまた4、5日の間にも倒れているという事例があるのに、それは瑕疵にはならないんですか。だったら、瑕疵というのはどういう条件になるんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 瑕疵の条件につきましては、保険会社のほうで精査をするというところではございます。以前、この保険が対象になった事案としましては、レジャーセンターかいもんにおいて、突起物に引っ掛かって怪我をしたものが対象になったような事案もあるというふうには聞いてはいるところでございます。

○10番議員（吉村重則） いや、実際4月の時点で倒れて骨折をして、47日入院しているわけですよ。こんだけのことが。以前にも本人が、本当に極端なことをやって倒れて骨折したんだったら分かりますよ。ですけど、これまでも倒れた人がいると。4、5日前も倒れた人がいると。これは完全な瑕疵だと思うんですけど、市長、どうなんですか。こうして本当に、入

浴して帰る時に倒れて骨折をしてしまっていると。これまでも、その以前にも倒れた人がいる。4, 5日前にも倒れた人がいる。これは完全に施設の瑕疵になるんじゃないですか。市長はどのように捉えますか。

○産業振興部長（鴨崎一郎） 瑕疵というのが基本的に施設上の造り方であるとか、そういったものによってということなんです。一般的にその階段であるとか、そういうところをつまみずいてというのが瑕疵に当たるか。例えばですが、日常使いをする中で普段使われている方々がいらっしゃると思います。そういう方々が、たまたまそこに引っ掛かったということだろうと思うんですが、基本的には日常使いをする中で特段支障がないものだったかどうかというようなことを、全国市長会の保険のほうともいろいろ話をしながら、今確認をしているという状況ですので、御承知いただきたいと思います。

○10番議員（吉村重則） いや、1人だけだったらまだ分かりますよ。何人の方がやっぱり倒れているわけですよ。それだったら、すのこを撤去すればそういうことは起こらないわけですよ。改善が全然されていないから同じ繰り返しが起こってきていると。入浴に来てて、結局自己責任として47日も入院してしまう。こんな施設ってないんじゃないですか。本当に多くの人が、ほら、そうして倒れた現実があるんだったら、それを除去するための、すのこに引っ掛かってしたんだったら、本当にあそこにすのこが必要なのと、そこまで徹底して安全管理をしていかなければならないんじゃないかと思うんですけど。私は完全な瑕疵だと思うんですけど。4月の時点で怪我をして47日入院して、私に情報が入ったのが10月でした。職員と話をして、傷害保険を申請してどうのこうのと言うんだけど、私が言ってからも、1ヶ月経っても、その検討課題だと言われるんですけど、議員だからどうのこうのじゃなくして、4月の時点で、怪我した時点でちゃんとした対応をすべきものがされてないと。本人にも確認したら、それまでは1回も連絡ありませんでしたと。私が言ってから、それから連絡がありましたということなんかもあるんですよ。だから、議員だからどうのこうのじゃなくして、お客さんに対してちゃんとした対応を早急にすべきものを半年も遅らせたんじゃないのと思って私は見ているんですよ。だから本当言って、そうして何人もの人が倒れて怪我をするような状況だったら、安全対策は本当にやられてるのって、事故を起こした時に、マニュアルとして、ほら、ちゃんと話を聴いて、どういう条件でやった、原因がどこで、そこを改善しなきゃならない、それが本当の中身だと思うんですけど、その辺は本当にされたんですか。

○産業振興部長（鴨崎一郎） まず、今回のすのこなんですけど、そもそもその水で中がぐしゃぐしゃになるというか、そういう状態を防ぐための1つの安全策として設置をしているということがまず大前提でお話をさせていただきます。今回はそこにつまみずいたということで先ほど注意喚起もしておりますが、更にそれが今後どういう手立てでそういうことがなくなるかというのは、先ほど課長からもあったとおりです。なお、この保険の再度説明ですが、一

一般的には、その怪我をされたという場合は、補償保険というのはこの全国市長会でもございます。ちなみに、市が主催、共催する行事等に参加をする住民、若しくはその第三者ですね、市の管理下で社会奉仕活動を行う団体、住民、個人、市から業務委託を受けた私人がこういった事故によって怪我をした場合というのは傷害保険が適用になります。こういった手続に関しては、基本的には一連の手続というのがスムーズにいくかなと。ただ、先ほども申し上げました、この損害責任保険ということになりますと、先ほども申し上げている、その瑕疵の部分というのがあったか、なかったかということをしつかりと見極めた上で対応させていただくと。ただ、そういった対応が遅れていることについては、当事者の方には非常に申し訳なく思っておりますが、そこについては率直にお詫びを申し上げたいというふうには思っております。

○10番議員（吉村重則）　そうして怪我をして、本人にとってはもう大変なことですよ。47日も入院をせざるを得なかった。健康のためにプールに入って、足もちょっと痛めたりしている方で、プールに入って健康増進のために来ているわけですよ。そういう中でしているわけですから、すのこが悪いとは私は言いません。言わないんだけど、そうして倒れる人がかなりいる中で、安全なんだって、これからもどんどん起こりますよ。高齢化がどんどん進んでいくわけだから。そういう面ではちゃんとした倒伏しない。瑕疵の問題で言うんだったら、本当いって、私はこれはもう完全に安全対策としては、それ以後も倒れているわけだから、それなりの対応をすべきじゃないのかと思うんですけど、本当その辺ではどうするのか、これからの安全対策として、その辺はどのように考えてますか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎）　繰り返しにはなりますけれども、何人も倒れているという事実、4、5日前に倒れているという事実確認をまずはさせていただきたいというふうに考えております。また、安全対策についても、先ほど申し上げたとおりですけれども、常日頃から注意喚起、その辺の危険点検を行って、その要因を取り除いて注意喚起等は引き続きしていきたいというふうに考えております。

○10番議員（吉村重則）　今回調査する中でいろんな声が上がってきました。いろんな面でお願いか、いろんなことがあるという面では、まず1点はマニュアルの問題ですよ。そして、倒れた時にどういうことが原因なのか、そういうマニュアルをまず作ってほしいと。なかったはずですよ。本人にも確認したら、倒れた時に手伝ってもらったとしても、そんだけの聞き取りとか何が原因だとか、そういうことについては一切ないと。私が連絡してから、直接来て初めて連絡ありましたということを知っているんで、そういうマニュアルを作ってもらいたい。それと、いろんな声がありますので、意見書箱、投書箱って言ったらいいか、そういうものを設けてちゃんと聞いて、あと、お互いに、お客さんも含めてお互いにいい方向に持っていくような取組をしてもらいたいと。その辺で、マニュアルとそういう意見書箱についてどう考えるか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） マニュアルについてでございますが、今回、こういった件がございましたので、これまで運用してきたものを紙媒体でちょっと整備をしたところではございますので、今議員がおっしゃったような、そういった保険までの一連の流れ、そういったところもまた加味しながら作りたいというふうに思います。あと、意見投書箱でございますけれども、こちらにつきましても、利用者の声を頂くという貴重な機会にもなりますので、是非設置の方向で考えていきたいと思っております。また、今年度、市長と利用者の皆様との意見交換会をさせていただきましたけれども、また今後その辺の検討も進めていければなというふうに思います。

○10番議員（吉村重則） 傷害保険についても本当に早いうちに、4月でしたのでもう8か月になるわけですね。まだ決まらない、決まらないではなくして、ちゃんとした方向で出すべきだと思いますので、早急に対応してください、これについては。

あと、料金の問題については、基本方針に基づいて値上げがされているわけですね。ヘルシーランドの露天風呂たまたま箱と砂むし、指宿もそうですけど、観光業として儲かるための料金決めをしたということですけど、昨日の同僚議員の中でも、レジャーセンターとヘルシーランドについては保養施設だということでは上げるべきではないんじゃないかということが昨日も出されたわけですけど、旧山川町、開聞町が保養施設として導入して、値段ですよ、なんでここまで上げなきゃならないのかと。それを考える中で、やっぱり温泉に入って皆さんとわいわいすることによって健康維持をするわけですよ。だから、介護保険とか医療保険のほうが減っているんじゃないかと思うんですけど、そういう、これまで年間パスとか短期の3か月のパス、そうした方々に対してその辺のアンケートは取ったことはないんですか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） まず、料金改定の件についてでございますが、令和5年度の受益者負担率は、レジャーセンターで申し上げますと、20%程度が受益者が負担する比率、残り80%を税金で賄うというような構図になっているところでございます。そのことから、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、性質別受益者負担割合の考え方で、受益者と公費で50%ずつ負担する施設ということでレジャーセンターは料金改定させていただいたところです。令和5年度ベースで20%というところですが、料金改定後も受益者負担率は30%程度ということで、引き続き70%は公費負担というような事実になっているところでございます。また、利用料金に関する利用者へのアンケートというのは、これまで特に取りっていないというふうに考えております。

○10番議員（吉村重則） 保養施設として、健康維持という部分で考えれば、これまで、開業をしてから、山川のヘルシーにしても、開聞のレジャーセンターにしても、かなりの期間があるわけですよ。毎年年間パスなどを買う人についてはちゃんと名簿を抑えていると思うんですよ。その方々が本当に利用している方と、していない方々もはっきりするわけですよ。

で、利用されている方々がその介護保険とか医療保険についてどういう負担をしているのか。だから、結局、値段を上げるだけでなく、健康が維持されれば介護保険も使わなくてもいい、医療保険も使わなくてもいいとなれば、逆にそっちのほうから返ってくるわけですよ。そんだけ値上げをするよりもそっちのほうが大きいですよ。だから、そういう面で、料金改定する時になんでそこまで調査しなかったのかっていうことを聞いているの、私は。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 議員がおっしゃるとおり、レジャーセンターにつきましては、当日券で入浴をされる方々は1割に満たない、そのほかの方々は回数券であったり、フリーパス券を使って90.6%の方々に利用していただいております。ということで、利用している方々はこちらのほうでは把握ができています。ただ、ほとんどの方、90%の方が回数券、フリーパス券を使っているということで、レジャーセンターにつきましては、全館使用で大人730円、浴室のみの場合で440円という設定をさせていただいておりますけれども、年間フリーパス券を購入いただくことで、全館利用の場合、1日当たり128円、浴室のみで96円、料金改定をしても非常に安い価格で御利用いただけるような設定はしているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 聞いているのは値段がどうのこうのじゃなくて、健康維持で介護保険も使っていない、そういう実態を調べているのかということを行っているんですよ。それは年間パスを買っている人は毎年同じメンバーだと思います。そういう人たちに対して、健康維持という面で介護保険とか医療保険で使わずに市の出費が少なくなっていった。入浴金っていうのは、そこ、130%だったら100円とか、1回でそのぐらい上がるだけだけど、介護保険だったら利益が1番、一日1万円から掛かるわけですよ。そういう健康維持に返ってくるんだったら値上げをする必要はないんじゃないのというところで、そこまで調査したのかということを私は聞いているんですよ。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） そのような視点からのアンケート調査はしていないところで、あくまでも使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づいて料金改定をさせていただいたというところでございます。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 私ども国保介護課のほうでは、もう御存じのとおり、65歳以上の方を対象に助成事業を行っています。レジャーセンターについては、1人200円の補助を出しているところなんですけれども、今回の料金改定によりまして自己負担が増えたことで、入浴を控えたりとか健康状態が保たれずに医療費や介護費に、議員がおっしゃるように影響を及ぼすことを懸念しての質問かと思っておりますけれども、その相関関係については、調査・分析は行っておりません。よって、具体的な答弁はちょっとできないところなんですけれども、私ども国保介護課のほうで、レジャーセンターかいもと山川ヘルシーランドの温泉保養館の利用者113名を対象に1回アンケートをしたことがございます。その中で、当該施設を利用する理由として、重複回答になりますけれども、健康維持が113名中84名、疲労回

復は49名、また、利用することで得られた効果については、体調が良くなったが86名、ストレスが解消されたが41名という回答が得られているところでもあります。このアンケートを踏まえ、医療・科学的効果の立証には乏しいんですけども、個人の体感によるものもありますし、少なからず医療費や介護費に影響があるのではないかと考えているところがございます。しかしながら、直接利用者が減ったからとか増えたからといって、その医療費とか介護の施設利用料、そういったことに影響を全く及ぼさないという話ではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○10番議員（吉村重則） 料金改正をするんだったら、そこまで徹底してやる。なんでここまでやるかと言ったら、物価高騰の中で、本当言って利用を控えようという声も結構あるんですよ。健康維持のために、逆に介護保険とか医療保険にも影響が出るような、そういう実態も是非取ってください、これについては。時間の関係でもうこれ以上できない状態ですので、これについては徹底して、年間パスを取っている方々にそういうアンケートを取って、そういう実態を出してくださいよ。

あと、安全対策の問題で言えば、旧山川町で小学校の合併がされた中で、旧小学校の遊具施設、鉄棒とかいろんなものが残っていると思うんですけど、その辺の対応についてはどのように扱っているんですか。

○財政課長（上村圭一郎） 議員から以前御質問いただきました旧徳光小学校の遊具、一部開放している範囲にあった遊具については撤去いたしました。ほかは旧山川小学校になりますが、今、貸付業者との貸付契約を結んでおります。その中で、遊具については貸付業者への貸付物件となっておりますので、こちらのほうで撤去はしていないところです。

○10番議員（吉村重則） 業者のほうに貸しているんだということですけど、そういう遊具施設については、その傷害保険とかそういうところまで確認する必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのように考えますか。

○財政課長（上村圭一郎） 今、貸付業者のほうとの契約の中で、遊具も含めまして傷害保険等あった時には、そこは貸付業者のほうで対応するというような契約を結んでいるところです。

○10番議員（吉村重則） 私は、合併の山川小学校のフェンスの問題で前取り上げた時に、子供に対して危険であるからという、そういう指導とともに、必要であれば修繕、改修を検討するという答弁がなされていたわけですけど、どうのようになっているんですか。

○教育総務課長（田中久夫） 山川小学校のフェンスに関する安全対策でございますが、現在、立入禁止の表示をするとともに、フェンスを乗り越えないよう児童への指導を徹底しているところでございます。なお、今後、県主導で正門前の交差点改良を含む国道拡幅工事が行われる予定であり、この工事の中で山川小学校のフェンスを含む校庭の一部が改修される予定となっておりますことから、当該フェンスの安全対策につきましては、国道拡幅工事も踏ま

えながら検討してまいりたいと考えております。

○10番議員（吉村重則） マイナ保険証について、もう時間の関係で入っていきます。2日以降新規の保険証が発行されないということで、2日以降、健康保険証は使えないんじゃないかという問い合わせなんかはないんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 現行の被保険者証の廃止に伴いまして、新規発行や再発行ができなくなってから2週間程度が経過いたしました。廃止日以降、数日は、保険証が使えなくなるのかといった問い合わせ等が数件ありましたが、有効期限までは利用できるということで対応をしているところでございます。なお、それ以外の問い合わせやトラブル等は、現時点では発生していないところでございます。

○10番議員（吉村重則） 国保で言えば来年の7月いっぱい有効になるわけですよね。そうなった時に、8月1日以降については資格確認書と健康保険証の違いはどうなるんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 資格確認書は、マイナ保険証の利用登録をされていない方が医療機関等を受診する際、現行の保険証と同様に医療機関等に提示することで保険診療を受けることが可能となります。資格確認書は来年7月中旬頃に発送いたしますけれども、形状や有効期間等については、現行の被保険者証と特に違いはございません。

○10番議員（吉村重則） マイナ保険証を持っている方々には資格情報のお知らせを送るようになると思うんですけど、このお知らせと資格確認書の違いというのはどこにあるんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 資格情報のお知らせは、マイナ保険証がカードリーダーで認証できない場合に、先ほど申し上げましたけれども、併せて提示することで保険診療が可能となるものであり、資格情報のお知らせ単体での保険診療はできないものとなっております。また、資格確認書は、マイナ保険証を未所持の方、その他特別な需要がある場合にのみ発行されまして、現行の保険証の代わりとなり、医療機関で受診する際に必要であります、現行の被保険者証と同等の扱いとなっているところであります。

○10番議員（吉村重則） 資格情報のお知らせについては、いつ頃マイナ保険証を持参している方に送付がされるようになるんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 現在発行しています、保険証の有効期限が来年の7月31日までですので、来年の7月中旬頃には一応資格情報のお知らせを発送する計画でございます。

○10番議員（吉村重則） マイナ保険証で資格が確認されない時に、このお知らせによって医療機関のほうでは資格があると判断するわけですよね。来年の7月の中旬頃発送をかけるんだったら、どうしても、そんなに重要なものではないと思う人もかなりいると思うんですよ。ですので、このお知らせを発行するに当たっては、本当に非常に大事なものだ、重要というか、それが分かるような方法で発送するべきだと思うんですけど、その辺はどのように考えてますか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 資格情報のお知らせを発送するんですけども、そこに高齢の方々でも分かりやすいような内容のチラシを一応作成しまして、同封したいと考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） あと、マイナ保険証を持っている方でも、障害者とか重症な方々については、マイナ保険証のほかに資格確認書が交付できるとなっているんですけど、その基準はどういう基準があるんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） マイナ保険証をお持ちの方で、資格確認書も併用ということでもよろしかったですかね。原則、マイナ保険証を持っている方に対しては資格情報のお知らせは発送しますが、資格確認書については、マイナ保険証の利用登録をされていない方について一応交付はするんですけども、やっぱり施設に入所されている方とか、どうしてもマイナ保険証の利用が困難な方に対しては、特例として資格確認書を発行する計画でございます。

○10番議員（吉村重則） その発行については、個人で申請するものなのか、施設側のほうで判断してそういう申請をするものなのか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） マイナ保険証の利用が困難な方というのは、なかなか、市役所まで出向いて手続というのは困難であろうかと思えます。ですので、一応更新のそういう申請手続については、親族等の法定代理人でありますとか介助者など、施設の方が代理で申請はできるようになっているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 施設のほうからそういう申請があれば確認書は発行するという捉え方でよろしいんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） お見込みのとおりでございます。

○10番議員（吉村重則） 現在だったらマイナ保険証と健康保険証があって、もしトラブルがあってもそれで抑えることができると。だけど、来年の8月以降については保険証がもう廃棄されるわけで、マイナ保険証でトラブルがあった時にはそういうお知らせのものと一緒に出して医療機関でやるということになるわけですけど、今までからすれば、健康保険証1枚あれば簡単にいったものが、8月以降いろんなトラブルが考えられると思うんですけど、どのようなトラブルを予想しているんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 今時点におきまして考えられるのが、今もなんですけれども、停電やカードリーダーの不具合であったりとか、また、通信トラブルなどでマイナ保険証の利用ができないという問題があるのではないかと考えているところでございます。その際の対応としまして、マイナ保険証と資格情報のお知らせを、先ほども言いましたけれども、提示していただくことで、カードリーダーは使えなくても医療機関で保険診療で受けられるということでもあります。また、そのマイナ保険証、資格情報のお知らせ、いずれもない場合、そういった場合については、医療機関のほうに被保険者資格申立書というのを置いてま

す。そこに必要事項を記入しまして、その必要事項というのがどこの保険者なのか、自分で保険負担割合が分かっているんだったら何割負担かとか、そういったのを記入していただいて、医療機関のほうで確認していただくか、若しくは、やっぱりそのかかりつけのお医者さんであれば、この方はどこの保険でとかということで、医療機関側のオンラインのデータで確認できますので、医療機関のほうで確認をして受診していただくことも可能であります。あと、本人がスマホをお持ちの方は、マイナポータルの登録をしているのであれば、そこでも確認が画面上でできますので、それを受付窓口で提示していただいて、受付の方が確認した上で保険診療として受けることが可能であります。

○10番議員（吉村重則） そのマイナ保険証と資格確認書というのはもう併用はできないということで答弁もらったんですけど、保険証だったら本当にスムーズに行くと、資格証明書でもスムーズに行くと。だから、マイナ保険証は持っているけど資格証明書は欲しいという方については、どのような対応されたいんですか。

○国保介護課長（大牟禮伸英） 先ほど申し上げましたけれども、マイナ保険証と資格確認書の併用は、原則やっぱり駄目ですので、もしマイナ保険証をお持ちの方で、どうしても資格確認書が必要だという方は、マイナ保険証の利用登録を1回解除してもらいます。解除したのち、資格確認書の交付をすることになります。

○10番議員（吉村重則） マイナ保険証についてもまだいろいろしたいんですけども、時間の関係でそんなにできないので、農業問題について質問をいたします。農業については、本当、農家の場合は先行投資ということで、今年のスナッフえんどうなんか見た時に、早く植えた作物についてはもう芯が止まり、もう先が見えないと。農家にしてみれば、来年の2月、3月までは収入がある予定が、もうそこまで持たない状況になるわけですよ。今年の場合、ソラマメにしてもスナッフえんどうにしても量はもう激減していると。去年はそうして今の時期は最盛期な状況だったのに、今年の場合は今でも出てこない。資材費はどんどん上がって先行投資をしているから、農家は本当に必死になって今の状態でどうにかしようという努力をするんだけど、この異常気象については、今年だけの問題じゃない、これからどんどん進んでいくというのを考えた時に、これから指宿の農業をどうするかというところで、行政としてはどのような方向でそれに対処していくのか、質問いたします。

○農政課長（前園洋一） こういった災害等が頻繁に起こるようになってきているところなんですけれども、今回の猛暑などの自然災害に備えるための制度といたしまして、収入保険制度ですとか、農業共済制度がございます。国や県の基本的な考え方といたしましては、被災した場合は、まずはこれらの制度で対応していただきたいということで、市としましては、農家のリスク軽減対策としまして加入促進を図ってきたところがございます。今後も、多くの農家の皆様に活用いただけるように、周知に努めていければというふうに考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 収入保険を言われるんですけど、これは5年間の平均によって、だんだん年間売上げが減ってくれば、返ってくる保険料って言ったらいいんですか、そこも減ってくるわけですよね。5年間の平均じゃないんですか。

○農政課長（前園洋一） 近年、自然災害が多く発生しているということで、確かに、保険料の基準収入が低くなりまして十分な補償が受けられないといったような声もあるようでございます。こういった声を受けまして、安心して農業を継続できるようにということで、気象災害により被災した年の収入金額を、その年に設定していた基準収入の8割まで補正して保険期間の基準収入を算定する特例が、令和6年度から措置をされておりますので、こういった形で収入保険を推進していければというふうに考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 本当にこれから異常気象というのを考えた時に、収入だけでは補っていけないですよ。本当に食料を、自給率を高めるとか食料を確保するために、農家は本当言って大変な中で頑張っているんですよ。物ができないような条件というのはどんどんできてくるわけだから、それを農家の中に調査に入ったりとか、いろんな声を聴きながら、国とか県に対してやっぱりそういう所得保障とか価格保障も認めながら、本当に食料を守っていくんだという立場に立つべきではないんですか。

○農政課長（前園洋一） 議員のおっしゃるとおり、こういった食料はしっかりと守っていかなければならないというふうに考えるところでございます。こういった中、いろいろと高温対策、その辺の検討等も、国県等のほうにも要望をしているところでございますけれども、今後も、そういういった要望等を継続していければというふうに思うところでございます。

○10番議員（吉村重則） 政府のほうも、現在農家従事者が117万人ぐらいだと。20年後は30万人になるんだと、もうなることを認めているわけですよ。そういう中で、本当言って、これだけ異常気象が起こってくれば、農家は続けられなくなるんですよ。収入のほうはどんどん減ってくる、資材のほうはどんどん上がっていく中で、本当に指宿そのものが崩壊していくような状態になると思うんですよ。それも本当にやっぱり国に対しても高温対策とかそういうのを求めながら早急な対応をしていかなければ大変なことになると思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○農政課長（前園洋一） 先ほども申し上げましたとおり、国等へもしっかりと要望をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○10番議員（吉村重則） 市長、本当言って、農家が資材も上がって収入がどんどん減ってくること、今年を見ても、2月3月までの予想をしているものがもう年内で終わる可能性もあって、ほんでオクラも大丈夫と言われるけど、干ばつの問題、台風の問題によって収量は激減してきているわけですよね。ですから、指宿の農業をどうして守っていくのか、市長としてどう捉えているのか、答弁をお願いします。

○市長（打越明司） ここ数年の異常気象による影響については、先ほども答弁させてもらいま

したけども、とりわけ今年は大雨によるもの、台風の風の被害によるもの、あるいは猛暑による発芽の不良とか花落ちとか発達不良が非常に多くて、非常に消費地に送るのが遅れてきた、あるいは飼料が少ないということについては、私も十分に理解をした上で、つい先立っても産地の声をということで、東京を中心に、豊洲であるとか大田であるとか、流通関係者の方々とも意見交換を行い、強い要請をしてきたところでありましてけれども。指宿の場合には、この議員心配の園芸作物のみならず、例えば肉用牛であったりとか観葉植物であったりとか、ほとんどのものが産地としての性格を持っておりますから、産地がなくなれば流通業者も食えなくなる、消費者にも美味しいものが届かなくなる、安全なものが、国内産が届かなくなるということで、産地を守るためのいろんな手立ては必要だというふうに思っておりますし、特に流通関係の皆さんにはその産地を守るための価格形成というものを強く要請をし、どちらかというマスコミは、例えば今回でも野菜の値段が高い高いと、値段が上がったというのはどんどん報道します。米の値段も上がったと、大変だ大変だと、消費者の立場を強く意識するがあまり、そういった報道が多いんですけれども、安くなった時に安い安いと、これでは産地は持たないと、生産農家はどうするんだという報道はほとんどなされないというような性格もあります。そういった意味では、生産をする我々と一緒にそれを販売をしている、流通をしている方々とは同じ仲間であるということを強く意識をして、そういったことに、価格の形成や、できる限り本来のあるべき価格でそれを販売してほしいということを強く要請したところであります。ただ、それだけではカバーできないところもありますので、農政部のほうからも答弁があったように、我々のほうでも収入保険をはじめ、いろんな手立てをして、いざという時の備えのためには我々もいろんなお手伝いをしたり、呼び掛けをしたりしていく必要があるというふうに思っているところであります。

○10番議員（吉村重則） 今回は園芸の問題で取り上げたわけですけど、全般的に危機的な状況です。自然災害については、農家はどんだけ努力して育てようとしても限界があるんですよ……。

○議長（西森三義） 時間がまいりましたので、簡潔にお願いします。

○10番議員（吉村重則） そういう面では、本当これからの指宿の農業という面では是非取り組んでほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時19分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、下川床泉議員。

○17番議員（下川床泉） 土曜日、日曜日は、地区行事、公民館行事、そして、子ども会行事

として餅つき大会が行われた地区が多かったと思います。また、小学校、中学校、高校、幼稚園の正門前には門松が設置をされたところもありました。令和6年12月も半月が過ぎ、残り僅かとなりました。1年間の反省と総括をして、来る令和7年に引き継ぎ、新年もすばらしい年になりますよう御祈念を申し上げます。

通告しました二つの項目について、一般質問をします。

私は、人口減少はどここの市町村にとっても大きな課題だと思っています。指宿市でもいろいろと対策を取っていますが、少しでも人口減少の速度が遅くなるのが大事だと思います。その観点から、様々な対策について項目ごとに質問しますので、人口減少対策の観点から答弁をよろしく願いをいたします。

指宿市、山川町、開聞町が合併をして、平成18年1月に新指宿市が誕生しました。その時の人口はおよそ4万6千人余り。現在はおよそ3万6千人余り。合併後19年でおよそ1万人の減少で、平均すると1年間に500人の減少になっています。20年後の令和27年には2万5千人になると予想をされているところでございます。そこで、まず、1項目目の人口減少対策についてのうち、結婚適齢期の若者への対策について、市として、また、民間団体としてどのような対策をして、その結果はどうなったのかをお尋ねをいたします。

次に、2項目目の中学校部活動地域支援事業について、お尋ねをいたします。先日、文教厚生委員会で山口県美祢市の中学校部活動地域移行事業について研修してきました。外部指導者の依頼や土曜日の部活動にバスの運行をしたりして、計画的に準備をしていました。特に土曜日のバスの運行については、平日の使用はあるが土曜日は使用しないスクールバスを活用して中学校を回り、1か所に集めて部活動する体制になっていて、良いシステムだなというふうにも思ったところでございました。指宿市の中学生やその保護者も、部活動のことがどうなるのかという心配をしていると思います。そこで、指宿市の現在の進捗状況についてはどうなっているかをお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。

○市長（打越明司） 私が就任して初めて下川床議員の一般質問を受ける機会をいただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

私は、人口減少対策についての答弁をいたします。第二期指宿市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、結婚に向けた若者の出会いを支援する出愛のキューピッド支援事業を令和5年度まで実施をしてきたところであります。事業の実施に当たっては、菜の花商工会青年部や指宿市地域女性団体連絡協議会、指宿市消防団など、市内の団体からアイデアに富んだ事業提案を頂いて、市と委託契約を締結をし、戦略の計画期間中に、延べ5団体に計6回のイベントを実施したところであります。各イベントは、カップルの成立、あるいは出会いのきっかけを目的とするもので、イベントでは、食事やフリートーク、お見合い、モルックなどの軽スポーツ、ピザ作り体験などが実施をされ、交流が持たれる機会の提供など、工夫を凝らした内容となっているところであります。令和4年度及び5年度で男女の199人が参加

をされ、計23組のマッチングが成立したというふうに報告を受けております。本年度においては、民間団体の事業として実施をしてきたところであります。

残余の質問については、教育長から答弁させたいと思います。

○教育長（田之上典昭） 中学校部活動の地域移行の進捗状況についての御質問でございます。令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目的として、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが発出され、その考え方が示されたところでございます。本市ではこれを受け、令和4年度末に市地域部活動準備委員会を設置し、協議を始めました。また、令和5年5月には、国の方針を踏まえ、県教育委員会の方針が示されたことから、本市でも、令和5年度末に、地域スポーツ団体や文化団体、市PTA連合会、南薩地区中学校体育連盟、市内文化部活動、学校の代表者らで構成する市地域部活動推進協議会を設置し、情報共有及び協議を進めてまいりました。これまでに、協議会の助言を受けながら、市内中学校の生徒及び保護者、教職員向けのアンケート調査や、中学校の外部指導者との意見交換会などを実施しているところでございます。今後も引き続き協議を進め、本市の実態に応じた学校部活動の地域連携、地域移行を実現していく予定でございます。

○17番議員（下川床泉） それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、人口減少対策について、結婚適齢期の若者への対策については、23組のマッチングがあったということでした。少しは人口減少対策になっているのではないかなというふうに思いました。

次の、妊活への助成について、質問をさせていただきます。人口減少が続いていますけれども、人口動態の指標となる指宿市の合計特殊出生率は、国・県と比較をしてどのくらいか、お尋ねをいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 1人の女性が生涯に産む子供の推定人数を示す合計特殊出生率は、鹿児島県は全国平均と比べて高い傾向にあり、これは大島郡の町村の出生率の高さが数値を引き上げていると思われれます。なお、令和5年の本市の合計特殊出生率は1.37であり、国の1.20を上回り、県の1.48を下回っているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 人口が増えるための施策を考えたいと思っているところなんです、合計特殊出生率が幾らになれば人口は増えていくということになるのでしょうか。

○健康増進課長（渡部晃子） 人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.06から2.07といわれています。

○17番議員（下川床泉） 少し程遠い数字かなというふうに思いますけれども。

そこで、妊活への助成として、現状ではどのような助成があるのか、お尋ねをいたします。

○健康増進課長（渡部晃子） 本市の特定不妊治療助成事業は、平成28年度から令和4年度まで実施しており、累計94人、141件に対して助成を行っていましたが、不妊治療が令和4年4月1日から保険適用になったことから、本市の助成を終了したところでございます。保険適用になったことで、不妊治療に対するハードルも下がり、早くから治療を検討することができるようになったと思われまふ。治療における負担の軽減については、保険適用となったことから、高額療養費制度が利用できるため、制度の説明や県の先進医療不妊治療助成事業の案内を行っております。不妊治療の相談には、相談者に寄り添った対応を心掛けているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 保険適用になって、いくらかこの妊活へのことで人口減少対策に貢献しているのではないかなというふうに思いました。

続きまして、子育て支援についてのうち、子ども医療制度について、現行制度からどのように拡充していくつもりなのかをお尋ねをいたします。

○健康福祉部長（出島雅彦） 子ども医療費の助成につきましては、現在、住民税非課税世帯は18歳年度末まで、住民税課税世帯につきましては中学校卒業年度末まで無料としております。令和6年8月に県が子ども医療費助成制度を改正し、来年度から課税世帯の未就学児までを自動償還方式から現物給付方式とするという発表がなされたところでございます。それに合わせまして、本市では、子育て支援の観点から、現物給付方式の対象者を中学校卒業年度末までに拡充し、来年度から実施する予定でございます。現物給付化により、子育て世代への経済的支援、医療面での不平等の解消、早期発見、早期治療による健康の増進、各家庭の負担の減少が見込まれるところでございます。

○17番議員（下川床泉） 子ども医療制度について、いろいろと拡充の計画があります。大変ありがたく、感謝を申し上げます。

次に、子供の2人目、3人目への、その子供たちに対する児童手当の制度や保育料の制度など、お祝い金や助成はどのようなものがあるのか、市独自の施策として実施する考えはないか、お尋ねをいたします。

○健康福祉部長（出島雅彦） 2人目、3人目の子供への補助や助成につきましては、国の制度といたしまして、まず、今年10月から児童手当制度が改正され、多子加算の判定となる兄弟児の年齢が高校生年代から22歳までに広げられ、3子目からの額が3万円と大きく拡充されたところでございます。

次に、保育料につきまして、認定区分や世帯の年収等により違いがありますが、2子目が半額、3子目以降は無償化となり、負担の軽減がされているところでございます。現在のところ、本市独自の制度として補助や助成は行っておりませんが、今後、県内他自治体の状況を調査研究してまいりたいと考えております。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。

次に、奨学金制度の拡充について、現状と拡充の考えはどうかをお尋ねをします。

○教育総務課長（田中久夫） 教育委員会では、無利子の貸与型奨学資金として、高校生、大学生等を対象とした指宿市奨学資金と指宿市大重・岩崎奨学資金があり、高校生が月額2万円以内、大学生が月額5万円以内の貸与を行っております。また、償還の必要のない給付型奨学資金として、高校生を対象とした指宿市新小田奨学資金を月額5千円、大学生等を対象とした指宿市今村光雄奨学資金を1人当たり12万円を限度額として月額1万円給付いたしております。

○17番議員（下川床泉） その奨学金の制度については、拡充ということに向けて取り組んでほしいというふうに思っているところなんです。例えば、看護師の就職を確保するために、病院が奨学金を出してくれるというような制度があります。このような制度を指宿市で採用できたら、行政として採用できたらありがたいことだなというふうに思いますが、地元で就職をする場合、返済免除はできないのか。また、市内の企業が、その企業に、高校を卒業した後、大学を卒業した後、就職した場合に、返済免除ができるような、企業との関係でそういう体制は取れないのか、このことについては市長はどう考えるか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○市長（打越明司） 現在の指宿市の奨学金の在り方については、基本、返済を中心にして、その返済をいただいたものを原資にしながら回していくという形でありますし、これがこれまでの日本型の奨学金の基本だったわけですが、随分この間、返済を必要としない給付型の奨学金というのも増えてきているという流れがあります。私も、世界的にこの返済を必要としない給付というものの在り方については、今後、可能な限り積極的に取り組むべきだなという思いを実は持っておりますが、さらに、そのうえで、地元で就職をしてきて、自分の育ったところに帰ってきてくれるという子供たちが返済義務を負った形で、奨学金を返しながら就職するというような場合においては、市としても何らかの支援をしても良いのではないかとということで、私自身、今、非常に研究をしている最中でありまして。これ、どれぐらいの金額になるかと、奨学金ごとに随分違いますけれども、大学4年間ずっと学資の支援を受けるといようなものでありますと、金額が相当大きくなるケースもあります。最大240万円ぐらい、年間60万円、そういったものもありますので、そういったものの返済免除ということになりますと、かなり一定の資金、基金が必要になってきますので、そういったやり方についても、できるだけ僕は前向きに研究をしていって、願わくは指宿市に人が帰ってきて、指宿の産業を支え、指宿で、いろんな意味で、人生を謳歌していただくというのは、お金に代えられない非常に大きな財産であると思っておりますので、前向きにこれから検討を続けていきたいというふうに思います。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。人口減少対策に大いに貢献をする事業では

ないのかなというふうに思いますので、教育委員会や商工水産課なども連携して、前向きにお願いをしたいというふうに思います。

次に、学校給食費の助成の状況についてはどうなっているのかをお尋ねをします。

○学校給食センター所長（水流弘樹） 本市では、子育て支援を推進し、学校給食費に係る保護者負担を軽減することを目的として、令和元年度から学校給食費の一部補助を実施しております。給食食材等の価格高騰に伴い、学校給食費を値上げする場合には、市の補助金額を増額することで、これ以上新たな保護者負担を求めないという対応を行っているところであります。

○17番議員（下川床泉） 子育て支援についての、子供の遊び場を増やしてほしいという要望が多いと思います。先日も、今日の一般質問でも同僚議員から公園のほうのお話もございましたけれども、そういう遊び場として今回造るヘルシーランド、それから、現在あるなのはな館などありますけれども、そういう遊び場を増やしてほしいという要望についてどう考えるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○健康福祉部長（出島雅彦） 子供の遊び場といたしましては、現在、なのはな館1階に未就学児を対象としたなのはな親子ひろばを設置しております。しかしながら、規模が小さいことなどもあり、かねてより、市民から雨の日でも遊べる新たな遊び場が欲しいという要望をいただいておりますことから、今年度、ヘルシーランド一帯の大規模改修に併せまして、温泉保養館管理棟の一部をおおむね小学校低学年までを対象とした、全天候型の子供の遊び場に改修することといたしました。指宿市内には66か所の公園が整備をされておまして、今回新たに全天候型の子供の遊び場を整備することで、より一層、子供の遊び場が充実していくものというふうに考えております。

○17番議員（下川床泉） ヘルシーランドはとても楽しみにしているところでございます。少しずつでも良いですので、遊び場を増やしていただいて、充実してもらえたらありがたいなというふうに思います。

子育て支援につきましては、人口減少対策として大いに影響があると思いますので、今後とも、様々な事業があるかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

次に、地元就職のための企業誘致について、ここ2、3年の、最近のこの企業誘致はどんなふうになっているのかをお尋ねをいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 本市と立地協定を締結した企業数は、令和3年度は1社、令和4年度は0社、令和5年度は4社、令和6年度は0社となっております。

○17番議員（下川床泉） 何件か企業誘致がされているということでございます。今後の将来の見込みといたしましてはどんな状況なのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○企画政策課長（東忠孝） 現在、相談は2社ほどから受けておりますが、現在のところ、立地まで至るかどうかは未定でございます。

○17番議員（下川床泉） 企業誘致も大事な人口減少対策になるかなというふうに思いますので、是非、今後の取組に期待をいたしたいと思います。

続きまして、就農のための支援について、お尋ねをいたしたいと思います。先ほどの同僚議員の質問の中でも、農業者人口が減る方向だということでもございましたけれども、新規就農者としてはどれくらいあるのかを、まずお尋ねをいたします。

○農政課長（前菫洋一） 本市の直近3年間における新規就農者の数について申し上げますと、令和3年度が23人、4年度が18人、5年度が10人となっており、平均すると年間約17人の方が就農されております。

○17番議員（下川床泉） 新規就農者が平均17人ということでありましてけれども、その新規就農者への支援が充実をすると、ますます増えていくのではないかなというふうに思いますけれども、その新規就農者への支援というのはどんなふうになっているのか、お尋ねをいたします。

○農政部長（内村喜代志） 本市の様々な産業において、事業継承が重要課題になっていますが、農業においても、農業後継者、新規就農者の育成・確保は、重点項目の一つとして考えております。現在の市の取組としましては、農業を志す方に対し、農業委員会や県と連携しながら、ワンストップでの就農相談に応じております。また、新規就農者に対しましては、年間最大150万円の経営開始資金を交付する経営支援のほか、本市の特徴的な取組として、主要品目であるオクラや豆類の現地検証を行うニューファーマー講座や、専属の営農指導活動員による巡回指導支援などを行っているところでございます。

○17番議員（下川床泉） はい、ありがとうございます。新規就農者への支援も、大きなものがあるというふうに思っています。この新規就農者への支援によって人口増につながっているのかどうかは、農政部としてはどんなふう考えているのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○農政課長（前菫洋一） 全国的に農家数が減少する中、本市においても農業の担い手の数は年々減少しているところでございます。一方、県下の全市町村における新規就農者数の推移は、直近3か年では平均すると年間約225人でございますけれども、それに対しまして、本市の直近3か年における新規就農者数につきましては、平均すると年間約18人でございまして、県内でも新規就農者の数が多い地域であると認識しているところでございます。また、定着率のほうも比較的高い状況にございまして、約9割の方が農業を続けてございまして、巡回指導ですとか、あと、経営支援等の各種支援策の成果が就農者の定着につながっているものと考えているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 就農によっての人口増ということにつながっているということで、大変ありがたい話だというふうに思います。大いにPRをしていただければなというふうに思います。

続きまして、Uターン・Iターン者への支援について、最近の状況についてはどんなふうになっているのか、お尋ねをいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 市が実施する補助金等の制度を利用された移住実績となりますが、令和5年度は29世帯60名、令和6年度は11月30日現在で34世帯82名となっています。子育て世代を仮に49歳以下とした場合の実績は、令和5年度は23世帯52名、令和6年度は24世帯64名となっております。また、子育てを終えた世代を仮に50歳以上とした場合の実績は、令和5年度は6世帯8名、令和6年度は10世帯18名となっているところでございます。

○17番議員（下川床泉） 令和5年、令和6年の実績を教えてくださいけれども、たくさんの方が移住をしてくれているなというふうに思いました。その中で、熟年層の方々が少し少ないような気がしますけれども、熟年層の方々が移住をしてくれるための作戦と言いますか、助成と言いますか、そんなものはどんなふうになっているのか、お尋ねをいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 移住を希望される方が住居や再就職先を探される場合や、生活環境などの確認のため下見に来られる際の旅費、宿泊費の一部を補助するお試し滞在サポート事業を、平成29年度から現在まで実施しております。また、本事業を活用後に実際に移住された場合は、定住準備金として1人5万円の補助金の給付を行っております。そのほか、住居確保の支援としまして、住宅を新築又は中古建売物件を購入した際は、年齢や建物の築年数の区分に応じまして、定額助成金の給付も実施しているところです。さらに、購入された物件が空き家バンクに登録されている場合、リフォーム補助金を活用できます。また、購入に限らず、空き家バンクに登録されている賃貸物件の場合であっても、家財道具等の処分や仏壇等の撤去、ハウスクリーニング、DIYをされる場合の原材料、不動産事業者へ支払われた仲介手数料に対する補助金を用意しているところでございます。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。それでは、子育て層、特に、人口増加対策には必要かなというふうに思いますけれども、子育て層の移住のそういう経費的な面とか、何か作戦とかございませんでしょうか、お尋ねいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 先ほど申しあげました制度につきましては、子育て世代の方々も対象となるほか、令和5年度から本市にゆかりのある方を呼び込むため、新たな制度を始めました。具体的には、移住される方の御両親や祖父母が本市に住まわっている場合に、1世帯につき10万円の給付を行っております。また、県との共同事業であります、指宿市移住支援事業補助金の対象になりますと、御夫婦など2人以上の世帯に100万円が給付され、さらに、18歳未満の子供がいらっしゃる場合は、1人につき100万円が加算されます。

○17番議員（下川床泉） いろいろと、旅費の補助だったり、住宅の補助だったり、給付金の支払いだったり、経費的にもあるわけですがけれども、そこらの経費としては、5年度決算ベースでも良いかなと思いますけれども、どのくらい掛かっているのか、お尋ねをいたします。

○企画政策課長（東忠孝） 令和5年度の決算額でございますが、移住関連の各種補助金及び空き家バンクに関する補助金の総額として1,543万6千円となっております。

○17番議員（下川床泉） 経費も掛かってはおりますけれども、Uターン・Iターンとして指宿に住んでいただける方々も増えているということでございますが、これによって人口増につながっているというような判断をされているのかどうなのかをお尋ねをいたしたいと思えます。

○企画政策課長（東忠孝） 人口減少の課題は、本市に限らず全国的にも避けられないものでございますが、市では、その減り幅を少しでも抑制していくために、移住される方の住まいや仕事探しのお手伝い、生活環境に関する情報提供などのサポートに加え、先ほど申し上げました制度等を実施しております。その結果、令和5年度は29世帯60名の方々が、令和6年度はこれまでに34世帯82名の方々が移住されてきておりますので、今後も本市に移住していただける方が増えるようサポート等に努めてまいります。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。大いにこの事業でいろんな方々にお知らせをして、移住者を増やしてほしいなというふうに思えます。

次に、高齢者が住みよいまちづくりについて、まず、定年後に帰ってくる、地元に戻ってきたいと思っている高齢者に対して、移住支援以外の支援というものはないのか、そういう方々は把握されているのか、お尋ねをいたしたいというふうに思えます。

○長寿支援課長（上川床聡） 本市では、高齢者に特化した移住者支援というものは、現在のところ行ってないところでございます。現在、本市の高齢者福祉施策につきましては、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活が続けられるよう、介護予防を目的としたころばん体操やふれあいデイ、脳トレ教室などを実施しております。また、介護を受ける方やその御家族への支援につきましては、御自宅で安心して生活ができるよう、紙おむつ等助成事業や訪問理容・美容サービス費の支給事業、家族介護教室にも取り組んでおります。このようなことから、移住される高齢者もこれらの事業を利用することで、安心して生活していただけるというふうに考えているところでございます。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。いろいろと人口減少対策として聞いてまいりましたけれども、ほかにも人口減少対策としてはいろいろな事業があるのではないかなというふうに思えます。例えば、温泉の効用だったり、砂むしの65歳以上の入浴券助成だったり、はり・きゅう・マッサージ券だったり、そして、特に日本唯一の天然砂むし温泉のまち、指宿市として、砂むしのPRが大事だというふうに思えます。今年3月の最終回のブラタモリで、タモリが砂むしを利用しておりましたし、将棋の藤井聡太七冠も、徹子の部屋の特別番組で砂むしに入ったと、とってもしフレッシュできたというふうに答えておりましたし、その相手役の黒柳徹子さんも、私も砂むしはとってもし気持ち良かったよとおっしゃっていました。また、マラソンの川内優輝選手も、怪我の時に砂むしに入って早く治ったと、治

って、また、マラソンに復活できたというふうにもお話をしたことがございました。砂むしの効用など、もっともっとPRして、指宿市の知名度を上げてほしいなというふうに思いますし、今回、将棋の藤井七冠との相手役の佐々木勇氣八段には観光大使となつていただいたということでございましたので、そういうのを大いに活用していただければなというふうに思います。その砂むし温泉の効用、活用以外にも、自然現象の対策であったりとか、社会的人口減少の対策であったりとか、指宿市の漢字を読めない方が多いというビデオが、この議会と議会の間で流れていたりしますけれども、そういうのでPRを大いにしてもらいたいというふうにも思いますし、例えば、国道やJRの時間短縮をして、鹿児島市のベッドタウン化とするような考えも、人口減少対策としてあるのかなというふうに思いますけれども、そういうのを網羅して、執行部としてはどの項目を優先順位として、人口減少対策として事業を進めていくおつもりなのか、お尋ねをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○企画政策課長（東忠孝） どの項目を重点施策とするかというところでもございまして、議員御指摘のとおり、人口減少対策の切り口は数多くあると思っておりますが、現在、市では人を各種施策の中心に据えて取り組んでいるところでございます。様々な分野での取組が、最終的に本市の様々な分野を支えてくださるような人材を見つけること、育てること、そして、支援することにつながるよう、移住・定住などの人口減少対策を含め、各施策に取り組んでおります。先ほど議員から幾つか人口減少対策の切り口の御紹介がございましたが、指宿という漢字表記を読めない方が多いことについてですが、令和元年にPRビデオ「読めない、指宿」を制作いたしております。この取組は、本市の魅力向上、関係・定住人口の増加を図り、ふるさと納税の増収につなげていくことを目的に実施しております。また、本市の強みの一つである砂むし温泉の活用についてですが、先日、報道等でも取り上げていただきましたが、現在、砂むし温泉の高付加価値化に向けた健康増進の効果検証を行っております。指宿市観光ビジョンでは、観光消費額の増加を目標に掲げておりますが、砂むし温泉の高付加価値化を図ることで指宿ファンを増やし、将来的な移住・定住も含め、域内の消費活動の促進による経済波及効果へつなげようとするものでございます。

このように、域内の経済循環を盛んにし、さらには外貨を獲得し、そのお金を域内で循環させていく、また、そこに雇用が生まれ、そのことが移住・定住につながる。まずは、そのような好循環を作っていくことが大切だと考えております。

○17番議員（下川床泉） 人口減少対策ということで質問をしましりましたが、令和27年には2万5千人になるというふうに予想されているということでございました。少しでもその人数になるのが遅れるように、いろいろな施策を考えていただきたいというふうに思いますが、やっぱり、指宿市のPRが一番大事ななというふうに思っています。是非、観光面であったり、もういろんな課を縦断をして話し合いをしていただいて、重点施策を、今、人だ

ということでもございましたけれども、人材育成にも努めていただければありがたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、2項目めの中学校部活動地域支援事業について、質問をいたします。この質問につきましては、金曜日の同僚議員の質問にもございまして、だいぶ理解をできたところでもございました。先ほど、現在の進捗状況についてお尋ねをいたしましたけれども、今現在、移行ができていく部活動がどのくらいあるのか、できていない部活動はどのくらいあるのか、今後、それはどうやっていくつもりなのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（船間秀仁） スポーツ庁及び文化庁や県教育委員会は、部活動の適正な運営、効率的・効果的な活動の在り方や新たな地域クラブ活動の整備の在り方として、部活動の地域連携と部活動の地域移行という大きく二つの方法を示しました。部活動の地域連携とは、部活動に地域からの協力をもらう形態のことです。具体的には、外部指導者の依頼や部活動指導員の任用、近隣の学校同士での合同部活動の実施などのことを指します。部活動の地域移行とは、部活動を地域で担う形態のことです。学校単位ではなく地域単位でメンバーが集まり、地域の指導者によって活動を行うことを言い、いわゆる地域クラブとしての活動のことを指します。本市の現状としましては、部活動の地域連携として、12人の外部指導者に協力をいただき、また、六つの合同部活動を実施しています。部活動の地域移行としましては、一つの部活動が地域クラブに活動を担っていただいております。

○17番議員（下川床泉） 12人の外部指導者へのお願いと、六つの合同の部活動があるということで、少し進んでいる部活動もあるのではないかなというふうに思いました。それでは、他市の状況については、南薩3市の状況はどんなふうになっているのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（船間秀仁） 南薩3市の現状につきましては、枕崎市が令和5年度に卓球部の地域移行についてスポーツ庁の実証事業を行い、今年度は種目を変更して、女子バレーボール部で始めているところです。南さつま市は、令和5年度から柔道部と陸上部の地域移行についてスポーツ庁の実証事業を始めており、今年度も継続しています。南九州市は、部活動の地域連携についての取組の一つである、部活動指導員の任用を目指して協議を進めているところです。

○17番議員（下川床泉） それでは、県内の状況については、進んでいるところはどのような形で進んでいるのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○学校教育課長（船間秀仁） 現在、把握している情報として、県内では11の市町で運動部活動の地域移行について、スポーツ庁の実証事業が行われており、五つの市町で、文化部活動の地域移行について文化庁の実証事業が行われています。また、20の市町で、部活動の地域連携として、地域の指導者が部活動の顧問になることができる部活動指導員の任用を行っているところです。

○17番議員（下川床泉） 南薩3市と県内の状況をお尋ねをいたしました。県の教育委員会からの指導というのはどのようなふうになっているのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（船間秀仁） 県教育委員会は、令和5年度から令和7年度までの3年間を部活動改革推進期間と決めました。また、県教育委員会の取組として、部活動顧問・部活動指導員等向けの研修会や市町村担当者向けの説明会を開催しながら、この3年間における取組として、協議会の設置や、市町村の実情等に応じた、可能な部分からの地域連携・地域移行の実施などを目指すよう指導がなされております。令和8年度以降は、部活動改革推進期間の取組を評価・分析し、各市町村の実情に応じて、学校部活動や地域連携・地域移行の状態を併存させながら、継続して持続可能なスポーツ・文化芸術環境の充実を図っていくこととされております。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。心配なのは、外部指導者がいない部活動が存続できていくのかどうかというところが、一番心配なところがございます。外部指導者を決められない、教員指導者がなかなか決まらない、そういった部活動をそのまま続けていく、存続するための計画としてはどんな形があるのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（船間秀仁） スポーツ庁の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン及び鹿児島県部活動の在り方に関する方針の中には、校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置するとあります。したがって、少子化やそれに伴う学校の小規模化により、教員の数が増減するなどして、顧問として配置可能な教員等の数が減少した場合は、存続できなくなる部活動もでてくると考えられます。

今後の計画についてですが、市地域部活動推進協議会においては、部活動の存続のために、現段階では大きく二つの方向性について検討しているところです。

一つ目は、各中学校の外部指導者を市が部活動指導員として任用し、顧問として各中学校に配置することができるように体制を整えることです。部活動指導員を任用することは、部活動に対する指導体制の充実につながり、部活動の専門性と持続性の向上を保持することや、教員の長時間勤務の緩和の実現にもつながると考えております。

二つ目は、部員が足りない部活動が、合同部活動や校区に縛られない地域クラブ活動の実施などにより、活動に必要な人数が確保された状態で大会やコンクールなどに出場し、達成感や充実感を味わえるように環境を整備することを目標としております。

今後も、本市の子供たちが将来にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指して、実態に応じた競技や効果的な取組を進めていきたいと考えております。

○17番議員（下川床泉） 保護者やその部活をやっている中学生も、なかなか地元の指宿市で

そういう指導者がいなかった場合には、他市のほうにいくというような考えをする方々もいらっしゃるかなというふうに思います。そういう心配をすると、指宿市のほうから有為な人材が流出してしまうという心配もあつたりするわけですがけれども、是非、地域クラブ等々で存続ができるようにしてもらえればなというふうに思います。

質問の最後になるかなというふうに思いますけれども、今後の全体計画としてはどのような考えであるのかをお尋ねをいたします。

○学校教育課長（船間秀仁） スポーツ庁や文化庁、県教育委員会が示すガイドラインや方針では、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において取り組むべき内容として、地域連携や地域移行に向けた協議会の設置及び検討や、外部指導者や部活動指導員の活用、合同部活動の推進、休日部活動の段階的な地域移行などを挙げております。本市においては、令和5年度に市地域部活動推進協議会を設置し、これまで協議を重ねてきました。現在、外部指導者の活用や合同部活動の実施、一部地域移行した活動を行うなどしていることから、おおむねスポーツ庁や文化庁、県教育委員会が示すスケジュールに沿って進んでいる状況であると捉えております。本市においては、スポーツ庁や文化庁の各事業の活用につきましては、学校、生徒、保護者、地域の実態、考え方を把握したうえで、必要な、可能な事業を活用することを考えてきました。これまでの市地域部活動推進協議会での話し合いや、アンケート調査の結果等から得られた本市の実態を踏まえたうえで、今後、部活動指導員配置の充実に向けた補助事業の活用等も検討しているところです。

○17番議員（下川床泉） ありがとうございます。どうしても保護者と、そしてまた、スポーツ団体にしてみても、どんなふうになっていくのかなという心配をしているところがたくさんございますので、情報公開をしながら、今後の良い状況になるように、皆様方の御協力をよろしく願いをいたしまして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新宮領實議員。

○7番議員（新宮領實） 7番、新宮領實です。令和6年指宿市議会定例会における一般質問、最後の登壇者になりました。この1年、市長をはじめ職員の皆さんには、何かとお世話になりました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

本日も質問事項に時間の余裕がありませんので、前段における所感の御挨拶は省略させていただきます。

本日は、四つの項目について随時質問いたします。

一つ目は、防犯対策についてであります。ニュースなどでも報じられているとおり、国内において、手口が巧妙かつ凶悪化した侵入犯罪が相次いで発生しているようです。店舗だけではなく一般住宅も被害に遭っており、金品のみならず、時には人命が奪われる事態にまで発展しております。決して対岸の火事ではありません。いつ何時本市でもこういう犯罪が起きるやもしれません。市民の安心安全を守る観点から、犯罪を憎み、犯罪を未然に防ぐ対策が必要と考えます。本市での防犯対策の取り組み状況はどうなっているか、答弁を求めます。

二つ目に、土木施策についてのうち、本市の道路状況は必ずしも良いとは言えないのではないか。維持管理ができていないところに、ややもすると交通事故が潜んでいるものです。そういう観点から、本市において、市道の白線、横断歩道、道路表示の文字等の維持はできているのか、答弁を求めます。

三つ目に、温泉配湯について。この事業は約60年前から始まったと聞いております。戦後20数年が経ち、生活が豊かになると、自宅に風呂をとという意識が強まることと相まって、ガスや薪で沸かすのではなく、自宅に温泉が供給される、つまり、蛇口を開ければかけ流しの温泉が楽しめるということで、全国的に大きな反響を呼び、Iターン・Uターン等、温泉目当てに指宿に移り住んだ人も数多くおり、温泉配湯は市の発展に大いに貢献してきたと申し上げても、決して過言ではないかと思えます。しかしながら、ほとんどの事業者が、経年劣化によるスケールの問題や、施設の更新やメンテナンスの問題等、さらには、後継者問題もあり、取り巻く環境は厳しく、最悪、廃業に至る状況下にあります。このような温泉配湯業者の廃業をどのように捉えているか、答弁を求めます。

四つ目に、観光施設の維持管理について。本市において人を呼べる事業と言え、何といっても観光と温泉であります。観光客のもてなしは正しくトイレからと言っている者として、これまで指摘してきたトイレの維持管理状況はどのようになっているか、答弁を求めます。

以上、1回目の質問とします。毎回申し上げていますが、私の言は市民の声であります。真摯に耳を傾け、受け止めていただきますようお願いしておきます。答弁は簡潔に、はっきりと大きな声でお願いします。長たらしい答弁は理解に苦しみますので、御容赦ください。残余の質問は、質問席にて関連質問を交えながらお尋ねさせていただきます。前向きな御答弁を期待しておりますので、よろしく申し上げます。

○市長（打越明司） いよいよ今年最後の一般質問を新宮領議員からいただくことになりました。答弁の仕方も今、御指導いただきましたので、簡潔に行いたいと思えます。私は、防犯対策について答弁をいたします。

昨今、ニュースから流れております、特に関東中心ですが、緊縛強盗なるものが発生するようになってから、市民の方からも、特に高齢者の1人住まいの皆さんからは、市長、ああ

いうのについてはもう、どう対策すれば良いのかねえと。もう、とても無理だよ、というような声を聞きながら、本当に地方にああいったことが起きた時にはどうするんだろうというようなことも、本当に身につまされて考えるところであります。

さて、本市の防犯対策といたしましては、夜間の不特定多数の人が通行する地区と地区をつなぐ生活道路などで、暗くて防犯上不安のある場所などへの防犯灯の設置を行うこと、そして、自治会で設置する安全灯について、電気料の一部のほか、LED灯や支柱の新設・移設の費用に関する補助、市内を貫く幹線道路に隣接市からの流入、隣接市への流出及び市内各所の移動を確認できる防犯カメラの設置、そのほか、指宿地区防犯協会と連携をし、防犯パトロールの実施、大型店舗などでの詐欺の被害防止を呼び掛けるキャンペーンなどや、警察署と連携をし、振り込め詐欺などの事案に対する注意喚起を防災行政無線などで行っているところであります。

残余の質問については、関係の部課長から答弁させます。

○建設部長（高田博憲） 市道の白線、横断歩道、路面表示の状況について、答弁をさせていただきます。職員などが実施しております道路パトロール、スクールゾーン委員会の報告などを通じまして、白線等が消えている箇所があることは承知をしているところであります。白線が消えている路線につきましては、道路改良工事や道路維持工事及び交通安全施設整備工事において、毎年順次、白線の引き直しを実施しているところでございます。今後も、通常の工事に加えまして、様々な事業等を検証し、施工箇所におきましては優先順位を決め、白線の引き直しを実施し、交通の安全性向上に努めてまいりたいと考えております。

○企画政策課長（東忠孝） 温泉配湯業者の廃業をどのように捉えているか、に対するの答弁になります。本市は古い時代から温泉の恵みを受けてきたまちであり、地域によっては家庭に温泉を引くことができます。蛇口をひねれば出てくる温泉は、市民にとって大切な資源であるとともに、なくてはならない財産でもあります。ところが、この数年、配湯事業者の廃業が相次いでおります。背景には、高齢、病気、跡継ぎがいない、補修やメンテナンスが困難、資金不足等、様々あるようでございます。このようなことから、既に昨年から事業を行っている方々に、現在の状況や今後の方針などを直接お会いし、お話をお伺いするなどし、情報収集いたしました。廃業や事業承継を希望している事業者が半数を占める結果となっております。この事態を受け、市では、鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターや指宿商工会議所と連携し、事業承継を希望する事業者へ個別相談会の案内、あっせんを行ったところでございます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 観光施設の維持管理について、これまで指摘をいただきました、トイレの維持管理状況はどのようなになっているかという御質問ですが、観光施設管理課が所管する公共トイレにつきましては、施設の職員や委託をしている事業者等が清掃を行っております。観光地におけるトイレの重要性は理解をしておりますので、利用者に気

持ちよく利用していただけるよう、引き続き維持管理に努めてまいりたいと考えております。

○唐船峡そうめん流し支配人（海江田勝博） 唐船峡そうめん流し第一駐車場の2か所のトイレについては、唐船峡そうめん流しの利用者のほか、地域の方々なども利用されておりますが、毎朝、唐船峡そうめん流し職員が清掃を行っており、清潔な状態の維持に努めているところでございます。なお、令和6年3月には、正面入口側の男子トイレの和式便器を洋式便器に取り替えたところでございます。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。2回目の質問に入る前に、まず、防犯対策のほうから質問、随時してまいりたいと思います。この防犯対策については、午前中、同僚議員が質問されております。できるだけ被らない、重複しないようにいたしたいと思いますが、同様の趣旨の質問になりましたら御容赦ください。よろしく願いいたしたいと思いません。

防犯灯の話が出ました。防犯灯は現在、何箇所ぐらい設置されているのでしょうか。まず、これからお尋ねします。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯灯の設置数に関してでございます。令和6年12月1日現在の設置数になりますが、地区と地区の間を結ぶ路線に、市が設置する防犯灯につきましては、指宿地域で466基、山川地域で154基、開聞地域で100基の合計720基となっております。

○7番議員（新宮領實） 防犯カメラは市内に5か所ということでありました。平成30年に設置ということでした。設置されて6年ということでございます。それ以降は設置されていないということは、なぜか、答弁を求めたいと思います。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯カメラの設置数が以降増えていないということにつきましては、これまで警察への提供のことであつたりとかしまして、今の数で今のところは十分足りているという認識のもと、増えていないところでございます。

○7番議員（新宮領實） 6年経ちましてね、やっぱり状況も変わってきていると思うんですよ。やはり時代の流れに即した対応は必要と思うんですが、その点、お考えにはならないのでしょうか。答弁を求めます。

○危機管理課長（打越貴人） 市の防犯カメラの設置につきましては、リースでの運用となっております。今、1回目の更新がありまして、その際にも指宿警察署の意見なども伺いまして、増設についても協議したところなんですけど、次回更新時におきましても、また再度検討していきたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） そうしてほしいと思います。他市の防犯カメラの設置状況を既にいただいております。お隣の南九州市が20か所、人口約3万1,500人。日置市85か所、約人口4万6千人。独自に入手した東串良町は、人口6千人足らずの自治体だが、12か所設置しております。これからも必要に応じて設置していくとのことでもあります。これらを踏まえて、本市に

おいて50か所ぐらいは設置されても良いのではないかと思います、答弁いただけますでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯カメラの設置の数につきましては、これが幾つあれば十分ということではないかと思っております。今後、様々な、警察であるとか、市民の皆様の声を踏まえまして、また検討してまいりたいと思います。

○7番議員（新宮領實） 課長ね、防犯カメラはね、いくらあってもね、良いんだよ。いくらあっても、たくさんあったに越したことはない。それがね、抑止になるわけですよ。だからね、私は本当、自分的にですね、今後、どんなところに設置したら良いのかというのを自分なりにも考えていましたよ。そうした時ね、小中高、幼稚園、保育園、各自治公民館が要望するところ、JRの各駅、指宿・山川・開聞の各庁舎、なのはな館、市民会館、野球場、サッカー場、砂楽、砂湯里、ヘルシーランドに、お考えになりませんか。御答弁いかがでしょう。

○危機管理課長（打越貴人） 私ども危機管理課のほうで設置していますのは、先ほど、1回目の答弁でもありましたとおり、幹線道路に設置したのは5か所ありました。そのほか、市の管轄する施設に、ただいま9施設には設置しております。幼稚園等には、当然、入口等に設置しているかと思うのですが、市内の小中学校には設置はしていないところです。市内の市が管理している9施設には、ただいま防犯カメラを設置しているところがございます。

○7番議員（新宮領實） 防犯に対する市民への啓発は、どのように取り組む考えなんですか。

○総務部長（渡部徹也） 市民の皆様への啓発といたしましては、犯罪被害に遭わないために、それぞれの御家庭で、まず防犯に心掛けて、皆で地域を守っていきましょうということ呼び掛けをさせていただきたいと思っております。そして、市をはじめ関係機関がお互いに情報を共有しまして、関係機関が一緒になって取り組むことが重要であると考えておりますので、今後も、そうした警察あるいは防犯協会といったところと連携をしながら、市民の防犯意識が高まるように啓発活動に努めてまいりたいと思っております。また、不審者による声掛け事案あるいはSNSによる犯罪被害など、高齢者に限らず、昨今では児童生徒が被害に遭うケースが発生もしておりますので、子供たちが犯罪被害に遭わないよう、若いうちから防犯意識の向上を図るために、児童生徒を対象とした防犯ポスターコンクールなどのイベントを実施をしましたり、犯罪の形態に合わせた防犯啓発に努めてまいりたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） よく分かります。そういう啓発も大事だと思うんですけども、例えば、あなたの防犯対策は大丈夫ですかといった特集を組んでですよ、広報紙等で広く注意喚起をしたらどうか、答弁を求めます。

○危機管理課長（打越貴人） 貴重な御意見ありがとうございます。今後、そういった内容を、警察庁とか様々な情報が出ておりますので、そういったものも踏まえて広報紙等でPRして

いきたいと思います。

○7番議員（新宮領實） 公的に作るのも限界があるだろうと思いますのでね、防犯カメラの設置を助成してですよ、個人にですね。企業でも良いです。推進していくお考えはないんでしょうか。

○危機管理課長（打越貴人） 防犯カメラの設置につきましては、これだけあれば十分ということはないので、現在、道路上のカメラについては、幹線道路に市の防犯カメラが5か所、国県等が、防犯の目的じゃないんですが、道路維持管理に関して設置しているのがあります。それも、いざとなれば防犯カメラの役割も果たせるカメラがございますので、最近、ここ5年間の画像データの実績を見ましても、一定の役割は果たされているのではないかと考えております。そうしたことから、増設については、次回の防犯カメラの更新時に警察の意見も伺いながら、改めて検討する考えでおります。また、事業所や個人宅への防犯カメラについては、議員の心配される侵入強盗や窃盗といった犯罪対策の面から見れば、市内約1万7,200世帯ある市内全ての御家庭にあったほうがいいわけですが、では、それを市で全てを支援するのとなりますと、それは市の財政状況もありますので、なかなか難しいのではないかと考えております。そうしたことから、鍵を二つにしておくとか、センサーライトを取り付けるなど、基本的な防犯対策の一つとして、まずは、各事業所、各御家庭でできる対策を取っていただければと考えております。

○7番議員（新宮領實） 課長ね、防犯カメラのね、設置をね、単独でっていう形でね、私は話しているわけじゃない。やはり、国のね、補助金なんかをね、利用するというのがね、一番大事だと思うんですね。その中でね、補助金、助成金制度にはね、国では、厚生労働省や経済産業省が中心になっていると思います。そして、この制度はね、自治体向け、また、企業向け、また、自治体公民館向けに幅広く網羅しているとのことでございます。そして、そのほかにもね、地方創生関連もあると思うので、調査してみたいかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○危機管理課長（打越貴人） 今後、国県、そのような助成対象の有効な使えるものかどうか調査してまいりたいと思います。

○7番議員（新宮領實） 最後にね、市民の防犯に対する安全安心を担うところはね、やはり、危機管理課であろうと思いますので、調査だけで終わらないよう。よくお言葉にするところで、調査研究という答弁がありますけれども、それで終わらないように、是非、できるようにしっかりと調査していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。危機管理課の分はこれで結構でございます。

先ほど、建設部長に答弁いただきました。一応、市道の白線、横断歩道、路面表示という文言で土木政策についてはお願いしとったんですけども、それぞれ所管課がちょっと違うということで、一つずつお答えをいただいたんじゃないかなと思いますけども、その点はある

がとうございます。その中でね、これから二つの項目について質問をいたしますけども、黒永副市長ね、これにはちょっと御意見もお聞きしたいと思いますので、この質問の分はちょっとよく聞いといてくださいね。お願いいたします。横断歩道の表示が本当に消えているんですね。この分についてどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか、答弁を求めます。

○土木課長（東恵一） 議員のおっしゃるように、交通量の多い箇所では、摩耗も激しく、やはり、横断歩道が消えている箇所は確認をしているところでございます。

○7番議員（新宮領實） これ、警察にうんぬんじゃなかったんですか。課長、今、言いましたっけ。警察に上申するっていう話です。そこまで言ってくださいよ。

○土木課長（東恵一） ありがとうございます。公道につきましては、管理者ごとに国道、県道、市道、分かれておりますけれども、ただいま申します路面表示につきましては、道路管理者が設置できる区画線と都道府県の公安委員会が設置する道路表示に分けられているところでございます。先ほど、議員のおっしゃいました横断歩道につきましては、鹿児島県公安委員会が行うこととなっておりますので、表示が消えている箇所は交通事故等の危険性がありますので、早急な対応をしていただくよう、今後も要請してまいるところでございます。また、区画線が消えていると気が付いた場合、土木課のほうに遠慮なく連絡いただければ対応していきたいと思っているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 路面表示が消えているのには、どういう対応されるのでしょうか。

○土木課長（東恵一） 道路の路面表示につきましては、道路管理者が設置する区画線と県の公安委員会が設置する道路表示に分けられているところでございますが、市のほうといたしましては、先ほど、部長のほうで申しました道路維持工事、そして、交通安全整備工事につきまして、区画線のほうを更新しているところでございます。

○議長（西森三義） 新宮領議員。マイクに向かって発言してください。

○7番議員（新宮領實） 副市長ね、今、答弁をお聞きしたと思うんですけども、どうしてもそこには県の公安委員会であつたり、鹿児島県警があるわけですよ。そういう中で、上申してもね、無理に申し上げて、なかなかはかどらない、現状はそういうところなんです。指宿市を1回こう回っていただければ分かると思うんですけど、もう横断歩道なんか最たるもので、もう消えていたり、まあ言えば、センターラインも消えている。もうそういう状態で、踏切の停止線も消えていて、どこが踏み切りなのかと。下手すれば、もう踏切内に入ってしまうような、そういう箇所も指宿市内には見受けられます。是非、ここのところは、県からせつかくお越しになっていただいていますので、副市長のパイプラインでね、何とか指宿市は早くしろということをお願いできませんでしょうか。そのところ、一つお答えいただけませんか。

○副市長（黒永英樹） ただいま、道路の様々な表示線等々の引き直し、こういったものについ

ての御質問でございました。私自身もこちらいろいろ走っていて、横断歩道あるいは停止線、センターライン、こういったものがなかなか見えづらいところも実際、目にしているところがございます。今の御発言と言いますか、御要望と言いますか、こういったものを踏まえて、私自身も様々なルートを通じまして、お願いのほうをしまいにしたいと思えます。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。本当に期待しておりますので。もうこれね、切実なる、子供たちからのね、保護者の皆さん方からの要望でもあるんです。是非、そのところはよろしく願いをいたします。期待しています。

あとですね、駐車場等の整備についてお尋ねをいたしたいと思うんですが。庁舎内です。正面玄関付近のね、障害者用の駐車場はですね、もうよくできています。評価しているんですが、それ以外の駐車場の枠がね、時代の流れにそぐわないのではないかと。なぜかというところ、近頃ですね、お子さんがいらっしゃるところは特にそうなんですが、ミニバンの大きな車に、市長の公用車みたいなヴェルファイアにね、乗っておられたりして、今の駐車場の枠内ではですね、非常に狭苦しくて、ややもするとドアが当たったりしてね、トラブルの原因にもなりかねないんですが、早急にそのところを整備できないでしょうか。この分はコンビニの駐車場をね、参考にしていただければありがたいんですけど、これについての御答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長（濱上和也） 指宿庁舎の駐車場につきましては、薄くなった駐車枠のラインを引き直すなど、随時補修を行っているところでございます。現在、御指摘の庁舎の南側や北側にある来庁者用の駐車枠のラインが特に劣化しているため、補修が必要と考えているところでございます。最近では、ミニバンなどの普通乗用車で来庁される方も増えておりまして、既存の駐車スペースでは狭い箇所もあることから、来庁される方の利便性や安全性を考慮して、既存の駐車枠の拡大を含め、ラインの引き直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 関連して質問させていただきます。場内整備が非常にできていないんじゃないかと。雨降りにはぬかるみが顕在して、泥はねの原因になっております。整備する考えはないんでしょうか、答弁を求めます。

○総務課長（濱上和也） 指宿庁舎の敷地内のアスファルト舗装でございますが、損傷が激しい箇所につきましては、必要に応じて補修を進めてまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） ここの、その分はですね、今からの分は、市民の皆さんのね、利便性、安心安全を担保して差し上げるのが行政のサービスであることを念頭に御答弁いただきますようお願いいたします。東側正面玄関にね、雨の日でも濡れることなく市民が乗り降りできる屋根付きは考えられないか。特に車椅子の方々は難儀しているのではないかと思うんですが、そのところ、対応するお考えはないんでしょうか。

○総務課長（濱上和也） 指宿庁舎の正面玄関の改修や乗降スペースのための庇又は屋根を設置

する計画については、現時点では具体的な整備計画はないところでございます。

○7番議員（新宮領實） それはいかんですな。市民全員がね、健常者であればなんも問題ないんですよ。体に障害を持つ人や車椅子の方もいらっしゃいます。また、それらの方々に付き添う人もおります。雨降りや風雨の時には非常に難儀しているから、この質問しています。雨降りの時に降りられるところがないと市民の皆さんの声もあります。そういうこともやはり、配慮するのが御自身たちじゃないんでしょうか、答弁を求めます。

○総務課長（濱上和也） 市民にとってより利用しやすい市役所であるべきではないかという観点からの御指摘かとは思いますが、その点につきましては、私どもも同じ思いでございます。現在の庇は4mほどありまして、高齢者や車椅子を利用される方々が玄関前に車をつけて利用するところを見掛けているところでございます。雨をしのげる造りには、一応今のところなっておりますので、現時点においては正面玄関に庇等を整備する計画はないところでございます。

○7番議員（新宮領實） 課長ね、自分でね、車あそこに停めてみてくださいよ。降りられるかって。そこのところも検証しなくてね、答弁ばかり言ったってね、全く響いてこない。だから、是非御自身で車を停めて、出れるかな、出れないかなぐらいをしてからね、答弁してください。出れない。だから、是非検討しといてください、これは。もうこれ以上は言いません。

あとね、西側玄関もあります。ここも雨の日でもね、荷物の積み下ろしができない。今、行政事務連絡員の方々とか、やはり、納入する業者さんもいらっしゃると思うんです。雨降りに来なきゃいけないところもあります。特にもう行政事務連絡員になると、2日ぐらい雨が降ったから取りに行けないなというわけにはいかない。毎月1日、15日前後に来るわけですから、そういうことも考えてね、やはり、庇をお考えになるべきだと思うんですけど、これの答弁はできますか。

○総務課長（濱上和也） 現在、地域の行政事務連絡員の3分の1ぐらいの方々が配布文書を取りに来ていただいております。大変感謝しているところでございます。現在は、西側通用口につきましては、車1台程度のカーポートが設置されております。市の事業に関連する皆様方が、円滑に搬入・搬出の業務を行えるよう、スペースの拡張が可能かどうかも含めて調査研究してまいりたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） 一言言っておきます。可能ですよ、課長。是非、検証してくださいね。お願いします。

次に行きます。二月田駅を含む周辺の開発はどのようなものか、答弁を求めます。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 今回の計画は、二月田駅に計画されている公共広場を整備するに当たり、新たに安全な踏切を造ることで、踏切事故の解消や災害時の避難経路を確保するものです。現在、令和7年度から公共広場の整備に着手し、駅についてはJR九州と

協議，調整を図りながらの施工になりますので，完成まで4，5年はかかる見込みでございます。

○7番議員（新宮領實） 駅舎の設計はできているのでしょうか。費用負担はどうなるのか，答弁を求めます。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 駅舎につきましては，JR九州としては特に必要ないと言われております。もし駅舎を造るのであれば，市の負担で建設して，市が維持管理していくことになるということでしたので，現段階では券売機が置ける程度の簡易な改札口を計画しております。

○7番議員（新宮領實） 今の答弁で言いますと，宮ヶ浜駅に券売機が付いたようなものですか。どうなんですか。それぐらいのものですか。知らない，宮ヶ浜駅。西大山駅を知っていますか。似たようなもんだわ。

○議長（西森三義） 知っている人が答弁してください。

○建設部長（高田博憲） 屋根の部分の設けて，宮ヶ浜駅ではないですけども，上のほうに屋根を付ける形の駅舎を今は想定はしておりますけれども，これから設計等に入りますので，具体的な姿形というのはまだ見えていないところであります。

○7番議員（新宮領實） 部長，この道路も含めてね，都市計画道路ですよ。その中にやっばり，都市計画も進めるという形だと思うんですけども。そうであればですよ，都市計画の中にある駅っていうのはそんなものでよろしいのでしょうか。部長，どうなんでしょうか。

○建設部長（高田博憲） 先ほど課長からも答弁をしましとおおり，JRとしては駅舎は必要ないということで回答を受けております。どのレベルの駅舎を造るのかということになりますと，その必要経費等もございますので，私どもとしては，今のところは，先ほど答弁させていただいたとおりの駅舎の計画でいるところであります。

○7番議員（新宮領實） 是非，駅舎を造っていただいてね，地方創生，テレワークを推進するためにもね，サテライトオフィスとかテレワークスペースを兼ね備えたものにしないでしょうか。それについてはね，かなりの交付金等もね，出てくると思いますので，できないことはないんじゃないかなと思うんですけども，どうでしょうか。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） 二月田駅の敷地面積はあまり広くありませんので，今回新しく造られる都市計画道路や送迎用のロータリー，駐車場，駐輪場，トイレなど必要な施設を配置すると，オフィスなどの建屋を造るにはスペース的に厳しいかと考えております。交付金の活用につきましては，この二月田駅の整備は国からの交付金や補助金を活用して整備する計画でございます。

○7番議員（新宮領實） 完成イメージの鳥瞰図を広報紙に掲載して広く市民に周知するべきではないかと思うんですが，そのところはお考えになっておられませんかでしょうか，答弁を求めます。

○都市・海岸整備課長（窪田幸一郎） イメージの鳥瞰図につきまして、御提案のとおり、非常に良いと思いますので、市民に分かりやすい形でお示しできるように検討してまいりたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 良いものができるように期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

次にまいります。温泉配湯について、お尋ねしてまいります。人口減少対策の打てない現状で、自宅に温泉掛け流しが楽しめるというキャッチフレーズこそ、指宿の最大の魅力ではないかなと思います。それで指宿に移り住んだ人はたくさんおります。廃業でこんなはずではなかったと後悔している方もいると思うんですが、廃業されたところを行政の力で再生プロジェクト支援事業として取り組めないか、答弁を求めます。

○水道課長（湯ノ口繁生） 民間の温泉配湯業者の廃業に伴い、市の温泉に切り替えることができないかという利用者からの相談が最近増えております。市の温泉供給事業では、令和4年度に摺ヶ浜系統の供給状況を把握するため、現況調査及び流量調査を実施し、新規で温泉供給が可能な区域を制限しているところでございます。調査結果を踏まえ、温泉施設より標高の高い地域や貯湯タンクからの距離が遠くお湯の出にくい地域など、地理的な条件を満たさない場合は、現在、新規の申請をお断りしているところではございますが、可能な限り相談者の要望に応えられるよう、配湯エリア内で湯量や地理的条件等を満たしている場合であれば、新規申請を受け付けているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 配湯でね、温泉が出なくなったという市民の皆さんへの対応というのは考えていらっしゃるんでしょうか。公営としてそういうところはお考えになりませんか。

○水道課長（湯ノ口繁生） 市の温泉供給事業において、廃業された民間の配湯業者から施設等を引き取るには、管理上、施設や管路の図面等が整備されていることが最低条件となります。また、市の温泉施設もかなり老朽化していることから、民間の配湯業者と同様、維持管理に苦慮している状況でもあります。市としましては、市の温泉利用者に対し、まずは安定的に温泉が供給できるよう、本管清掃や施設を整備することが喫緊の課題であることから、廃業された民間の温泉施設等を引き取ることは難しいと考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 公営の配湯湯量は足りているんですか。

○水道課長（湯ノ口繁生） 現在のところは足りているというふうに認識をしております。

○7番議員（新宮領實） 配湯方法は自然流下か、それとも動力圧送なんですか。

○水道課長（湯ノ口繁生） 場所によりまして、ポンプ圧送、それから、自然流下というところがあります。

○7番議員（新宮領實） 冬場は温泉が出にくいですが、公営では苦情はないんでしょうか。

○水道課長（湯ノ口繁生） 現在のところ、本管等の詰まり等で出にくいという連絡は数件受け

ておりますが、随時清掃をしながら解消に努めているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 対応は万全ということで理解してよろしいのでしょうか。

○水道課長（湯ノ口繁生） はい。そのつもりで努力をしているところでございます。

○7番議員（新宮領實） これもね、周辺の皆さん方からの要望もあるんです。うちも温泉が欲しいと。そういうこともありますので、公営としてね、欲している方々にもしっかりと対応していただきたいと思います。

農業、漁業、観光業などには市からの助成金があるんですね。配湯業には全く皆無なんですね。冒頭申し上げましたように、メンテナンスではね、設備更新に大きな負担になっているんです。補助はできないものか、答弁を求めます。

○企画政策課長（東忠孝） 昨年度来、多くの配湯事業者の方々と意見交換し、いくつかの事業者がこの先、事業継続を断念する可能性があるとお話をお聞きしました。事業を断念する可能性がある事業者からの意見としては、設備更新への補助があっても抜本的な解決にはならないといった意見が多数あったところでございます。また、温泉地で知られる80を超える自治体に、配湯事業者への補助を行っているかどうかを調査しましたが、設備更新に関する補助制度を設けている自治体はございませんでした。このようなことから、現時点で設備更新に対する補助については考えていないところですが、温泉のまち指宿を下支えしている、さらに、ガスや灯油でお風呂を沸かすのではなく、自然の恵みである温泉を活用することで脱炭素に貢献していただいている民間の配湯事業者の皆様には、採算性を高めるなどしていただき、今後とも是非、事業を継続していただければと思っております。市としましては、事業承継など、市としてできる民間配湯事業者の支援について、引き続き努めてまいりたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） さっき農政課長は、農業はしっかり守っていかないと、こう答弁しておったんですけれども、配湯業はしっかり守らなくてもよろしいんですかね、市長。配湯業を守るといってもなんだけど、市民が健康的にね、過ごせるために温泉があるわけですよ。そういう利用されている方々のね、権利を守って差し上げるのはしないんですか。やはり、配湯業の方が廃業するということは、温泉が今まで来とった人たちがね、もう来ないということなんです。そういう方も守るためにもね、何とかしてこの温泉配湯業に対する支援というのね、大事じゃないかなと思うんですけれども、企画政策課長、あれでよろしいですけど、お答えください。

○企画政策課長（東忠孝） やはり、私どもとしましては、指宿市の温泉のまちを下支えしていただいている事業者の皆様には是非、事業を継続していただきたいというふうに考えているところでございますが、先ほど答弁をいたしましたとおり、なかなか、その設備更新への補助があっても、継続的、抜本的な解決にはならないといったような意見もございまして、その事業承継の部分で言いますと、やはり、いろんな後継者の育成ですとかそういったところが

必要になってまいりますので、そういったところにつきましては、商工会議所等とも連携しながら、事業承継など、市としてできる部分について、引き続き支援をしてまいりたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） 課長ね、抜本的な解決になるんだよ、私は当事者だから。私、60年間やってきとってね、まだはっきり申しまして、役所にね、行政にお願いしたことは一切ありませんけれども、これからはそういうことが必要なんですよということなんです。私のところにしてくださいうんぬんじゃないんです。私のところは一生ないと思いますから、実際言っただけ。もう10年前にやって、僕が亡くなるまで、あと90まで生きようと思ってるんだけど、20年間は大丈夫だから。そうじゃないんですよ。今あるところというのはね、やっぱり、しっかりね、支えてあげなきゃいけない。そのために行政というのがあるんだということ。どうなんですかね、市長。

○市長（打越明司） 先だって温泉総選挙で表彰を受けた際に、壇上でのスピーチで、余計なことなんですけどということで、少し温泉配湯についてのお話を、全国各地の温泉地から来られている方々、そして、また、すぐ隣には環境省の皆さんがおりましたので、話題に上げさせていただきました。各地域そうですけれども、議員が一番最初にお話ししたとおり、指宿市で温泉配湯を始めてからおおむね半世紀を超えつつあるという中で、私の表現が適切であったかどうか分かりませんが、温泉の施設のほうもどんどん老朽化をしつつあり、温泉を運営している方々も高齢化しつつあると。両方を同時に解決しなければならないと。今、非常にそういう問題に実は、指宿市も直面しているところであります。ただ、温泉の価値というのは、まちのクオリティーをととても高める。あそこでは蛇口をひねれば温泉が出るということについては、非常にまちの価値を高めるという思いがありますし、あわせて、そのことがもし電気にとって代わる、あるいはガスにとって代わるとすれば、それは相当な、大きな二酸化炭素を排出することになりますので、そのことがカーボンニュートラルな地域づくり、あるいはゼロカーボンを目指す地域づくりにとっては、環境省にとっても非常に大きいのではないかと。是非一つ、環境省の皆さんはそういう地域の取組に対して、様々な支援をお願いしたいというお話を、東京でやってきたところであります。私の中でも、ずっと温泉のまちに暮らし、我が家にも温泉がずっと子供の時から引いてありましたが、残念ながら2年前から配湯がなくなり、今はずっと湯舟もなくてシャワーだけの生活をもう2年間以上している中で、失ったものの大切さというか、改めて環境に良い、そしてまた、コストパフォーマンスも良いのが温泉配湯だというふうに非常に感じているところであります。だからこそ、これまで前之園議員からも、配湯について何とかしないといけないという御意見の中、今、調べてみたら、もっと全国でもいろいろ四苦八苦しなながら支援をしているのかなと思ってみたら、どこもしていないということが分かって、僕もちよっと実は、ややショックを受けているところなんですけれどもね。しかし、市としてできることは何があるかということにつ

いては、本当に真剣に取り組まなければいけないなというふうに思っているところです。密かにというか、できる範囲の中で、廃業したところを、まだ設備がいくらかは使えるのであればという思いもあって、コンサルの皆さんに、指宿がこれを起こしてもう1回使えるようにするためには、一体幾らぐらい掛かるかなというような調査もちょっとしてもらいました。そうしたら、やはり、かなり膨大な資金が必要だと。つまり、これまでのメンテナンスをあまりやっていなくて、とうとう、もうほとんど出なくなってから、やっぱり廃業するというケースが結構あるものですから、そういうケースの場合には、もう1回全部管を引き直したほうが良いと言われるぐらい負担も掛かるんだなということで、何とかこれ、しかし、市のほうでもそういった価値を引き継いでいくという思いで、知恵を出さないといけないなというふうに日々悩んでいるところでありますので、思いは一緒だというふうに思っております。是非、御理解をいただきたいと思えます。

○7番議員（新宮領實） 理解しましたって言えないじゃないですか。

温泉配湯業者のね、道路占用料を免除するお考えはないか。足かせな占用料を長年にわたり徴収するのが意義は何かと。本当に必要なのか、答弁を求めます。

○建設部長（高田博憲） 道路占用料につきましては、人や自動車が交通のために利用する道路本来の目的以外に、工作物や物件の設置などで使用する際に相当額を納めていただくものとなっております。道路法及び指宿市道路占用料徴収条例に規定されているところであります。また、条例の中に、水道管、排水管の各戸引込管や街灯、安全灯など公共性の高いものなどについては免除するということの減免の規定も設けているところでございます。温泉の給湯管に係る占用につきましては、市の道路管理に関する貴重な財源となっているところでございます。単価については、1m当たり年額60円で、利用者の方へ過度な負担とならないよう配慮しているところでございますが、温泉配湯業者の方の占用mについては、非常に延長が長いことも承知をしておるところでありますけれども、今後も御負担と御協力をお願いをしたいと考えております。

○7番議員（新宮領實） 釈然としないですね。市の公営だったらね、ただですよって。我々からね、もらってね、そりゃおかしいんじゃないですけ。いや、そしたらね、市のほうもこの分納めているんですって言えばね、公益企業会計で、これで納めていますよって言ったらね、私は、いや、そうだろうな、そうだったら我々も納めないといけんな、そういうふうになるんだろうけど、何か釈然としない。何で我々だけがあれしてね、公営は良いんですか。それはね、見直してもらわなきゃ困る。実際、一生懸命、育成しますよって、配湯業は大事ですよって言う割にはね、こんなのからしっかり取っているじゃないですか。それちょっとね、市長ね、だってこれ条例ですから、条例はいくらでも変えられるんじゃないですか。そのところ、ちょっとお考えになっていただきたいですね。どうなんでしょうか、市長。最後です、これが。この分は。

○建設部長（高田博憲） すみません。私のほうから答弁をさせていただきます。先ほど議員から御指摘のとおり、市が納めているのかという、会計が別だということでもございましたけれども、最終的に、会計は別ではございますけれども、市で納めたものは市に納入をされるということで、プラスマイナスの関係がございまして、申し訳ございませんが、先ほど答弁のとおり、御理解と御協力をよろしくをお願いをしたいと考えてます。

○7番議員（新宮領實） そしたら、観光施設のほうにいきます。お待たせしました。この観光施設、12月にね、一般質問しましたよ。そしたら、責任者もね、変わったりしてね、そのところはうまくいかなかったっていうのはあるんだけど、今回私が指摘した分に対してね、ずっと見に行ってきたんですか、トイレ等。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 御指摘いただいたトイレにつきましては、全箇所を見て回ったところでございます。

○7番議員（新宮領實） 良かったですか、あれで。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 全体的には綺麗なところも多い状況ではございましたけれども、議員御指摘のとおり、便座の黒ずみ等がある箇所もございました。そういったところにつきましては、便座の交換等を順次していければなというふうに、今、考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） イッシー公園のトイレ、循環式でね、施工後約30年経過しているけれども、何ですか、環境に優しいとか何とかって言っていますけども、そういう問題じゃないんじゃないかな。汚い。臭い。でね、あそこはね、やっぱりね、市長が言った、観光戦略会議ね、大きな名前でもね、叫んでいるのであればね、やっぱり、トイレというのは市長、大事じゃないですか、一番。観光に行かれてね、トイレ、まず見られるって、僕はもう観光に行ったらトイレしか見ないんで、最初。だから、その行政がどれだけ、このいろんなものにね、取り組んでいるかっていうのは、僕はそこでね、判断しているんです。実際言ったら。それでね、我々観光じゃないですか。そのところにね、お客さんが来てね、トイレに入ったら、とてもじゃないけどこのトイレには入れないわなって、そういうふうに思われたらね、観光客はあんまり来ないですよ、実際言ったら。だから、このイッシー公園にしても、もう是非ね、そんなもん、仰々しく書いているけど、あんなのは取っ払ってね、新しいものにしてください。そのほうがお客さん呼べますよ、絶対。是非、そのところをお考えになっていただきたいと思います。それと、花とぴあ山川イベントパークのトイレね、あそこ見たでしょ、鳥が入ってこないようにしてました。あんなところさ、監獄じゃないんだからさ、やっぱり、綺麗な状態でね、お客さん迎えるべき。で、長崎鼻もね、トイレが1か所しかない。観光バス、大型観光バスが来てね、あその下まで走っていかなきゃいけない。もちろん売店のところもあるけども、売店に行くとその売店しかお客さん行かないですよ、別のところには来ないというわけです、トイレがないところには。そういうのもある。だか

ら、手前のところに、大型観光バスの場合ね、ここにトイレがありますのでここでお済ませくださいという形でね、各観光バスさんにもね、やっぱり、しっかり周知するべきだと思うんですけど、そういうことをね、これからお考えになっていきませんか、答弁求めます。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） まずは、イッシー公園のほうでございますが、循環式トイレということで、環境に優しいということで造られたトイレでございます。ただ、議員おっしゃるとおり、確かに色づいているところもございますので、今後、ろ過器のろ材の入替えを行うなどすれば透明化するというふうに聞いてもおりますので、今後、ろ材の入替えの予算化ができるようにちょっと努力をしてみたいと考えているところでございます。確かにイベントパークのほうも、ちょっと見た目がというところもございます。ドアの一部が損壊したことから、外部からトイレの中が見えないようにするために、改修の際にああいった形になっているというところもございます。必要なトイレの改修につきましては、その都度予算の範囲内で対応はしておりますけれども、今後も利用状況、財政状況を見ながら対応をしてみたいと思っております。それから、イベントパークの観光バスの利用についてでございますが、関係者、観光バスの会社等にも、ちょっと意見を聴いてみたいというふうに考えているところでございます。

○7番議員（新宮領實） 取り組んでください。でね、イベントパークのところも、もう下のタイルなんかね、ボロボロじゃん。そのイッシー公園もね、あそこもボロボロじゃない。ああいうところもお考えになっていただいて、観光地としてふさわしいトイレかというのをね、是非、課長がね、旅行に行かれた時も、他市のね、ところも見てみてください。お願いします。

唐船峡の支配人が来ておりますけれども、さっき御答弁いただきましたけれども、失礼だけど、清潔感がない、はっきり言って。トイレのね、あれだけはね、換えてくれとったのは分かる。僕も見に行きましたから、見に行ったからお話をさせていただいてる。あそこのトイレだって、下のほうが綺麗に、タイルでも何かでも、何かすれば良いのに、何か切ったみたいな形にしてですよ、ただそこにトイレがぽっと置いとったって、あれじゃどうかかなというふうに思いましたので、是非、支配人、そこのところもお考えになられて、予算を獲得されてね、トイレだけはね、綺麗にしてお客さんをお迎えするようにしてください。これお願いします。

あと、魚見岳の展望台について、お尋ねします。転落防止のフェンスと合わせて、展望台もね、もう去年12月にこれ指摘しました。それで、今度も行きましたらね、またひどくなっている。さびの浸潤って言うんですかね、あれが非常にね、進んでいる。それで、もし、あの上でね、鉄板がね、抜けでもしたらね、非常に大きな事故になりますので、この分、早急にね、対応するお考えありませんか。

○観光施設管理課長（園田浩一郎） 議員御指摘のとおり、改修が必要な箇所が実際ございま

す。そういったところは、今後、予算化できるように努力をして、着手できるようにしていければというふうに考えてはおります。

○7番議員（新宮領實） 市長、予算化してと言ったら予算付けてあげてくださいね。お願いします。市長の決定権もあるわけですから、お願いいたします。今、魚見岳のことも出ました。それで、フェンスの件も一緒によろしくお願いいたします。

それで、建設課長ね、今のあれで、関連質問として、魚見岳の観光道路、非常に悪い。単車で上に上がっていくのは良いかもしれんけど、下ってくる時にこけそうな感じがする、あそこ。あそこのところもしっかりと直すということで、答弁いただけますか。

○土木課長（東恵一） 確かに、議員御指摘のとおり、そこの市道が魚見岳線と申しますけれども、舗装の劣化が激しく、舗装の打ち換えを年次的には発注はかけているところではございます。特に劣化のひどい曲線部分につきまして、優先的に少しずつではあります改善を図っているところでございます。道路維持事業の限られた予算ではありますが、安全で安心して通行できるよう、今後も継続して整備してまいる予定でございます。

○7番議員（新宮領實） 打ち合わせする時に下からの上り口、ずーっと行った時、草が両サイドにばーっと生えていた。それでね、あと2週間もすればね、初日の出を見に行く人がおるんです。昨日、一昨日時点では何も対応していませんでしたから、是非、何かあそこのところ、綺麗にね、初日の出を迎えに行くのにね、草が茫々こっちに来ていたらね、とてもじゃないけど上に上がれない。そこのところも合わせて対応するようにしてください。お願いしますときます。

そして、最後に。一般質問で、やはり、各議員がいろいろなね、要望や問題点の指摘、提案をしている案件等が、各所管課にです、我々も質問するわけですよ。是非ね、持ち帰って議論するように指導していただきたい。ただ、この場所だけでね、受けてね、もう終わればもういいやっていう感じじゃね、お話にならないと思います。そこのところは是非、市長、よろしくお願いします。

○市長（打越明司） よく分かりました。これまでも、議場で答弁したことにつきましては、それぞれがきちんと行われたかどうかというのはチェックをしているところであります。今年は特に、このトイレにつきましては、新宮領議員の質問がなかったので、少し寂しい思いをしておりましたが、いよいよ年の最後になってこの質問をしていただいて、御指摘もいろいろいただきました。議員の指摘等によって、各課のトイレに対する意識であるとか、あるいは整備であるとかは、やっぱり進んでいるものというふうに認識をしております。それぞれ財政もあることですので、計画的に着実に、やっぱり急ぐべきところから進めていきたいなというふうに思っておりますので、答弁をしたことについては、しっかりと前進をしていくという決意をお伝えをしておきたいと思っております。

○7番議員（新宮領實） ありがとうございます。終わります。

○議長（西森三義） これにて、一般質問を終結いたします。

△ 議案第151号上程

○議長（西森三義） 次は、日程第3、議案第151号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

△ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、補正予算に関する案件1件であります。

それでは、議案の提案理由につきまして、議案第151号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、御説明申し上げます。

本案は、本市にゆかりがあり、日本人女性初のF1レーサーを目指す、野田樹潤選手と連携して取り組んでおります、トップランナーとコラボしたIBUSUKIシティプロモーション事業に関しまして、樹潤選手側からの御紹介により、企業版ふるさと納税の寄附の申し出がございましたので、その寄附金及び同事業に係る負担金等を計上しようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第151号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を287億6,747万円にしようとするものであります。

それでは、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款18寄附金5,000万円の補正につきましては、説明欄にお示しの企業版ふるさと納税による寄附金であります。

次に、歳出について御説明いたしますので、13ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金補助及び交付金4,500万円の補正につきましては、トップランナーとコラボしたIBUSUKIシティプロモーション事業に係る負担金であります。

同じく、節24積立金500万円の補正につきましては、企業版ふるさと納税の基金への積立

金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時35分

再開 午後 4時35分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第151号（質疑，委員会付託）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議案第151号については、総務水道委員会に付託いたします。

休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

△ 散 会

○議長（西森三義） お諮りいたします。

12月17日は本会議の日でありましたが、一般質問の終結により、休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、12月17日は休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 高 田 チヨ子

議 員 下川床 泉

第 4 回 定 例 会

令和6年12月20日

(第4日)

第4回指宿市議会定例会会議録

令和6年12月20日 午前10時00分 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第140号 指宿市部設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第141号 指宿市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第142号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第139号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第143号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第7 議案第144号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第134号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第9 議案第135号 町の区域の変更について
- 日程第10 議案第136号 いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第137号 池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第138号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第145号 指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について
- 日程第14 議案第146号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第15 議案第149号 令和6年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第150号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第151号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第18 議案第147号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第148号 令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第152号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第153号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の

一部改正について

- 日程第22 議案第154号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第155号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第24 議案第156号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第157号 令和6年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第158号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議員派遣の件

---

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 追加日程第1 新川床金春議員の発言取消申出の件
- 日程第2 議案第140号 指宿市部設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第141号 指宿市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第4 議案第142号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第139号 指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第143号 指宿市子ども医療費助成条例の一部改正について
- 日程第7 議案第144号 指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第134号 新たに生じた土地の確認について
- 日程第9 議案第135号 町の区域の変更について
- 日程第10 議案第136号 いぶすき山川港特産市場の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第137号 池田湖観光施設公園の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第138号 指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第145号 指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について
- 日程第14 議案第146号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第15 議案第149号 令和6年度指宿市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第150号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について

- 日程第17 議案第151号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第18 議案第147号 令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 議案第148号 令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第152号 指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第153号 指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第154号 指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第155号 令和6年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について
- 日程第24 議案第156号 令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第157号 令和6年度指宿市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 議案第158号 令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 議員派遣の件

---

1. 出席議員

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| 2 番 議 員 松 下 知 恵  | 3 番 議 員 山 本 敏 勝  |
| 4 番 議 員 前 原 五 男  | 5 番 議 員 東 勝 義    |
| 6 番 議 員 西 田 義 哲  | 7 番 議 員 新宮領 實    |
| 8 番 議 員 恒 吉 太 吾  | 9 番 議 員 田 中 健 一  |
| 10 番 議 員 吉 村 重 則 | 11 番 議 員 東 伸 行   |
| 12 番 議 員 井 元 伸 明 | 13 番 議 員 新川床 金 春 |
| 14 番 議 員 福 永 徳 郎 | 15 番 議 員 高 田 チヨ子 |
| 17 番 議 員 下川床 泉   | 18 番 議 員 西 森 三 義 |

---

1. 欠席議員

16 番 議 員 前之園 正 和

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |         |         |
|---------|---------|---------|---------|
| 市 長     | 打 越 明 司 | 副 市 長   | 黒 永 英 樹 |
| 教 育 長   | 田之上 典 昭 | 総 務 部 長 | 渡 部 徹 也 |
| 市民生活部長  | 富 永 敏 尚 | 健康福祉部長  | 出 島 雅 彦 |
| 産業振興部長  | 鴨 崎 一 郎 | 農 政 部 長 | 内 村 喜代志 |
| 建 設 部 長 | 高 田 博 憲 | 教 育 部 長 | 紺 屋 聖 一 |
| 総 務 課 長 | 濱 上 和 也 | 人事秘書課長  | 木 下 英 城 |
| 企画政策課長  | 東 忠 孝   | 財 政 課 長 | 上 村 圭一郎 |
| 水 道 課 長 | 湯ノ口 繁 生 |         |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長   | 池 水 拓 也 | 主幹兼議事係長   | 川 畑 裕 二 |
| 議 事 係 主 査 | 古 川 浩 仁 | 議 事 係 主 任 | 鮎 川 富 男 |



○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、新川床金春議員からの発言取消申出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

#### △ 新川床金春議員の発言取消申出の件

○議長（西森三義） 追加日程第1、新川床金春議員の発言取消申出の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしました発言取消申出書に記載した部分の取消を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、新川床金春議員からの発言取消申出を許可することに決定いたしました。

#### △ 議案第140号～議案第142号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第2、議案第140号、指宿市部設置条例の一部改正について、から、日程第4、議案第142号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 皆さん、こんにちは。総務水道委員会へ付託されました、議案第140号から議案第142号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第140号について。

以前、部を全部廃止するという話を聞いたが、今回の再編で4つの部が残る形になっている。今後、更に部を少なくするという想定もされているのかとの質疑に対し、現在、部の廃止ということは白紙であるが、そういう選択肢も含めて、最も良い組織体制を検討していかなければならないと考えているとの答弁でした。

現在、農政部は農業支援センターにあり、産業振興部は指宿庁舎にあるが、部長はどこにいるべきか検討されているのかとの質疑に対し、所管する部長は、本庁舎にすることが望ま

しいとの答弁でした。

意見として、連携が取れないということのないように注意していただきたいというものが  
ありました。

次に、議案第141号について。

固定資産評価審査委員会の書記について、これまで事故や急病等の不測の事態が発生し、  
欠けたことがあるのかとの質疑に対し、コロナが流行し、身内が発熱し、審査が止まりかけ  
たことがあったとの答弁でした。

固定資産評価審査委員会は年に何回開催されるのかとの質疑に対し、審査委員会は、不服  
申立てがあった時に招集をかけ、評価替えの時には研修を開いているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第142号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第140号から議案第142号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第140号から議案第142号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第139号、議案第143号及び議案第144号（委員長報告、質疑、討論、 表決）**

**○議長（西森三義）** 次は、日程第5、議案第139号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の  
指定について、から、日程第7、議案第144号、指宿市ひとり親家庭等医療費助成に関する条  
例の一部改正について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長

の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（東勝義）** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第139号、議案第143号及び議案第144号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、3議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第139号について。

4期約18年間指定管理者としてそらまめの会で運営されていたのに、今回なぜこの共同企業体として応募したのか、その経緯など聞いているのかとの質疑に対し、詳しい経緯については聞いていないとの答弁でした。

そらまめの会からは、人件費が足りないとして指定管理料を上げてほしいという要望があったようだが、その人件費という部分に関しては、この共同企業体を結成することで解消できると見込んで応募してきたのか、その辺りは行政側として質問されたのかとの質疑に対し、今後5年間の指定管理料を積算するときに、市としては人件費も上げた形で積算しており、この金額で5年間管理運営ができると判断して申請してきたと考えているとの答弁でした。

指定管理料が上がるということだが、今までより幾ら上がるのかとの質疑に対し、令和7年度から5年間の指定管理料は、3億3,736万6千円を計上している。令和6年度までの5年間の指定管理料が3億808万2千円だったので、比較すると2,928万4千円の増額となるとの答弁でした。

そらまめの会が管理運営していたときは、本市に税金を払っていたと思うが、これからはそらまめの会は払わずに図書館流通センターが税金等を払うことになるのかとの質疑に対し、共同企業体としてそらまめの会パートナーズを結成しているの、その共同企業体で税金を納めるものと思っているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第143号及び議案第144号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

新川床金春議員。

**○13番議員（新川床金春）** 議案第139号について、反対の立場で討論いたします。

まず、4期約18年間指定管理者として指宿図書館及び山川図書館を管理していただきました。その間、これまでにない各種サービスに努めてくださり、すばらしい全国表彰まで頂いたそらまめの会が、なぜ単独で応募しなかったのか、不思議でたまりません。株式会社図書館流通センターと共同企業体として応募した経緯が、文教厚生委員会の審査でははっきり示されていません。いろいろ聞いた中で、県内の図書館の運営状況を調査しました。鹿児島市、鹿屋市、出水市、南さつま市は、株式会社図書館流通センターが単独で契約しています。さらに、人件費の値上げ等を鑑みたとは言え、年間約600万、5年間で約3,000万の指定管理料の増額は、果たして適正なのかどうか。行政の役割は、最小の経費で最大の効果を求めることです。高齢者の敬老祝い金の縮減、各使用料を受益者負担として値上げを実施している、市民に負担を求めている本市にとって、指宿図書館、山川図書館の指定管理料を5,000万円増額することは、これまでの取組から考えて、市民が納得しないと思います。

最後に、議案を付託された文教委員会でも様々な質疑がなされ、どうしても納得できない疑念を持った議員がいて、採決がされております。

以上のことから、議案第139号に反対いたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

**○2番議員（松下知恵）** 議案第139号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、に対して、賛成の立場から討論いたします。

本と人をつなぐそらまめの会は、2007年より指定管理者として指宿図書館及び山川図書館の2館を運営しています。その間、文部科学大臣賞をはじめ、長年の活動の蓄積を評価され、様々な賞を受賞されていますが、その功績に甘んじることなく、「図書館は町の宝だよ」と市民から言われる図書館でありたいと常に努力されています。地域に育てられ、地域に恩返しをし続ける指宿図書館及び山川図書館は、これからも市民の笑顔や幸福を作り出してくれる大切な施設だと思っております。今回、そらまめの会パートナーズとして、全国の公立図書館598館、鹿児島県内でも11館を運営する実績を持った図書館流通センターとともに指定管理者の指定を受けることで、そらまめの会がこれまで以上に図書館業務に専念でき、ますます図書館サービスが向上するのではないかと思います。また、民間企業である図書館流通センターは、職員の研修も充実していると聞いておりますが、そらまめの会の職員の方々が更にスキルアップし、人材育成という点でも期待できるのではないのでしょうか。地域を愛し、地域に愛され、地域に根ざした図書館活動を目指すそらまめの会と図書館の管理運営のエキスパートである図書館流通センターのそらまめの会パートナーズが指定管理者と

して指宿図書館及び山川図書館を運営していただけるのであれば、竜に翼を得たる如しで、ますます発展していくのではと大いに期待しております。何よりも、図書館を愛する市民、そして子供たちが、新しく生まれ変わる指宿図書館、山川図書館を楽しみにしていることと思います。図書館を町の宝にと一緒に育てたいと願っている市民や子供たちの期待を裏切らないためにも、議案第139号は可決すべきと考えます。

以上で、賛成討論を終わります。

**○5番議員（東勝義）** 議案第139号について、反対討論いたします。

文教厚生委員会の委員長としては非常に心苦しいとは思いますが、先日、同僚議員とともに説明を受けました。今、賛成討論した議員の内容については、十分理解できるものと思っております。しかし、今回、この図書館の企業体としての公募に至った経緯を受けましたが、まず、私が危惧するのは2点あります。なぜ共同体として、本市を置くそらまめの会が代表でないのかということと、次に、2つの企業が公募される事前に協議されていること。これは、なぜこういう討論するかということ、説明を受けた17日の次の日の18日、担当課の部長並びに担当課長が我々のところに来て、「説明が足りなかったのではないかと説明に来ました」と、我々は全然説明を求めているのになぜ来たのか、非常に疑念に思いました。また、その説明を受けるのを全議員に説明したいということでしたが、とんでもなく、私と新川床議員、新宮領議員の3名を別の部屋に集めて説明したいという、全く私としては意に反して気分が悪い。そういうことをされるのはなぜだろう。そして、「我々がそらまめの会の館長と話をしたということをおなたたちは知っているでしょ」と言ったら、「我々は知りません」と言う。なぜ嘘を付くんだらう。そういえば、今、議案に上がっている指定管理について、指定者と職員が話し合うことが、もしかして内規に触れているのではないかと思います。じゃないと、こういうことで説明を受けましたとか、こういうことでこういうことがありましたとかいう決定する前に、なぜ職員と公募者が話し合うことができるのか、そこが不思議でなりません。もう1つ、共同体とするならば、1社が本当は指定管理としては2社で公募で争うのが普通の競争と思いますが、  
.....  
.....  
.....  
.....その2点に対して、私は本当に危惧しております。

この2点で間違いなければ、私としては、今回、もう一度差し戻して、当案をもう1回公募してやったほうがいいのではないかと、反対討論といたします。以上です。

**○10番議員（吉村重則）** 日本共産党は、一貫して市営すべきだということで、前回の指定管理から、ちゃんとした理由の中で賛成にしております。この中で、民営化することで、指定管理制度にすることで年間1,800万も減額されているという面では、職員数は増えたのに

1,800万も減額をしているんだということで、今回、これから5年間、年間600万の3,000万増やしているという面では、職員の待遇を改善すると。これまでそらまめの会が取り組んできたことは、全国の中でも表彰されて、すごくすばらしい取組をしているわけですので、今後でも取り組んでいていただきたいという立場で、賛成討論といたします。

○議長（西森三義） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分  
再開 午後 1時50分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、討論を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分  
再開 午後 2時32分

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの東勝義議員の発言については、後刻録音を調査し、不穏等発言があった場合には善処いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第143号及び議案第144号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第143号及び議案第144号の2議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号、指宿図書館及び山川図書館の指定管理者の指定について、を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子ボタン押下〕

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第139号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第134号～議案第138号及び議案第145号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第8、議案第134号、新たに生じた土地の確認について、から、日程第13、議案第145号、指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について、までの6議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

6議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（新川床金春） 産業建設委員会へ付託されました、議案第134号から議案第138号及び議案第145号の6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月4日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、6議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第134号について。

湯の浜二丁目1849番2から1862番を経て1860番となっているが、丹波川は湯の浜三丁目ではないかとの質疑に対し、1860番は湯の浜二丁目間違いのないとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第136号について。

いぶすき山川港特産市場の指定管理者は、公募を行ったところ1者しか応募がなかったということは、指定管理料が0円で利益の25%を指宿市に納付するということが厳しすぎたのではないかとの質疑に対し、募集期間に現地確認を設けたところ、2団体が現地説明会に来ていたが、最終的には芙蓉商事のみの応募であった。他自治体でも納付料を設けているところはあまりないとの答弁でした。

指宿には道の駅が2軒あり、課長は県内で納付を募っているところはないと言ったが、彩花菜館との違いはとの質疑に対し、道の駅いぶすき彩花菜館も指定管理料は同様に0円であり、提案があった内容が利益の25%を納めるということであったとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第137号について。

池田湖観光施設公園の指定管理料は幾らになるかとの質疑に対し、5年間にわたり、4,240万の指定管理料で管理をしていただくとの答弁でした。

活お海道や彩花菜館は指定管理料は0円で利益の25%を納付するが、池田湖観光施設公園については、そのような方法は庁舎内で協議されなかったのかとの質疑に対し、そもそも指定管理の業務形態が違って、道の駅には施設内に物販やレストラン、テナント事業などが指定管理料に含まれている。一方、池田湖観光施設公園については、水上デッキ、交流広場、ホワイエ等を貸し出す際の使用料しか施設管理者に入っていないということから、指定管理料を払うということになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第138号について。

指宿市天然砂むし温泉施設は、使用料制から利用料金制に変わるということだが、入浴料が値上げになった分も踏まえて、市に幾ら利益が納付されるのかとの質疑に対し、今回新たに納付金制を導入し、1億円以上を納付するという事で仕様書をうたっているとの答弁でした。

1億円になる根拠はどのような計算をしているのかとの質疑に対し、令和7年度については、利用者数を25万3千人程度を見込んでおり、客単価を1,388円で計算して、年間の使用料が3億5,200万程度と見込んでいる。経費については2億4,000万程度を見込んでいるため、1億1,000万程度黒字になる試算をしているとの答弁でした。

まちづくり公社の代表、理事長は、以前は副市長がなっていたと思うんですが、それが変わった理由はどの質疑に対し、そもそも公社の理事長については、まちづくり公社の理事会等の中で選任ということになっていますので、そこについては把握していないとの答弁でした。

意見として、指宿温泉まちづくり公社は第三セクターであることから、これまでは理事長は行政のトップ若しくはナンバーツーということで、議会とも相談しながら今まで進めてきた経緯があります。そういう意味からも、やはり責任をどうしても行政というものがありますから、若干その辺については、事前に議長若しくは全協辺りで報告があってもよかったというものがありませんでした。

次に、議案第145号について。

指宿市ヘルシーランドの使用料・手数料等の値上げ幅の根拠は、どのような基準にして上げているのかとの質疑に対し、施設の運営改善、そしてサービスの拡充を目指すため、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づいて使用料の見直しを行った。ヘルシーランドの温泉保養館については、受益者負担率が36%で、残り64%は公費で賄っていることから、令和7年度以降、受益者負担が50%を目指して利用料金の改定をしたとの答弁でした。

料金を改定した後、年間どれだけの収入が増えるようになるのかとの質疑に対し、令和5

年度の施設利用者数を参考に、保養館で約870万円、露天風呂で約2,840万円の収入増が見込まれているとの答弁でした。

使用料を改定することで受益者負担が何%になるのかとの質疑に対し、令和7年度の温泉保養館については50%を見込んでいる。露天風呂の受益者負担は令和5年度84%だったが、露天風呂の観光施設ということで、受益者負担率100%という施設というふうに認識しており、料金改定後は193%を見込んでいるとの答弁でした。

投資的経費が12億あったが、過疎債で補填される部分もあって、残りの部分を計算したとき、今の金額だと何年で完済する計画かとの質疑に対し、償還については、起債等も含めた償還額ということで20年間で考えているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお、議案第135号については、質疑、意見ともにありませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

**○10番議員（吉村重則）** 砂楽の件で18日に資料をもらったんですけど、この資料の中で、シミュレーションでは、利用者が令和7年度は25万3千人で、3億5,211万ぐらい売上をするというシミュレーションの表になっているんですけど、この積算根拠のやつで見た場合、利用人口が、シミュレーションでは25万3千人強なんですけど、根拠のやつでは令和5年度の110%で25万4千人、大体近いんですけど、シミュレーションのほうでは3億5,200万ということに対して3億8,000万からなっているんですけど、このシミュレーションと根拠の違いというのは、どういう議論がされたんですか。

**○産業建設委員長（新川床金春）** 委員会では、根拠はということを知りました。ですから、シミュレーションがあることを委員は誰も知らないの、今質疑された3億8,000万という数字は、委員会では出ていません。

**○10番議員（吉村重則）** このシミュレーションの出しているのと根拠を出しているこの表については、委員会の中では出てきていないということなんですか。

**○産業建設委員長（新川床金春）** 委員会では出されておられません。

**○10番議員（吉村重則）** 議案については、委員会でいろいろ議論をして、本当にいいのかどうか議会で判断すべきものだと思うんですけど、本当にこういう資料が委員会に出ていないんだったら、完全な議会無視じゃないかと思うんですけど、その辺はどう捉えますか。

**○産業建設委員長（新川床金春）** 私、12月18日、産業建設委員が集まった中での説明はなくて、別の委員が説明を受けているのを見てびっくりしました。なぜ担当委員会で説明しなかったのか、私も疑問に思ってます。それ以上は答えられません。

**○議長（西森三義）** ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、新川床金春議員。

○13番議員(新川床金春) 議案第138号について、反対の立場で討論いたします。

指宿市天然砂むし温泉施設を使用料金制から利用料金制に変えるという説明を受けました。令和6年第2回定例会で、指宿市天然砂むし温泉施設の入浴料の値上げを採択しました。令和7年の使用料は3億5,200万になると予測し、経費は2億4,000万程度と見込んでいると説明受けてます。さらに、指定管理者から年間1億円以上の納付をすると仕様書にうたっているとの答弁を委員会でもらっています。議員の皆さん、委員会で1億円になる根拠はどうかと質疑しました。収支として1億1,000万程度黒字になるので、1億円の納付金が可能ではないかと試算していると答弁いただいています。私もびっくりしたのは、先ほど委員長報告に質疑がありました、産業建設委員会で出されなかった数字、書類がなぜ委員会後に出てきたのか。それも2週間後であり、産業建設委員会委員以外の議員に砂むし会館利用料金制移行検討に関する積算根拠、繁忙期ありと記載されているものが、なぜ委員会に説明がなかったのか、甚だ遺憾であります。12月18日から19日の夕方の時点で多くの議員が説明を受けていますが、なぜ全ての議員が一堂に出席した場所で資料の説明をしなかったのか、残念でなりません。産業建設委員会をないがしろにする行為だと委員長として言わせていただきます。委員会での質疑された積算根拠が記載されたA3の書類の左側のE欄には、利用者数は25万4,191人、右側のE欄には、特別料金の場合の使用料は3億8,000万で、特別料金なしの場合は3億7,000万と記載されています。議員の皆さんに渡されましたA4の書類のE欄の黒枠の数字に間違いはないですか。積算根拠を基に計算すると、特別料金ありの場合の使用料は3億8,000万で、経費2億4,000万を差し引くと利益は1億4,000万になります。天然砂むし温泉施設の指定管理者は、令和4年度末決算で1億9,100万円もの正味財産を保有しています。併せて説明すると、県内の第三セクターで正味財産を2億円以上保有しているのは、令和5年度末では県内に3件しかありません。令和5年度の決算書に自主事業費の収益を1,523万と記載されております。この金額を合わすと、令和6年度末には、自主事業収入と指定管理を含めると2億円以上の正味財産を保有することになります。市の第三セクターである指定管理者が、大まかな市の仕事だけを受託し、2億円もの正味財産を保有する市内でも有数な企業になります。議員の皆さん、第三セクターであり、指定管理者が2億円以上の正味財産を保有することを見過ごしていいんでしょうか。山川ヘルシーランドの露天風呂は、観光施設ということで受益者負担100%の施設と認識しているのであれば、天然砂むし温泉施設、ここも観光施設として認識し、外貨を求めるため民間に委託せず直営で運営

し、温泉施設使用料と併せてタオル及びバスタオルの販売収入を得ることができます。議員の皆さんには、タブレットに決算書が入っています。令和5年度の自主事業の販売は5,000万です。タオル購入費、バスタオルクリーニング代を大まか計算すると約3,000万と見込みます。2,000万円の収益が見込まれると私は決算書から読み解きました。使用料の約1億4,000万の収益と自主事業で得れる2,000万円を合計すると1億6,000万になります。収益約1億6,000万から1億を砂むし会館砂楽の建替え準備基金に積立て、残りを一般会計に繰入れ、令和6年第4回定例会の一般質問で多くの議員から提案が出ました、人口減少対策、子育て支援、女性が活躍できる町づくり、高齢者の交通支援、市民の安心・安全のための防犯カメラ設置、道路の安全管理、観光施設のトイレなどの維持管理などに活用すべきです。市民から、打越市長になってから高齢者の敬老祝い金が減額して残念だという声を聞きます。各施設の使用料を受益者損と言って値上げを断行している状況を市民はどのように捉えるか、議員の皆さん、考えてください。高齢者をはじめとする3万7千人の市民がこのような状況を知った時、納得しますか。市民から、「市長や議員はいらんよ」と、そういう声が上がってくるのではないかと私は危惧します。議員の皆さん、市民生活が安心・安全で住みやすい町にするため、経常経費を削減し、最小の経費で最大の効果を発揮するため、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者を直営に見直すことはできないでしょうか。

最後になりますが、天然砂むし温泉施設の運営を山川ヘルシーランドと同じように一時直営方式で運営し、収益改善を図っていただきたいと申し上げて、反対討論とさせていただきます。ありがとうございます。

**○議長（西森三義）** 次に、吉村重則議員。

**○10番議員（吉村重則）** 議案第145号、指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、この条例の改正は、値上げする内容になっています。旧山川町時代の時に、町民の健康維持のために保養施設として導入したのが原点であります。創業当初から利用している方々の健康状態や介護保険や医療保険への影響こそ調査をして判断すべきです。市民の暮らしは、物価高騰、年金の減額により、非常に厳しい状況です。誰もが利用しやすい施設にすべきです。保養施設として値上げをすべきではありません。

以上の理由で、反対討論といたします。

**○議長（西森三義）** 次に、東勝義議員。

**○5番議員（東勝義）** 議案第138号について、反対討論いたします。

先日、私の一般質問で、市長は、ヘルシーランド露天風呂たまたま箱温泉及び砂むし温泉砂湯里は、指宿の外貨獲得のため、是非、必要なものであり、市長が掲げる稼げるまちづくりに匹敵するという答弁がありました。一番の稼ぎ頭である指宿の砂むし温泉砂楽は、年間1

億数千万以上の利益を稼ぐドル箱施設と考えております。指宿市で一番稼ぎ頭の施設を、その利益を学校給食無償化に充てることも十分考えられます。無償化を訴える議員にとっては、その一枠となる財源確保施設として、是非、指宿市の直営としてお願いしたいと思えます。また、指宿温泉まちづくり公社には、道路の管理の業務のプロとして、草刈り業務に遅れが出ないようにこれからも頑張ってくださいと思っています。また、砂むし温泉砂楽の指定管理公募は、非公募で行われております。非公募の判断基準の事例として、現状が直営の施設又は非公募の施設で、近い将来に廃止又は譲渡が見込まれる場合、指定取消しなどにより緊急に指定管理者を選定しなければならない場合、指定管理者の公募を行ったが民間企業事業者からの応募がなかった場合、公募により選定された指定管理者の再指定の場面において、当該指定管理者が一定の条件を満たした場合に指定期間の更新を行う場合、以上のような場合が非公募の判断基準となるようであります。また、適切な指定管理を選定するためには、総務省通知で公募を原則としていることから、非公募とする場合には、非公募にしなければならない理由について十分な検証を行い、その根拠を示す必要があります。特に、コストの妥当性、業務の効率性、サービスの質について、非公募とすることによる利点があり得るか、十分な検討をすることが求められております。なお、非公募の場合、指定管理者の選定の段階で、非公募とする理由を公表するだけでなく、十分に説明責任を果たしたことを条件としております。説明責任を果たすためには、事後、実際の運営状況についてモニタリングの結果を公表するなどして、コストの妥当性、業務の効率性、サービスの質などの観点を含めて、非公募の理由が妥当であったことを証明する必要があります。

以上のことから、我々議員にも非公募に至った十分な説明がなされていないことから、議案第138号に反対するといたします。

**○議長（西森三義）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

**○6番議員（西田義哲）** 議案第138号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

本議案は、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理の指定に関するものであります。今回の指定管理に関しましては、今までと大きく異なる点は、指定管理料に関することで、使用料制から利用料金制へと変更になります。これまでの使用料制では、施設の売上が市の歳入になると同時に、施設の運営に係る経費を市が指定管理業として負担していました。それが今回の利用料金制になりますと、施設の売上は指定管理者のものとなり、運営に係る経費にあたる指定管理料は、市から指定管理者へ払われることはありません。また、今回は、施設の運営利益のうち1億円以上を指定管理者が市に納付することになります。したがって、自分たちの営業努力で得た売上の中から運営に係る経費を支出し、さらに、その利益の1億円以上を市に納付するということになりますので、指定管理者には更なる経営努力が求められることとなります。今回の指定管理につきましては、令和7年度と8年度の2年間をテスト期

間と位置付け、令和7年度の結果を検証し、より充実した制度となるよう取り組んでいくと、先日行われた一般質問でも答弁いただいております。令和9年度には、施設周辺で進められている指宿港海岸整備が完了する予定で、整備完了後は、施設周辺を含む海岸一体の賑わいの創出は必至であります。まちづくり公社におかれましては、長年にわたる砂むし温泉施設の運営に携わってきたノウハウを大いに生かしていただき、本市が世界に誇る天然砂むし温泉のポテンシャルを十分に引き出していただきたきながら、施設及び周辺地域の更なる活性化の中心的役割を担っていただく指定管理者として、全く問題ないと私は考えております。

担当課におかれましては、指定管理者を監督する部署として、モニタリング等をしっかりと行いながら、今まで以上に連携を図っていただき、指定管理者が十分なサービスを提供できるよう鋭意努めていただきますよう申し添えまして、私の議案第138号に関する賛成の討論とさせていただきます。

先ほど、資料の件で、議会、議員、委員会の軽視というふうな形で発言がありましたけれども、委員会の中で説明に不足を感じると、そういった中で資料を要求するというのは、これは議員側の仕事であり、執行部がそれを前もってやることは特に求められていない部分はあると思います。逆に議員のほう分からないのであれば、それを委員会の中で資料を請求すればいいだけのことであり、また、非公募にした理由というのは、先ほども申しましたけれども、令和7年度と8年度の2年間をテスト期間として位置付けて、制度のより充実したものになるよう取り組んでいくということで理由も明確にされておりますので、何ら問題ないというふうに私は考えております。以上です。

**○3番議員（山本敏勝）** 私は、議案第138号に対して賛成の立場で討論させていただきます。

今現在、公社のほうで運営していただいておりますが、これを市の直営となった場合に、あらゆる面で公共単価、雇用体系、また、サービスの面においてもなかなか難しい面が出てくるのではないかと。タオルとかバスタオルなんかに関しても、公共単価となりますと入札性を持って入れたりとかすると思いますので、そういう部分が出てきますと、実際、今金額が1億円という数字が出ておりますけれども、そうなる、果たしてその数字というものが出てくるかどうか。今現在、一般企業の方々が頑張っているからこそ、この数字は求められるんだろうと思いますので、私は、今の公社の体系で頑張っていて、納付金というものを納めていただくほうがかえって様々な部分に使っていただけるのではないかと思います。

よって、138号に対して、私は賛成という立場を取らせていただきます。

**○議長（西森三義）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第134号から議案第137号までの4議案を一括して採決いたします。

4議案に対する委員長の報告は、可決であります。

4議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第134号から議案第137号までの4議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第138号、指宿市天然砂むし温泉施設の指定管理者の指定について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

**○議長(西森三義)** 押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号、指宿市ヘルシーランド条例の一部改正について、を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長報告に御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

**○議長(西森三義)** 押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第145号は、原案のとおり可決されました。

### △ 議案第146号（委員長報告，質疑，討論，表決）

○議長（西森三義） 次は、日程第14、議案第146号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第10号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（松下知恵） 総務水道委員会へ分割付託されました、議案第146号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、企画政策課所管分について。

新規で移住支援事業補助金の対象となる世帯の住宅はどうなるのかとの質疑に対し、中古の住宅を購入し、リフォーム等も含め検討中であるとの答弁でした。

東京近辺からの移住になるが、仕事はどうされる予定かとの質疑に対し、鹿児島県のジョブマッチングサイト「かごJob」に掲載された指宿市の企業にお勤めになっているとの答弁でした。

意見として、定住は指宿にとって非常に大事なことなので、今後、もっと力を入れて取り組んでいただきたいというものがありませんでした。

なお、総務課及び財政課所管分については、質疑、意見ともにありませんでした。

また、人事秘書課、健幸・協働のまちづくり課、危機管理課、山川支所地域振興課、開聞支所地域振興課及び議会事務局の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

○議長（西森三義） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（東勝義） 文教厚生委員会へ分割付託されました、議案第146号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、指宿商業高校所管分について。

取替修繕を行う非常用放送設備と屋内消火栓用ホースは、どのような不備あり、金額は幾ら掛かるのかとの質疑に対し、放送設備が132万円、消火栓用ホースが25万7,400円を見込んでいます。放送設備については、幾つかのスピーカーに不備があるという指摘を受けた。消火栓用ホースについては、製造から10年が経過して、耐用年数が過ぎているという指摘を受けたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、教育総務課所管分について。

北指宿中学校の仮設校舎整備事業について、2年で間に合うのかとの質疑に対し、北指宿中学校においては、特別教室棟も管理教室棟も同時に長寿命化改修工事を行うので、令和7年の夏休みに2つの建物の引っ越しを全て行い、約1年掛けて令和8年7月ぐらいまでに長寿命化改修工事を終了させて、8月の夏休み期間中に引っ越しをするという計画であるとの答弁でした。

この北指宿中学校の改修事業に武道場やプールなどは含まれていないのかとの質疑に対し、今回計上しているのは、管理教室棟と特別教室棟の改修費用だけである。令和8年7月に校舎などが完成して引っ越しを行った後、令和8年度の事業として、武道場やプールの新築、仮設校舎の解体をする予定であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、学校教育課所管分について。

4年に一度の中学校教科書改訂に係る採択替えに伴い、新たに教師用の教科書・指導書等を購入するということだが、デジタル教科書とはどのようなものかとの質疑に対し、紙の教科書の内容をそのまま記録した電子教材であり、教師が児童生徒に提示することを目的とした指導者用の教科書である。授業の中で、教師が教室の大型モニター等に投影して、児童生徒に提示する形が一般的な使い方であるとの答弁でした。

4年ごとに改訂されるということで、令和7年度から新たに使うものということか。また、教師に異動があって交代したとしても、4年間はそのまま使っていけるということかとの質疑に対し、令和7年度から中学校の教科書として使われ、4年間は使えるということになるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、健康増進課所管分について。

産後ケア事業に係る補正予算ということだが、どのような事業かとの質疑に対し、医療機

関に委託して、宿泊型・通所型，若しくは，助産師が自宅に訪問して実施する訪問型の3種類があり，出産後に頼れる人がいない方や里帰り出産ができない方などのための事業である。乳房ケアや抱っこや授乳，げっぷのさせ方等の指導や，お風呂の入れ方やお世話の仕方についての相談を受けたりしているとの答弁でした。

育児ノイローゼの方も対象になるのかとの質疑に対し，産後うつ予防のための事業であって，精神科を受診するような重たい症状の病気を持っている方は対象外とさせていただいているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

なお，地域福祉課所管分については，質疑，意見ともにありませんでした。

また，生涯学習課，学校給食センター，市民課，税務課，環境政策課，国保介護課，長寿支援課，山川支所市民福祉課及び開聞支所市民福祉課の各所管分については，人件費のみの補正であるため，説明を求めませんでした。

以上で，報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

次に，産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（新川床金春）** 産業建設委員会へ分割付託されました，議案第146号の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る12月4日，全委員出席のもと，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，農業委員会事務局所管分について。

農地中間管理事業の機構集積協力金30万円の返還という説明だったが，この土地は，まだ借り手が見つからなくて中間管理機構が持っていたのかとの質疑に対し，事業実施者が農地中間管理機構と10年の契約を結んでいたが，10年を待たずして解約をするということで，それに伴って返還が生じたとの答弁でした。

その土地は借り手がいて，農作物を作ったということではなかったのかとの質疑に対し，耕作者が収穫を終えた時点で合意解約をし，所有権移転の話に転じたとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，耕地林務課所管分について。

林業振興費の中の50万円は、県営県単治山事業の総事業費500万円に対する地元負担金という説明があったが、崩壊した場所というのは、崖が崩れたところだけだったのか、それとも人家辺りまで影響があったのかとの質疑に対し、周辺に10軒ほどの住宅があるが、今回、問題にしているのは、住宅と市道があって市道の反対側の山腹が崩れた部分であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。

私道整備について要望があったことから補助金を増額するということだが、私道の幅は何mで、延長はどれくらいあるのかとの質疑に対し、道路の幅員が約5.7mで、延長は約60mになるとの答弁でした。

認定外道路整備事業の基準というのはどうなっているのかとの質疑に対し、認定外道路の改良については、幅員が2.5m以上4m未満、認定外道路の舗装については、コンクリート舗装、アスファルト舗装ということで決まりがあり、補助金の額につきましては、工事費によるが、その2分の1以内という基準を設けているとの答弁でした。

今回の私道の幅員が5.7mあるのであれば市道として整備するべきではないかとの質疑に対し、今回の私道は、底地が個人名義の共有名義となっている。幅員が5.7mあるうちの4m部分だけを対象とみなし、補助金を交付しようとするものであるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、都市・海岸整備課所管分について。

指宿港海岸の緑地整備の工事費の追加ということだが、進捗率は何%になるのかとの質疑に対し、5年間で5億円の事業を計画している。現段階で今年度末、補正も含めて進捗率約30%になるが、今後、事業費が増える可能性もあるとの答弁でした。

現地を見に行ったところ、市道よりも海岸側が高くなっていたが、完成後は市道側は高くなるのかとの質疑に対し、市道の高さは、おおむね今の高さのまま、緑地のほうが少し高い盛土になるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、建築課所管分について。

がけ地近接等危険住宅移転事業の補助金は、県や市で補助割合はどうなっているのかとの質疑に対し、国が2分の1、県が4分の1、市町村も4分の1になるとの答弁でした。

補助額は全体工事の何%で、上限は幾らになるのかとの質疑に対し、除却工事費については、平米当たり、木造の場合は3万2千円、非木造の場合は4万6千円を限度とし、引っ越し費用等は97万5千円を限度としているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、商工水産課所管分について。

道の駅山川港活お海道の修繕料について、幾らまでのものは指定管理者が払う、それ以上は市が払うというような基準はないのかとの質疑に対し、指定管理の公募における仕様書や協定書によって、修繕料が50万円以上のものは市が負担するとし、それ未満のものは指定管理者が負担をするとなっているとの答弁でした。

建築されてから15年経過しているということだが、指定管理者が運営するために、今回の修理のほかに調子が悪いところの相談はないかとの質疑に対し、敷地内に高压電源を引き込むケーブルが劣化しているので、来年度以降、計画的に修繕を図る。また、備品関係はやはりどうしても壊れるという部分が見受けられるので、計画的に入れ替えようとしているとの答弁でした。

意見として、指定管理者が売上の中の25%を納付するという事になっているので、事業がうまくいくように定期的なメンテナンスをしていただきたいというものがありました。

次に、観光施設管理課所管分について。

ヘルシーランドにおいて、露天風呂と保養館をつなぐカートを購入するという事だが、どのように使用するのかとの質疑に対し、法面の崩壊等に伴う改修工事をする際に管理用道路を造った。その管理用道路を運行するカートを2台購入する予定で、たまた箱温泉と砂むし温泉砂湯里の利用者を乗せて両施設をつなぐということを考えているとの答弁でした。

カートを購入するという事であれば、運転する方が必要になるかとの質疑に対し、カートの運転については、たまた箱温泉の職員で対応する予定としている。たまた箱温泉については、新たにカフェエリアも設置するので、その関係で人員の増を見込んでいるとの答弁でした。

かいもん山麓ふれあい公園のログハウスの修理と備品購入費が計上されているが、利用はどのような状況かとの質疑に対し、令和5年度の利用者数は4,493名となっているとの答弁でした。

意見として、急傾斜地をカートで運行するという事ですが、あの勾配を見たら危ないと思う。事故がないように、適正な管理をしていただきたいというものがありました。

なお、観光課、ふるさと納税課、スポーツ振興課、建設監理課、農政課の各所管分については、人件費のみの補正であるため、説明を求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第146号を採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西森三義) 御異議なしと認めます。

よって、議案第146号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第149号～議案第151号(委員長報告、質疑、討論、表決)

○議長(西森三義) 次は、日程第15、議案第149号、令和6年度指宿市水道事業会計補正予算(第1号)について、から、日程第17、議案第151号、令和6年度指宿市一般会計補正予算(第11号)について、までの3議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

3議案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長(松下知恵) 総務水道委員会へ付託されました、議案第149号から議案第151号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月2日及び16日、全委員出席のもと、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第150号について。

収入の部で受益者負担金が600万円あるが、これは何世帯分なのかとの質疑に対し、宅地として使用できない間、受益者負担金の徴収を猶予することになっているが、今年度の猶予解除は、住宅建築に伴うものが5件で約100万円、土地の地目変更に伴うものが17件で約250万円、既存の賦課分の分納する予定だったもので一括納付されたものが17件で約200万円となっているとの答弁でした。

建築改良費で、污水管渠建設費が640万円ということだが、これは材料代の高騰により不足が生じたものかとの質疑に対し、令和5年度の決算額は、年間で10件の約370万円の工事費だったが、令和6年度は、上半期段階で18件の申請があり、9月末で13件の約540万円を支出している。残りの施工中5件と、年度末までの見込みで640万円の費用が必要ではないかということと計上しているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第151号について。

今回の企業版ふるさと納税は、J u j u選手のために企業からきているのかとの質疑に対し、5,000万円の企業版ふるさと納税を頂いたうちの4,500万円については、J u j u選手のほうにシティプロモーション事業の負担金として支払い、残りの500万円については基金に積立てをするとなっているとの答弁でした。

シティプロモーション事業としてJ u j u選手のレーシングスーツやマシンに指宿市というロゴを記載することは、非常に宣伝効果があると思われるが、例えば、指宿市に来てイベントなどに参加してもらうこともできるのかとの質疑に対し、指宿市のロゴはマシンの正面から見て左側に記載している。9回のレースでのロゴの効果やメディアの波及効果を合わせると1億円以上の効果があるのではと思っている。指宿に帰ってくる機会があれば、是非P Rしていただければと思っているとの答弁でした。

意見として、J u j u選手にレーサーとして活躍していただき、指宿の温泉や砂楽などP Rしていただけるよう相談してほしいというものがありました。

なお、議案第149号については、人件費のみの補正であるため、説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第149号から議案第151号までの3議案を一括して採決いたします。

3議案に対する委員長の報告は、可決であります。

3議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第149号から議案第151号までの3議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第147号及び議案第148号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（西森三義）** 次は、日程第18、議案第147号、令和6年度指宿市国民健康保険特別会計補

正予算（第3号）について、及び、日程第19、議案第148号、令和6年度指宿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、の2議案を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（東勝義）** 文教厚生委員会へ付託されました、議案第147号及び議案第148号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る12月3日に審査いたしました結果、2議案ともに全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、2議案ともに人件費のみの補正であるため、関係課への説明は求めませんでした。

以上で、報告を終わります。

**○議長（西森三義）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第147号及び議案第148号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（西森三義）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第147号及び議案第148号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第152号～議案第158号一括上程

**○議長（西森三義）** 次は、日程第20、議案第152号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、から、日程第26、議案第158号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、までの7議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

## △ 提案理由説明

○市長（打越明司） 今回、追加して提出いたしました案件は、条例に関する案件が3件、補正予算に関する案件4件の計7件であります。

それでは、議案の提案理由につきまして、まず、議案第152号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、令和6年人事院勧告の趣旨に鑑み、職員の給料表及び期末手当等の支給率を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案第153号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び、議案第154号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、であります。

この2議案は、令和6年人事院勧告の趣旨に鑑み、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給率を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

なお、議会議員の月額報酬及び三役の給料については、昨年度と同様、据え置くこととして、期末手当のみの改定をしようとするものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○総務部長（渡部徹也） それでは、命によりまして、総務部所管の議案につきまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページを御覧ください。

議案第152号、指宿市職員の給与に関する条例及び指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、令和6年人事院勧告の趣旨に鑑み、職員の給与の額を改定するため、これらの条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容を御説明申し上げますので、2ページを御覧ください。

第1条は、指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。改正の主な内容は、まず、一般職員の期末手当につきまして、令和6年12月の支給割合を、現行の100分の122.5から100分の127.5に改定し、あわせて、勤勉手当につきまして、令和6年12月の支給割合を、現行の100分の102.5から100分の107.5に改定しようとするものであります。また、別表第1の給料表につきましては、高卒初任給を2万1,400円、大卒初任給を2万3,800円引き上げるとともに、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね30代後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に引上げを行い、平均で3.0%の引上げ改定を行おうとするものであります。

次に、7ページを御覧ください。

第2条も同じく指宿市職員の給与に関する条例の一部改正であります。第1条と施行期日が異なることから、条を分けて改正するところであります。

改正の主な内容は、令和7年度以降の期末手当を、第1条で引き上げた100分の127.5から100分の125に、同じく勤勉手当を100分の107.5から100分の105に改定しようとするものであります。

次に、8ページを御覧ください。

第3条及び第4条につきましては、指宿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてですが、こちらも施行期日が異なるため、条を分けて改正するものであります。

まず、第3条では、特定任期付職員の給料表について、1号給を1万2千円、2号給を1万3千円、3号給を1万5千円、4号給を1万6千円、5号給を1万9千円、6号給を2万2千円、7号給を2万5千円、それぞれの給与月額から引き上げる改定をしようとするものであります。また、令和6年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の170から100分の175に改定しようとするものであります。

第4条では、令和7年度以後の期末手当の支給割合を、第3条で引き上げた100分の175から100分の172.5に改定しようとするものであります。

次に、附則第1項及び第2項において、第1条及び第3条の改正後の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の施行期日を公布の日とし、令和6年4月1日から適用しようとするもので、第2条及び第4条につきましては、施行期日を令和7年4月1日にしようとするものであります。

次に、9ページの附則第3項で、改正前のそれぞれの条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後のそれぞれの条例の規定による給与の内払いとみなすことを定めております。

次は、提出議案の10ページを御覧ください。

議案第153号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び、12ページの議案第154号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

これらの2議案は、令和6年人事院勧告の趣旨に鑑み、市議会議員及び特別職の職員の期末手当を改定するため、関係条例の所要の改正をしようとするものであり、改正の内容が同一であるので、併せて御説明申し上げます。

改正の主な内容といたしましては、第1条において、令和6年12月の期末手当の支給割合を、現行の100分の165から100分の170に改定し、第2条において、令和7年度以後の期末手当の支給割合につきまして、第1条で引き上げた100分の170から100分の167.5に改定しようとするものであります。

なお、附則において、第1条の改正後の期末手当の支給割合については、公布の日から施

行することとし、令和6年12月分から適用するとともに、第2条の施行期日を令和7年4月1日にしようとするものであります。また、附則第3項において、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを定めているところであります。

次は、提出議案の14ページを御覧ください。

議案第155号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、であります。

別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書の3ページを御覧ください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,218万5千円を追加し、予算の総額を288億9,965万5千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出のほうから説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳出の各目に人件費を計上しております。これは、指宿市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う人件費の補正であります。

24ページを御覧ください。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節18負担金補助及び交付金1,839万2千円の補正につきましては、指宿南九州消防組合の給与改定に伴う同消防組合への負担金であります。

そのほかの各目の人件費につきましては、27ページから記載してあります給与明細書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

次に、歳入について御説明いたしますので、14ページを御覧ください。

款11地方交付税4,798万8千円の補正につきましては、今回の補正の財源として普通交付税を計上しようとするものであります。

款20繰越金8,419万7千円の補正につきましては、今回の補正の財源として前年度繰越金を計上しようとするものであります。

次は、提出議案の15ページを御覧ください。

議案第156号、令和6年度指宿市唐船峡そうめん流し事業特別会計補正予算（第1号）について、から、17ページの議案第158号、令和6年度指宿市公共下水道事業会計補正予算（第4号）について、までの3議案につきましては、いずれも人件費についてのみの補正予算となっておりますので、別冊の令和6年度指宿市各会計補正予算、予算に関する説明書及び令和6年度指宿市公営企業会計補正予算書を参照していただきますようお願い申し上げます。以後の説明は割愛させていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（西森三義）** 暫時休憩いたします。

|    |    |       |
|----|----|-------|
| 休憩 | 午後 | 3時54分 |
| 再開 | 午後 | 4時09分 |

○議長（西森三義） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 議案第152号～議案第158号（質疑、委員会付託省略、討論、表決）

○議長（西森三義） これより、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第152号から議案第158号までの7議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議案第152号から議案第158号までの7議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

吉村重則議員。

○10番議員（吉村重則） 議案第153号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと、議案第154号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対する立場から討論いたします。

一般に、期末手当は労働者の報酬の一部であり、市職員も同様であります。その対応として、人事院が勧告する仕組みになっています。公務員の賃上げが民間賃金の引上げにつながることで、労働者の低所得を増やすことが景気回復の道につながります。しかしながら、市長や副市長、教育長などの特別職や議員は、労働者と一律、同列に論ずることはできません。地方公務員の賃金が国家公務員賃金や人事員勧告に遵守して決められるものに対し、議員や特別職はそうではありません。議員や特別職は、市民の痛みや苦しみを最も感じなければならぬ立場です。政府は、景気が回復していると発表していますが、庶民にその実感はありません。また、今年10月から指宿市の使用料、利用料の大幅な値上げも行いました。期末手当を増やすことについて、市民にも説明もつかないし、理解も得られないと思えますので、反対いたします。

議案第155号については、その一部が、第153号及び第154号が前提になっていますので、同様に反対いたします。

○議長（西森三義） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第152号、議案第156号、議案第157号及び議案第158号の4議案を一括して採決いたします。

4議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第152号、議案第156号、議案第157号及び議案第158号の4議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第153号、指宿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

**○議長(西森三義)** 押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第153号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第154号、指宿市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

**○議長(西森三義)** 押し忘れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西森三義)** 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第154号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第155号、令和6年度指宿市一般会計補正予算（第12号）について、を採決いたします。

御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

[電子ボタン押下]

○議長（西森三義） 押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、議案第155号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議員派遣の件

○議長（西森三義） 次は、日程第27、議員派遣の件、を議題といたします。

本件は、1月21日、鹿児島市で開催されます鹿児島県市議会議長会主催の議員研修会への議員派遣について、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布しております議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西森三義） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

#### △ 市長挨拶

○議長（西森三義） 市長より発言の申出がありますので、議長において発言を許可いたします。

○市長（打越明司） 令和6年の最後の議会の閉会に当たりまして、一言御礼と御挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

今年も、第1回から第4回まで1年間通じて、議会の皆様方には様々な議論、御意見をいただきまして、今年なんとか無事活動を終えようとしていることに対しまして、本当に

心から御礼を申し上げたいと思います。とりわけ、この第4回の議会におきましては、大変活発な議論もありまして、様々な議論がありましたけれども、そういったところでの意見や提案につきましては、私ども執行部といたしましても、私をはじめ、それぞれの職員がしっかりと肝に刻みながら、来年に向けてまた頑張っていきたいというふうに決意を新たにしているところであります。

ますます来週辺りから寒波の襲来が予報されまして、非常に寒くなるということでありまして。どうぞ議員の皆様方におかれましては、十分に健康に気をつけられて、穏やかで健やかな年を迎えられますように、心から御祈念申し上げたいと思います。

来たる新しい年が、指宿市民にとりまして、そしてまた私ども指宿市にとって飛躍の年になりますことを心から御祈念申し上げ、今年最後の議会の閉会に当たっての御挨拶としたいと思います。本当に皆さん、ありがとうございました。

#### △ 閉議及び閉会

○議長（西森三義） 以上で、本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じ、あわせて、令和6年第4回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 西 森 三 義

議 員 松 下 知 恵

議 員 前 原 五 男

## 参 考 资 料

# 議 員 派 遣 書

令和 6 年12月20日

次のとおり議員を派遣する。

○ 目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

1 鹿児島県市議会議長会主催の市議会議員研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 令和 7 年 1 月21日 (1 日間)

(3) 派遣議員 議長 ほか16人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。